

第3回共同シンポジウム
サイバースペースの知的財産権
法情報データベース-講演要旨集-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト (SHIPプロジェクト)」, サイバー法研究会, 法情報学研究会 公開日: 2015-12-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17721

第3回共同シンポジウム
サイバースペースの知的財産権
法情報データベース
— 講演要旨集 —

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業

「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」

サイバー法研究会

法情報学研究会

後援

明治大学情報科学センター

日時・場所

2000年5月20日及び21日

明治大学駿河台校舎リバティタワー

第3回共同シンポジウム講演要旨集目次

1 第3回シンポジウム開催プログラム

2 講演要旨

主宰者等挨拶p. 6

第1部：「サイバースペースの知的財産権」

福島力洋	Religious Technology Center v. Netcom 事件—第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任— p. 10
上野達弘	技術による著作権の保護と管理—音楽のネットワーク配信を中心として— p. 17
日高和明	デジタル情報の技術による保護とその利用との相克<講演要旨未登載>
渡邊 修	創作性のないデータベース保護— ドイツにおける sui generis 権を素材に p. 29
苗村憲司	サイバー領域における知的財産法制の動向 p. 37
竹山宏明	ビジネスモデル特許 p. 51
第一部パネルディスカッションp. 59

第2部：「法情報データベース」

夏井高人	SHIP-Project 初年度の成果と 2000 年度の方針 p. 86
岡本 真	ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性 p. 90
指宿 信	法情報環境のいまと未来—壁を越えて— p. 97
和田 悟	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(1) —改正法律とXMLによる法律データベース— p. 108
小松 弘	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(2) —個人情報保護とXSLT p. 117

第一法規出版株式会社	
法情報DBの実演と説明1「法令情報データベース」 p.121
新日本法規出版株式会社	
法情報DBの実演と説明2「判例master」p.127
株式会社判例タイムズ社（株式会社EOC）	
法情報DBの実演と説明3「判例タイムズDVD－電子復刻版」	...p.129
株式会社TKC	
法情報DBの実演と説明4「LEX/DB」p.133
Lexis-Nexis-Japan	
法情報DBの実演と説明5「Lexis-Nexis」p.139
ジー・サーチ	
法情報DBの実演と説明6「ジー・サーチ・データベース・サービス」 p.141
第二部パネルディスカッションp.147

3 資料集

小松 弘	法情報データベース・法情報検索パテントマップ p.163
	※ Webドキュメントを著者の許諾を得て転載	

第3回シンポジウム開催プログラム

2000年5月20日（土曜日）

09:30-10:00（主宰者等挨拶）
共同主催者代表 夏井高人（明治大学法学部教授）
教務担当理事 津坂伸幸（明治大学農学部教授）
社会科学研究所長 高木 仁（明治大学商学部教授）
情報科学センター所長 下坂陽男（明治大学理工学部教授）

第1部：SHIPプロジェクト+サイバー法研究会「サイバースペースの知的財産権」

* 午前の部総合司会：梶山敬士（弁護士）

10:00-10:30 福島力洋（熊本大学法学部講師）
研究報告1「Religious Technology Center v. Netcom事件－第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任－」
10:30-11:00 上野達弘（国際高等研究所特別研究員）
研究報告2「技術による著作権の保護と管理－音楽のネットワーク配信を中心として－」
11:00-11:30 日高和明（弁護士）
研究報告3「デジタル情報の技術による保護とその利用との相克」
11:30-12:00 渡邊 修（新潟大学法学部助教授）
研究報告4「創作性のないデータベース保護――ドイツにおける sui generis 権を素材に」

12:00-13:00（昼食）

* 午後の部総合司会：岡村久道（弁護士，近畿大学講師）

13:00-14:00 苗村憲司（慶應義塾大学教授）
基調講演「サイバー領域における知的財産法制の動向」
14:00-15:00 竹山宏明（弁理士）
講演「ビジネスモデル特許」
15:00-15:30 休憩（コーヒープレイク）
15:30-17:00 パネルディスカッション
司会：平野 晋（米国ニューヨーク州弁護士）
パネリスト：苗村憲司，竹山宏明，日高和明，渡邊 修，岡村久道

18:00-20:00 レセプション

2000年5月21日(日曜日)

第2部：SHIPプロジェクト+法情報学研究会「法情報データベース」

* 午前の部総合司会：石川幹人(明治大学文学部助教授)

- 09:00-09:30 夏井高人(明治大学法学部教授)
研究報告1「SHIPプロジェクト初年度の成果と2000年度の方針」
- 09:30-10:00 岡本 真(編集者・翻訳家)
研究報告2「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」
- 10:00-11:00 指宿 信(鹿児島大学法学部教授)
基調講演「法情報環境のいまと未来―壁を越えて―」
- 11:00-11:45 和田 悟(明治大学政治経済学部講師)+小松 弘(弁護士)
「SHIPプロジェクトDBプロトタイプ(1)―改正法律とXMLによる法律データベース―」
「SHIPプロジェクトDBプロトタイプ(2)―個人情報保護とXSLT―」

11:45-12:45 昼 食

* 午後の部総合司会：石前禎幸(明治大学法学部助教授)

- 12:45-13:15 第一法規出版株式会社
法情報DBの実演と説明1「法令情報データベース」
- 13:15-13:45 新日本法規出版株式会社
法情報DBの実演と説明2「判例master」
- 13:45-14:15 株式会社判例タイムズ社(株式会社EOC)
法情報DBの実演と説明3「判例タイムズDVD―電子復刻版」
- 14:15-14:45 株式会社TKC
法情報DBの実演と説明4「LEX/DB」
- 14:45-15:15 Lexis-Nexis-Japan
法情報DBの実演と説明5「Lexis-Nexis」
- 15:15-15:45 ジー・サーチ
法情報DBの実演と説明6「ジー・サーチ・データベース・サービス」
- 15:45-16:15 休憩(コーヒープレイク)
- 16:15-17:00 パネルディスカッション

司会：藤田康幸(弁護士)
パネリスト：指宿 信, 和田 悟+小松 弘, 岡本 真+参加企業代表
- 17:00 閉会挨拶

講演要旨

[主宰者等挨拶]

共同主催者代表・夏井高人（明治大学法学部教授）

ただいまより、SHIP プロジェクト、サイバー法研究会、法情報学研究会の第3回共同シンポジウムを開催させていただきます。

本日は、天候もあまりよくない状態の中、また、お忙しい中をご来場いただき、ありがとうございます。

私は、各研究会などの代表をしており、また、SHIP プロジェクトにおきまして、プロジェクトリーダーとして研究の実質的な中身のほうのリーダーを務めさせていただいております夏井でございます。

本日と明日、2日にわたり、法律とサイバー領域に関するさまざまな問題、また、それと非常に密接な関係にあります法情報データベースの問題について、総合的に研究することになっております。

シンポジウムは昨年からは開始し、第1回目は駿河台の明治大学で開催し、第2回目は大阪大学にてシンポジウムを行いました。全体として総合的な研究という形になっており、内容についても連続性をもってテーマが選択されておりますが、お手元の資料により、過去の分についてはダウンロードして見るできるようになっております。

では早速、次の御三方から挨拶を賜りたいと思います。

まずはじめに、SHIP プロジェクトは、明治大学の学術フロンティア推進事業という形でやっておりますが、その中で責任ある立場であり、また、このプロジェクトを推進して下さっております教務担当理事の津坂教授からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

〔主宰者等挨拶〕

教務担当理事・津坂伸幸（明治大学農学部教授）

おはようございます。ただいまご紹介をいただきました，明治大学教務担当理事の津坂でございます。

本日は，朝早くからこのような勉強会が開かれるということで，しかも，この勉強会は明治大学の社会科学研究所をベースにした学術フロンティア推進事業の1つということで，誠にご同慶の至りと，このように感じております。

大学もいろいろな面で，これからの研究費用のあり方等について考え直さなければならない時期に至っているわけですが，幸いにも明治大学の3つの研究所，それぞれに学術フロンティア推進事業，あるいはハイテクリサーチ等，大型の研究プロジェクトをこの数年の間に開設することができたわけでございます。

SHIP プロジェクトについては，昨年，発足した研究プロジェクトでございまして，社会科学研究所をベースにした大型の研究プロジェクトであります。社会科学の分野では，このような共同研究は一般的に難しいと言われておりましたけれども，社会科学研究所のSHIP プロジェクトは順調に推移していると伺っております。

これからが私どもにとりましてもますます楽しみな部分でもございますし，また，これは5年という期限を切った研究プロジェクトではございますけれども，それが終了する段階では，また，新しいプロジェクトをぜひ立ち上げていただきたい，このように私どもは願っているわけでございます。

本日もこれから多くの研究報告，そしてディスカッションが行われると思いますけれども，ぜひ最後までご協力をいただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

〈司会：夏井〉 どうもありがとうございました。

続きまして，SHIP プロジェクトの母体であります社会科学研究所の所長であり，また，SHIP プロジェクトの代表者であります商学部の高木教授からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

〔主宰者等挨拶〕

社会科学研究所所長・高木 仁（明治大学商学部教授）

おはようございます。ご紹介にあずかりました社会科学研究所の所長であり、商学部
に所属しております高木でございます。

私は、商学部で金融機関論という科目を担当しております。そのため、本日と明日の
両日に渡って行われる報告のテーマとは、少し縁遠いように思われるかもしれませんが、
実はさにあらずでありまして、私はアメリカの金融制度を専門にしております。昨年
の11月、「金融サービス近代化法 (Financial Services Modernization Act of 1999, Pub. L.
No.106-102, 113 Stat.1338 (1999).)」という、最近の金融制度改革法の中で最も大がかり
な法律が成立したのですが、その始まりの去年の1月から上院の法案、そして下院の
法案が、それぞれ上院及び下院で議決され、両者の内容が違いますので、両院協議会に
かけられて、最終的に上・下両院がそれぞれ再議決をし、法案を一本化して大統領がサ
インをするわけです。

そのようなプロセスを、私はすべてウォッチングしているわけでありまして、私の自
宅のパソコンを通じて、自宅のプリンターで上院の法案、下院の法案、その途中の経過
をすべて読んでいるわけでありまして。したがって、金融機関論というような法律と
随分離れたように見える分野でも、今日と明日において行われるテーマ、すなわちサイ
バースペースの知的財産権とか、法情報、データベースというものと切っても切れない
縁がある。これはたまたま自分のやっていることを1つの例として申し上げたのであり
ますが、社会科学全般にわたる基礎として、皆様のご討議になられることがますます大
事になっていきます。そのような中で明治大学が一定の役割を果たせることを大変喜ん
でおります。

このプロジェクトは、スタートの時点から、他の大学、外国の大学、そして、企業等
と連携して研究を行うことが望ましいと文部省から条件がついております。ですから、
本日ご列席の皆様方のご支持がなければ、このプロジェクトは進みませんので、今後と
も何とぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

〈司会：夏井〉 どうもありがとうございました。

では次に、今回のシンポジウムの技術的な部分を支えていただいております、明治大
学情報科学センターの所長である下坂教授にご挨拶をお願いします。

〔主宰者等挨拶〕

情報科学センター所長・下坂陽男（明治大学理工学部教授）

明治大学情報科学センター所長の下坂でございます。

私どもの部署は、テーマにありますネットワークとか、情報関係の下支えをする部分、つまり支援部隊でございます。

本日の学術フロンティア推進事業は、社会人間情報プラットフォームでございます。先ほど来ご紹介がございましたが、明治大学においては、理工系、人文系でもそれぞれ学術フロンティア推進事業が動いております。これらの学術フロンティア推進事業とは別個に、教務事務部傘下で教育研究コンテンツ構築プロジェクトが昨年度から動き出しました。これは文部省の特色ある教育研究の補助金を受けて動いているプロジェクトであります。

この建物は、全教室の各机に情報コンセントが装備されるなど情報インフラ整備が進んでいます。学術フロンティア推進事業や教育研究コンテンツ構築プロジェクトの活動などを見ていると、ハードウェアの整備とは別に、それらの機器やネットワークを有効利用するためのソフトウェア的なインフラ整備が必要になってきていると痛感しています。情報科学センターの主な業務は情報基礎教育の実施にあります。これまでに蓄積した情報関連技術やネットワークの運用管理ノウハウを学術フロンティア推進事業やさまざまなプロジェクトでご利用いただき、皆様の夢の実現に若干でもお手伝いできればと願っております。本日も、サイバー法研究会とともに後援という栄誉をいただき、なおかつご挨拶させていただけるということで、大変悦ばしく思っております。

今、明治大学の法学部の中では、ロースクールについて検討がされているようでございます。法学は私の専門外ですのでよくわかりませんが、法曹人口を増やしこの分野のサービス性が向上することは結構なことではないかと思っております。本日も明日の両日にわたって話されるテーマの法律業務に関するデータベース構築が、この分野のサービス性の向上や効率化にとって非常に重要になると思っております。本学のロースクール構想の中でも、情報関連分野で情報科学センターが何かお手伝いできたならよいと考えております。

皆様方の研究会の成果が、今後の日本の、あるいは世界の法情報学関係の発展に繋がれることを祈って、私のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました〈拍手〉

〈夏井〉 どうもありがとうございました。

それでは、所定の時刻になりましたので、午前の部を開始したいと思います。

午前の部の総合司会は、弁護士の椋山弁護士にお願いしております。よろしく申し上げます。

第1部

SHIP プロジェクト+サイバー法研究会「サイバースペースの知的財産権」

2000年5月20日（土曜日）

研究報告1

「Religious Technology Center v. Netcom 事件」

～第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任～

熊本大学法学部講師 福島力洋

おはようございます。熊本大学の福島でございます。

本日、このような場において報告の機会を与えていただいたことについて、非常に感謝いたしております。若干緊張しておりまして、お聞き苦しい点等、多々あるかもしれませんが、ご容赦いただければ幸いです。

さて、私の報告の内容ですけれども、予稿にも書きましたとおり、第三者による著作権侵害行為について、プロバイダがいかなる責任を負うべきなのかについてのアメリカの判決であります、Religious Technology Center v. Netcom 事件を紹介するというところでございます。早速、中身の方に入っていきたいと思っております。

1 はじめに

最初に、簡単に事実関係を説明しておきます。

まず、原告 Religious Technology Center が著作権を有する作品を、被告その1であります Erlich が、被告その2である BBS に投稿しました。そしてその BBS は、被告その3であります Netcom を通じてインターネットへと接続していました。ですから、当該 BBS への投稿は、Netcom を経由して、すべてのいわゆるユースネットサーバーに配信されるシステムになっているわけです。本判決は、そのような場合に、当該 BBS および Netcom が、第三者たる Erlich の著作権侵害行為についていかなる責任を負うのかに関する判断だということになります。ちなみに、本報告においては Netcom の責任を中心に見ていきますが、BBS 管理者の責任についてもほぼ同様の判断となっています。

2 アメリカにおける著作権侵害に対する責任枠組

具体的な判旨内容に入る前に、アメリカにおいて、著作権侵害に対していかなる責任判断の枠組みがとられているのかについて、若干の概観をしておきたいと思っております。

・直接侵害責任

まず、アメリカの著作権法上は、直接侵害責任が規定されております。直接侵害責任が認められるためには2つの要件がありまして、まず第1に、原告が有効な著作権を有していること。そして2番目に、その有効な著作権が被告によって侵害されたこと。この2つが証明されれば、原告は差し止め、もしくは損害賠償を求めることができますこととなります。

少しだけ補足しておきますと、その損害賠償については、実は2通りのものがありまして、現実には生じた損害の賠償か、あるいは現実の損害額にかかわらず、法律上規定されている損害賠償額のどちらかを求めることができます。この法律上の損害賠償額は、現行法によりますと、500ドルから2万ドルの間で裁判所が正当と認める額ということになっております。

この直接侵害責任は、厳格責任ということになっておりまして、侵害の意図等は責任の成否には関係ありません。ただ、法律上の損害賠償を求める際に、故意の有無がその算定要素として影響してきます。具体的には、侵害者が故意で著作権侵害を行ったことが原告によって証明された場合には、賠償額の上限が2万ドルから10万ドルに引き上げられます。そして侵害者、つまり、被告の側で故意がなかったことが証明された場合には、下限が500ドルから200ドルに引き下げられることとなります。裁判所は、その範囲内で、自らの裁量で正当と認める金額を賠償額として認定することとなります。

制定法上は、この直接侵害責任までしか規定がありません。しかしながら、直接自ら手を下したわけではなくとも、間接的に当該侵害行為にかかわったような場合、あるいは当該侵害者との間に特別な関係が存在する場合には責任が認められる場合があります。

・寄与侵害責任

前者の場合、すなわち間接的に手を下しているような場合として、寄与侵害責任が認められることがあります。その要件は、著作権侵害行為を知っていた、もしくは知り得べき状況であったという主観的な要件と、当該著作権侵害行為を招来し、惹起し、もしくは実質的に寄与したという客観的な要件の2つです。これらの要件充足が認められた場合に、寄与侵害責任が成立します。

・代位責任

そして後者の特別な関係ですけれども、これは代位責任として認められることがあります。その要件は、侵害者の行為をコントロールする権限及び能力を有していたこと、そして当該侵害行為から直接の経済的利益を得ていたことの2つで、これらが証明されれば代位責任が認められることとなります。

以上のような責任判断枠組みがアメリカでは確立しているわけですが、次に、そういう枠組みの中で、プロバイダの責任について一体どのような判断が下されてきたのかについて、本件以前の段階で下された3つの事例を挙げておきます。

3 本件以前の判例

・ **Playboy Enterprises, Inc. v. Frena, 839 F.Supp. 1552 (M.D.Fla.1993)**

まず最初に、Playboy v. Frena 判決を挙げておきます。

これは被告 Frena の運営する BBS 上に、原告 Playboy が著作権を有する写真のデータが無断で投稿されて、加入者であれば自由にダウンロードできるようになっていたという事例です。この判決の中では、被告の行為は頒布権及び公衆展示権の直接侵害であるとして、直接侵害責任の成立が認められています。

・ **Sega Enterprises Ltd. v. MAPHIA, 857 F.Supp. 679 (N.D.Cal.1994)(MAPHIA I)**

他方、次の Sega v. MAPHIA の判決ですが、原告 Sega 社が著作権を有するゲームソフトが被告らの運営する BBS 上にアップロードされており、また、会員はそれをダウンロードできるようになっていたわけです。

被告は、同 BBS 上において、アップロード、ダウンロードについて知っていましたし、またそれだけではなく、実際にそれを奨励していたことが認められています。さらに、ダウンロードに対して課金するとか、ゲームソフトのコピーのアップロードの見返りとしてダウンロードを認めるとか、あるいは、Sega のゲームソフトをコピーする装置を被告から購入した場合にダウンロードを認めるといった形で、対価を得ていたことも認められています。

そういったことが認められた結果、MAPHIA の側に寄与侵害責任が認められました。予稿では「(+直接侵害)」と書いておきましたけれども、実はこのあたりの裁判所の判断は必ずしも明確ではありません。といいますのも、この判断は、暫定差し止めの可否をめぐる裁判所の判断ということで、原告の側が、寄与侵害及び直接侵害の両方について一応有利な主張(*prima facie case*)をなしたということで、裁判所が結果的に暫定差し止めを認めたものであって、どちらの責任に基づいて暫定差し止めを認めたのかまでは、判旨内容からは必ずしも明らかではありません。

ただ、後で触れることとなります、MAPHIA I 判決の本案差し止めについての判断があります。MAPHIA II 判決は、MAPHIA I はプロバイダの寄与侵害を認めたものだと明言しておりますし、本件 Netcom 判決も同様の認識を示しています。したがって、どうやらこれは被告の寄与侵害責任を認めた事例だと言うことができると考えられます。

・ **Central Point Software, Inc. v. Nugent, 903 F.Supp. 1057 (E.D.Tex.1995)**

3つ目の判決は Central Point Software v. Nugent 判決です。これは、原告らが著作権を有するソフトウェアが、無断で被告らの運営する BBS 上に投稿されており、加入者がそれをダウンロードすることができるようになっていたという事例です。

結論的には、被告 (Nugent) 側が、著作権侵害について反論を提出しなかったということで、直接侵害責任が認められることを前提として判断が下されています。

4 判旨

こういった経緯があったという前提の上で、本件の判旨内容の方に入っていきたいと思いますが、一点だけ注意していただきたいのは、本件は被告の求めた *summary judgment* の可否に関する判断であるということです。したがって、判断の焦点は、事実問題について真正な争点が存在するかどうかにあります。

a. 直接侵害責任

まず直接侵害についてですけれども、結果的にこれは否定されています。裁判所に

よれば、当該著作権侵害的な複製物は、投稿されたメッセージの伝達過程において自動的、付随的、一時的に作成されたものにすぎない。なおかつ Netcom は、自ら手を下して複製を行ったわけではないということで、これをたとえるならば、まさにコピー機の所有者と同じであると言っているわけです。コピー機の所有者は、コピーをさせるためにコピー機を持っているわけですが、そこで誰かが著作権を侵害するようなコピーを行っていたとして、そのコピーしている本人であればまだしも、コピー機の所有者までが直接侵害責任を負うのはおかしいのではないかと、ということです。

逆に、このような場合に、Netcom について直接侵害責任を認めることになれば、インターネット上のサーバーすべての管理者が責任を問われるという、まさにナンセンスなことになってしまうことにもなり、やはり直接侵害責任は負わないのだという判断を下しています。

とするならば、次に、先ほど申し上げました Playboy v. Frena の判決との関係が問題になってきます。すなわち、ここでは直接侵害責任が認められているのではないかと、というわけです。しかし、裁判所は、ここでは事例を区別しています。といいますのも、Frena 判決は、頒布権及び公衆展示権が問題となった事例であって、本件は複製権が問題になっているんだということで、事例が異なるとしたわけです。

そしてさらに、事実の面からも Frena 判決とは区別することが可能だとしています。すなわち、Netcom は、Frena 判決の場合とは異なり、単に他から来たデータを伝送しているにすぎないわけです。すなわち自らが何らかのアーカイブなりファイル集なりを持っていて、それを配信したわけではないということです。まさに導管(conduit)としての役割しか果たしていないという面から見ても、Frena 判決と区別をすることは可能だと言っています。

それから MAPHIA I 判決との区別なんですけれども、MAPHIA I 判決は、先にも触れましたとおり、これは直接侵害責任ではなく寄与侵害責任が認められた事例であるということで、ここでは関係がないとされています。

Nugent 判決については、本件では触れられておりません。

b. 寄与侵害責任

次に寄与侵害責任についてですけれども、まず主観的な要件です。先ほど事実関係を簡単に申し上げましたけれども、被告その1である Erlich の著作権侵害行為、すなわち BBS に対する投稿行為ですけれども、これは実は1回きりのものではなく、何度か継続的に行われていたのですが、ある段階で原告の側から Netcom に対して、著作権侵害についての告知が行われています。

ということは、Netcom は、告知される以前であれば、著作権侵害があったかどうかを知り得べきとは言えないかもしれない。しかし、告知を受けた以降については、著作権侵害行為について知っていたと言えるかもしれないということになってきます。

ただ、当該著作権侵害だとされている行為は、もしかすると fair use の範疇に入るものかもしれないわけですし、あるいは著作権表示がないといったような場合には、Netcom にとっては、本当にそれが著作権侵害なのかどうかを合理的に判断することができないかもしれないわけです。そして最終的には、Netcom は Erlich の著作権侵害行為について本当に知っていたのかどうかに関する事実問題が生ずると判断されました。

そして客観的要件の方ですけれども、原告らの著作権侵害について、被害拡大を防止する措置を容易にとることができたにもかかわらずとらなかった場合には、実質的な寄与が認められるだろうというわけで、ここでも本当に被害の拡大防止措置をとることができたのかどうかについて事実問題があるとされ、結論として、寄与侵害責任について

の summary judgment は認められないと判断されました。すなわち、この後のトライアルの結果、場合によっては寄与侵害責任が認められる可能性があることとなります。ただ、本件は和解という形で終結しておりますので、残念ながら最終判断は出ておりません。

c. 代位責任

次に、代位責任ですけれども、まず最初の要件である、侵害者の行為をコントロールする権限及び能力があったのかどうかの点なんですけれども、Netcom 加入者が同意しなければならない規約を見てみますと、何か問題が起こったときに改善措置をとる権限が Netcom に留保されていることが明示されております。さらに、Netcom は著作権侵害行為を禁止し、第三者に対して発生した損害を賠償するよう要求していました。そういった点から、Netcom に行為をコントロールする権限があったかどうかについて事実問題があるとされました。そして、能力的にはどうなのかと言いますと、過去に、1,000 を超える事例において、実際にアカウントを停止した事例のあることが認められております。

したがって、今回の Erlich の著作権侵害行為について、Netcom が本当に Erlich の行為をコントロールする権限及び能力があったのかどうかに対して、そこには事実問題があるとされたわけです。

ところが、もう一つの要件であるところの経済的利益の点では、事実問題の存在が否定されております。すなわち、Erlich の著作権侵害行為によって、例えば Netcom のサービス価値が増大したとか、あるいは新規加入者がふえたとかいったようなことは認められず、さらに Netcom は加入者からは固定料金しか徴収していないということから、直接の経済的利益は存在しないという判断が下されました。

以上のように、第二の要件について、事実問題に関する真正な争点がないということで、Netcom に summary judgment が認められました。

5 本判決の意義とその後の展開

さて、本判決が第三者の著作権侵害行為に対するプロバイダの責任について、一体どのような意味を持っていたのかということと、それから、本判決以降の動きについて、ここで少しお話をしておきたいと思えます。

まず、本判決の意義なんですけれども、これはまさしくプロバイダの直接侵害責任が否定されたことにあります。そして、場合によっては寄与侵害責任または代位責任が認められる可能性があるということが明確にされたことは非常に大きな意義をもっていると思われれます。本件では、結果として代位責任は否定されておりますが、それは、直接の経済的利益を得ていないという事情があったからであって、したがって、この判決以降も、直接的な経済的利益を得ていれば、代位責任が認められる余地があることになってきます。

では、具体的に本件以降の判決の中で Netcom 事件がどのように評価されているのかについて、2つほどの事例を挙げておきます。

1つは、先ほど挙げました MAPHIA I の本案差し止めの事例です。Sega v. MAPHIA (MAPHIA II) ですけれども、この中では、ほぼ Netcom 事件の枠組みが踏襲され、直接責任が否定され、そして寄与侵害が認定されたのです。ただ、代位責任につきましては、寄与侵害責任が認められた以上、代位責任についてまでは判断する必要はないということで、具体的な判断は下されておられません。

次の *Marobie v. NAFED* の判決ですけれども、ここでもほぼ *Netcom* 判決の判断が採用されておりまして、直接責任が否定され、寄与侵害については、各要件について事実問題があるということで *summary judgment* が否定されました。そして経済的利益を得ていないということで代位責任も否定され、結論の上では、*Netcom* 判決と全く同様になっております。

このような形で、第三者の著作権侵害行為に対するプロバイダの責任の判断枠組みとしては、まさに *Netcom* 事件の判断枠組みが広がっていくであろうと思われていたところ、一昨年、著作権法の改正の中で、*Digital Millennium Copyright Act* (DMCA と略される) によってプロバイダの責任を制限するという形の規定ができました。

この DMCA の第 2 編、オンライン著作権侵害責任制限法の中で、情報の伝達におけるプロバイダの 4 通りの関与類型に応じて、免責（金銭賠償、および一定限度を超える差止命令からの免責）の要件が定められていますので、大まかに概観しておきます。

1 つは、他から送られてきたデータをただ単に横流しするような、導管的な役割を果たしている場合です。この場合、他から送られてきた情報を、内容や受信者を選別することなく、自動的に伝達もしくは蓄積した場合には、原則として免責されることとなります。ただし、当該情報は、想定された受信者以外の者が通常の方法ではアクセスできないようにしておかなければならず、また、想定された受信者が通常の方法でアクセスするのに合理的に必要な期間を越えて保持してはならないことになっています。

それから第 2 の関与類型として、データキャッシュが挙げられています。すなわち、後続の利用者の要求にこたえるために、キャッシュ領域に一時的に情報を蓄積するような場合です。この場合も、内容に手を加えず、情報更新のルールに従い、情報提供者が課しているアクセス制限を同様に実施するなどの条件を満たしていれば、原則として免責されます。

3 つ目の関与類型としては、例えば、ユーザーがホームページを開設できるようにするために、プロバイダがシステムの領域の一部の利用者に提供するという場合です。その場合、自らのシステム上に著作権侵害的なデータが蓄積されることがあり得るわけですが、そういった場合についても、当該著作権侵害的な情報について、現実の認識がなく、かつその情報から経済的利益を得ておらず、さらに著作権者から告知を受けた場合に速やかに削除、もしくはアクセス不能にするという措置をとれば、免責されることとなります。

そして 4 番目のプロバイダの関与類型として、耳慣れない言葉かもしれませんが、情報ロケーションツールとして関与している場合です。その典型はヤフー (YAHOO!) だということが立法史の中で明らかになっていますので、いわゆる検索エンジン等を想定した規定だと考えていただければいいのではないかと思います。では具体的に、ヤフーのような検索エンジンはいかなる場合に免責されるのかと言いますと、これも先ほどの事例とよく似ておりますけれども、まず第一に、リンク先に著作権侵害的な情報が含まれていることについて現実の認識がないということです。加えて、そこから経済的な利益を得ていないこと、そして著作権者から告知を受けた場合に、アクセス不能にする措置をとるといったことが免責を受けるための要件とされています。

最後に、DMCA の下でプロバイダの責任が争われた最新の事例を一つご紹介しておきます。それは、*A&M Records v. Napster* の判決です。この判決では、被告 *Napster* が DMCA の免責要件に該当するのかどうかという点が中心的な争点になっています。結論的には *Napster* の免責は認められませんでした。こういう事例から考えましても、今後、第三者の著作権侵害責任をめぐるプロバイダの責任が問題になったような場合には、DMCA の要件に該当するのかどうかという点が争点になって、典型的な事例についてはすべて DMCA のもとで処理されていくことになると思われれます。

以上で私の報告は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

〈司会〉福島先生、どうもありがとうございました。

若干時間がありますので、ご質問等がありましたら、お受けしたいと思います。どうぞ遠慮なく。

〈質問者〉1つお伺いしたいのは、大勢として、告知を受け、ないしは何らかのことで知った場合に削除するとか、アクセス不能にすることで免責されるということなんですけど、一般に逆の方向というのがないかどうかですね。つまり、単に疑わしいとか、ないしは攻撃をされたとかいうことで止めると、もしかしたらインフリンジメントじゃないのに止めている可能性もありますし、それを狙って、というか、いやがらせのようなこともできることになるわけですし、そのところについてどういう基準ないし判例があるのか教えていただきたい。

〈福島〉その点につきましては、これもDMCA上に規定がございまして、まず、告知しなければならぬ要素が詳細に定められており、単なるいやがらせには歯止めがかかっているものと思われまます。また、著作権者側からの告知のみで削除されてしまっはあまりに一方的ですので、免責を受けるために削除、もしくはアクセス不能にした場合には、その後、速やかに次の措置をとらなければならないとの規定があります。すなわち、まずはじめに、削除もしくはアクセス不能にされた情報をアップロードした利用者に対し、その旨を告知しなければなりません。そこで、利用者から何も反応なければそれで終わるのですが、利用者が反対告知をしてきた場合には、今度は著作権者にその反対通知のコピーを送り、かつ10営業日以内に当該情報を再び利用可能にする旨を告げなければなりません。そうすると、著作権者側は、当該著作権侵害行為を差し止める命令を求める訴訟を裁判所に提起することができるようになります。プロバイダとしては、その訴訟を提起した旨の告知を受けない限りは、反対通知を受領後10営業日以上14営業日以内に、当該情報を再び利用可能にしなければならないこととなります。以上のような規定がありますので、必ずしも一方的に削除してそれで終わりというわけではなく、それなりのバランスはとれているものと思われまます。

〈司会〉そのほかよろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。(拍手)

続きまして、国際高等研究所の上野先生から、「技術による著作権の保護と管理－音楽のネットワーク配信を中心として－」と題して、ご報告をいただきます。よろしくお願ひします。

「技術による著作権の保護と管理」

—— 音楽のネットワーク配信を中心として ——

国際高等研究所研究員 上野 達 弘

1 はじめに

本日わたくしに与えられました課題は「音楽のネットワーク配信」ということであります。以下では、音楽のネットワーク配信に関する著作権問題を素材といたしまして、技術による著作権の保護と管理について検討したいと考えております。

2 音楽のネットワーク配信と著作権

それでは、まず音楽のネットワーク配信、とりわけ先ほども少しお話がありましたけれども、MP3を素材といたしまして、その著作権問題について検討したいと考えております。

なお、MP3と法的検討につきましては、今日も会場にお見えでいらっしゃいますけれども、岡村久道先生がウェブで発表しておられるご論文が¹、もっとも詳細かつ最新の文献でありまして、以下の検討にあたりまして、これを大いに参考にさせていただきましたことをお断りしておきたいと思っております。

いまやデジタルとネットワークの技術の発展と普及によりまして、誰でもデジタルコンテンツを公衆送信することができるということは申すまでもありません。ところが、音楽コンテンツの場合ですと、これをネットワークで提供するというのは、少し前まではかならずしも一般的とはいえなかったように思います。その理由は、音楽コンテンツのデータ容量の大きさに由来するようですけれども、このような状況を大きく覆したのがMP3に代表される圧縮技術であります。

(a) MP3

MP3 (MPEG 1 Layer-3 Audio) は音楽コンテンツのフォーマットの一種でありまして、CD並みの音質と高い圧縮率を兼ね備えていることを特長といたします。MP3ですと、3分の曲でも大体3メガ程度のファイルサイズにすることができます。そのため、MP3ファイルはインターネットを通じて流通させやすいということでございます。したがって、ひとところに比べましたら少なくなったのかも知れませんが、いまだに違法MP3サイトと申しますのは根強い勢力を誇っているようでございます。中には「.mp3」という拡張子を「.txt」など別のものに変えるなど、いろいろな方法で追跡を逃れているという状況があるようであります。

(b) MP3 フォーマット

もっとも、MP3というフォーマットそれ自体は単なる圧縮フォーマットにすぎませんので、これが違法とはいえないでしょう。したがって、私的使用の目的で自分のも

¹ 岡村久道「MP3と著作権法」(1998年～2000年) <<http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/mp3.htm>>

っている音楽CDからMP3ファイルを作成することは、わが国でいえば、著作権法30条の私的複製によって許されるものと解されます。また、たとえ違法に作成されたものだとしながらも、MP3サイトからファイルをダウンロードするという行為自体も私的複製に当たり、違法ではないのではないかと解されます。ただ、逆にこうした行為は私的複製の枠をこえるのだという見解もあることはございます²。しかしながら、つい先日、平成12年5月16日に東京地裁がデジタル音楽放送である「スターデジオ」について下した判決によりますと、利用者のもとでの複製は私的複製に当たるものとされています。そうすると、ダウンロードはやはり自由ということになるのではないかと思います。

(c) MP3の配信

もともと、MP3フォーマットが違法でないとしながらも、市販されている音楽CDからリッピングしたデータをMP3に変換いたしまして、これをインターネットで配信するという行為が、わが国の著作権法でいえば、公衆送信権や送信可能化権の侵害に当たることはいうまでもありません。

(d) My.MP3.com

また、アメリカにおきましては、Rioという携帯プレイヤーがございますけれども、そうした携帯プレイヤーに関する訴訟にくわえまして、検索サイトであるMP3コム「マイMP3」というサービスをめぐって訴訟が続けられております。

MP3コムというサイトは、もともとインディーズ系の音楽コンテンツの検索サイトであったわけですが、最近「マイMP3」というサービスをはじめたわけでありまして、これは2つあります。一つは、「インスタント・リスニング・サービス」と申しまして、ユーザがMP3と提携しているオンラインCDショップから新しいCDを購入すると、そのパッケージが届けられる前から、そのCDに収録されている楽曲をストリームで聞くことができるというサービスであります。もう一つは、「ビームイット(Beam-It)」と申しまして、ここではユーザが所有する音楽CDをマイMP3に登録しておく、それをどの場所からでもストリーミング配信で聞けるようになるというサービスであります。

このMP3コムに対しまして、全米レコード協会(RIAA)は、今年の1月、これはCDの無断複製に当たるとして提訴しております。そして、その後いろいろな経緯があったようですけれども、ニューヨーク連邦地裁は4月28日にMP3コム側が著作権侵害に当たるとして、サービス中止を命じております。実際、五大レーベルについては、現在、コンテンツ配信を中止しているようでございます³。

たしかに、将来の音楽ビジネスにおきましては、CDというメディアを介して、あるいはネットワークを通じて、デジタルコンテンツをいちいちユーザの手元に届けるようなことはしないで、いわば常にストリームで音楽を聞くというようなスタイルが一般化するともいわれているようであります。しかし、本件ではユーザが正規のCDを所有していようとなかろうと、コンテンツを公衆に利用可能にしたことによって、日本法でいえば、このサイトは送信可能化したことになりまして、したがって、現時点でマイM

² 内田晴康「デジタル著作物の流通ビジネスのための法律実務」『著作物の利用と著作権制度』〔著作権情報センター、2000年〕95頁)参照。

³ なお、その後の2000年6月以降、MP3コムと5大レーベルとの間で和解がすすみ、「Beam-It」と「Instant Listening」の両方で合法に楽曲が利用されているようである。

P 3のインスタント・リスニング・サービスは、わが国の著作権法において違法とされるのではなからうかと思われます。

(e) ファイルの交換？

このMP 3コムが違法かどうかはともかくといたしまして、違法サイトの場合はそれを見つけ出すことさえできれば、そのサーバーをおさえてコンテンツの配信を止めることができるわけであります。しかしながら、昨年、先ほどもご紹介がございましたけれども、Napster というソフトが出てまいりまして、これは少し違っております。

Napster は、インターネットに接続しているNapster ユーザのハードディスク内にあるMP 3 ファイルを交換 (swapping) するソフトであります⁴。実際のところ、私もNapster を使いまして、あくまでも研究のためにですが「utada」と検索してみますと、多数のダウンロード可能なファイルのリストがあらわれました。こういうのは、違法サイトを開設しているという場合以上に、行為者の取り締まりが困難とされております。

これを受けまして昨年 12 月に、先ほどの全米レコード協会 (R I A A) は、開発元のNapster に対して損害賠償を求め訴訟を起こしております。さらに、ヘビーメタルバンドのメタリカ (Metallica) など、今年の 4 月に Napster 社および Napster の利用を規制していない大学を提訴しております。

たしかに、Napster を使ったといたしましても、ダウンロードする行為自体は、先ほど述べましたように違法ではないと考えられます。しかしながら、Napster を使ってMP 3 ファイルを実質的に公衆が利用可能な状態に持ち込む行為は、わが国著作権法にいう送信可能化に当たるように思われます。さらに申しますと、もしNapster というソフトを起動しているだけで、その時間は常に自分のハードディスク内部にあるコンテンツを交換可能になっているといたしますと、このソフトを使ってMP 3 ファイルをダウンロードした瞬間に、そのMP 3 ファイルは別の公衆がダウンロード可能な状態になります。そうすると、Napster を使ってMP 3 ファイルをダウンロードすることも結局違法にならざるを得ないのかもしれないと考えております。そうすると、日本にはフェア・ユースの規定がございせんから、いくら研究のためとは申しましても公衆送信をすることまでは認められせん。そうなりますと、Napster でMP 3 ファイルをダウンロードしたわたくしの身も危ない、ということになるかも知れないというわけでございます。

もっとも、このようにMP 3 を交換する個々のユーザが仮に違法だといたしましても、そのユーザを個別的に取り締まることは難しいわけであります。ただ、昨日もニュースが入ってございましたけれども、最近の技術によって、メタリカは違法ユーザのリストを特定したようであります。しかし、一般的にはなお違法ユーザの特定は難しいわけであります。そこで、Napster というソフトを提供している Napster 社に対する訴訟が続けられているわけであります⁵。

ただ、Napster が違法なコンテンツの配信のみに使われるソフトではない以上、責任を問うのは容易でないように思われます。これは先ほど福島先生からもご紹介がございましたように、Napster は「mere conduit」(単なる導管) である、そういう抗弁がなされることにつながってくるわけであります。ただ、Napster の場合はいくつかの中央サーバーがありまして、その中央サーバーを差し止めることさえできれば、配信行為を取り締まることは実質的には可能であります。

ところが、今度は中央サーバーを持たない Gnutella (グヌーテラ) という交換ソフト

⁴ <<http://www.napster.com>>

⁵ なお、米北カリフォルニア連邦地裁は 2000 年 7 月 26 日、Napster 社に対してサービスの停止を命じる仮処分を下

があらわれました。この Gnutella は、これを実行しているユーザが2人いるだけでも、そのユーザを直接無数に接続することによってネットワークが構築されることになっております。したがって、Napster と違っていて、サービス停止をかけることや利用者の追跡をおこなうことは非常に困難だということでもあります。

にもかかわらず、こうした交換ソフトはほかにもいろいろふえているようでもあります。たしかに、いくら個々のユーザがおこなっている行為が違法だと断言することはできません。しかし、そうした違法行為を追跡することは、事実上きわめて困難だという状態にあるということがいえるわけでございます⁶。

3 技術による著作権の保護と管理

そうやってまいりますと、プロテクトなどの技術によって違法な行為を防ぎ、著作権を守ることが求められることになってまいります。逆に申しますと、それさえうまく機能すれば、インターネットを通じて音楽著作物の流通するビジネスの可能性が広がるとともに、ユーザも安心して音楽を試聴できるわけでございます。実際のところ、最近では国内の大手レコード会社も「bitmusic」ですとか「@MUSIC」などといった音楽配信システムの構築を急いでおりまして、そこでは「ATRAC3」あるいは「AAC」といった圧縮フォーマットの技術的手段が活用されているところであります。

以上のことから、こうした「技術」による著作権の保護と管理というものは、ひとまず「望ましい」ということがいえようかと思えます。以下では、そのうえで問題点を検討したいと思っております。

(1) 序 —— 著作権の保護と管理

まずその前提といたしまして、技術による著作権の「保護」と「管理」という2つの概念は、現在あまりはっきり区別されて使われていないように思われます。しかしながら、現行著作権法、あるいはベルヌ条約におきましては、次のような概念区分が一応前提とされているものと考えられます。

第一に、技術による著作権の「保護」のほうです。これはいわゆる「技術的保護手段」にはほぼ相当いたしまして、典型的にはコピープロテクションであります。この技術的保護手段は、著作物の利用を技術的に不可能または事実上不可能にしてしまう技術、すなわちガードする技術であります。このように技術を活用して一定の著作物の利用をガードないしはコントロールしてしまうことを、「技術による著作権の保護」と呼びたいと思えます。

第二に、技術による著作権の「管理」のほうでございます。こちらはいわゆる「電子著作権管理システム (ECMS)」にはほぼ相当いたしまして、典型的には、——これも広い意味で使われているようだけれども——「電子透かし」が相当すると思えます。

している。

⁶ なお、筆者が予稿集（『サイバースペースの知的財産権 法情報データベース——予稿・資料集——』（2000年））7頁において、「現時点では、Napster や Gnutella などにおけるように、違法なコンテンツ配信がめだっているといわざるをえない」と記述したことについて、佐藤恵太「電子取引が知的財産法制に与える影響」ジュリスト 1183号 115頁注8（2000年）は、「上野達弘氏は、Napster だけでなく Gnutella も『違法なコンテンツ配信』としているが、中央サーバにファイルを複製する Napster はともかくとして、Gnutella がいかなる意味で違法なのか、公表文書には明らかにしていない」と述べるが、右記述は、本報告で述べたとおり、Napster や Gnutella を利用してコンテンツを公衆に対して利用可能にする個々の利用者の行為が公衆送信にあたるとの解釈を前提として、それらのソフトの利用者をふくめて、違法なコンテンツ配信がめだっているという現状認識を述べたにとどまり、Napster や Gnutella というソフトそれ自体、あるいはその開発者の違法性について何らかの立場を表明した趣旨ではない。

ここでは、著作物の利用行為それ自体をできないようにするわけではないのですけれども、利用者の利用行為を把握して、それによって権利処理をおこなうものでございます。このように技術を活用して著作物の利用行為を把握ないしはモニタリングして、これによって権利処理を促進することを、「技術による著作権の管理」と呼びたいと思います。改正されました著作権法におきましても、「著作権等の管理」という文言は、一応そのように使われていると考えられます⁷。

この「保護」と「管理」は、両方とも技術による著作権問題の解決であります。しかしながら、後者の「管理」の方は、技術そのものによる直接の解決ではなくて、技術により支援された契約または権利処理による解決といえようかと思われまます。わたくしは、ひとまず以上の概念区分を強調したいと考えております。

(2) 技術的保護手段

(a) 現 状

そのうえで、前者の技術による著作権の「保護」ということで、いわゆる「技術的保護手段」の問題を検討したいと思います。わたくしが申すまでもなく、著作権の技術的保護手段には、現在さまざまなものがあるわけでございます。DATやMDに使われているSCMSもその一つであります。そして、最近の法改正によりまして、この技術的保護手段は著作権法によってもサポートされているといえるわけであります。たとえば、わが国の著作権法は、技術的保護の回避専用装置等の公衆への譲渡等について刑事規定を設けております（著作権法 120 条の 2 第 1 号・第 2 号）。

(b) 諸問題

もっとも、こうした技術的保護手段は、その定義にございますように「著作権等を侵害する行為の防止または抑止……をする手段」をいいます。したがって、こうした技術的手段によって利用者は著作物を利用することが一定程度、あらかじめ不可能にされてしまうわけでございます。これによりまして、さしあたり以下の 2 点が問題になると思われまます。

① 技術による著作権法のオーバーライド

第一に、技術によって著作権法のオーバーライドの問題が生じてくるということでありまます。これにつきましては、のちほど日高先生のほうからもアメリカ法を中心といたしましてご報告をいただけたらと思いますので、わたくしがここで何か申し上げましても、後でオーバーライドされてしまうかも知れませんが——まあこれはわが国でも近時議論されはじめている問題なのでございます⁸。

⁷ 著作権法令研究会＝通産省知的財産政策室「著作権法・不正競争防止法改正解説」（有斐閣，1999年）100，108頁参照。

⁸ 上野達弘「契約による著作権制限規定のオーバーライドをめぐる議論状況」コピライト 452号 50頁（1998年），曾野裕夫「情報契約における自由と公序」アメリカ法 1999年 2号 181頁（1999年），同「情報契約と知的財産権」ジュリスト 1176号 88頁（2000年），小泉直樹「デジタル化と情報契約——電子契約，技術的手段，著作権——」知財研フォーラム 40号 50頁（2000年），同「著作権契約はどこまで自由であるべきか——ドイツ法を中心として——」『21世紀における知的財産の展望』知的財産研究所 10周年記念（知的財産研究所，2000年）199頁，中山信弘「デジタル時代の知的財産権」『21世紀における知的財産の展望』知的財産研究所 10周年記念（知的財産研究所，2000年）342

つまり、著作権法は著作者に著作権を与える一方で、著作物の公正な利用との調整をはかっております。これは2つの方向に大別できます。一つは、①一定の利用行為について著作権を制限するという方向で、典型的には著作権制限規定（著作権法30条以下）であります。もう一つは、②一定の情報ないしは行為についてそもそも著作権法の対象とみなないという方向で、たとえば著作物でないものとされるアイデア、あるいは著作権によってカバーされる行為にふくまれないものとされる「使用」行為であります。しかしながら、技術的手段を用いますと、そうした著作権の及ばない領域にまで、実質的に同等またはそれ以上のコントロールを及ぼすことが可能になるわけでございます。

しかも、最近の法改正によりまして、こうした技術的手段が一定のサポートを受けているわけです。すなわち、不正競争防止法の改正によりまして、著作物性のない情報（映像・音）ですとか、あるいは著作権によって保護されないアクセス行為（すなわち視聴や実行といった行為）についてもコントロールされるような技術的保護手段について、一定の規定が設けられたわけでございます。つまり、こうした技術的制限手段を無効化する機器等の譲渡が不正競争行為に該当するとされたわけでございます。そのため、このような不正競争防止法の改正は、技術的制限手段が著作権法の秩序をオーバーライドするものだという見方もございます⁹。他方、著作権法も改正されておりまして、これにより、「技術的保護手段の回避……により可能とな……つた複製を、その事実を知りながら行う場合」は私的使用のための複製に当たらない、したがって著作権侵害になるという旨、規定されたわけでございます（著作権法30条1項2号）。

以下では、この後者の著作権法の規定、つまり私的複製にならないという規定が設けられた意味について2点だけ申し上げたいと思います。

(i) 著作権法30条1項2号の解釈（その1）—— 私的複製

たしかに、いまも述べましたように、複製に関する技術的保護手段が施されているコンテンツを、そのプロテクトを故意に回避しておこなう私的複製は許されないこととなります。そのため、この規定について「私的複製規定はオヴァライド可能であることを意味する」という見解も小泉先生によって示されております¹⁰。

しかしながら、この規定は、私的複製ができないようにする技術的手段が常に優先してしまうことを意味する、というわけではないように思われます。なぜなら、私的複製行為はもともと著作権を侵害する行為ではありません。他方、「技術的保護手段」の定義は、「著作権等……を侵害する行為の防止又は抑止をする手段」となっております（著作権法2条1項20号）。したがって、私的複製をできないようにするようなプロテクト技術は、著作権法にいう「技術的保護手段」の定義から漏れるように思われます。そのため、私的複製のみを防止または抑止するプロテクトを回避しておこなう私的複製は、30条1項2号に当たらず、なお自由と解されるように思われます。もっとも、私的複製のみに機能するようなプロテクトというようなものはありえないのかも知れません。もしこれがありえないとすると、やはり技術によって私的複製の領域は大幅に減殺されたとみなければならぬ、そういうように思います。以上が1点目です。

(ii) 著作権法30条1項2号の解釈（その2）—— その他の規定

頁以下、Paul Goldstein, *Copyright and its Substitutes*, Wisconsin L. Review, 865 (1997).

⁹ 曾野・前掲注8「情報契約と知的財産権」89頁参照。

¹⁰ 小泉・前掲注8「デジタル化と情報契約」52頁参照。

第二に、このような調整規定が私的複製についてだけ設けられたことの意味も問題になってまいります。これにつきましては、いくつかの考え方（限定適用説，確認規定説，類推可能説）が考えられますけれども，起草者は限定適用説を念頭に置いていた，すなわち私的複製にだけ限定的に適用されるものと考えていたようであります¹¹。つまり，こうした規定が定められなかった他の制限規定については，プロテクトを解除しておこなったとしてもなお許されるものと解されましょう。たとえば，プロテクトを回避しておこなう点字複製ですとか，引用は自由ということになるのではないか。これが2点目でございます。

しかしながら，30条の規定を以上のように解釈いたしましても，引用などといった制限規定に当たる行為をおこなう目的で，プロテクトを破れるなら破っても構わないというだけのことでありまして，実際にプロテクトを破ることができなければ何の意味もないわけでありまして，プロテクトを破れなければ技術的手段を用いた者のコントロールが事実上優先してしまい，結果として，制限規定の意味がなくなってしまうことになるわけでございます。

技術による著作権保護には，以上のような問題があるわけでございます。したがって，これに介入する必要がある場合も出てくるかも知れません。そうした介入の具体的な方法といたしましては主に2つあります。第一に，そうした技術を施す行為を直接規制（禁止）する方法がありますし，第二に，そうした技術を回避・迂回することを著作権法上自由と認めるという方法であります。そうすると問題になるのは，こうした法による介入が必要かどうかをどのように判断するかであります。結論だけ申しあげますと，そこでは著作権法の規定の趣旨が考慮されることになると思います。つまり，当該規定の趣旨として，一定の情報を自由領域にとどめておくという積極的な理由があるという場合は，こうした技術に介入する必要があるかも知れない，というわけであります。

¹¹ 前掲注7『著作権法・不正競争防止法改正解説』95頁参照。

② ユーザの自由の制約

以上のようなオーバーライドの問題にくわえまして、技術による著作権保護には、もう一つ問題がございます。と申しますのは、先にも述べましたように、技術的保護手段は著作物の利用行為を直接できなくするものであります。したがって、これによってユーザのほうは、いってみたらそれだけ自由を制約されていることになるということでございます。そういたしますと、デジタルコピーなどといった便利な技術がせっかく開発されたにもかかわらず、結局ユーザがその便益を享受できないままに終わってしまうわけです。いくら著作権を保護するためといいますが、せっかくの新しい技術が一律に享受できなくなってしまうとしたらもったいないと、こういう見方を、わが国におきましてたとえば北大の田村先生あたりはよく表明されておられるわけであり¹²。

そうしてみますと、技術的手段によりまして、一律に一定の行為を防止・抑止することはあまり望ましい方法ではないということにもなってくるかと思われま

(3) 電子著作権管理システム (ECMS)

(a) 序 説 — 契約の復権

このように、技術的保護手段はそれが機能する限りにおいてたしかに有効な手法ではありますが、以上の2つの意味におきまして弊害を招きやすいということでもあります。こうした観点から、ユーザの利用行為を妨げないようにしたままで、なお権利者の権利ないし利益を守るための方法が模索されることとなります。そういたしますと、その方向性は2つございます¹³。

第一に、パラダイム変換アプローチであります。これは、これまで私権あるいは排他許諾権として準物権的に構成されてきた著作権を報酬請求化してしまっ

て、一定の対価を払えば自由に著作物を利用できるという状態を目指すという方向であります。私の理解が正しければ、わが国では中山先生あるいは田村先生あたりが主張されていることでもあります¹⁴。これが一つ目です。

第二に、技術的アプローチであります。これは技術によって著作物の利用行為を把握し、それによって著作権の契約を促進させることを目指す方向であります。この技術的アプローチを、先ほどの「技術による著作権の管理」と呼ぶことができます。そして、そのようなシステムを、一般に「電子著作権管理システム (ECMS)」と呼ぶことができます¹⁵。

たしかに数年前までは、技術による利用行為の把握というものは困難なものと認識されてきた節がございます¹⁶。しかし、近時にいたしまして、これは若干変わってきたので

¹² 田村善之「インターネット上の著作権侵害行為の成否と責任主体」同編『情報・秩序・ネットワーク』（北大図書刊行会、1999年）209頁等参照。

¹³ 中山信弘「情報の流通と著作権」本間宗先生還暦『知的財産権の現代的課題』（信山社、1995年）217頁以下の整理にしたがった。

¹⁴ 中山・前掲注13「情報の流通と著作権」219頁、田村・前掲「インターネット上の著作権侵害行為の成否と責任主体」207頁以下等参照。

¹⁵ ECMSについては、上野達弘「ECMSにおける著作権及び著作者人格権に関する一考察」『CRIC賞論文集』（著作権情報センター、1997年）20頁、同「デジタルコンテンツの保護と利用——ECMS（電子著作権管理システム）をめぐる技術と法——」情報処理学会シンポジウムシリーズ98巻11号9頁（1998年）、Tatsuhiko Ueno, *The Future of Electronic Copyright Management System (ECMS) - Taking a Step Forward Toward Achieving Harmonization And Cooperation Between Technology and Law*、COPYRIGHT UPDATE JAPAN 1999, 62（2000）

¹⁶ 中山・前掲注13「情報の流通と著作権」218頁など参照。

はないかと思われ¹⁷。その理由といたしましては、以下の2つの事情が挙げられるのではないかと考えられます。第一に、少なくともデジタル著作物の一定の利用行為につきましては、技術的な把握がかなり現実的になってきたということでございます。実際のところ、ユーザのコンピュータにウイルスを感染させて利用行為のモニタリングをおこなったり、あるいはクッキーを使って利用状況を把握したりするということも実用的になりつつあるようであります。第二に、ネットワークを使って権利者とユーザとが直接の取引関係に立つことが可能になり、個別許諾が現実的になってきたということでございます。

(b) ECMSの意義

こうしたECMSにおきましては、第一に、著作物の利用行為それ自体が直接にガードされるわけではなく、その限りでユーザの自由が制約されていません。しかも、第二に、権利者は単なる報酬請求権を有するのみではなく、個別の著作権処理をおこなうことができ、その限りでは著作権が私権ないしは排他的許諾権として機能していることとなります。

以上の2つの理由から、技術による著作権の「保護」よりも「管理」のほうが相対的に望ましいと考える次第でございます。もっとも、どんな場合でも技術でもって利用行為を防止すべきではないというわけではございません。この点は夏井先生もご指摘のところですが、たとえばライセンス違反になったら自動的にコンテンツ自体が自爆したり、あるいは利用停止したりするシステムのように、契約の実効性を担保するために部分的に技術的保護手段がとられることもありましょう¹⁸。そのように柔軟に設定できる技術的保護手段の限定的な活用というものが、今後の望ましい姿といえるのかも知れません。

(c) 契約による著作権法のオーバーライド

もっとも、こうした技術による著作権の管理におきましても、技術により支援された契約による著作権法のオーバーライドの問題が生じてきます。これは、先にみました技術によるオーバーライドの問題と基本的には同じ問題性を有しております。そして、アメリカのU C I T Aをめぐる議論などを受けまして、わが国でも最近論じられはじめているところであります。

しかし、同じように著作権法がオーバーライドされるといたしましても、それが契約による場合と技術による場合とでは、以下の3つの点において異なります。第一に、契約によるオーバーライドの場合、契約が成立しているとされる限りにおきましては、ひとまず私的自治が妥当するものと考えられます。これに対しまして、技術によるオーバーライドの場合は、権利者と利用者の合意などありませんし、技術的手段を施す者によって一方的にコントロールされてしまうわけです。この違いが第一点目です。第二に、契約の効果はひとまず契約当事者に限定されるという点です。第三に、契約の場合は技術のように即実効性を持つのではなく、あくまでも裁判所の判断を待つて実現されるという点でございます。

以上の3点から、ひとまず次の2点のことがいえようかと思えます。第一に、契約によるオーバーライドの場合、技術によるそれと比べますと、これに対する介入は相対的

¹⁷ 小泉・前掲注8「デジタル化と情報契約」50頁も同旨。

¹⁸ 夏井高人「米国のデジタル・ミレニアム著作権法とその意味」『著作物の利用と著作権制度』（著作権情報センター、2000年）76頁参照。

に抑制的であるべきだということでもあります。第二に、技術によるオーバーライドに介入するかどうかを判断する際の考慮要素は著作権法の「規定の趣旨」だという考えを述べましたけれども、契約によるオーバーライドに介入する際の判断基準は、この「規定の趣旨」という要素にくわえて、契約の成立の問題、とりわけ個別交渉があったかどうか、あるいはマスマーケットかという点を考慮する必要があるということになります。

4 むすびにかえて —— 課題と展望

以上、たいへん早口で申し訳なかったのですが、本日の報告を簡単にまとめますと以下ようになります。

まず、違法な音楽配信というものがビジネスとしての音楽配信を困難にしているということがいえます。これに対抗するためのツールとして著作権の保護と管理のための「技術」というものがあり、これは基本的に望ましいということでもあります。けれども、この「保護」と「管理」という2つの概念は、いくつかの理由から分けて考えたほうがいいのではないかと考えます。そして、この両者を分けて比べますと、技術による著作権の「保護」にはオーバーライドですとか、いくつかの問題がありますので、むしろ技術による著作権の「管理」のほうが相対的には望ましいように思われます。ただ、その場合にもオーバーライドの問題は生じてまいりますので、——ここでも技術による場合と契約による場合を分けたうえで——それに対する介入の根拠と要件を今後詰めていく必要があるのではないかと、ということになります。

以上、大変雑ではございましたけれども、そういう方向でいかなものかということになります。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

〈司会〉上野先生、どうもありがとうございました。

では、質問を上野先生のほうに何か、どうぞ。

〈質問者〉三重大学の工学部の秋山です。

質問というよりも、私の勝手な見解を述べさせていただいて、上野先生のご意見を伺いたいと思うんですけれども、1つは、基本的に30条のお話に関しましてより、私がむしろ気になったのは、日本法の場合ですと、むしろ20条の問題が気になっていまして、特にNapsterとか、Gnutellaなんかの場合に、現実に今はMP3ファイルを置いておくと、明らかに発見されてしまうというか、すぐに見つけられてしまうので、実際には幾つかのデータにおった切って、それを違うサーバーに置いている。あっちこっちのサーバーに置いているわけです。それがうまく復元できればそれはいいんですけれども、例えば何らかの理由で、4分の1ファイルが削除された場合、それは復元できないわけですね。そういう場合、同一性を保持する権利が生じるんじゃないかと私は考えているんです。これは意見です。

もう一つは、確立したやり方として、MP3を直接MP3と置かないで、今、表向きは画像ファイル、JPEGファイルのようにしておいて、裏の方にMP3とか、CO-1とかいうやり方でやっていますよね。というのは、例えばある幽玄な音楽をつくったMP3のサウンドがあったとして、それに対してプレイメイトの画像ラベルが張られているという状態になっていると考えられると思うんですけれども、これも私としては何か同一性保持の侵害になるんじゃないかと考えるんですけれども、その辺の意見をひとつ伺いたいと思います。

あともう一つは、むしろ日本法というよりは、アメリカ法のfair useの考え方のほうで質問したい点があるんです。これはかなり暴論を言わせていただきますけれども、ご

存じのとおり fair use は市場への影響度を非常に重視しますが、MP3とか、Napster というものが果たして本当に影響力があるのか。要するにこういうものが出たせいで、本当にレコードは売れなくなっているんでしょうかということについては考えています。分かりやすい例は、MP3は日本でもかなりはやっていますけれども、それでも宇多田ヒカルにしろ、サザンにしろ、ミリオンヒットを飛ばしているわけです。どんなことをやっても、どんな技術的防御手段をとっても、どんな経済的な制裁手段をもってしても、絶対には買わないで手に入れる層というのは何%かはいて、私はこの層はミックスされているものだと思います。

要するに、何をやっても買わない人たちが違法なのかどうかは別にして、不正にデータをやりとりしていると考えるときに、果たしてアメリカ法の106条ではどうなのか。そういう意味で疑問を持っているので、それについての意見を伺いたいと思うんですけども、かなりこちらも過激な質問をしているので答えにくいとは思いますが、よろしく願います。

〈上野〉どうもありがとうございました。

最初の2つは、MP3ファイルを分割している、あるいはJPEGファイルに忍び込ませていたという行為が同一性保持権の侵害にならないか、ということでした。これが同一性保持権の侵害になるかといいますのは、私もよく分かりませんが、同一性保持権の侵害になる「改変」とは、人間に知覚できるようなかたちでなければ「改変」にはならないのではないかと考えております。したがって、そうなっているかどうかの問題になると考えられます。つまり、ファイルを分割したことによって、そうなったかどうかということの方が問題じゃないかなということをお答えしておきたいと思えます。

2つ目に、fair useの問題といたしまして、MP3が経済的に損失損害を与えているかどうか、潜在的な市場に影響を与えているかどうかということですが、これは私の現実認識からしますと分からないというのがお答えです。しかし、いまの現状はどうか、将来的に考えれば、こうしたことがレコード業界に大きな損害を与える可能性は大いにありうるのではないかと思えます。

〈司会〉ほかにありますか。どうぞ。

〈質問者〉たびたびすみません。この間、検察官を語った詐欺師がいて、検察庁が権威をそがれたということを言っていました。むしろそういう詐欺師が出てきて、結婚詐欺かなんかやったんでしょう。それで検察庁の知名度がかえって上がったんじゃないかという質問が今の質問でなかったか。要するにMP3とか、Napster でいっぱいとられていることを公開すれば売れるようになるんじゃないかという話もあり得るんじゃないかということですが、それはご質問じゃなくて、私が問題にしているのは、クッキーとかウイルスを入れておいて利用を把握することは、逆に言うと、テーピングをとるのと同じで、プライバシーの侵害との関係があるので、これをやる時には常にそういうことをやっていると、一般ユーザはクッキーとか、ウイルスと言われても、その結果、自分が何にどういうふうソフトを使っているかがばれているのを認識しないとしたら、その告知は多分不十分である気がするんですけども、その逆のユーザ保護という点で、何らかの法的な介入が必要じゃないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

〈上野〉ありがとうございます。ECMSをめぐる出てくる問題の一つが、このプライバシーの問題であります。本日、私は述べませんでしたけれども、夏井先生もご論文

でお書きになっておられますように¹⁹、プライバシーにつきましてはいろいろ議論されておきまして、DMCAにおきましても、ユーザの個人識別情報は権利管理情報とみないと規定があったかと思えます(DMCA1202条c項)。いいかげんなことですみません。

〈司会〉どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、上野先生、ありがとうございました。(拍手)

¹⁹ 夏井・前掲注18「米国のデジタル・ミレニアム著作権法とその意味」71頁以下、78頁参照。「《追記》本稿は、当日の講演記録に講演者自身が脚注を付加したものである。」

「創作性のないデータベース保護」
～ドイツにおける sui generis 権を素材に～

新潟大学法学部助教授 渡 邊 修

新潟大学の渡邊でございます。

サイバー法のメーリング・リストにおいては、日頃から諸外国の動向も含めて様々な視点から研究に役立つ議論がなされておりますが、2000年の9月1日より、ドイツにおいて在外研究を行いますので、それまでに、研究会における議論によって享受してきた知識を一層深めるべく、本日の報告を行いたいと存じます。

そこで、本日は、「創作性のないデータベース保護」について話をいたします。

ドイツの sui generis、話だけは聞くとと思いますが、ご存じの方はほとんどいらっしゃらないのではないかと思います。

今年の3月に夏井先生や苗村先生が、知財研のほうから、この点に関する報告書を出しておりますので、興味がおありの方はそちらの報告書も取り寄せて、あわせて研究をしていただければと思う次第であります。

まず、この報告の目的でございますが、仮に sui generis 権でいった場合にどのような問題が生じるのかという、そのシミュレーションが目的でございます。最初から創作性のないデータベースを sui generis で保護すべきであると言っているわけではございません。

sui generis は、評判が必ずしもよくない。つまり、強力過ぎるのではないかという声の方々が聞かれるわけございまして、今年においてもWIPOのスタンディングコミッティでは議題で取り上げられないことになっているようでありまして、アメリカなんかでは、むしろアプロプリエーションのほうでいくべきだという声が強いようございまして。また、日本でも有力な学者が、行為規制で十分じゃないかということをおっしゃっているわけでありまして。

今年の2月に文化庁の著作権課も sui generis をやるということを言われたように思い驚いた記憶がございまして、先月、文化庁の方に伺ってみたところ、「そのような動きはない」ということございまして、また、通産省のほうでも、アメリカの大統領選が終わるまでは様子見だということで、sui generis、あるいはデータベース法は現在日本でも動きが止まっているようございまして。仮に sui generis でいったらどうなるのかという話でございまして。

I 創作性のないデータベース保護の法律構成

1. sui generis 権の構成

まず1番目ですが、創作性のないデータベースを保護するには、どのような法律構成があり得るのかということでございまして、大ざっぱに言えば、権利付与構成、sui generis 権を認めるという考え方と、行為規制で不正競争防止法的なアプローチでいくという方法、そしてまた不法行為法でいくという方法があり得ると思います。

sui generis 権、権利付与構成で創作性のないデータベースを保護するといった場合には、データベースの独自立法を行うという考え方と、著作隣接権の中に取り込むという方法があります。

ドイツやオーストリア、あるいは幾つかのヨーロッパの国は、著作隣接権の中で、*sui generis* で創作性のないデータベースについての権利保護をするという方向をとったわけであります。

その話を聞いて、一体これはどうしたことであるのか。あれほど論理性、体系性を重んずるドイツ人が、著作隣接権の中に著作物とは全然関係のないものも含まれる、ファクトデータも含まれるようなデータベース保護を、なぜ隣接権の中に位置づけたのか。私は非常に疑問に思っ、隣接権の制度趣旨についてちょっと調べてみたのですが、これは考えれば考えるほどよく分からない。

隣接権の制度趣旨は、これまで準創作活動の促進だとか、あるいは伝達の促進だということが上げられてきたわけであります。準創作活動の促進ということですが、実演家とか、レコード製作者、放送事業者、こういった人たちはみずから著作物をクリエイトしているわけではないけれども、実演家、典型的には歌手ですが、歌手は歌を歌うときにそれなりの機能を発揮しているだろうし、レコードを録音する際、あるいは放送を流す際にも、何らかの創作活動はあるんだ。したがって、そういったものは創作保護法の著作権法の中に位置する隣接権で保護できるのだということでございます。

それが制度趣旨として、これまで言われてきたことでございますし、また、現行の隣接権制度を立法する際にも、準創作活動を保護するのだということが制度趣旨として上げられているわけであります。

しかし、創作性のないデータベースの場合には、準創作活動という制度趣旨は使えないのではないかということが疑問になるわけであります。

また、2番目に著作物の伝達の促進が隣接権の制度趣旨であるということも上げられるわけですが、しかし、五十音別の電話帳とか、そういったものは、そもそも著作物じゃありませんから、伝達の促進という制度趣旨も使えないであろうということでもあります。

また、投資の保護、ドイツの著作隣接権制度なんかは、とりわけ放送事業者とか、レコード製作者については、ストレートに投資の保護なのだということを制度趣旨として上げているわけですが、しかし、著作物とは何らかかわりのないデータベース製作者を何ゆえ著作権法の枠組みの中で保護してやる必要があるのかということが問題になるわけでありまして、なぜ著作権法で投資の保護を図らなければならないのかということが疑問になるわけであります。

そもそも隣接権制度の制度趣旨は、どの理由づけもどうも十分ではない。準創作活動と言ったって、全然創作行為のない、例えば放送をたれ流したって放送事業者には隣接権は認められるわけであります。また、著作物の伝達の促進と言ったって、虫の声を録音してもレコード製作者の隣接権は認められる。そしてまた投資の保護は、著作権法とは全然かかわりのない話じゃないか。こういうふうになれば、どの制度趣旨もぴったり現行の隣接権制度を説明できていないわけであります。

そこで出てくるのが、ドンブリ勘定理論でございます。*slopy accounting theory* と言いますが、これは冗談です。ドンブリ勘定理論は、著作隣接権は典型的には実演家とか、レコード製作者とか、放送事業者、有線放送事業者ですね。著作物を媒介することが多い。そういう事実から、これらのものは著作物とはかかわらない場合にも、いわはドンブリ勘定で保護してやる。そういう制度なんだということでもあります。

そこで、創作性のないファクト・データベース保護を図るためには、このドンブリ勘定理論が「ドンブリの勘定の擬制」を及ぼすことができるのかどうかということが問題になるわけであります。トンブリ勘定と言うからには、何らかの著作物との接点が必要にならないと思うわけですが、創作性のないファクト・データベースの場合に、その著作物との接点はどこにあるのかということが問題になるわけであります。

ドイツのマルチメディア法の立法理由書などを見ますと、そもそもほかの隣接権だって著作物と関係ないじゃないかという聞き直った解説があります。だから、著作権法の隣接権の中に sui generis を位置づけてもいいんだという聞き直りが見られるわけであります。

ただ、ドイツのコンメンタルなどを見ておきますと、データベースは通常著作物利用の経済環境の中にあるんだということが指摘されているわけであります。

すなわち、第1にデータベース自体が著作権、隣接権で保護される場合がある。データベースというカテゴリーのものは著作権、隣接権で保護されることがある。

また第2に、データベースが保護著作物を含んでいる場合もある。

そして3番目、これはちょっとどうかと思うんですが、データベースの製作利用には、著作物であるコンピュータープログラムが使われている場合がある。こういう接点が表示されているわけであります。

今の3番目はともかく、1番目と2番目を考慮すると、データベースというものについては、ドンブリ勘定適用の素地があるのではないか。したがって、隣接権制度の中に創作性のないデータベースについての sui generis 権を位置づけることは、理論的にはドンブリ勘定理論の考え方からすれば可能なのではないのかということでございます。

sui generis 権構成をとった場合のポイントの2番目ですが、sui generis 権というのは一体何か。その内容が不明確であるということであります。つまり、実質的投資がなされたデータベースの実質的部分を抽出すれば権利侵害になるわけですが、しかし、実質的な投資がなされたデータベースの実質的な投資とは何か。実質的な部分を抽出と言うんですが、実質的な部分とは何かということ、これは結局判決が出るまで分からないわけであります。

かといって、投資枠とか、抽出部分のパーセンテージを条文で書くことは難しいわけでございますから、結局、sui generis 権を認めたとしても、その権利の射程には、法的な不安定性が伴うのであるということでございます。

他方、sui generis 権というものを認めれば、ディストリビュータに固有の差し止め等の権利を与えることができますし、また、権利譲渡やライセンスも容易である。そういうメリットもあるわけであります。

2. 行為規制構成—不正競争防止法による保護

創作性のないデータベースを保護するための法律構成の2番目として、行為規制という方法がございますが、行為規制、不競法の中で創作性のないデータベースを保護するというのであれば、体系的には矛盾なく位置づけることができるわけであります。

そしてまた、不競法上訴えることができるのは、営業上の利益を害されたものということになりますから、これはむしろ一般のユーザーは、権利侵害ということにならないということに大部分なると思いますので、この点でも望ましい規制であると思います。

3点目に、不競法の目的は、不正競争行為を制限列挙して何をすれば不正競争になるのか、そのカタログを示すことにあるわけでありますが、しかし、sui generis と同様に何をしたら不正競争になるのかということ、不競法でいってもやっぱり不明確にならざるを得ないということであります。

また、不競法でいった場合のもう一つの大きな問題点は、権利譲渡とかライセンスということが難しいわけであります。不競法上の地位の譲渡ということは、商品等表示について議論されているところでございますが、この点についての法的な不明確性は残るわけでございます。

3. 不法行為法構成

3番目に、不法行為法で十分じゃないかという考え方もあり得るわけであります。そもそも損害賠償という点で言えば、sui generis という権利を認めたとしても、あるいは不正競争防止法でいくとしたとしても、常にあいまいさは残るわけであります。何が実質的な投資なのか、何が実質的な部分の抽出なのかという点では不明確性が残るわけでございまして、したがって、sui generis 権を創設したり、不正競争類型として不競法につけ加えるメリットはあまりないと思うわけであります。ただ、差し止めの問題は残り得るわけであります。

以上が、創作性のないデータベースを保護するとしたら、どういう法律構成があり得るかという話でございまして。

II ドイツにおける sui generis 権の法構造

1. 第 87 条の a 概念規定

次に、ドイツにおける sui generis 権の法構造でございまして、87条のaというところで、まず何が創作性のないデータベースなのかという定義がございまして。

実質的な投資がなされたものであるというのですが、実質的な投資がなされたものというのは一体何なのかということは、ドイツの条文でも書かれていない。投資の実質性とは何かということについても、立法理由書は、単に投資の保護が必要かどうかによるのみでありまして、何が投資の実質性なのかということについては触れられていないわけでありまして。

2. 第 87 条の b データベース製作者の権利

次に87条のbでございまして、データベース製作者はどのような権利を持つのかということでございまして。これは質的または量的に実質的な部分を複製等する排他的な権利を持つんだということでございまして。

ただ、87条のbの1項の第2文でございまして、非実質的な部分を抽出しても、データベース製作者の sui generis 権を侵害することになるんだということが書かれております。つまり、非実質的な部分であっても、投資を害する場合と、害さない場合があるんだということでございまして。

3. 第 87 条の c データベース製作者の権利の制限

87条のc、データベース製作者の権利制限であります。私的使用の場合とか、学術利用の場合、あるいは授業で実例を示すための利用の場合には、データベース製作者の権利は制限されますが、しかし、1番目の私的使用の場合にはただし書きがついておりまして、その要素が電子的手段によって個別的にアクセスできるデータベースは除く。つまり、普通のオンラインデータベースは、私利用のためのコピーはだめだということでございまして。

2番目の自己の学術利用の場合もただし書きがついておりまして、結局、学術利用が営利目的で行われる場合にはだめだということになるわけで、最近では、夏井先生等の問題意識では、大学もビジネスをやる時代で、こういった問題はどうかという夏井先生の問題意識なんかとも抵触するところとなるわけでございまして。

4. 第 87 条の d 権利の存続期間

4 番目に権利の存続の期間でありますが、これは原則として 15 年間保護されるわけでございます。そしてデータベースが変更された場合には、その 15 年の保護期間が延長されるのではなく、その変更された部分について、従来の部分、2 つの sui generis 権が並行して存在する状態になるということでもあります。

ただし、実質的な投資は、データを検証することによってもなされ得るわけでございます。したがって、全部データを検証したんだということであれば、全部の部分について未来永劫保護が延びることにもなるわけでもあります。

5. 第 87 条の e データベース利用に関する契約

5 番目にデータベースの利用に関する契約でありますが、データベース製作者はありとあらゆる手段を用いて、契約によってオーバーライドしようとかかってくるわけでございます。そういった契約による sui generis 権のオーバーライドに対しては無効であるということ、これを規制しているわけでございます。

III ドイツ判例

3 番目にドイツの判例でありますが、ドイツの判例をずっと見ると、例えば 11 番の判例を見ますと、CD-ROM に入れて、電話帳データで紙の電話帳からスキャンする場合、広告部分を削除するなどの手作業を行った場合には、不競法 1 条に当たらないというのが 11 番の判決でございます。

これに対して 10 番の判決は、電話帳の CD-ROM からデジタル的にデータを借用した場合には、不競法違反になるということでございます。マニュアルでやれば、手間暇をかければ不競法違反にはならないけれども、そのままデジタルデータをコピーすれば、不競法違反になるんだという原則が抽出できるならばありがたいんですが、ずらっと見てみるとわかりますとおり、必ずしもそうはなっていないので、判例の傾向は必ずしも明らかではない。

しかし、私が調べた限りの判例では、sui generis 権がないと困るというケースはこれまでなかった。つまり、ドイツは一般条項で不正競争行為を規制していますので、別に sui generis がなくても不競法のほうで十分だったわけでございます。したがって、sui generis 権がないと困った、sui generis 権が認められないと困ったというケースは、これまでないのではないかとというのが、私の当面の認識でございます。

IV ドイツ法分析の視角

1. 創作性のないデータベース保護を著作権法で規定することについて、逡巡・苦悩が見られるか？

4 番目に、ドイツ法分析の視角ということでございます。そもそも創作性のないデータベース保護をよりによって、創作法と言われる著作権法の中で規定することによって、ドイツ人は理論的に困らなかったのかということでございますが、そこに挙げておきましたドイツの典型的なコンメンタールの見解でございますが、これは本来は投資の保護ということでございますから、隣接権というよりは、むしろ不競法的な問題じゃないの

かという問題意識がドイツ人にもあったようでございます。

そして実際、半導体保護法の場合のように、独自の法律で規制することも考えたようでございますが、しかし、*sui generis* 権は、データベース保護というのは、他の放送事業者等の隣接権と似た面もあるので、隣接権で保護することになったようでございます。迷いはあったんだけど、従来の隣接権と似ている部分が多いということで、隣接権の中に位置づけられたということでございます。

2. すでに不競法による保護が可能であるのに、*sui generis* 権などという過度に強力な権利を認めてしまって、「失敗した!」と後悔してないか?

2番目に、不競法があるのに *sui generis* 権なんていう過度に強力な権利を認めてしまって「失敗した!」と後悔してないかということでございますが、まず第1に、概念は不明確であるということは、ドイツでも懸念されていることでございます。

しかも、ユーザーにとっては一体何をしたら *sui generis* 権侵害になるのか分からないし、権利者も、データベース製作者も、一体どういう状態になったら権利を主張できるのかなかなか分からない。権利については非常に不明確性があるわけでありまして。

しかも、著作権の中で *sui generis* 権を規定したわけですから、著作権法は日本でも同様ですが、特別刑法でございまして、何をしたら *sui generis* 権を侵害するか分からないのにもかかわらず、これは刑罰に服する、受けることになるわけでございます。これは罪刑法定主義の観点からも大きな問題があると指摘されているわけでありまして。

3. 表現の自由への配慮は充分か?

3番目に、表現の自由への配慮は充分かということでありまして、権利の制限規定は87条のcに設けられておりますし、また、*sui generis* 権の構成の仕方である程度配慮されているということでございます。

4. 不競法の保護領域と *sui generis* 権による保護領域の棲み分けは、きちんとなされているのか? 屋上屋を重ねるものではないのか? 不競法では解決不能で、*sui generis* 権で行くしかないケースはあったのか?

4番目に、不競法で創作性のないデータベースはドイツでは十分保護されたのであって、そもそも *sui generis* は必要だったのかということが問題になるわけでございます。

不競法の保護には、限界があるということが言われております。

まず第1に、不競法が適用されるには競争関係が要件になる。

2番目に、反競争行為の証明が難しい。つまり、借用しただけじゃだめなんで、不正に借用したという事実がないとだめなわけですが、その証明は普通非常に難しい。

さらに3番目に、保護期間を不競法で保護する場合には不明確になるという批判があり得るわけでありまして、しかし、競争関係がない場合には、そもそも保護する必要はないのではないかとことも言えますし、また、保護期間が不明確というわけですが、それは *sui generis* だって保護期間は延びるわけでございまして、必ずしも不競法より *sui generis* のほうがいいということにはならないわけでありまして。

この点に関して、国内的な規制だけを考えれば不競法で十分なわけでありまして、しかし、EUは国がいっぱい隣合っています。Xが加盟国Aでデータベースを製作し、このデータベースをA国で販売している。Yは、Xのデータベースを無断でコピーして、これをB国で販売する。B国はたまたま高度に発達した競争法上の保護システムを設け

ている。しかし、これはXの保護には役に立たない。なぜならば、Xは加盟国Bでは販売の用意がないからである。そういうふうな競争関係がない場合に、特にほかの国でファクト・データベースが不正に取得されたような場合には不競法には限界があるわけがあります。

1 国内だったら不競法で十分なんだけれども、他国で不正に取得されたことを考えると、*sui generis* は、それがハーモナイズされるならば、意味があるということでございます。

V むすびードイツ法の示唆

1. *sui generis* 権保護か不競法による保護か？－その判断の決め手

最後に結びでございますが、ドイツ法からどういう示唆が導かれるのかということでございます。

まず *sui generis* 保護か、不法行為という方法もあるわけですが、仮に新規立法、*sui generis* を立法するとか、あるいは不競法を改正するという手段をとった場合には、どういふところが判断の決め手になるのかということですが、第1に権利譲渡とか、ライセンスを認める必要があるか否か。あるいは差し止めに認める必要があるのかどうかということが問題になります。

また、競争関係がない場合に、あるいは営業上の利益が侵害されていない場合にも保護を必要と考えるか否か。こういった点もポイントになるわけでありまして。

国内だけのことを考えれば、不競法で十分だという考え方も成り立ち得るのではないかと思います。

また、外国で創作性のないデータベースの複製が行われた場合の対処も、判断のポイントになり得るわけでありまして。

2. 著作権法のなかで *sui generis* 権を規定する際に考慮すべきこと

2番目に、仮に著作権法の中で *sui generis* を保護する場合には、どういう点を配慮すべきかということですが、罪刑法定主義の観点から、罰則規定の適用は除外すべきである。

また2番目に、権利の範囲を明確にすべきである。また、制限も明確にすべきである。

3番目に、契約による *sui generis* 権のオーバーライドには、ドイツ法のような対処が望ましいであろうということでありまして。

最後に、私はどういう立場であるのかということですが、現在のところ、創作性のないデータベースを保護すべきであるという要求は、必ずしも強くないように思います。すなわち、データベースについて業界の調査をした報告書が1年前に出ておりますが、この中で、データベースのプロデューサーとか、ディストリビュータ等へのアンケートがございます。回答者は85社でございます。この中で、今まで不正に貴社のデータベースの内容が利用されたことがありますかという質問がございます。「ある」と答えたのが、83社中11社でございます。「それは誰によってか」、第1に契約ユーザーによって、第2に第三者によってというわけでありまして。

契約ユーザーによって侵害された場合には、どういう侵害対応だったのかでございますが、まず第1に、契約範囲内の利用がなされたというのが54%、第2に、契約範囲内の検索結果が複製されたのが23%、3番目に、契約範囲外のダウンロードが行われたのが15%、第4に、データそのものとか、データベース化されたものが第三者に提供され

たのが8%であります。しかし、結局 sui generis との関連で言えば、契約外のダウンロードと、第三者への提供ということで15%プラス8%、8社のうちの15%から8%の事件だけが sui generis の問題になる。

そしてまた、第三者によって侵害されたという場合でございますが、この場合も必ずしも sui generis の問題ではないというふうに考えることができます。結局、現在のところ、データベース業界では必ずしも sui generis が必要になるような侵害は必ずしも多くない。

知的財産法というのは、スリーステップで進化していくというモデルが、中山先生とか、あるいは田村先生によって唱えられておりますが、まず第1に不法行為とか、所有権法のような一般法で対処する。不法行為の事例がたまっていけば、それに基づいて第2ステップとして、不競法で不正競争行為の類型を設ける。

そしてまた第3に、それがある程度保護の必要がさらに高まれば、権利を付与して知的財産権として保護するんだということでございますが、結局、国際的なハーモナイゼーションが必要な分野ですから、国際的な動向をにらみ合わせながら、他方で業界の要望の高まりに配慮しながら、結局スリーステップモデルに従って検討していくのがよい。したがって、当面は不法行為で様子見という選択肢もあるのではないかとというのが私の考え方でございます。

以上です。(拍手)

〈司会〉 渡邊先生、どうもありがとうございました。

では、質問をいただきたいのですが、はじめに私から1つお伺いします。

EUのディレクティブとの関係で、不競法的な立法ということはできないということはないのでしょうか。

〈渡邊〉 日本においてですか。

〈司会〉 いえいえ、ドイツ。

〈渡邊〉 つまり、EUの場合ですと、すべての国で整備された不正競争防止法があるわけではない。ドイツの不正競争防止法にしても、日本の不正競争防止法とは性格がかなり異なっておりますし、また、不正競争防止法なんていう法律がない国もあるわけでございます。したがって、不正競争防止法的に創作性のないデータベースを、EUで統一して保護するという選択肢はなかった。したがって、EUの場合には必然的に sui generis にかざるを得なかったんだろう。

そしてまた、先ほど申し上げましたとおり、EUの場合には国が隣合っていますから、ドイツの創作性のないファクト・データベースが、フランスで報告されているという場合には、競争関係がないからフランスでは野放しということになる。それを規制するためには sui generis ということになったんだろうと思います。

〈司会〉 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

〈夏井〉 どうもありがとうございました。

また、司会を担当していただいた梶山先生、どうもありがとうございました。(拍手)

「サイバー領域における知的財産法制的動向」

慶應義塾大学教授 苗村 憲司

ただいまご紹介をいただきました，慶應義塾大学の苗村です。

この場所でパソコンを操作しながら，話をさせていただきます。

基調講演などという私にとっては大変恐れ多いタイトルをいただきました。テーマそのものも実は夏井先生を初め，ここにいらっしゃる法律の専門の先生がお話されて，私が聞くはずのテーマなんです，ともかく何か話してみろとおっしゃったので，私の分もわきまえず引き受けさせていただきました。

なぜこんなことについて私が話をすることになったかは中で話をしますが，いずれにしても，ほかの方の講演のように内容も密度も高いものではなくて，かなり雑駁な話になることをご了承いただきたいと思います。

私自身の出身は，もともとコンピュータの技術をやってきた人間です。30年間NTTにおりましたが，若いうちにアメリカのイリノイ大学でコンピュータの開発に携わったことがあって，そのあたりことも踏まえて，後でちょっとお話しします。

1 はじめに

1.1 国際化とグローバル化

最初に，国際化とグローバル化という言葉を書きました。ことしは日本がオランダと国際交流を始めてちょうど400年になるそうで，天皇もこれからオランダを訪問されていろいろと行事があるようですが，いずれにしても，その400年の間，日本の国際交流が今で言うグローバル化にどう変わってきたかというのを非常に大ざっぱに見てみます。

国際交流と最初に言い出したころは，多分，単に人が行き来する，あるいは時々情報が入るといったことだったと思います。国際化という言葉も比較的新しいのですが，これは例えば企業の製品を外国に売り込む，あるいは外国から人を呼ぶといったことだと思います。当然，国際化の段階では国内向けの製品が外国に売られることが続いて，いわゆる貿易が発達してきたということです。

今のグローバル化というのは何かというのを，私が非常に単純化して定義して見れば，製品を開発する側，あるいはサービスを提供する側が，初めから世界じゅうを相手に考える，企画する。そして売り込むということなんだと思います。実質的には国境がないような世界になってきている。これがこの数年の間に急激に進んでいる。

そのときに，日本は本当にこれにこたえられるのか大変心配です。端的な例として円・ドルレートをとってみますと，けさまた円高になりまして，今，1ドルが106円とか，そのぐらいになっていますけれども，製造業でも1ドル105～106円ではそろそろ苦しいと言っているぐらいで，実力は多分1ドル110円ぐらいに設定して製品開発をしているんだと思います。

ところが，サービス産業はまだ本格的な国際化をしていません。グローバル化はとてほど遠いわけで，これが本当にグローバル化の時代に入ると，端的に言って1ドル200円ぐらいでないと，とても競争できない状況だと私は思います。つまり，生産性が製造業に比べてサービス業は多分2分の1ぐらいしかない。これはまさに日本の危機になる

わけで、今、例えば銀行がその矢面に立っていますし、そのほかのサービス業もどんどん同じような状態になると思います。

私がありましたNTT、電気通信産業もこれから外国資本がどんどん日本に入ってきたときに本当に対応できるのか。このことがグローバル化の本質であって、それに対応するために日本が一体どういう手を打たなきゃならないかというのが、日本の最大の政策課題だと思います。

ちょっと細かい数字を今お話していると大変なので、1つだけ申し上げると、例えばアメリカのいろんな町に行ってバスに乗ると、1日1ドルでバス乗り放題なんていうところがよくあります。日本で今1ドル106円出してバスに乗せてくれと言っても、乗せてくれるところはない。まして町じゅう1日乗れるというのはほとんどありません。これは当然ガソリン代の違いもありますけれども、人件費の差がものすごく大きいということなんだろうと思います。生産性ももちろん違う。

1.2 知的財産権の経済へのインパクト

そういう中で、私は知的財産権制度を強化し運用して、それで経済効果を上げるしかないというのが個人的な主張で、これもちゃんとした経済的な、あるいは政策的な研究をしなければならぬんですが、技術中心の私からすると、これは大変難しいので、いろんな先生方の知恵をかりながら、議論をしているところです

その知的財産権を保護強化するということに合わせて、当然、競争法の適用も強化しなければいけないし、標準化も推進しなければならぬと思います。

私は、この3つは三つ巴の政策、互いに相反するものもあり、また、手を組むものもあると思います。アメリカの最近のマイクロソフトの分割の議論も、見方によっては、あれは知的財産権保護と競争法の一種の折り合いで、競争法のほうが勝ったんだという評価をされる方も多いんですが、私は、むしろマイクロソフトの本質、真骨頂は標準化にあったと思います。マイクロソフトは決して多くの知的財産権を生んだ企業ではなくて、まさにデファクトスタンダードを生んだのが貢献であると思います。

それを分割することは、まさに標準化が後退する。OSの世界でもWindows系が主流ではなく、いろんなものがばらばらになる。そのことのよき悪さを合わせて評価することだと思います。似たようなことがほかの分野でもたくさんあるわけで、この3つの政策を合わせて、経済効果をちゃんと評価していく。それに合わせた政策、法制度をつくっていくのが必要だと思います。

さて、知的財産権の経済効果については、私はちゃんとしたデータは持っていませんが、アメリカを中心としたデータで、概要をまとめたものをここに持ってまいりました。これはアメリカの商務省の研究所に当たるところで、毎年出している1年間の貿易収支に関するデータの中から、厳密に言いますと、ロイヤルティとライセンスフィーに関する輸出入の金額を単純に割り算してみたものです

アメリカの企業等が、外国の企業等に対して、著作権なり特許なり、その他の許諾をしてロイヤルティをもらった額に対して、外国の企業等が逆にアメリカに対して売り込んだものがどのくらいの比率になるかというものであります。

アメリカが世界じゅうからロイヤルティ等で収入を得ているのが、約368億ドルぐらいの数字になっていますが、そのうちの約3分の1が日本相手です。日本がそれに対してアメリカに売っているのが約3分の1、37%になっています。このグラフで言いますと、EUに比べて日本が平均的には高いわけで、世界のトップにあるように見えますが、細かく見ますと、EUの中でもイギリスはアメリカに対して約50%、これは全体の50%ではなくて、アメリカから輸入している知的財産権に対して、イギリスがアメリカに対

して輸出しているのが50%で、大きな国の中では、多分イギリスがトップだと思います。

いずれにしてもアメリカに対して大きく差をつけられているわけで、これは企業におられる方ならよくお分かりだと思いますが、現実の特許の許諾を受けている。こちらからクロスライセンスで提供しようとしても、昔はいわは無料でクロスをやってくれたのが、お金を払わないとクロスをやってくれない時代になってきましたし、著作権においては、俄然アメリカが世界をリードしています。

そこで著作権についてもうちちょっと見てみますと、これもアメリカのデータで昨年出されたものですが、対象は97年のデータまでしか出ておりませんが、著作権ビジネスが経済効果をどれだけ生んでいるかを評価したものです。

これを提供しているのは、知的財産権協会ですから、あくまでもひいき目に見ているとは思いますが、GDPの6%を超えたという数字は、私にとってはかなり注目すべき数字だと思います。

この比率が20年前には約4%弱で、倍近く伸びている。この傾向はますます毎年ふえています。なお、ここで青いグラフの部分は、コアコピーライトビジネスと呼んでいて、映画であるとか、あるいは音楽であるとか、その他の著作物を直接作成している、創作している部分の経済効果であります。緑の部分はその他周辺ですが、例えば本屋さん等でそれを販売している、その収入等を埋めたものだそうあります。

日本でこれに該当する数字は明確に出されておりませんが、最近、知的財産研究所の研究会等で調査をされていると聞いておりますけれども、私の予想では大体10兆円、GDPの2%となっています。その数字が4なり5なり、6%に上がらない限りは、日本はまさに21世紀のサイバービジネス時代に、アメリカと同等に競争していくことはできないだろうと思います。

参考までに言いますと、アメリカから著作物を世界に向けて輸出している、その収入の額がありまして、これが約600億ドルになっています。この数字が先ほどのライセンス収入よりも多いのはなぜかと言いますと、例えば音楽のCDにしても、あるいは映画にしても、基本的にはライセンスではなくて、ビデオなどの場合、アメリカでつくったものを外国で売ります。図書もそうです。したがって、実質的な知的財産権のアメリカの輸出額に対する貢献は、先ほどの数字よりも多くて、これは発明の場合もそうだと思います。アメリカでつくられた製品が日本で販売される。その分は必ずしもライセンス、ロイヤルティ収入ではないけれども、こういった制度がアメリカの経済に対して及ぼしている効果になると思います。

いずれにしましても、今、この著作権ビジネスの部分がアメリカの輸出の中で一番成長率が高い。しかも、既に主要な産業すべてを抜いてしまったことを、IIPAは盛んに主張しています。まさにアメリカの21世紀の戦略的ビジネスは、著作権ビジネスであるという考え方です。

1.3 サイバー領域の特性

そういう背景があり、いよいよサイバー領域の議論に入らなければいけないんですが、ちょっと脱線をして恐縮ですが、サイバー領域はどんな特性を持つかというのを、私は、ITとIPという言葉でくくってみました。ITは言うまでもなく Information Technology ですし、IPは Internet Protocol です。この2つがサイバー領域をつくる実現手段であることは疑いないんですが、私もそれを利用する側の原則として、やはりITとIPが重要だと主張しています。

上のITは International Trade と前は呼んでいたんですが、ネットワーク上でコンテンツを販売するのが Trade であるというのが分かりにくいので、Transaction と言

直してもいいかと思えます。

IPはもちろん **Intellectual Property** です。このあたりに焦点を当てて制度、あるいはいろんな運用を進めていかないと、これから日本がグローバル時代の中で経済的に一流の国であり得ることが不可能だというのが、私の主張です。しかも、サイバー領域は、もちろん実際の社会と似ていることも多いんですが、際立った特徴が幾つかあります。

これはやや遊び半分で **S T U V W (Speedy Transparent Ubiquitous Virtual World-wide)** という5つの単語を並べました。何よりも速い、ともかく1週間前にこんなことはないと思ったのが、たちどころに世界じゅうに広がるという時代です。ドッグイヤーとか、いろんな言葉で表現する人がいますが、ともかく速い。一口で言えば、人間の行動よりも速い。ましてや法律がつくられるとか、裁判結果が出るよりもはるかに速いわけで、その速度に普通の人はみんな目が回っているという状況です。しかも、それがグローバルな中で速さですから、それに何とか対応していかないと、日本の経済力が21世紀には、昔のオランダのようなものになってしまうということです。

それで、何をすべきかということは、私にはよく分かりませんが、このスピードに対する対策としては、まず何よりも関係者、日本の法律家、あるいは政治家、技術者、その他すべての人が、これに対する対処をするんだという意思を持たないといけないので、様子を見ようというのは大変危ないと思います。今までのグローバルでない環境ですと、外国が何をやるか様子を見て、その後判断をすることが可能だったわけですが、今はそうではない。実質的にサイバー領域では国境がない形で物が動いていますから、日本の関係者が様子を見ているというのは、多分実質的には自殺行為であると思っています。

2番目に **Transparent** と書きました。これはいろんな意味がありますが、1つだけ言えば、ほとんどがオープンにみんなに知られてしまう。秘密にすることがほとんど不可能な世界です。もちろん皆さんが例えば暗号を使うとか、あるいはそうでないにしても、相手だけに伝わるような方法で情報を送ることをされるのは可能なんですが、原則は、ほとんどの情報が何らかの形で世の中に出ていくというものです。これは従来、例えば通常の形で商店で物を買う場合ですと、仮に私が特定の本を買ったり、あるいは製品を買ったにしても、その情報が世界じゅうに知れることはほとんど考えられなかったわけですが、今はネットワーク上でアマゾン・コムからある本を買ったということは、原則として世界じゅうに知られると思っておいたほうがよい。そういう中でいろんな行動が行われているわけで、特に日本のような閉鎖的な社会に生活してきた人から見れば、まさにこれはコペルニクス的転換をしなければならないと思います。

3番の **Ubiquitous** ですが、これはしばらく前からコンピューター関係者がよく使っていた言葉で、しばらく前で言えば、ノート型パソコンを持ち歩く。今であれば、まさにiモードの携帯電話でどこからでも情報にアクセスできるというイメージなんですが、同時に **Ubiquitous** という、どこでも使えるということの意味は、例えば田舎にいて、従来だったら商店に行くのが大変だったという人がネットワーク上で買物ができるとか、あるいは特定の場所にいてもできるとかいったような、まさにどこからでもサイバー領域に入り込めることに意味があると思います。

次の **Virtual** は、前から言われていた言葉で、普通は仮想と訳されます。仮想現実などと訳されていて、その問題もたくさんあるのですが、むしろ私は、**Virtual** という言葉の本来の意味に戻ってみたいと思います。**Virtual** というのは決して仮想という意味ではなかったのが、英語の単語として実質的なという意味だったわけです。いつの間にか仮想的な意味が非常に強くなってしまいました。

有名な例としては、これは冗談なんですが、前にキッシンジャーさんが盛んに世界じゅうを飛び回っていたときに、彼はアメリカの **Virtual** なプレジデントだということを

言った人がいました。まさに当時世界じゅうの人から見て、キッシンジャーがアメリカの大統領であると思っただけでも不思議じゃないぐらいの活躍を彼はしていたわけです。彼は外務大臣ですら、アメリカですと国務長官ですらなかつたわけですが、そういう意味での実質的な役割を持っている。

しかし、それは例えば物理的にその位置にないというのが Virtual です。当然取引でも、電子マネーでも、あるいはその他のいろいろな行為でも、Virtual にやっているつもりが、実はそれが実質的な意味を持って、現実の世界にそのまま投影されてしまう。それが犯罪行為になることもありますし、あるいはビジネス、金もうけになることもあれば、その他学校教育を含めて、いろんな意味で大きな影響を生んでくるというものです。

最後の World-wide は言うまでもありません。まさにグローバルであり、もはや日本ととか、あるいは特定の地域でという概念はあり得ない。

こういったことはまだほかにもあると思いますが、考慮した上で新しい仕組みをつくっていかねばならないと思います。

1.4 サイバー領域における法制度の必要性と課題

そこでサイバー領域では、法制度を整備する必要があると思いますが、「はじめに」ばかりでほとんどの時間を使ってしまうのは心配ですが、重要なのでちょっと話しておきますと、インターネットの歴史的宿命があります。これは先ほど申し上げましたが、32～33年前にアメリカのイリノイ大学に行きまして、そこで当時の最大級のコンピュータの設計にかかりました。今から考えると、とても夢物語であり、思いつかないような話ですが、当時、世界じゅうにあったコンピュータのパワーを全部合わせたものと同じコンピュータをつくる。すなわち、それによって世界のコンピュータの能力を2倍にするというのが、提唱者スロットニックという先生ですが、その提唱で、まだ30代だった人が始めました。ILLIAC-IVというスーパーコンピュータの開発に携わりました。

このプロジェクトの親元は、アメリカの国防省のARPAです。そのARPAは当時3つの情報関係のプロジェクトを持っていました。ILLIAC-IVと、それからARPAネット、もう一つは自然言語処理です。そのARPAネットの推進者でもあるローレンス・ロバーツという男は、その後いろんな形でつき合いがありましたが、彼が実際にARPAの立場で推進していたのは、あくまでも学術研究者のための道具を用意することで、私のかかわっていたスーパーコンピューターも決して軍用ではなく、まさに研究目的のものでした。ARPAネットもそうです。

これは評論家がよく間違えて書かれるんですが、ARPAネットは決して軍のためにつくられたものではありません。それは当時、まさに推進をしていたローレンス・ロバーツさんも言っているし、最近、ヴィント・サーフという、やはり推進をした人も間違いだよということを言っていました。なぜそんな誤解が起きたかという、これは非常に明確でして、国会でそのARPAの予算の使い方に関して質問があったときに、国防省側の責任者が、これは将来の冷戦に備えて役立つんだという答弁をしたわけで、それがあたかも歴史的事実であるかのように認められてしまったわけです。しかし、それはまさに方便であって、国会答弁としては意味があるにせよ、実質開発をした者はそんなことは全く思いもつかなかつたわけです。

それがまさにインターネットの発端であります。何が問題かという、まさか実用に使うとは思わなかつた。つまり、研究者、大学あるいは国立研究所の人たちが、自分たちの関心のある情報を互いに交換するためにつくったものがもとであります。ですから、セキュリティとか、その他の仕掛けは一切していない。それだけではなくて、それから

約 20 年以上の間、1990 年ぐらまでは、インターネットの上でビジネスにかかわる情報をやりとりしてはならないというルールが、インターネットの開発推進担当者間でされていました。

これは今は思いつかないことだと思いますけれども、まさに事実であり、しかも、ゴアさんが最初に、N I I の提唱をされたときも、ゴアさん自身は、インターネットをそれに据えるつもりはなかったんです。インターネットがあることはご存じの上で、ゴアさんがあえて N I I という言葉を使ったのは、インターネットは経済活動には役立たないということをご存じだったからで、ゴアさんが知らないとしても、周辺がそういうアドバイスをしていましたから、別のネットワークをつくるつもりだったわけです。

ところが、インターネットがある意味では間違いによって世界じゅうに広がってしまった。それが今の社会を支えつつあるわけです。アメリカの経済もまさにこれで支えられてきている。

ここで幾つかの大きな問題があります。当然インターネットの上に実社会の法制度を適用しようとしても、もともとそのつもりでつくられていないですから、あちらこちらで矛盾が出ます。著作権法を例にとっても非常に分かりやすいんですが、ご存じのように、アメリカは 1989 年まではベルヌ条約に加盟していませんでしたので、著作権局に登録したものでなければ著作権を主張できませんでした。当然、当初のインターネットに乗っていた情報はすべてアメリカの人は登録しませんでした。そんなものがインターネットの目的ではなかったわけで、インターネットに乗った情報は、すべて無料で共有するという合意でやっていたわけです。

さらに、現在もそうですが、アメリカの著作権法では連邦政府が作り出した著作物は、コンピュータプログラムであれ、白書であれ、すべて著作権の対象外になっています。いわゆるパブリックドメインです。したがって、アメリカのインターネット関係者の中の大半は、いまだにインターネットの上の情報は誰でも自由にコピーして使っているのだと信じ込んでいるわけです。その上でビジネスをやり始めた人がいたわけです。

ですから、これは私は、インターネットの関係者の気持ちを、本音を代弁すると、あたかも原住民の立場に似ているわけで、アメリカインディアンがアメリカ大陸の上で生活しているところへ、メイフラワー号に乗った白人（ピルグリム）がやってきて、急に何か変なことをやり出した。当然排除したいんだけど、いつの間にか居ついてしまったわけです。その上で、この土地はおかしいとか何か言い出したわけです。それは後の侵略者の勝手な主張です。

ですから、インターネットの上で実際にビジネスを展開するためには、当然新しいメカニズムを、これは法律であれ、技術であれ、ちゃんとつくらなければうまくいかないのは当然なんで、そのことを無視されて、どんどんビジネスをやろう、様子を見ようと言っているアメリカのクリントン政権の考え方はかなり危険です。

しかしながら、アメリカはご存じのように判例法の国ですから、問題が起きれば、ちゃんと裁判所が面倒を見てくれる。日本はそうではないですから、もうこれは法律をつくるしかないんです。ところが、そのことに関して関係者がまさにスピーディーでない。問題は大量にありますので、これは相当な覚悟で頑張らなければいけないと思います。

ちょっと時間が超過しましたので、本論に入ります。

2 著作権制度とその周辺

2.1 技術的手段に関わる日本の著作権法改正

その著作権制度ですが、これは読み上げる必要はないんですが、まさにサイバー領域

に関するある種の教祖的な存在である、アメリカのMITのメディアラボの所長のニコラス・ネグロポンテさんがしばらく前に書かれた文書から持ってきました。一口で言えば、著作権制度をぶち壊すべきだという主張をしているわけで、これはまさに先ほどの意味で、アメリカインディアン代表が言っているんです。

それに対してビジネスをやる人は、著作権法を強化しなければならないと主張している。当然ここで戦争が起きるのは当たり前です。その中身についてはもう皆さんもご存じのとおりですが、私個人の意見は、基本的な見直しは長期的な課題として、理想的な法制度を検討すべきである。しかし、一方では現行の法制度を一部修正して、当面の対処をするしかないわけで、これはじっくり何年も、あるいは何十年もかけてやっているわけにはいきません。ですから、毎年でも改正をして問題に対して対処をする。それと同時に長期的な議論をしなければならないと思います。

技術の話についてはあまりきょうは触れません。先ほど上野先生からもご紹介があったようにいろいろな技術が今使われていますし、それが法的な背景を持っているというのもありましたが、ここで大別してコピーコントロールと、それから不正な複製物を検出する技術について簡単にご紹介します。もうご存じのことばかりだと思います。

前のほうはちょっと時間の関係で飛ばしていますが、電子透かしという言葉が時々出ますが、このイメージだけをちょっとご紹介しています。

もともと左のような原画があったとして、これをいろいろな方法で変換します。ここでは空間を周波数領域に変換するという言い方をしますが、目では分からない形で変換したのに対して、著作権管理情報等を植え込む。それで結果としては、人の目にはほとんど分からない形にしていたものを市場に流通させる。その中に入っている情報が、例えば権利者の名前であったり、正当にそれを購入した人の名前であったりするわけです。そうしますと、市場を流通している類似のものを調べてみると、実は自分が前に売ったものが悪用されていることが分かる。そういったたぐいです。こういったような技術が今盛んに使われ始めているわけで、これが不正な複製物を見つけるほうですが、同じ電子透かしを使って不正なコピーをできなくする技術も現実に開発されています。

それに対応する法改正が日本でもアメリカでもされ、今、ヨーロッパでもされようとしているわけで、先ほどもご紹介がありましたので、内容はもう省きますが、既に昨年10月から、技術的保護手段、例えば暗号であるとか、電子透かしなどの技術を回避することを目的とした装置、プログラム等の製造その他が、正確には製造ではないですね。まずは譲渡、すなわち販売をしたりする。その目的で製造に対する、そういった行為がすべて違法となった。しかも、刑事罰の対象である。

それから、権利管理情報を故意に書きかえたりすることも違法となったことがあります。しかし、先ほども一部ありましたが、インターネット上でコンピュータ上に一時的な蓄積をする行為は、果たして日本の著作権法の違反になるのかどうかとか、最近では放送事業者を初め、いろいろな立場から著作隣接権を拡大する要望も出ている。また、権利制限規定そのものも今細かく見直しをされているということで、まだまだ残る問題がありますので、私の気持ちとしては、こういったことはどんどん逐次解決をしていただいて、当面の問題はぜひ対処していただきたい。しかしながら、根本的な議論は別途やる必要があるというのが、先ほどの趣旨です。

2.2 EUの著作権指令案

最近の動きという意味で、比較的最近ヨーロッパに行ったこともありまして、EUの著作権指令案の状況をご簡単にご紹介しますが、これも既に午前中のお話にありました。草案を作成する以前から、いろんな形でヨーロッパの中で議論がされてきましたが、そ

こで幾つかの争点がありました。

やはり最大の争点は、権利制限を域内統一できるかというものです。ご承知のようにヨーロッパはイギリスと大陸法では考え方が違いますし、その国ごとにまた細かい違いがある。そういった違いを統一しないと、EUの域内統一の基本理念に合わないということで努力しているわけですが、その中でも私がいまだに気になるのは、イギリスの著作権法にある *fair dealing*、アメリカの *fair use* に該当するものですが、どうもこれは残れないのではないかと。権利制限条項を非常に厳しく調べて、数を少なくしていますので、そういった問題が今でも残っています。

それからネットワーク内の一時的蓄積は、当時の問題でもあり、現在でも残っています。しかも、それがインターネットサービスプロバイダの責任問題と絡んでくるわけです。先ほどもお話がありましたように、アメリカでは *Digital Millenium Copyright Act* の中でISPの責任問題と合わせて措置していますが、ヨーロッパではこれが大問題になりました。

1997年に著作権指令案の草案ができ、昨年まで何回か修正をされています。その過程でISPの責任規定は、別の純粋にそれを目的とした指令に変えることをしました。これもECの委員会の当事者に質問をしたところ、あくまでもこれは政治的な判断のようで、実質的にはどうもこの著作権問題との関係が一番重要なんだけれども、そのISPの責任問題と、著作権のネットワークにおける運用の問題を合わせて議論すると、どちらも永久に解けなくなってしまう。要するに反対するものが違うわけで、それを分けようというのでやったようです。

最近行ってきた段階で残された主な争点は2つ残っているということでして、1つは、ネットワーク内の一時的蓄積に関する細かい規定です。原則は一時的蓄積はすべて複製の一部であるということで、権利の範囲なんですけど、しかし、当然インターネットの上で、例えば音楽の正当な権利を許諾された複製物を送るときに、例えば途中で5秒間蓄積するとき、一々許諾処理をするのは全く意味のないことですから、そういったような例外的な規定を入れているわけですが、その規定の範囲をどこまで、例外をどこまで広げるかというものです。あるいはあらかじめ権利者のオーソリゼーションが要るか。オーソリゼーションという言葉がキーワードで、非常にもめていました。そろそろ決着がついているようですが、最近見せていただいたものでは、まさに玉虫色のな文章にしていますので、法律的にはまだ残ると思います。

それから技術的手段の回避は、これは前からあるとおりで、その回避そのものと、それから権利制限との関係があります。今の予定としては年内に何とかしたい。まずくとも来年早々にはということで動いているようですので、多分そろそろおさまるのではないかと思います。

2.3 米国の著作権制度をめぐる議論

一方、これも先ほどご紹介がありましたように、アメリカのDMCAが98年に成立しましたが、そのときにこの技術的保護手段の回避については、2年間の猶予期間を設けられました。

このアメリカのDMCAの技術的保護手段に関する規定を2000年10月から施行するにあたり *fair use* 条項との関係をどう扱うべきかについて熱い議論が行われています。

この議論の中で、そもそも *fair use* 条項がTRIPs協定に違反するのではないかと議論が開始して、これはかなり難しい議論になりそうです。そういったことを含めてデジタルの環境で *fair use* をどうしたらいいのかというのが大変難しいと思います。

もうご存じのとおりですが、アメリカの著作権法107条は *fair use* の判断基準として

4つ挙げています。著作権物の利用の目的と特性、それからその著作物そのものの性格、使う部分の量、最後にその結果市場に与える影響といったようなものです。これに対してTRIPS13条は、ベルヌ条約及びWIPOの著作権条約も大体同じなんですが、基本的にはスリーステップテストと言っていますが、特定のスペシャルな、特殊なケースに限るということと、それからこれは大変日本語訳が難しいんですが、ノーマル・エクスプロイテーション・オブ・ザ・ワークにコンフリクトしないということ。それから3番目に、権利者の合法的な利益をアンリーズナブルに害するものではないという3つです。

基本的にはこの解釈と、先ほどのfair useの4つの判断がどうぶつかるのか、ぶつからないのかという問題で、私にはとてもこの一方については議論はできませんが、いずれにしても、私は個人的にはfair useのような考え方を日本に入れるべきだと思っていましたので、イギリスのfair dealingが危なくなる。アメリカのfair useがこういう形で見直しをされると、いよいよこの著作権の権利制限規定の方向が大変見えにくくなっていくと思います。

そういう背景でアメリカの中でも、この著作権制度をもう一度根本的に見直そうという動きがいろいろ出てきました。私は、今一番注目しているのは、本を持ってききましたが、「The Digital Dilemma」という本が出されています。これはきょうおくれて持ってまいりましたレジユメの最後のページに付録として要点が書いてございます。

画面には出ていますが、一々細かくは申し上げません。これは、中心になったのはアメリカの科学技術、医学の関係のアカデミーの事務局が中心になって、コンピュータサイエンスの先生が法律の方の援助を得てやったものです。その中心になった先生のところにも私も行っ、いろいろと相談をしてきたんですが、彼らとしても、アメリカだけでこの問題は解決できないことは分かっている。ヨーロッパには盛んに声をかけて、いろいろと一緒に議論をしているんだけど、どうも日本は声をかけにくいというのが彼の本音のようだったので、これはぜひ一緒に議論をさせてほしいと言いました。

書いてあること自身は、いろいろと細かくありますが、私個人としては、これは日本で議論すべきものと大体同じではないかと思えます。アメリカは若干特殊な事情もありますけれども、ともかくこの著作権法の基本理念をもう一度見直す必要がある。そのときに単に法律そのものをどうというのではなく、経済、あるいは技術と政治、そういったことをすべて合わせて考える。その抜本的見直しをするのは現時点ではよくない。もっと時間をかけてやるべきだという考え方です。

いずれにしても、これからの日本でもいろんな大学、研究所等でこの著作権法の次のあり方、その中には法律だけではなくて、先ほどいろいろご紹介のあったようなシステム、契約、技術、場合によっては組織の倫理も含めて、そういったものをつくっていくときに、アメリカともヨーロッパともできるだけ連携プレーをする必要があると思えます。

2.4 データベース投資の保護

その次にデータベース投資のほうの話ですが、これは先ほど渡邊先生から分かりやすいお話もありましたし、私が今さら申し上げるまでもないと思いますが、現在の著作権法でデータベース保護をすると、いろいろな問題が発生してきている。これは事実です。

大別すると、1つは、データベースの保護を著作権法で保護するときには、その素材の選択または背景的な構成に関する創作性が条件になりますが、その評価が難しいということ。

もう一つは、全体が著作権法で保護されても、それを構成するデータ自体は保護され

ないというのが原因です。実際にいろいろな問題がありますよということを、いろんな場で言われているのを、私が自分の関心に沿って並べたものですが、先ほどの渡邊先生のご紹介にもあったように、最近ドイツの *sui generis* に基づいた判例でも、電話番号簿のデータが一番多く出ています。そのほかにも判例のデータであるとか、ほかにもいろいろあるんですが、その電話番号のデータは、私が元NTTにいたという立場も含めて大変関心が深いんですが、これは世界じゅうの電話会社が今まさに自由競争の中に入ってきてますので、以前は1つの会社がすべての電話番号データを持っていたのが、これからはまさにばらばらになります。

一般の加入者の立場からすれば、そういうものを合わせたデータベースなり、電話番号簿が欲しいわけで、これからのビジネスの1つの柱になる。しかも、その延長にインターネットのURLのデータベースもあるわけです。そのインターネットの上でURLのデータベースをつくってビジネスをしている会社が、ヤフーであるとか、その他まさに世界の株価のある種のパブリスティックな膨張を支えてきたことを考えると、今、それがなければスポンサーも広告を載せてくれませんし、また、お客さんも来ないということで、このあたりが実質的には世界の経済を引っ張っていると言えないこともありません。

以下、ちょっと省略しますが、そういうことに関してヨーロッパではデータベース指令の中で *sui generis* ライトというのを決めた。これはまさに高度情報化社会でデータベースが非常に重要だということを認識したのと、アメリカの企業が圧倒的にこの分野で世界をリードしているということから、ヨーロッパは危機感を持ってやったことですが、先ほどのご紹介にもあったように、日本にはまだ危機感がないんです。これが一番危ないというのが私の心配です。何とかしなければならぬ。しかし、日本で議論すると、問題点はたくさん出てくるんですが、どうしていいのか分からないということです。

ところでアメリカですが、アメリカでは、EUがデータベース指令をつくりました1996年の直後にすぐに類似の法案が出ました。その後、2年ごとの会期にそれぞれ法案が出されて、105議会の98年には1度その法案が上院及び下院を通ったんですが、通った後で例のモニカ・ルインスキー事件などもあり、いろんな理由で実質的に法律にはならなかった。一方その間非常に強い反対意見がアメリカの国内で出てきて、99年に2つの法案が出され、司法委員会と商務委員会をそれぞれ通ったというのが現状です。

この裏では、先ほど来ご紹介している、こういった本(「The Digital Dilemma」)を出しているところが、実はかなり頑張っていて、ここにももう一つ「A Question of Balance」という本がありますが、アメリカのNational Research Council、科学技術、医学関係の研究者の集まりで政策提言をしている組織ですが、ここが中心になってデータベースの保護に関しては、学術研究に大きな被害を与えるおそれがあるということで、大きなキャンペーンをやっていたのが背景にあります。

H.R.354というのは、大体従来のアメリカのデータベース保護を主張する業界の意見を反映させたもので、形は不正競争防止法に近い形をとっていますが、どちらかといえば、*sui generis* ライトに近い意味合いもあります。それに対してH.R.1858は純粋に不正競争防止法を適用して、デッドコピーをビジネスにすることだけを止めるものであります。

私は率直な気持ちとして、アメリカでH.R.1858という対案が出てきた理由がよく分からなかったんですが、推進者にこの前聞いてきたときに大変よく分かりました。言うまでもないんですが、アメリカでは法律は役所がつくるのではなくて、すべて議員が提案をする議員立法です。その議員の立場からすると、アメリカの有権者に訴える最大のキーワードはフェアネスなんだそうです。このときに何が起きたかと言うと、ワレンという非常に小さな会社が、たしかケーブルテレビに関する番組情報のようなデータベースをつくってビジネスをしていたところ、より大きな会社がそれをデッドコピーしてビ

ビジネスを始めてしまった。その会社がつぶれそうになった段階で、著作権をもとにして訴えたところ、著作権の対象ではないということで裁判所に負けてしまった。そのことがきっかけになって、下院議員が、ともかく新しい法的な枠が、規制が要るんだということを出したそうでした、これは止められない。

純粋に法律学の理論からすれば、こういったものがなくても現在の法律を援用して実質的に対応できるけれども、議員たちの政治的な力はもう止められないというのが判断で、それで H.R.354 はやり過ぎだから、そうではないものとして H.R.1858 という、ミニマムアプローチと言っていました、それを出したようです。しかしながら、これはデッドロックに今陥ってしまっていて、ちょうど大統領選挙も始まりましたから、年内に成立する見通しは少ない。したがって、来年が1つの山場だろうというのが私の一応の見方です。

日本では、先ほど来お話があったように、文化庁、通産省が議論をしていますが、まだ全く動いていないというのが現況で、私はどちらかというと、学会会議、日本工学会アカデミーの立場でやり過ぎないでほしいという形で議論をしている状況です。

3 サイバー領域における特許制度

3番目に特許制度の話ですが、これはまたこの後でご講演がありますので、あまり深くは入りませんが、私のやや乱暴な見方だけをお話します。

ソフトウェア関連発明が、このサイバー領域でも非常に重要な分野となってきています。ソフトウェア、あるいはプログラムの構成に関するアイデア、具体的にはアルゴリズムなどを特許法で保護することの可否についての議論がよくありました。しばらく前は主にコンピュータサイエンスの人たちからは、これはそもそも不必要である、不適当であるという主張が大分出ました。

私自身は、もう既にこれは特許法の対象とすべき時代に来ていると思いますが、私個人の経験からしても、もう30年以上前に日本でコンピューターの論理設計に関する特許が出され始めたころに、ある意味ではルビコン河を渡ってしまっていたと思います。すなわちコンピューターの設計では電気的な、あるいは電磁的な設計のほかに、いわば論理学、数学だけを用いた設計の部分がたくさんあるわけです。

しばらく前にアメリカで Windows 95 のころですか、何かバグがあると言って騒いだことがありましたが、あれは割り算のアルゴリズムのマイクロプログラムに間違いがあったわけで、そういったような計算方法は30年前には回路で組んでいたのを最近ではマイクロプログラムで実現するようになったわけです。

そのものに特許があるということは、それをプログラムに置きかえたから急に特許にならないというのは、何か合理性がないので、当然プログラムの特許の対象とすべき時代になったと思います。問題は、それは物として保護するのか、ネットワークで送信する場合どうするのかというものです。

これはあまりご説明しませんが、ここはプログラムプロダクトの方向に動いている。それに向けて具体的な法律の改正、あるいは運用をどうするかということをもう決めなければならないと思います。

これに対していわゆるビジネスモデル特許については、私は大変心配をしております。アメリカは言うまでもなく判例主義であることと、特許法そのものがその対象となる発明の資料についてあまり制限を加えていないこともあって、実際に役立つものなら何でも特許になるという方向で動いてきています。

しかし、日本の特許庁はこれに関する見解を書いておりますが、私の見方でかなり主観的ですが、本質はソフトウェア関連発明の審査基準によるのであって、ビジネスモデ

ル特許だからといって、個別の扱いはしないという考えだと思います。実はこれは私はNTTにいたこともあって、こういう見方をしています。高度なネットワークサービスに関する特許がたくさん出されてきたころ、まさに実質的には新しい時代に入っていたわけで、それをみんなが騒いでいなかったのは、まだ日本ではネットワーク、例えば電気通信ネットワークが、電話のネットワークが実質的な競争の時代になっていなかったからです。

私の個人的な経験に基づいて話をしますと、私がNTTにいたころに、私は第二電電を初め、いろいろな電話会社に対して特許を、ライセンスをする立場にいました。その当時、率直に言ってお金は取れなかったんです。これは郵政省からの指導で、独占的な立場にあるNTTが新しい参入事業者に対して、お金を取ってライセンスをすること自身が認められなかったわけで、すべて無料でライセンスをしていました。今はどうか知りません。

いずれにしても、そういう時代にあったたくさんの特許は、実質的に日本の国内で権利としてあまり効果を持っていなかったわけですが、当時たくさんネットワークの機能に関する特許が成立していました。それとほとんど同じことは、単にネットワーク上のいろいろな新しいビジネス形態に対して成り立っている。すべてソフトウェア関連特許として成立しているわけで、これをあえてビジネスモデル特許と呼ぶことは、非常に誤解を招くと思います。

ただ、これは日本の話で、アメリカで現実にどんどん動いていますから、企業としてはやはり防衛策としてどんどん出願されるのは、私はこれはやむを得ないことだと思います。そういったことを含めて、サイバー領域において、プロパテント政策がどんどんこれから拡張し適用されていく。そのときに一体どんな意義があり、どんな課題があるのかということをごひみんで議論すべきだろうと思います。

先ほど来お話のように、特許制度も当然より強化し、運用することが必須だろうと思います。しかし、それを国際的な調和の場で議論をするときに、日本の現状が特に司法システムが国境を越えた権利侵害に対して対応できないのがどうも実態のようなので、これを何とかしないと、実質的にサイバースペースにおける裁判は、すべてアメリカ等で行われてしまう。日本は法律があるけれども、それをほとんど、先ほどもどなたかが言われた言葉ですが、オーバーライドされてしまう危険があるのではないかと思います。

4 サイバー領域における標識の保護

4.1 インターネットのドメイン名

次に、標識の保護の問題です。これは一番有名なのはドメイン名の問題です。インターネットではご存じのように、いわゆるドットCOMなどのドメイン名を使いますが、最後のドットの後ろの文字、3文字とか2文字をトップレベルドメイン、TLDと呼んでいます。特にその中の特定の国に閉じないものをジェネリック・トップ・レベル・ドメインと呼んでいます(gTLD)。これは先ほど申し上げたインターネットの歴史的経緯からこうなってしまったわけで、当初は最後のドメイン名で、例えばGOVとか、COMとか、ORGと書いたものはすべてアメリカ国内の組織に与えられていました。外国のものであれば、日本はJPとか、イギリスならUKとか、そういうのをつけるのがルールでした。

ところが、だんだんとそのドメイン名が外国の企業組織にも与えられるようになったということで、今では、最後のGOVはあくまでもアメリカの政府で、日本の政府がGOVをつけるのはありませんが、ドットCOMとか、ドットORGというのは、世界じ

ゆうどこの組織でもつけられるというふうには運用が変わっています。

その結果インターネットのドメイン名と、商標、あるいは商号との衝突が非常に頻繁に起きるようになったわけです。それを解決するためには、これはWIPO、それからネットワークという意味でITUとか、当然インターネットの推進母体であるIETFなどが長い間厳しい議論を続けてきているわけで、問題はたくさんあります。しかし、方法としては商標、特に登録された商標、あるいは著名商標に対して対応するような新しいドメインをつくるしかないというのが大まかな合意になってきています。

それに関するWIPOの見解も出されて、具体的にはそれを今進めているのが、ICANNという、アイキャンと普通呼んでいます、新しい非営利組織で、アメリカに本部があります。これにはいろんな組織が加盟といますか、参加をして一緒に議論をしております。

当初は著名商標、あるいは著名商標章かもしれませんが、それを対象とする新しいトップレベルドメインを導入することで合意をしてスタートをしたんですが、世界で何が著名であるかということを決めるルールが大変だ。当然これはいろんなルールよりも、まずは紛争に対応する組織をつくるのが重要なんですが、いろいろ議論したんだけれども、どうもそのことに対するコンセンサスが得られないということで、つい最近出された案では、もういっそのこと、著名商標にこだわらず各国、世界じゅうのすべての特許庁等が登録を受け付けている登録商標を対象として新しいトップレベルドメインをつくらうという案になってきています。

もうこれしかなさそうです。しかし、これは運用が大変なので、例えば一月間、サンライズピリオードと呼んでいます、日の出の時間を決めて、その間に一斉に申し込んでくる。早い者勝ち。さあ、これで日本の企業が果たして取れるんだろうか。日本は世界の中でも一番早く太陽が上る国なはずなんで(笑)、せいぜいニュージーランドかオーストラリアに負けるぐらいなんです、うっかりすると、ほとんどのドメイン名をアメリカが取ってしまうんじゃないかという心配を私個人としてはしております。

これは決まるかどうかは分かりませんが、こういったことに関してもなかなか日本から意見が出てこなくて、実質アメリカを中心に、アメリカとヨーロッパでどんどん議論が進んでいる。日本はどちらかという、ここに漢字も入れられるようにしてくれという議論をしているのが現状なんです、どうも本筋はそうではなくて、やはり世界のグローバルの中で、どうやって頑張っていけるのかをぜひ議論していくべきだと思います。

4.2 インターネットにおける商標のその他の使用

そのほかにもインターネット上の商標はいろいろ使われているわけで、明確に目に見える形としてはバナー広告であるとか、商品名を明示する。このときに例えば日本とイギリスとでは、同じ文字列が別の企業の商標であったときに、本当にそれは権利侵害をしたことになるのかどうかといった問題が現実には発生しています。

さらに目には見えない形で、先ほど申し上げた電子透かしであるとか、その他の使い方もありますので、これをどうこれから進めていくのか、やはり議論していかなければならないと思います。

以上、非常に雑駁な議論で、与えられたテーマに大変沿っていないかもしれませんが、私の最近考えていることを紹介しました。

5 おわりにかえて

最後に、こんな言葉を引用しているんですが、とにかく知的財産というのは、まさに

情報化時代のリーガルなフォームである。まさにそれを法的に体现するものであって、それをどうつくるかによって、情報化時代が迎えられるかどうかが決まるんだというのが私の認識です。

最近、自民党も知的財産権に関する法案を提案するという新聞記事もありましたので、私は大変いいことだと思うのですが、しばらく前から、私は大学でもかなり勝手なことを言っていました、ともかく次の総選挙は少なくとも情報法の範囲、できれば知的財産権の範囲で政党が政策を争うぐらいにならないと、日本は、21世紀には昔の先進国になってしまう。それをやるかどうかは、まさに有権者の判断次第だということを言っています。

そうは言いながらも、国際調和の中では、途上国との協調が必要です。今、インドも10億人を超えたそうですし、中国その他の国との協調も含めて、今後、本格的な議論をしなければならないと思います。

大学でも法律はもちろん、その他のいろんな分野を横断する知的財産権システム学みたいなのが要るのではないかと。

また、大学や国立研究所の知的成果をより高度化し、産業化するための努力、こういったことを合わせて今後、単に法律だけではない、全体のシステムをつくっていく必要があるというのが私の考え方です。

与えられた時間をややむだ遣いしたかもしれませんが、最近考えていることをお話させていただいて、私の務めを果たさせていただきたいと思います。(拍手)

「ビジネスモデル特許」

弁理士 竹山 宏明

ただいまご紹介にあずかりました竹山と申します。

早速で恐縮ですが、一部誤記がございましたので、テキストのほうを修正させていただきます。

まず、テキストのほうの23頁、こちらに括弧書きで(11)とございますけれども、こちらの部分は(3)とダブってましたので、削除させていただきます。

もう1点恐縮ですが、[注4]の部分です。頁のほうが25頁、URLの部分で「http:」がダブっていますので、こちらを削除させていただきます。

このまま続けさせていただきます。もし今現在パソコンをおつなぎでしたら、私のページにつないでいただいて、開いていただければと思います。

はじめに

「はじめに」ということで、きょうは特許の業務に携わっていない方を対象に、皆様が個人としてビジネスのアイデアを考えたと仮定して、お話を進めていきたいと思えます。

このため、特許の業務に携わっている方にとっては、既にご存じのお話になってしまうかもしれませんが、ご容赦ください。

昨日、町の比較的小さな本屋をのぞきました。きょうお話するビジネスモデル特許に関する本が3冊も置いてあり、驚きました。我々弁理士の間でもバブルと呼ばれ、ビジネスモデルをご専門になされている先生方への出願の依頼が殺到しています。このため処理されるまで数か月待ちという現状です。

私のことですが、私自身はきょうお話するビジネスモデル特許を専門にしているわけではございません。ご依頼があれば処理している現状です。個人的には今までの業務がありますので、どちらかというと避けている現状です。

私の少ない経験からお話しますと、ビジネスモデルについては、クライアントの方が考えているアイデアと、実際の特許の対象となる発明との間に、大きなギャップがあるものと感じています。

すなわちクライアントが考えているアイデアがあまりに抽象的であり、これに対し特許の対象になる発明は、技術に関するアイデアであり、実施できる程度に具体性が要求されます。

クライアントの方が考えていられるアイデアというのは頂上部分です。山の一番下の部分が実際の製品レベルのアイデアです。今現在、特許の対象となるものはちょうど中間点、具体的な技術に関するアイデアです。

先ほどもお話がありましたけれども、例えばアルゴリズムとか、「とか」というのは、どちらかというと、山の頂点のほうにあります。今現在、例えばビジネスモデルについて、我が国では、媒体特許を取得できます。CD-ROMに記録されたプログラム、逆に言うと、プログラムが記録されたCD-ROM、もしくは記録媒体という、ちょっと変則的な形で今現在日本では保護されています。

では、記録媒体もしくはCD-ROMとプログラム、どちらが本質なのという、本質はプログラムの部分です。そのプログラムの本質の部分をどうしようかというのが、

今、議論が上がっているところです。

今言ったような、抽象的、具体的、製品レベルという話ですが、ビジネスモデルとしてニュースなどで話題になっている、アマゾン・コムの一クリックの特許が有名です。この特許は顧客がウェブサイトで買物をする際に、顧客名、クレジットカード番号及び送先住所などを1度入力しておけば、2回目以降の買物にはこれらの情報を入力しなくても済むようにするという技術です。

皆さんもいろんなウェブサイトで買物をするとき、例えば何度もクレジットカード番号を入力しなければならないと、「ああ、面倒だな」と思われるかもしれません。それが1度入力しておけば、次からは自動的に入力される。実際、今言ったのがどちらかというと、クライアントの方が我々のところに、「こんなビジネスモデルの発明をしました」と言って持ってくる。先ほどの山でいくと、抽象的なレベルの話です。

では、実際、具体的にどのレベルまでいけば特許になるかということ、先ほど言った、一クリックの特許のクレームをちょっと読ませていただきます。

ある品目について注文を行う方法において、クライアントシステムの管理下で、その品目を識別する情報を表示し、単一の行為のみが実行されることに応じて、その品目の注文要求を購入者の識別子とともにサーバシステムに送信すること、及び、前記サーバシステムの単一行為の注文を行う構成要素の管理下で、前記要求を受信し、その受信した要求内の識別子によって識別された購入者の既に保存されている追加情報を取り出し、該取り出された追加情報を使用して前記受信した要求内の識別子によって識別された購入者の要求した品目を購入するための注文を生成し、前記品目の購入を完了させるために前記生成された注文を履行すること、によって、ショッピングカート注文方式を使用することなく、前記品目が注文されることを特徴とする、ある品目について注文を行う方法。

私がさっと読んでもどなたも中身は分からなくて、「えっ、そんなこと」と思われるかもしれませんが、実際にアメリカで特許になった発明というのは、今、私が読んだ部分です。

どちらかということ、クライアントの方が最初私どもに持ってくるのは、クレジットカード番号を2度入力するのは面倒だから、1回やれば後から入力しなくて済むようにしたということですが、アメリカのレベルでも、今読みましたわけの分からない文章の部分が、初めて発明として保護されています。

実際、我々のところに持ってくるアイデアは、着想的というか、効用というか、そういうような部分で持ってこられる。そういうようなギャップが今現在あります。

このようにビジネスモデル発明は特別ではなく、現行の特許法で保護されているコンピュータソフトウェア関連発明や、インターネット関連発明と同様にご理解いただければと考えています。

今、ビジネスモデルということ、いろんなところで話題になっていると思いますが、特別な特許が新しく誕生したということではなくて、従来の法制の上に乗って保護されていることをご理解いただきたいと思います。そうすれば、ビジネス特許について、例えば侵害だと言われたときに、例えば今までの装置発明、もしくは媒体発明と同じに考えれば良く、同じ手法で解決していこうといういろいろな解決策が見出せると思います。

今言ったのがきょう皆さんにお話したい部分の結論的な部分です。ビジネスモデル特許は、特別なものではなくて、今までの特許の中で保護されようとしているということをお話したいと思います。

1 ビジネスモデル特許の概念

私は、今定義せずに、ビジネスモデル特許という話をしましたが、私が考えているものはどのようなものですかというお話です。

まずビジネスモデル特許については、今現在、私が知る限りでは明確な定義はありません。ですので、どうとらえていくという問題だと思います。きょうはここでは、私としてはビジネスのやり方や仕組みに関する特許ということで考えていきたいと思います。

その下に類語と書かれてるように、いろんな言葉が今現在使われています。例えばビジネス特許、ビジネス・メソッド特許、ビジネス方法特許、ビジネス・プロセス特許、ビジネス・システム特許、中身について私自身もどこが違うのかという区別はよく分かりません。ですけれども、どちらかというところ、ビジネス・メソッド特許、もしくはビジネス方法特許というのが一般的に使われている用語だと思います。

逆に言うと、ビジネスモデル特許という言葉より、ビジネス・メソッド特許とか、ビジネス方法特許とかという言葉が使われているように感じます。

私が読んだ本に載っていた定義を幾つかここに挙げさせていただきます。

この中を見ていただくと、先ほど私が言った定義、ビジネスのやり方や仕組みに関する特許という言葉のほか、例えばコンピュータとか、インターネットとかいう言葉が幾つか使われていると思います。

コンピュータとかインターネット、それとビジネス特許との関係はどうかということですが、例えばコンピュータソフトウェア関連発明と、ビジネスモデル発明、「発明」という言葉をここでは使わせていただきますけれども、どういうふうな関係にあるかということ、大きなものがコンピュータソフトウェア関連発明、その中の一部がビジネスモデル発明、いろいろな定義を見ていくと、そういうような気がします。

定義で問題になっているのが、三日月型の部分です。この部分があるかどうかということなんです。この部分があれば、例えばコンピュータソフトウェアという言葉で定義から外さなければいけないのではないのかということです。

もう一つ、中で使われていたと思いますけれども、例えばネットワークとか、インターネット関連発明とかいう広い概念の一部がビジネスモデル発明だとお考えいただければいいと思います。

どうしてそういうような、今言ったような定義が明確でない状態が出てしまうかということ、ビジネスモデルという言葉は技術に関連した分類ではありません。私は、発明を技術的なアイデアだと考えています。このため発明を技術分野ごとに分類する考え方は古くから実践されています。例えば国際特許分類、それと先ほど出てきたようにコンピュータ、ソフトウェア、ネットワーク、インターネットというような技術に注目した分け方があります。しかし、ビジネスモデルについては、発明はこれらの範疇には属しません。どうしてかということ、技術を問わないからということです。

ビジネスモデルという言葉が一番広く解釈しますと、コンピュータに限らないものだと思います。次の例が適切かどうかはちょっと分かりませんが、例えばモバイルという用語があります。モバイルという言葉はコンピュータに限りません。

このためビジネスモデルについての特許や発明の範囲は、時代ごとに異なっていくものと考えます。発明は技術についてのものなので、技術について分類ということは簡単にできますが、技術を離れた分類、用途もしくは効用とかいう分類の仕方をしますと、どちらかというところ、何が入るかというのは、時代時代によって変わっていくのではないかと考えています。

きょうお話する上では、できるだけビジネスモデル特許、もしくは発明を広くとらえてお話をしていきたいと思います。

2. 日米欧の動向

次に、日米欧の動向ということで、皆さんももうご存じだと思うのですが、例えば米国については、**State Street** 事件が話題になっています。

その後に欧州の方でEPOの審決が2つありました。

その後、日本のほうで日経の記事があったと思います。私自身はこれが今の契機となっているように感じています。

その次、昨年ですが、特許庁のほうでビジネス関連発明についての取り扱いを明らかにしました。その内容としては従来の運用指針をそのまま適用するということでした。

米国の改正のほうが早かったですね。米国の改正がありまして、その次、米国でガイドラインの改定がありました。

ちょうど17日ですが、特許庁のほうの特許の審査基準の改定版自身ではないですが、その前の「案」について公表されています。

私自身、全部に目を通していませんが、コンピュータプログラム、それ自体については触れられていないようです。今現在一部だけ公開されています。その後公表されるであろう部分に、コンピュータプログラム自身についての取り扱いが触れられる予定です。

あと特許庁の案でちょっと目についた部分ですが、その中で情報伝送媒体について、さきに特許庁のほうの取り扱いを公表していますが、それについて改めて特許庁の考え方が述べられています。

3 具体例

その次に具体例ということで、幾つか挙げさせていただきました。日本のものを2つご紹介したいと思います。

ここに挙げています資料は、私が所属しています弁理士会のソフトウェア委員会のほうで調査をしたものです。広告情報の供給方法及びその登録方法というものについて説明します。

まずどんな特許か。これは比較的日本では代表的な例ではなかろうかと言われているものです。ビジネスモデル特許について、なかなかイメージがつかないと思いますけれども、その中身を簡単に説明させていただきます。

概要ですが、あらかじめ地図上の建物と広告情報とを関連づけておけば、地図上の建物をクリックすることで広告を表示できるということです。

請求項1で、コンピュータシステムによる広告情報の供給を行う広告情報の供給方法において、広告依頼者に対して、広告情報の入力促す一方、あらかじめ記録された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促す段階。今言ったように単純に地図上の部分をクリックすると、その情報が出てきますよ。その情報は広告情報ですよということです。

クレームをそのまま読ませていただきます。

コンピュータシステムにより広告情報の供給を行なう広告情報の供給方法において、広告依頼者に対しては、広告情報の入力促す一方、予め記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促す段階と、前記地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶する段階とを備える一方、広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、図像化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促す段階

と、選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す段階と、読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する段階とを備えることを特徴とする広告情報の供給方法。

ビジネスモデル特許は、先ほども話しましたが、地図のところをクリックすると、広告情報が出ますよというのがビジネスモデル特許ではありません。読ませていただいたクレーム部分に、ビジネスモデル特許に係る発明の特徴があります。

その次は、雑誌にも掲載されてもので、これをビジネスモデル特許と言う人と、言わない方がかなりおります。どちらかというところ、ビジネスモデル特許ではないのかという方が多くいらっしゃいます。

来店したお客さんが、自動食器貸し器というのはこちらです。こちらにお金を入れます。食器が出てきます。食器を自動販売機、ここでは飲料物供給装置になっています。好きなボタンを押して、例えばスープなんかをもらって、それをテーブルに持って行って食べるという特許です。

来店したお客が、自動食器貸し器に硬貨を投入し食器を借り受け、その器に飲料物供給装置より飲料物を入れ、テーブルに運んで試食する。ここで食べるという特許です。

今までは、例えばコーヒーの自動販売機を考えていただくと、コーヒーの自動販売機にお金を入れます。容器がスポッと下におりてきます。その後、容器がおりてきたときに自動的にコーヒーがそこに注がれます。それを持って飲む。通常、自動販売機は、中に食べ物を入れてパッケージごと売っていたというものが今までです。これはどうかというところ、器を売ろう。中身ではなく器を売ってお金をもうけようという特許です。

仮にこれがビジネスモデル特許であれば、コンピュータに関連しないビジネスモデル特許だと思います。そういう意味でここに例を挙げさせていただきました。

純粋にビジネスモデル特許かどうかということは、私自身もよく分かりません。

4 特許調査

次に、例えば日本について言えば、IPC（国際特許分類）、Fターム、フリーワードが使用できます。

これらを複合的に使用して、ビジネスモデルに該当するであろうものをピックアップします。その中にはたくさんのノイズがありますし、これから漏れてしまうものがあることが現実です。例えば米国、EPCサイトについても同様にIPC、キーワードを使って検索できます。

5 特許庁の取り扱い

ここでは日本についてご説明させていただきます。

まず、ビジネスモデル特許については、日本では、「特定技術分野の審査の運用指針第1章コンピュータソフトウェア関連発明」が適用されます。ビジネスモデル特許ということで、我が国では特別な取り扱いはなされておりません。

その次に、我が国で特許を取るためには幾つかのハードルがあります。いわゆる主な特許要件として、ここに出てくる産業上利用可能性、新規性、進歩性の各ハードルがあります。例えば出願しますと、この3つのハードルを越えて最終的に特許になります。特許要件はこれだけではありませんけれども、この3つについて簡単に説明したいと思います。

特許法第29条第1項1号、2号、3号のほうは昨年改正されて、本年度から施行されています。変わった部分としては、1号のほうについて言えば、改正前が日本国内に限

っていたのを外国も含めたこと。2号も同じく日本国内に限っていたものを外国まで含めた。3号については、特に変わったのは下の2行の部分です。「又は電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった発明」ということで、その改正の主なポイントは、例えばインターネットなどで開示されているものを取り込む。それらについてインターネットで開示されているものについては、特許は取れなくなるということです。

ハードルの高さを考えていただくと分かります。従来技術、例えばインターネットの技術がたくさん集積されるほど、ハードルがどんどん高くなっていくということです。今まで従来技術の部分が仮にないとなれば、ビジネスモデル特許については、出願すればみんな低いハードルを飛び越えて特許になってしまう。それが昨年来の現実だと思います。

本当は私も考えていましたというのが、どんどん一部の企業のところに特許として集中してしまっているのが現実です。今までいろんなサイトで自由に商行為を行っていたものが、それらがビジネス特許として成立することによって、商行為が制限されるようになってきたということです。それはどこに問題があったかという、従来の技術を発見できないので、みんなスルーで通ってしまっていたところが、ビジネスモデル特許ということについて、特許制度を歪める原因の1つになっていたのではないのかなと思います。

これからは従来技術がどんどん蓄積していきますので、ビジネスモデルもなかなか通りにくくなっていく。逆に保護される側からいけば、適正に運用されていくのではないかと私自身は感じています。

先ほどのハードルの1番目について、産業上利用可能性については、今までの基準が適用されます。その基準自身も先ほどお話したように、今週新しい審査基準もしくは指針というのが明らかになっていますので、いずれ置きかわっていくと思います。

例えば今までビジネスでやっていたものをコンピュータでやったよというのは通しませんよということです。ハウツーが書いてないとだめです。例えば今までやっていたものをコンピュータに置きかえたものは、特許庁では産業上利用可能性なしとします。

一応ここまででテキストの部分の説明は終わりたいと思うのです。

私自身は日本の特許についてやっていて、外国の情報はなかなか入手していないので、皆さん、きょう聞きたかったことは、例えば日本とアメリカと比べてどうなんだ。どっちが通りやすいんだ。権利行使はどうなるんだという、例えば国境の問題で権利行使はどうなるんだというところが、特に聞きたかったと思うのですけれども、それについて私のほうは不勉強で皆さんにお話できることが少ないので、ここではクロスボーダーの問題について、判例を紹介するだけにとどめさせていただきます。

まずどんな事件かということですが、我が国で、例えば地裁、最終的には東京高裁の判決をここで挙げています。対象となる特許は、FM信号復調装置ということで、従来の装置型の発明です。では、どこに権利があるのかというと、米国にあります。米国にある今言った装置の権利についての問題です。

どんな事件かと言うと、事案の概要の部分が書いてありますけれども、ちょっと事案の概要を読ませていただきます。

本件は、米国の特許権を有する原告が、被告に対し、被告が被告製品を製造して米国に輸出するなどの行為が、原告の米国特許権の侵害に当たると主張して、米国特許権に基づき右行為の差し止め及び被告製品の廃棄並びに損害賠償を求めている事案である。

特許は米国にあります。日本で装置にかかわる製品を製造してアメリカに輸出しています。この輸出ということの問題にして、日本の東京地裁のほうに差し止めと損害賠償を請求しています。

ここで問題になったのは何かというと、国際裁判管轄権の問題というより、むしろ準

扱法の問題でした。地裁と高裁では準扱法が異なります。まず準扱法を考える上で、差し止めと損害賠償の2つに分けています。差し止めについては、地裁のほうは準扱法は米国だとしています。これに対して高裁のほうは日本であるとしています。

次に損害賠償についてやはり準扱法を明らかにしています。損害賠償については、地裁も高裁も日本であるということです。差し止めについては、地裁と高裁の考え方が分かれています。

最終的に判決としては控訴棄却ということで、結論部分については高裁も地裁も同じだった。ただ、その中で考えていく準扱法については、地裁のほうが米国で、高裁のほうは日本ということです。地裁は米国とした理由ですが、商売の要素を含むということで米国を準扱法とするという判断をいたしました。高裁のほうはどう考えたかということ、国際司法における条理に基づいて考えるということ、結論的には日本の特許法や条約を準扱法とするという考えを明らかにしました。

差し止めについての結論ですが、両方とも差し止めは認めないということです。地裁は準扱法を米国と考えた上で、米国特許法の域外適用規定を我が国の国内における行為に対して適用することは、我が国の法秩序の理念に反するものであるから、法令33条によりこれを適用しないということで否定しています。

これに対して高裁のほうは、準扱法は日本だということで、それに対する判断ですが、読ませていただくと、以上のとおりであるから、控訴人の本件差し止め及び廃棄請求は、我が国特許法が認める差し止め及び廃棄請求の根拠となる我が国特許権に関する主張がない。主張がないということで、最終的に判断するまでもなく理由はなしとしています。

損害賠償については、両方とも、地裁も高裁も日本法を適用しています。

損害賠償についても、やはり認めてませんが、地裁も高裁も、日本法を準扱法として日本法の民法709条以下を適用すべきものであるとしています。

これについて、我が国においては属地主義の原則を排除して、米国特許権の効力を認めるべき法律または条約は存在しないので、米国特許権は、我が国の不法行為法によって保護される権利には該当しないということで、最終的には差し止めも損害賠償も認めていませんでした。

ビジネスモデル特許、例えばネットワークを考える上で、インターネット自身の国際性とか、国境がないとか考える上で、この判例が1つ参考になるのではないかと思います、ご紹介させていただきました。

最後ですが、プログラムそれ自身について、今現在、特許庁は検討を加えています。今月末にも関係団体の結論を得て、最終的な基準、運用指針をつくっていく段階に入っていますので、これからもビジネスモデル特許ということではなく、特許全般について関心を持って見ていただければありがたいと思います。

以上で私の説明を終わらせていただきます。(拍手)

〈司会〉竹山先生、どうもありがとうございました。

では、ご質問がございましたら、どうぞ挙手をお願いしたいと思います。

〈質問者〉先ほど、ホームページのご紹介がありました、アドレスを教えてくださいませんか。

〈竹山〉★STARDUST NEWS★<<http://user.globe.or.jp/stardust/>>です。

〈質問者〉頭にwwwというのは。

〈竹山〉つかないです。

ほかにどなたかご質問、どうぞ。

〈土屋〉日本電波の土屋と申します。

1つご意見をお聞きしたいんですが、この前アマゾン・コムがアメリカのほ

うで、ビジネスモデル特許の時限を、通常の特許より短くしようという意見が出ていますけれども、この辺はビジネス特許自体を分けることが難しいというお話が今ありましたので、この辺今後どのようになっていくとお考えでしょうか、ご意見を伺えればと思います。

〈竹山〉特許の寿命は、インターネット絡みとか、ソフトウェア絡みで、比較的短期間であるべきじゃないのかなということは、私もそのとおりだと思います。例えば10年とか、何十年とか、あまりに強大な権利を与えるのは問題があると考えていますけれども、別に分ける必要はないのではないかと考えています。

〈土屋〉規制で新たな権利を、現代の特許法と分けないと時限が分かれませんが、実際に分ける必要があるのか、それとも特許法の中で何かカテゴリーをつくって二分化するのか、それとも別法の形式にしてしまって、従来の特許法は例えば15年なら15年と、そのまま置いて、時限新案法みたいな形でソフトウェア法みたいに分けてしまうほうが有利とか、その辺はどちらとお考えでしょうか。

〈竹山〉私自身は分ける必要はないと思うのですが、ただ、特許で保護されていないビジネスモデルに対するアイデアがあると思います。そちらを仮に保護するのであれば、そのように短期間で保護していけばいいのではないかと考えています。私自身は分ける必要はないと思っています。

〈司会〉竹山先生、どうもありがとうございました。(拍手)

第1部パネルディスカッション

〈司会：平野 晋（米国ニューヨーク州弁護士）〉 それでは、ただいまからパネルディスカッションとしまして始めさせていただきますと思いますが、パネリストの先生方は、今までお話をされてご存じだと思いますけれども、右側から苗村先生、次に渡邊先生、それから、ただ今ビジネスモデル特許のお話をしていただいた竹山先生、そして午前中に技術による権利の保護強化というお話をしていただいた日高先生、そして、総合司会を今お願い致しました岡村先生です。

私は、司会をさせていただきます米国弁護士の平野と申します。よろしく申し上げます。

本日のシンポジウムは、今回サイバー法研究会、私はサイバー法研究会に所属しておりますが、きょうのテーマといたしますが、「サイバースペースの知的財産権」ということで、特に知的財産権の全般的なお話は、苗村先生に一番包括的なお話をきょうしていただくことができました。それ以外に、このパネルディスカッションの前にはしていただいた、ビジネスモデル特許のお話ですね、それから著作権の話は、苗村先生のほうで包括的な話は入ってありましたし、それからデータベースの権利というお話を、午前中に渡邊先生からいただきました。

ただ今3つ挙げました、ビジネスモデル特許、これは一番皆さんご存じのとおりであります。著作権というのも、実はサイバー知的財産権と私は勝手に言っていますが、サイバースペースは知財権の中でも非常に大きな論点だと思います。データベースというものも、渡邊先生にお話をいただいた中でご承知だと思いますけれども、知的財産ではカバーできないとか、あるいは隣接権にドイツでは置いているというお話を伺いましたが、これは特に私どもビジネスをやる人間にとっても、データベースは商売の1つのネタですので、その権利保護と、1個人としての立場から見れば、ユーザーとして自由にただで使いたいという問題もあります。

それから、もう少し大きな話になりますと、ご紹介さしあげた日高先生のお話が午前中にありましたが、日高先生のお話はもう少し大きな話になってきますが、コードという言葉がずっとお使いになっていました。このパネルの中でもご説明をもう少ししたいと思いますが、これはアメリカのサイバー法学者で Lessig という有名な先生がいますが、その先生の主導型というアイデアですね、そのお話をいただいて、それからできますれば、このパネルディスカッションの中で今回取り上げられなかったんですが、論者の皆様の中の論点の1つとして、皆さんが触れられていた部分で契約というのは、今回は知的財産の話じゃないかと思われるかもしれませんが、私の個人的な見解としては、実は契約というのが非常に関係してくる。

何かというと、論者の皆様がよくおっしゃっていたオーバーライド、つまり、知的財産は具体的には著作権で、fair useとか、日本では公正使用というんですか、そういうもので認められているものが契約によって狭められてくる問題はどういうふうに考えるんだというのが、データベースでも出てきましたし、著作権でも出てきました。そういう問題もちょっと議論をしてみたいと思っております。

サイバースペースの知的財産権は、どんな問題があるのか。特にビジネスモデル特許のお話を竹山先生からいただきましたが、電子商取引的な観点から見ますと、ネット上で何かビジネスをしたいというときに、例えばビジネスモデル特許で、既存の権利者が、それはだめだよと、某アマゾン何とかというところが、ほかの某本屋さんに訴えていることがあつたりするかもしれない。

それからビジネスだけでなく、個人が、例えばドメインネームの問題なんかがあるとありますが、例えばお子さんが自分のニックネームをドメインネームとして取得して使お

うと思つたらば、それは有名なおもちゃメーカーのおもちゃの商標だった。それを取り上げることがいいのか悪いのかという話が出てくるかもしれないということです。そういう問題がサイバースペースで出てきました。

何でそういう問題が出てくるのかなということ、いろいろな論点があると思いますが、1つ言えるのは、このサイバー法研究会は夏井先生の提案で、いろいろ私も議論したんですが、データベースの権利でも、ビジネスモデル特許でも著作権がいろいろ横断的に出てくる問題としては、例えばこれまで権利でなかったものが権利化してきているのではないか。それからネットの環境は今までの環境とは違う。権利を行使する人が非常に強くその行使ができるような関係もあるのではないか。権利侵害が明確になりやすいのではないかと、あと竹山先生の特許の話で出てきましたが、クロスボーダーな、異なる法制度の中で実際に紛争が起きてしまう。

例えば契約などで、バックアップ用のコピー以外とってはいかんということを契約で要求されているときに、それは無効ではないかと争いたくても時間がかかってしまう。つまり、グレーエリアがなかなかはっきりしないんじゃないか。時間、コストがかかってしまうとか、それから今まで権利が複数あったものが、もしかしたら重複して存在しているのではないか。これはデータベースの話なんかに出てくると思いますが、等々の問題がいろいろ出てきます。

そうすると、望むべくは、そういった何が起きているのかという論点を明らかにし、それに対して法的な分析をここで加えて、どうあるべきかという話ができればいいな。恐らく2時間ではできないと思いますので、結論は出ないとしても、方向性なり論点なりぐらいはできる限り出していきたくて願っております。

私の前置きがちょっと長かったんですが、初めに、ビジネスモデル特許の話がディスカッションの直前にありましたので、その話から入らせていただきたいと思います。

私自身素人なのでよく分からないんですが、日本では、今の竹山先生のお話ですと、恐らく従来の特許の取り方といいますか、特許の認められ方は従来どおりですよということが結論だと私はちょっと理解しているんですけども、アメリカではどうなのでしょう。竹山先生、何か知っていらっしゃる事があればお教えいただきたいのですけれども。

〈竹山〉今のお話ですけれども、例えば日本とアメリカを比べた場合について、一般的に見た場合については、アメリカのほうが取りやすい。極端な言い方をすると、アメリカでは比較的コンピュータに関連していないような、日本でオーソライズしていないようなビジネスモデルについても特許が取れる。

日本の見方はしゃくし規定で、先ほど出てきたような産業上利用可能性、新規性、進歩性ということなんですけれども、アメリカはどちらかというと、それがどういうふうにも有用であるかという観点から見ていますので、アメリカのほうが比較的取りやすいという印象を持っています。

〈司会〉その問題については、苗村先生のほうからもビジネスモデル特許のご報告をいただいたんですが、私は素人でよく分からないんですが、今、竹山先生がおっしゃった、有用なものであれば取れる。そういう審査基準なり、もしくは要綱なり、そんな感じの規定になっているのでしょうか。

〈苗村〉これは私よりも、後でほかの先生からより専門的なお話をいただいたほうがいいのですが、私の理解していることを簡単に申しますと、こういうことです。

現状はアメリカの場合は判例で、有用でありかつ、表現は別としまして、具体的な実施方法等についての記述があるものについて認められているというのが大ざっぱな考え方で、それでガイドライン等もそれに従ってつくられているというのが私の理解です。詳細は別としまして。

ただ、私が先ほどちょっと言いたかったことなのですが、アメリカの場合を例にとると、

電話会社、AT&Tその他の会社が大量に特許を出願し、現実に権利化をしています。これはもともと、例えば電話のネットワークは昔からハードウェアでできていて、まさに電磁気的な信号を使い、組み合わせるサービスを提供していたので、昔はそれが特許であるのは当たり前だったわけですが、それがだんだんソフトウェアで実現されるようになったときも、同じように特許として成立し続けてきました。

それに対して一般のビジネス、例えば銀行等は、以前はネットワークを介して、ある種の自動的な処理をすることはほとんどなかったのが、業務がどんどんそちらに移ってきたわけです。ですから、そういう分野について特許出願をするのは、私は合理的だと思うんですが、それを当初彼らが出願したときに、あまり実現方法の詳細は書かなかった。こういうことができればいいなというので出願をした。それはアメリカではビジネス・メソッドについては特許の対象にならないという判決が出たりして、否定されてきたわけです。しかし、当然世の中が大きく動いて、従来人手でやっていたことを、どんどんコンピュータにやらせる。ネットワーク上でやらせるようになりましたから、そういったものが特許の対象になるのはごく自然なんだと思います。

ところが、ビジネスモデル特許は、言葉が出たものですから、これは本来ビジネス・メソッドは特許にしないという判例があったのが、それもすることになったので、ビジネス・メソッドでも特許になるものがあるんだというのが本来の認識だったのが、逆にビジネス・メソッドは特許になるんだという認識になってしまって、その言葉がはやってしまった。はやると、これがどんどんあっちこちで出願されますし、裁判も起きます。それやこれやで今ある種のブームが起きてしまったんだと思います。

ですから、2つありまして、1つは、先ほどまさに竹山先生からお話があったように、本来、ソフトウェア関連の特許であるべきで、また、ネットワークサービスとして提供されるものが特許になる可能性があるわけで、それは当然具体的な実現方法のノウハウを書かなければいけない。何をやりたいのではなくて、どういうふうにやったらよいかを書かなければならない。しかも、それが新規であり、進歩、あるいはアメリカですと、ノットオブビナスであるという要件が要るわけですが、それさえ満たせば十分特許になり得るので、それをビジネスモデル特許と呼ぶにせよ、呼ばないにせよ、これから大いに議論になる部分だと思います。

ただ、申し上げたかったのは、今までと同じことをやっていて特許出願をして、権利化するのはいけません、まさにビジネスのやり方を根本的にIT化する。そしてそれをIPにするのが私のさっきからの主張です。

〈司会〉ありがとうございます。そうすると、私は本当に素人なんですが、今のお話ですと、結論としてはアメリカのほうが日本よりも比較的取りやすいし、認められやすいとは言いつつも、やはりどう実現するのかというノウハウを書かなければいけないとか、新規性というんですか、ノンオブビナスであるというものも求められる。そういう理解でよろしいんですか。

〈苗村〉私はそういう理解をしています。ついでに、これはむしろどなたかにぜひ答えていただきたいんですが、私の調べた情報が間違っていなければ、アメリカでもさすがにビジネスモデル特許はほかとは違うという認識が大分あって、したがって、特許法も昨年改正されて、ことしから施行されていると思うんですが、ビジネスモデル特許に限っては、アメリカのほかの特許ではない、先使用権が認められたというふうに理解しておりますが、そうであれば、先ほどちょっとどなたからかご質問があったように、むしろ特許の期限を、今は20年ですが、5年にするなり、そういうことも含めて今後議論があるのではないかと思っています。

〈司会〉岡村先生いかがですか。今、先使用権等々の話が出てきたんですけども、それは今までの規則から見て。

〈岡村〉昨年、「1999年の米国発明家保護法」、つまりアメリカ・インキュベーターズ・プロテクション・アクト・オブ1999という制定法が11月29日にできまして、問題の発明を出願日より1年以上前から現実に実施しており、かつその出願前に商業的に使用していた者は、特許権の侵害に当たらないという抗弁を主張できるとする条項が新しくできています。これによって従来から同種のビジネスを営んでいたものが、ビジネス・プロセス特許、メソッド特許からの対抗手段となり得るのではなからうかということになっています。

それと、今年の3月29日にUSPTOのアクションプランが出て、審査プロセスの見直しと、特に2回にわたる審査等々、調査を徹底する。そういう方向になっています。

それと、先ほどの竹山先生のお話で出ていますとおり、アマゾンのJ・ベズスが有効期間を短縮しよう。5年ぐらいだけに限定して認めようという形になっていますが、その背景にあるのは何かというと、アマゾンの出願した特許、1つは「ワンクリック特許」、もう1つは「インターネットベース顧客紹介システムに関する特許」でして、その2つの特許を取得しているのですが、まず最初の特許に関しては、かなり批判が加えられました。誰が特に批判したかということ、リチャード・ストールマンがアマゾンを買収しようという形で運動を起こしました。そして2つ目の特許のときには、ティム・オライリーがJ・ベズスあての公開書簡をwebで公開して批判しました。その要旨は、陳腐なアイデアを特許で囲い込むことになり、自由たるべきネットの世界に勝手に囲い込みの柵を設けることになるというものでした。特に最初のワンクリック特許なんていうのは、実態はクッキーそのものじゃないか、そんなことは誰でも分かるよ、というような批判をしたわけです。

だから、今のビジネスプロセス特許はちょっと行き過ぎなのかと思います。でも行き過ぎて背景には、結局、米国の場合には単に特許を攻撃や防御の手段として使用するだけでなくとどまらず、自社の株価を支えるためには、常に話題づくりをしなきゃならないという思惑があったり、あるいは自社がベンチャーとして先行してビジネスを開始している領域に、後から大きな企業が殴り込みをかけてくると、最初の新興企業が立ち行かなくなるので、何とか知的財産権でプロテクトをしたいという思惑とか、いろんな想いがあると思います。以上です。

〈司会〉非常に広い背景のお話をありがとうございました。

おそらく多くの方は分かると思いますが、岡村先生、リチャード・ストールマンというのはどういう人なんでしょうか。

〈岡村〉ネット自由主義者といえいいのでしょうか、フリーソフトウェア運動の提唱者という、先ほど苗村先生から、インターネット原住民というお話が出ましたが、インターネット原住民の中でも極めて自由主義の強い、スティーブン・レビの「ハッカーズ」という本の中でも「最後のハッカー」と呼ばれた人です。本当に最後かどうかはよく分かりませんが。

〈司会〉ということで、今のお話で、私も知らなかったんですが、文化だとか、自由を愛する苗村先生のお話がありましたけれども、原住民の人たちが世論形成に影響を与えて、非常に面白いお話だと思います。

それから株価のお話が今ございましたけれども、よく今IT、日本はきのうから暴落したらしいんですが、私も実務をやっている関係で、どちらかというと最近投資が多いんですけども、アメリカの会社を買おうとすると、株価を上げるためにだけプレスにいいニュースの話をしたがる。学術ではない話ですが、どうもあまり堅実的ではないなのを実務上感じていますので、そういうのがビジネスモデル特許という名前をもしかしたらつくり出しているとすれば、それは大きな問題かと思いますが、日高先生、何かご意見はありますか。

〈日高〉今、岡村先生からお話があった点で、かなり尽きている部分もあるんですが、岡村先生がお触れにならなかった点と、あと私が特に言いたい点の2点だけ。

まず、苗村先生が先ほどおっしゃったアマゾンのベゾスの主張は、権利、特許について3年とか5年ぐらいの短い期間の保護にしたらかどうかという提案をしたという話がございました。これは背景は、先ほど岡村先生からお話があったとおりでと思うんですが、実際これがどのぐらい関係者の間でまじめに真剣に考えられているかと言いますと、私の見る限りでは、どうも冷やかな対応しか受けていないと思うんです。

連邦議会でそういう話が進んでいるかという点、そういうことでもないし、一言で言うと、無視されたに近い状態だと思うんです。どうしてそういうことになったのかというのは、私もよく分からない、ここで申し上げるだけの自信はないので、あえて言いませんが、理論的にはそういう考え方があり得ると思うんです。

先ほど、始まる前に竹山先生とちょっと話をしていたんですが、先ほどご質問もありました。そういうことをもしやるとした場合には、失礼、その前にまず権利の期間を短縮することをやる方法としては、例えば特別法をつくるか、いろいろあると思うんですが、もしそういうやり方ですのであれば、出願の段階で、これは特別法に基づく出願ですよということをはっきり明記させておく。そうすれば、権利が通った後で、15年じゃなくて、何で5年なのということにはならないと思うんです。

どこでどういう線を引くかは難しいと思うんですが、先ほど竹山先生のお話の中で、三日月の部分はどうするんだという話がありましたが、三日月の部分はあるかないかはともかくとして、とりあえず、例えば典型的な部分ということでインターネット関連だけを特別法にほうり込んで、そこだけは期間を短くして保護するやり方。ベゾスが言っているのも、恐らくネット関連という意味でしょうから、広くさっきの三日月の部分までも含めてという話では多分ないと思いますので、そういうやり方もあるのかな。

理論的にですから、ただ、アメリカでそういう話が現実に進んだという点、私は極めて悲観的ですし、いかないのではないかなという気はいたします。

あともう1点の、一番最初に竹山先生が、アメリカでは日本よりもビジネスモデル特許は取りやすいということをおっしゃいました。確かにそうかもしれませんが、特許について考える場合、取りやすいかどうかという点と、あともう一つは、通った後の権利は後で裁判所で無効にされることがあっては本来いけないわけですね。つまり、質の問題、取れた権利は最後まで権利としてきちんと生きる。本来、権利として生かすべきでないものは、初めから出願の段階で落としておくのが一番理想的なわけですから、取りやすいか取りやすすくないかという問題と、取りやすいというのはなぜ取りやすいのか、つまり、審査がいかげんであって取りやすくなっているのであれば、それは本来あるべき姿ではないという気がします。

後で話が出るかもしれませんが、先行技術のデータベースはどうやってつくるのかという話にもいくのかもしれませんが、ちょっとその辺を感じたので、長くなって申しわけありませんでした。以上です。

〈司会〉ありがとうございます。

非常に多くの論点で、私もいろいろ今突っ込みたいところですが、その前にアメリカの話ばかりでもなんですので、ヨーロッパの話で、渡邊先生何か、ちょっとご専門はあれかもしれませんが、何かうわさ等、知っている範囲で答えていただけませんか。

〈渡邊〉ビジネス特許は知りません。

〈司会〉そうですか、どうもすみません。

では、日高先生と岡村先生のお話の2つでちょっと出てきています、私もちょっと気にかけていたんですが、審査を徹底する。岡村先生の中で出てきた、アメリカの特許庁サイドが審査を徹底すると言っている。それから今の日高先生のお話の中で、もしビジネスモデル特許の審査が徹底していないで認められているのなら、これはまずいのではないかとのお話がありました。

私も、その辺の審査を徹底するというを言っているらしいことは聞いたことがあります。それから1つ、Lessig という日高先生のお話の中で出てきた、これもまた後でもう少しエクスポラしたんですが、ハーバードのサイバー法の旗手と言われる Lessig 先生はこういうことを言っているんです。特許庁の審査官の審査は1件当たり8時間しかない。8時間しかというのは、1件に8時間かけているのが長いのか、その辺は全然分からないんですが、Lessig という人のある論文を読むと、8時間しかない。そんな先行技術に対するブアな調査しかしていないところで、これは新しいと思って認めてしまう。ところが、実際は新しくないじゃないか。問題があるんだと提起している部分がありますが、竹山先生、8時間というのは長いんでしょうか、短いんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

〈竹山〉特許庁の審査も幾つかの段階があると思うんです。まず先行資料でリサーチしたものを理解して、それが審査対象についての資料となり得るかどうかが。例えば新規性を否定できるか、進歩性を否定できるかどうかという判断だと思えますけれども、さっき言ったリサーチも含めて8時間という、あまり幾つもリサーチできないんじゃないかと私自身は感じます。

例えば日本の審査官、アメリカもそうなんですけれども、審査官補とか、外部の団体にリサーチを任せています。どうして任せているのかというと、それにあまりに時間がかかり過ぎるということです。それをすべて1人の人がやるとすれば、8時間では短いかもしれない。数名でやるのであれば、例えば5人とかで8時間でやれば十分な審査ができると思います。

〈司会〉そうすると、5人で8時間だから、総計だと40時間、そういうことですね。

〈竹山〉仮にそういうふうにやるとすれば、十分な審査ができると思います。同じ期間であれば。

〈司会〉分かりました。竹山さんに続きなのですが、先ほどのお話で先行技術のお話があって、インターネット上での話がありましたが、私は全く専門ではないんですが、前にある人から聞いたところによると、本来なら特許となるべきではない、先ほどのリチャート・ストールマンじゃないんですが、そういう運動というんですが、パブリックドメインと言われる公有の範囲、排他的な権利を与えないで、みんなが使えるようにしようじゃないかというサイバースペースの原住民の文化があると思うんですが、そういう人から見ると、例えば特許庁がきちんと審査をしてくれないというか、日本は違うかもしれませんが、アメリカではよくない。

そうすると、審査官なりに、こんな技術もあるよということをどんどん教えよう。だけど、情報を集めるには何が要るかという、インターネットというのは、まさにおもしろくて、いろんな人がアクセスできますから、そういうサイトをつくって、こういうのが特許になりそうだけど、先行技術を知っている人は誰か手を挙げてください。どんどん教えてくださいというものをサイトにつくって、先行の技術をそこにどんどん蓄積というんですか、データベースみたいにして、変な特許は取らせないようにしようというか、そういう目的でという話も聞いたことがあるんですが、そういう動きは日本なり、世界に本当にあるんでしょうか。

〈竹山〉今言った、個人レベルで言ったものはちょっと聞いたことがないんですけれども、実際は今までの審査でいくと、公報と言われているんですけれども、特許の出願で、特許庁に出されたもの、もしくはそこで公開されたもの、もしくは権利になったものをベースに審査をやっていたんですけれども、ビジネスモデルについては、今までそういう観点で出願したものがなかったので、特許庁に資料がないんです。

先ほどハードルの絵をかけたんですけれども、資料がないので、みんな新しいのではないかということで通ってしまう。それではいけないということで、民間レベルの動きはち

よっと分からないんですけども、国のレベルでいけば、先ほど日高先生ともお昼の時間にちょっとしゃべっていたんですけども、特許庁自身は、今までの特許の文献以外の文献を集めようとして、例えばそれはプログラムであったり、マニュアル類であったり、非特許文献を集めて、それを今現在分類分けして、審査の資料にしようとしています。

それともう一つは、インターネットで情報サービスしてということをやっています。インターネットを使ったときには、例えば私の個人のページで審査官が見つくて、こんなことが書いてあったと仮定しても、私はどんどん更新して書きかえますし、次の日に出願人のほうに、ここに書いてあるからだめだよと言ったところ、出願人がアクセスしたら、その情報はもう削除されていたということがあると思うんです。それらのことも含めて手当てするような方策を、今現在3局、日本、米国、欧州で考えている動きはあります。以上です。

〈司会〉ありがとうございます。今、日高先生のお名前が出たんですが、何かそういうデータベースの話はないですか。

〈日高〉私も詳しくはないんで、自信を持って申し上げられないんですが、まずアメリカについては、今、資料がないのできちんとした名前は申し上げられないんですが、私が知っている限りでは、民間でデータベースをつくっているところが1つあります。それはコンピュータ学会誌の関連なんですかね、ビジネスモデルということに限らず、恐らくソフトウェア関連特許を広くということだと思うんですが、もう10年ぐらいになっているのかな、ちょっと数字はあいまいですが、そういうデータベースが稼働していて、それが実際にPVOで起用されています。

ただ、それがどの程度、本来収集されるべきものの何%ぐらいを収集しているのかという点は、かなり悲観的に見られているようでして、十分に収集できていない。というのは、結局ボランティアなんです。こういう技術があるよということをそこに届け出て、それをデータベースにおさめるということですから、強制的にとってくるわけでもないですし、当然そこにそういう情報が入ってこなければ分からないということですから、完璧なデータベースではないですが、そこそこ稼働はしています。

ですから、さっきのベズスの話に戻るんですが、ベズスがデータベースをつくらうやという話を出して、今回提案したわけですが、そんなものは前からあるよということも1つあって、冷やかな感じになっているのかもしれませんが、そういうのがあります。

ですから、そういう動きは民間のものもあるし、あとは今竹山先生がおっしゃったように日米欧の3局の話で、この夏ぐらいですかね、結論が出て、報告がなされる。もうじき始まりますよね。3局の話し合いはここ1か月以内ぐらいに、という話になっているようです。

〈岡村〉目安箱じゃないのですが、官の側がデータを収集するということで、少しおもしろい話があるので、ご紹介しておきたいと思います。アメリカの証券取引委員会（SEC）があります。それが今年の春にオンライン証券詐欺摘発のための自動監視システムを導入します。どうするかといいますと、例えば「一獲千金」などというような証券取引法違反に関連しそうなキーワードを使って、オンラインで自動検索して、ヒットしたコンテンツをデータベース化して解析しようとするものです。こういうものをつくらうとしました。

ところが、ACLU（アメリカ自由人権協会）が、そういう監視システムはプライバシー侵害であると言って今、かみついているのです。つまり、証券詐欺とは無関係な市民のプライバシーを侵害するおそれがあるという見解です。したがって、そういうオンライン上で自動検索してヒットしたコンテンツをデータベース化して解析しようすると、そういうような横やりが入る可能性もあるかもしれない。

もっともつい先日、IOSCO（証券監督者国際機構）が18か国に及ぶ国際連携の下で、同じように「インターナショナル・インターネットサーフデイ」という名称で、サーチ・

エンジンを使って、証券詐欺の取り締まりのためにWebをピックアップしたことがあります。それに対して先ほどのSECのシステムはまだ動いていないと聞いていますが、「官」がブラウザや検索エンジンを使って、どんどんデータベース化すると、他方でそういう問題も出てくるんだということをちょっと指摘しておきたいと思います。

〈司会〉非常におもしろいご指摘で、ちょっとソフトから離れるんですが、渡邊先生、ぜひともご発言いただきたいんですが、データベースは今おもしろいよというのは、つまり、知的財産権は、今は官がサーチ・エンジンを使ってデータベース化するというのは、プライバシー侵害という新たな論点が出てくる。そういう議論はヨーロッパのデータベースでも何か出てきていますか。

〈司会〉非常に興味深いご指摘で、ちょっとソフトから離れるんですが、渡邊先生、ぜひともご発言いただきたいんですが、データベースは今おもしろいよというのは、つまり、知的財産権は、今は官がサーチ・エンジンを使ってデータベース化するというのは、プライバシー侵害という新たな論点が出てくる。そういう議論はヨーロッパのデータベースでも何か出てきていますか。

〈渡邊〉残念ながら存じません。

〈司会〉そうですね。そうすると、これは非常に新しい論点になるのかもしれませんが、インターネットサーフデイというのは、岡村先生どういうことですか。

〈岡村〉日本では通産省(当時)が1998年から始めておまして、第3回も完了していますが、通産省が行っているのは、訪問販売上の通信販売の表示規制を満たしているかどうかという点です。通産省から外部にアウトソーシングされているのだと思いますが、ネット上にどんな電子商取引サイトがあるかということをや々に閲覧、つまりネットサーフィン(死語ですが)していく日(デイ)を設けるので、インターネットサーフデイと呼ぶわけですね。そして違反行為を発見した場合には、メールで警告措置を出して、それに従ったかどうか後でフォローアップして、従わない場合に、さらに対応するというところでやっています。

そういうぐあいにインターネットを使って、法律違反がないかどうかをチェックする、つまりブラウザでチェックして、電子メールで警告するという、日本流に言うと、広い意味での「行政指導の新しいあり方」とでも呼ばばいいのでしょうか。一定限度は有用性があって、おもしろいシステムだと思っています。

〈司会〉ありがとうございます。このことをどんどん突き詰めるとおもしろいんですが、プライバシーは今回の論点ではございませんので、ちょっと話題を変えようというか、ビジネスモデル特許の話の続きなんですけど、私は素人ですが、日本でのソフトウェア特許の延長上であるという話を聞いたりもするんですが、あるアメリカのまさに原住民というか、リベラルな昔からやっている人の論考等を読みますと、ソフトウェアは日々皆さんが新しいアイデアを出して、どんどんつくっていく世界に、排他独占的な特許というものを持ち込まれると、これは侵害だと言われてしまうので、では、先行特許を調べるのにコストがかかってしまって、かえってソフトウェアの発展というか、開発というものの足かせになる。かえって煩雑でコストが上がるのだとかいう議論を読んだことがあるんですが、苗村先生、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。ご意見を伺いたいんですけども。

〈苗村〉大変重要なポイントだと思いますが、私は、さっきルビコン河を渡ったという表現をしましたが、これは日本もヨーロッパもアメリカも、ある時期にその判断をしてしまったと思うのです。

ただ、先ほどお話の出たリチャード・ストールマンは、まさにそういった点に関連する発明の特許として権利化することに、今でも強く反対をしている人です。そういった人たちを含めて、今でもソフトウェア関連特許の存在そのものに反対する人はかなりいると思いますが、しかし、これは既に世界のビジネスがそれを前提に動いているので、それを覆

すことは、それこそ世界の先進国の経済に対する影響が大き過ぎるというので、若干の見直しがあるにしても、基本的には認めざるを得ないだろうと思います。

それは認めたほうがいいだろうと思っているもう一つの理由は、世界の経済システム、あるいはビジネスそのものがソフトウェアに依存する度合いがどんどんふえてきていて、しかも、そこに大きな可能性が残っているんですね。これから世界じゅうでいろんな新しいアイデアをまさに考え出して、それに基づくソフトウェアをつくって、ビジネスのやり方を変えていくことが、これからの社会の経済をより大きく発展させる唯一の道だと思うので、そこにインセンティブを働かせるために、極端に言えば、今から30年なり50年の間、特許制度はソフトウェアをカバーすべきだと私は思います。それをやらないと、今、環境問題を含めた世界の先が見えないような、非常に閉鎖的な状況から抜け出せない。それを救うほかの道が私にはどうも思いつかないのです。ソフトウェアの特許をどんどんより活用するのが、まさに政策的な最大の課題だろうと思います。

今さらそれに反対どうのということとは別としまして、先ほどのアメリカでソフトウェアの関連のいろんなソフトの技術を集めてデータベースにしているのは、主にコンピュータサイエンスの専門家が集まっているACMという学会が旗を振ってやっているんだと思うんですが、そういう活動はこれからもやるべきで、要するにあまり新規性のないもの、あるいは進歩性のないものにどんどんソフトウェアの特許権を与えるのは間違いだと思えます。

〈司会〉ありがとうございます。日高先生、何かありませんか。今のソフトウェア特許で、いや、そんなものは認めるべきではないとか。

〈日高〉私も個人的にはビジネスモデル特許、ビジネスモデルという言い方は複数じゃないので、きらいなんです、ビジネスモデルという言葉がどこから出てきたのか。ビジネス方法、あるいはビジネス・メソッドと呼ぶべきであると思うんですが、それはそれでここに置いておきまして、基本的な考え方は、ビジネスモデル特許だからだめだとは考えていません。

ただ、先ほど岡村先生もおっしゃったように、今の流れはちょっと行き過ぎかなという気はしています。というのは、最後はやっぱり質の問題なんですね。先ほどから私が言っていますように、権利となるべきものになるのはいいんですが、あまりに審査を緩やかにしたために、後に裁判所でひっくり返されるようなケースがどんどん出てくるのはまずい。私が言いたいのは、日本の特許庁、あるいはアメリカのPVOというのは権利を与える機関なんですが、それは同時に、本来権利として与えるべきじゃないものはねつける。要するにその時点で落としてしまうということ。これは本来パブリックドメインを置くべきもの、あるいは自由に使っていいようなもの、アイデアは、パブリックドメインなんかは公に宣言するという意味で、そういう自由に、フリーなのに貢献する役割もあると思うんです。権利者に貢献するというだけではなくて、そういう面を考えたときに、今の姿勢はいかがなものかと。

今ふと頭によぎったんですが、ある弁理士さんかな、今のところはビジネスモデル特許は、先ほど竹山先生の話にもあったように、ソフトウェア関連特許の一部だと。三日月の部分にはちょっと置いておきまして、一応ソフトウェア特許に入っている、オーバーラップしている。ただ、将来はどうか分からない。つまり、ビジネスアイデアというそれだけがソフトウェア関連というところを離れて、ひとり歩きして、それ自体が特許にされてしまう可能性がないではないみたいなことを、日本の某弁理士さんが講演かなんかでおっしゃったということを知って、私はその場になかったんですが、びっくりしまして、そういう話がアメリカで出ているということ、その弁理士さんはおっしゃったそうなんです、私はそんな話は全然聞いたこともないし、「えっ、そんな話はどこから出てきたの」と思ったんですが、さすがにアメリカもそこまでは言っていないのではないかと。将来は分

かりませんが、そこまでいくとすれば、これは憂慮すべき事態かなという気はします。

〈司会〉特許の話は尽きないんですが、あと2つぐらいありますが、1つ、特許法の目的は何かというのが恐らくあると思うんです。今、集約したのは、どうもビジネスモデル特許は踊らされていて、質が、特に米国の特許庁はきちんとした質でもないのに、ぼんぼん手形を出して、どうもおかしなものまでなっているのはいかがなものかというのも、多分原因だろうなという気もしてきましたが、そもそも特許法の目的は何なんだろう。そしてさっきの10年とか、先行技術の防衛的な話だと思いますが、期間を短くするとか、いろいろ議論が出てきましたが、竹山先生、日本の法律によると、特許法の目的は何ですか。

〈竹山〉産業の発達ということなんです。抽象的なことなんですけれども、まずお断りしたいのは、先ほどアメリカは、私はビジネスモデル特許を取りやすいと言ったんですけれども、レベルの問題、質の問題と置きかえてもらえばいいんですけれども、3局で、この夏ぐらいに出ると思うんですけれども、前回の3局の比較でもそうだったんですけれども、比較的均衡しているんですね。例えばアメリカはレベルが低いとかいうことではないですから、1つ言いわけをさせていただきます。

今言った問題なんですけれども、アメリカも含めて日本もそうなんですけれども、資料が不足しているところが一番の問題なんです。特許を否定するには必ず理由がなきゃいけない。理由もなく、こんな程度じゃだめだよと特許庁が言えば、比較的レベルの低いものを省けるんですけれども、それには根拠を示さなければいけなくて、その根拠を示すために文献を検索しなければいけないんですが、それが今現在文献が不足している、データが不足しているということです。

今言った特許法の目的は、産業の発達なんですけれども、産業立法って著作権と違って、著作権はどういうわけか外すと言われているんですけれども、それに対して特許法を含めて工業所有権法は産業の発達ということを目的にしています。

〈司会〉ありがとうございます。アメリカでは憲法にも規定されていて、ところが、コミュニケーションとか、公共の福祉みたいなものも当然科学の進歩のために、排他権を認める立法をしてもいいよみたいなものを書いてあって、その議論もあって、尽きない話だと思うんです。

それから1つ、最後にビジネスモデル特許、ビジネス・メソッドの話で、苗村先生のお話の中にも、プロシーディングの問題、司法システムがまだ日本は、例えば契約つながりで、そんな問題が出てくるのかなというのものもあると思うんですが、これも Lessig という先ほどの先生が言ったんですけれども、アメリカの審査のほうで8時間しかしていないで、質の悪いものが特許として認められる。

これは制度上おかしいと思いますけれども、特許の訴訟もできるのではないかな。だから、いいじゃないかという議論に対して、Lessig は、だけど、無効の特許訴訟をやる場合に1件当たり、平均ワンミリオンを越えるダラーですから、日本で言うと、1億円を越えるコストがかかる。そうすると、まさにベンチャーなり、お金のない人が、無効を争いたいときに、実質上争う資力がなくて、争えなくて、つまり、争えば無効にできるかもしれないけれども、争うコストがないので、そういうものが世の中に排他的な力を持って蔓延しているという議論をなさったんですが、それに対して苗村先生、何かご意見等ございますか。

〈苗村〉問題の趣旨は大変よく分かります。私は、決してアメリカの司法制度がいいと主張していませんし、アメリカの裁判、あるいは訴訟額の高さがいいとは思わないので、私の非常に乱暴な計算としては、アメリカと日本が2けた近く、二十数倍の差がある。これは例えば賠償額の平均値で、それをアメリカは5分の1にして、日本は5倍にすると大体いいじゃないか。アメリカが5分の1にして、日本が5倍にすれば、大体バランスがとれるというので主張で、したがって、アメリカはいろんな意味でやりすぎだ。日本はそうい

った意味では力がなさすぎる。

ただ問題は、インターネット上によるというのは、国境のない世界での争いがこれからどんどん始まる。そのときに今のままでいけば、仮にビジネスモデル特許に関する争いであっても、実は日本の権利者と、日本でビジネスをやっておられる人がアメリカの裁判所で争われる可能性もあって、日本の法律をどう整備してみたところで、実際にはそれが日本の司法の場で決着がつかないので、大変さびしいなというのが趣旨です。

〈司会〉ありがとうございます。それではビジネスモデル特許の話も尽きないと思いますが、次にデータベースのお話に入りたいと思います。

渡邊先生、渡邊先生のお話の中で、私もちょっと同感するところがあるんですが、屋上屋、データベースのドイツの *sui generis* ですが、よく分からないのですが、独特の権利というものをつくるのが本当に必要なのかなという問題が、私もそういう意識を持っていますが、ただ、ヨーロッパではお話によると、EU指令なり、それに基づいた各国、特に今回ドイツで立法化されたということになると、立法化することとは、当然それなりのインタレストを持った人たちが、議員さんに働きかけていくとかあると思うんですが、その質問なんです、ヨーロッパで既にデータベースでビジネスをしているような人たちがいっぱいいて、そういう動きをしたというか、そういうお話は何かご存じですか。

〈渡邊〉このあたりは、ヨーロッパとかアメリカについて最近調査に行かれたわけですから、苗村先生のほうがお詳しいのかもしれませんが、自由なデータベース産業というのは、アメリカに集中しているわけではなくて、ヨーロッパの場合は特にそういった強いロビー活動があったということじゃないと思うんですけども、ただ、欧州委員会でデータベースはこうするとなったら、*sui generis* しかなかったということなんだろうと思います。したがって、ドイツの場合には、先ほど言ったような問題がありますが、国内だけの問題を考えた場合には、不競法でかなりの程度カバーできたんだと思います。

〈司会〉ありがとうございます。苗村先生、その辺は私が知る限り、アメリカということで関連データベースで言うと、ウェストとレクシスとどっちがいいのか分からないんですが、特にウェストは判例によく出てくるので、ヨーロッパには何かそういうのはあるんですか。

つまり、プレッシャーグループというか、インタレスト、既にデータベースでビジネスをやっている大きな力、ロビーをやるような力があるのかという質問と、それからヨーロッパでEU指令という形でやるべきだと、*sui generis* をやるべきだというのは、対アメリカに対しての経済戦争というんですか、ヨーロッパはヨーロッパでデータベースを認めて、ヨーロッパの域内でも利益を守るといった動きがあるのか、その辺の話をもしご存じであれば、何かご教示をいただきたいんですけども。

〈苗村〉ちょっと答えが難しいんですが、これは私の想像が一部入っていますが、少なくともヨーロッパで、アメリカのウェストに当たるような法律上のデータベース業者が何かプレッシャーをかけたということは多分あまりないか、あったとしても、それは小さいほうで、むしろEU、政府サイドがヨーロッパの今後の21世紀に向けての戦略としてデータベースの重要性をかなり強く認識したということだと思います。

発端は1970年代にノラ・マンク・レポートというのが出て、これは主にフランスから出たんだと思いますが、まさに情報化時代に何をもち世界レベルでの競争に産業レベルで勝つか。そのための大きな柱はデータベースであるということで、ヨーロッパではデータベースの作成に関する強化を進めることが政策課題として非常に明確に出ていて、それがずっと続いてきた。10年ぐらい議論した結果、例のデータベース指令が出たと思います。

一方、日本でも実は議論があったんですが、単に冷めていた。アメリカはそんなことをしなくても、どんどんビジネスになる。これはありとあらゆるデータベースがあります。

分かりやすいのは例えば株価情報につながるような、企業系情報はアメリカはもともとオープンになっていますから、それをデータベースにして、それを検索して、調べて株の投資を判断する。日本はもともとほとんど公開されていないから、データベースをつくらうにも、帝国データバンクがありますけれども、詳細かつちゃんとしたデータベースがあまりそろっていないのが現状だと思います。

それから先ほど私の画面にも出まして、説明しませんでした。部品のデータベース、これは自動車部品であれ、カメラの部品であれ何であれ、系列のないところで他社の部品をどんどん買おうとすれば、そういう部品にどういうものがある、しかも、それを製造している会社はどのような過去の実績があるかというので、産業界から見ればものすごく重要なんですが、日本は系列で動いて、行政もそうでしょうし、ありとあらゆるところで、日本はまだデータベースのニーズがないんです。ですから、私が言っているのは、だからこそ法律をつくるべきじゃないか。つまり、今のままだと誰もつくらないで、気がついてみたら、日本は三流国になってしまう。どこで道を間違ったんだろう。その曲がり角に来ているのではないかという感じがします。

ですから、法律は何がいいかは別として、データベースに関するインセンティブを与えるための制度は日本のほうがアメリカによりはるかに必要で、アメリカはなくてもうまくいっているという感じがします。

〈司会〉ありがとうございます。特に今の部品メーカーの話は、実は私も実務でB to Bと言われる、B to BというのはBusiness to Businessの略ですけども、電子商取引のカテゴリーの中でビジネス、企業が直接エンドユーザー、お客様とやる商取引のB to C (Business to Consumer) に対して、企業対企業の電子商取引、Business to Business (B to B) が当たっておりますが、その中で一番成功しているというか、まさに苗村先生がおっしゃったように、アメリカはGM等々のかい企業が広く部品を調達したいときに、データベースとか、電子商取引のオークションまではいかないんですが、広く声をかけて、一番いいところから安く質のいいものをとるといったものが非常に発達しているというふうにも私も実務で知っておりますけれども、そういう意味では日本はデータベース、B to Bの発展には何らかのインセンティブが必要だと、私も理解したわけです。

ただ、よくサイバー法の世界では、まさに原住民のリベラルな人たちの、それはパブリックドメインであるとか、ただで使わせるべきであるという議論が他方あると思うんです。難しいのは、そこで個人がただで使えるのがいいとか、パブリックドメインを維持しながらも、苗村先生のお話で、国際競争力で日本が例えば3極に負けないものも必要ですねということで、バランスが非常に難しいかなと思うんですけれども、その辺また苗村先生、申しわけないんですが、どういった形でつければ、例えば法律をつくるのか、今の体制のまままでできるのか、何かお考え等ございますか。

〈苗村〉難しいですね。まずデータベースの権利を新しくつくることに限っては、私は今は2つの役を果たしてまして、これは意図的にやっているんですが、1つは、先ほど申し上げたように、日本には権利という法律制度がないけれども、今こそ必要ではないか。今つくらないと、後でしまった、あのときに道を間違ったということになるのではないかとっておくことと、もう一つは、今度は大学にいる立場で、まさにアカデミックな利用、その他、自由に使えるべき分野は残すべきだということの両方を言っています。

それは私は決して二枚舌を使ったつもりではなくて、前者は産業界の代弁をしているし、後はまさにアカデミーの代弁をしている。それでアメリカはご存じのように著作権に関しては、もともと連邦政府がつくった著作物は、プログラムであれ何であれ、権利の対象にならないことになっているわけですが、今回データベースに関する法案が出たときも、最初からその条文は入っていますし、さらにそれを進めて、州の政府、あるいは州立大学がその州の資金を用いてつくったデータベースを、権利の保護対象にしないということまで

入れていますので、アメリカの政策と立案者の考え方は非常に明確で、まさに産業界はどんどん権利を主張し、金もうけをしろ。政府は、連邦政府並びに州政府は、そのお金でどんどん自由に情報をばらまけ。それでうまくいくんだという主張が明確にあるんです。これは非常にいいことで、日本はそこが、ヨーロッパもそうですが、非常にアンビギュアスです。

ところで、ちょっと時間がなくて恐縮ですが、私の言いたいことをもっと明確に言うということなんです。アメリカは何でそんなことができるのか、これは過去の経緯は別として、現在何でできるかという、ちょうど私がアメリカにいた60年代から、膨大な国防予算の水増しをやったわけです。これは世界大戦のころに当然アメリカは大変に防衛予算をふやしたわけですが、冷戦時代になると、実はあまり国防費は使う必要がなくなった。ところが、スプートニクが打ち上げられて、アメリカの中である種のキャンペーンが起きて、このままではソ連に負けると警告した。実はソ連の実力が大したことがないことは分かっていたんですが、それを言いがかりにして国防費を大幅にふやしたわけで、私は実はアメリカにいたときに、その一部のおこぼれをいただいて、ARPAから給料をもらったわけなんですけれども、その成果が今まさに生きています。

アメリカの当時の国防予算の中で、戦争に使わなかった、基礎研究に使ったものが生きてきて、どんどんアメリカが世界の経済の覇権を握っているわけです。しかも、その後レーガン時代に、その国防費をどんどん減らしたおかげで、ますます経済が発展してきた。そのトリックみたいなことは残念ながら日本は使えないんです。いいことなんです、日本はそういう意味で非常に膨大な国防予算を使っていないので、減らすと言っても大して減らせませんし、ましてや国防費の一環で基礎研究なんてやっていませんから、これは日本の産業界に頑張ってもらわなければならないんです。これは例えば霞が関にいる人たちの数を減らしたところで、大したお金は出てこないで、問題は産業界が頑張るしかない。そのためにはどんどん知的財産権を強化して、産業界が特許であれ、データベース権であれ、どんどん頑張る、それでやるしかないというのが私の主張で、そのあたりがなかなか皆さんには分かっていただけない。

産業界にアンケートをとっても、いや、必要ありません。むしろ弱めるべきだというほうが強い。これでは経済は一向に発展しないので、それはぜひやっていただかなきゃいけない。もちろん大学関係者も「うちは政府のお金で研究します」とばかりは言っていられないので、何とか役に立つことをしなきゃいけないというわけで、いわゆるTLOを含めて、これから頑張らなきゃいけないと思います。ちょっと長くなりました。

〈司会〉いえ、背景も含めてよく分かってきたんですが、話は尽きなくて、ずっと苗村先生にお話をさせていただきたいんですが、渡邊先生にお話をさせていただきたいと思います。

データベースの今お話で、学術、アカデミックな立場というお話でしたが、今後、アメリカは、私も詳しくないんですが、アメリカなんかでは聞くところによると、有名な場合、MITにしろ、ハーバードにしろ、当然学者がいますから、そこで例えば特許の分野ですと特許を取る。そうすると、業者からそれを使いたいという話が出てきて、そのところで契約が出てくる。そういうロイヤリティというものを企業なりが大学に払う。そうすると、これは本来はアカデミックではない1つの事業として知的財産権を使っていく。

今のは特許の例ですが、特許に限らずデータベースも恐らくそういうふうになってくるだろう。そうすると、例えばアカデミック、私もその世界の人間ではないのでよく分からないんですが、例えば補助金等々を使ってデータベースをつくっているのに、それを外に対して商売をするのはいかがなものかとか、例えば補助金を使っているのは、先ほどの苗村先生の話にもありましたが、ただで使わせなきゃいかん。それはなぜかという、今まで独占していたからだ。そのロジックでいったら、補助金を使っているならただで使わせるとかいう話があるかもしれない。

でも、そうは言ってもただではなくて、産業界からのお金の貢献もあるしとか、学者の先生方自身の貢献だとか、対価はやっぱり欲しいのではないかという意見はあると思うんですけども、渡邊先生、そういったようなお話は、お立場上言えないかもしれませんが、非常に漠とした質問で申しわけないんですか、ご意見があれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

〈渡邊〉新潟大学でもTLO、TLOということで、最近非常にうるさくなっておりまして、新潟大学の場合ですと、地域共同センターというところを設けまして、地域の企業と共同で発明をしようということで、発明をした場合には特許をなるべく取ろうということを進めておりまして、有名な弁理士さんを客員教授に招いて、特許取得に大学として一丸となって取り組んでいる状況です。

実際、大学には発明委員会というのが昔からあるんですが、大学からかなり偉い人たちがそこで大学の発明について、これは工学の先生が特許を取得していい。これは誰々君に帰属するということを決めている委員会もごぞいます。

アメリカの場合なんかでも、産学共同はかなり大規模に進んでおります。そして大学に貢献していることが、プロフェッサーとしての権利を得るための1つの大きな要素になっているんだと思うんです。

実際、アメリカの大学教授は、医学部の先生だと患者を診ないといけないから12か月分の給料をもらえるんだけれども、聞くところによると、それ以外の文学部の先生とか、工学部の先生は9か月分ぐらい。つまり、大学の先生は教えて何ぼや、9か月分の給料しかもらっていないというんです。そうすると、あとの3か月分の給料はどうするかというところ、工学部の先生はグラントを取る。グラントを取って、それで研究費を企業からもらって、そして3か月分の給料をそこからもらうことになっているわけです。

ただ、アメリカの場合に立派なのは、その線引きがはっきりしているわけです。つまり、何億円というグラントを持ってきても、そこから1億円給料をもらえるかというところじゃなくて、月給の範囲内でグラントから金をもらえる。非常にけちな話なんですけれども、そういうぐあいに線引きがはっきりしているわけです。

日本の場合はどうかと申しますと、日本の場合は先ほど申しましたように、大抵の大学に発明委員会がございまして、国立大学の場合であれば、発明は国庫に帰属させるという場合がございます。この場合には必ずしも営利目的とは言いきれないと思うんです。問題は個人に帰属させる場合はどうなるのかというのが問題になると思います。それと私立大学の場合には、どういうふうにかんがえたらいいのかということももちろん問題になるわけです。ありますけれども、恐らく工学部なんかの先生、あるいは医学部なんかの先生の立場からすれば、研究者はアメリカでも日本でも、決して研究者個人が金もうけをしようと思ってTLOをやるわけじゃないわけです。むしろそういうもらったファンドとか、グラントはすべて次の研究につき込むのが普通の研究者の魂なわけでありまして、したがって、TLOで営利目的じゃないかと、そういう見方もあるかも分かりませんが、研究者個人としては別に金もうけでやっているんじゃないんだ。もらった金はすべて研究につき込むんだということで、何とかそのあたりの問題はクリアできるんじゃないかという気がするわけでありまして。

先ほどちらっと話したかも分かりませんが、WITOの去年の11月のスタンディング・ポイントのセカンドセッション、データベース関係ですけども、アメリカでしたか、研究者のグループは、オブザーバーのグループは、創作性のないデータベースのみの出版社は、パブリッシャーはいっぱい金を使っているんだから、保護しろと言うけれども、そもそも研究データを生み出すほうは、もっとはるかに莫大な金を使っているんだ。だから、ぐちゃぐちゃ言うなという意見をWITOで述べているようですが、研究者はお金には浅短としている存在だと思いますので、そのあたりは産学共同が進んでも、研究目的であれ

ば、権利を制限することは許されないのではないかなという気はいたしております。

〈司会〉正直なところをいろいろありがとうございます。竹山先生、今、データベースの話というか、特許を大学の研究者が発明したときに、その問題で、もしクライアントの方、企業の方だった場合に、これは1つ論点があると思うんですが、従業員発明特許というのがありますね。あれは普通は仕事上なんだから、企業がその特許を持つけれども、報賞金なりを企業が当該従業員さんに対して支払うとか、そういう整理が実務では普通なんでしょうか。

〈竹山〉今言ったことはそのとおりだと思います。職場発明と呼ばれる部分なんですけれども、一般的には会社がお金を出して研究させて、その研究成果については、要するに研究員の方が会社の名前で出願に行くという形が一般的なことです。その見返りとして研究者の方は報賞を受けるということをとっています。

先ほどのデータベースのことなんですけれども、私自身、データベースについては知識はないんですけれども、ただ、私自身もそうなんですけれども、どこに問題があって、例えばヨーロッパ、アメリカって、今までデータの蓄積自身もありますし、それをデータベース化する土壌があったと思うんです。日本は今現在蓄積しているところなんですけれども、ほとんどもとのデータは、それはアメリカであり、ヨーロッパにあったようなデータなんです。そういう意味で、日本ではなかなかデータベースの議論が進んでいかなかったと思うんです。

データベースについて私自身は知識はないんですけれども、いろんな知的財産で保護しているすき間部分のものをどうしようかということだと思うんです。日本も例えばUCCで言っているように、新しい見解もしくはアメリカみたいにビジネスを先行しているという2つタイプが今現在ありますけれども、そのどちらかに立場を決めて、日本自身も進んでいかなければいけないのではないのかなという感じは持っています。

先ほど出ていた、TLOの件なんですけれども、今まで大学の頭脳が産業のほうに生かされていなかった。研究のための研究に費やされる学部も、一般の方とか、産業界に少し反映してもらうために、1つの制度としてTLOが出てきたと思うんです。TLOが出てくることによって、例えば大学がもうかるとかいうことでやっていることではないんですが、先ほど渡邊先生が言ったように、それを次のステップとしてよりよいものが生まれていくための、例えば資金とかそういうものにしていくように、いいほうにサイクルが動いていく1つの原動力だと考えています。以上です。

〈司会〉ありがとうございます。データベースは、方法は2つには限らないんですが、渡邊先生のご発表の中にありました sui generis とか、不正競争防止法か、もしくは今のままで違法行為なりでやるのかという話もあるでしょうし、苗村先生の今の話で、それは方法についてというより、とにかく日本はどうも遅れているので、竹山先生もおっしゃったように、何とかする必要はあるのではないかなという話について、それでは日高先生、何かご意見はございますか。別にないですか。岡村先生、どうですか。

〈岡村〉特に大きな意見はありませんが、苗村先生がおっしゃるように、アメリカがやるのであれば、それと同等、あるいはそれ以上のものを、あるいはEUがやるのであれば、それと同等、あるいはそれ以上のものをしないと仕方がないのではないのでしょうか。それとともに、米国やEUが進み過ぎというのであれば、それをたしなめるのも、先ほどのビジネス・メソッド特許と一緒に、あるべき姿なのではないのでしょうか。その両面が必要だと思います。

〈司会〉ありがとうございます。では次に、日高先生のご発表のあった、日本語のタイトルなんですけど、アメリカのコードというお話をなさったんですけれども、その話にちょっと移りたいと思います。

まず初めに、日高先生に、午前中来ていらっしやらなかった方もいると思いますし、そ

れからコードとかアーキテクチャとか、恐らく分からない方も多いと思いますので、まずコードとか、アーキテクチャ、それから Lessig という人はどういう人かとか、どういうことを言っているのかというのを、もう一度おさらいでちょっとご説明をいただければと思うんですけども。

〈日高〉午前中のお話で、ほんの数秒だけ触れたので、とてもじゃないけれども、皆さんにご理解をいただけていなかったと思うんですが、説明に入ります前に、ことしの4月に日本評論社から指宿信先生の編集で、『サイバースペース法』という本が出たんですが、お持ちの方、あるいは本屋で立ち読みをしたとか、「ああ、あれだな」とピンとくる方はどのぐらいいらっしゃるでしょうかね、ちょっと挙手をお願いできましたら。

(フロアより手が挙がる)

ありがとうございます。約半数だと思います。その本をお読みになった方はご存じだと思いますが、その端書きというか、前書きの部分で指宿先生が代表して、全編の概観をなさっているわけですが、その中で Lessig についてかなり触れていらっしゃいます。恐らく Lessig について日本語で説明したものは、現時点ではあれが唯一ではないかなと思います。

では、Lessig って何だということになると思いますが、ご存じのない方もいらっしゃいますので、まず Lawrence Lessig というのがフルネームですが、現在ハーバード大学の教授、恐らく年は 38 か 39 かそのぐらいです。もともと憲法の先生なんですけど、コンピュータにめっぽう強いということで、サイバースペース法に引きずられたという感じかなというふうに聞いています。今はハーバードですが、多分秋にはほかの大学に移ると漏れ聞いています。西のほうだと、ウェストコースドだという話ですが、どこの大学かは私も分かりません。

その中で、99年の12月に Lessig が、Lawrence Lessig, CODE: and Other Laws of Cyberspace (Basic Books, 1999)という本を出しまして、その中の第1章、CHAPTER 1を私がつたない訳をいたしました。それがさっきの指宿先生の本の中に入っております、それをお読みになった人は、恐らく Lessig っておもしろくないなと思いいったと思うんですが、これは私が訳していてももしろくないなと思いいながら訳しましたから。

実はあれを読んで、Lessig はこんなやつかと思ったら大間違いだと思うんです。彼は先ほど申しました、“CODE: and Other Laws of Cyberspace”の中のCHAPTER 1なんですけど、何でCHAPTER 1を訳せと、これは Lessig がこれを訳してくれと言ってきたので、それを訳したというだけなんですけど、私は全体をざあっと見ました。ドラフト段階でしたが、CHAPTERの15か16ぐらいまでありますけれども、それを見ますと、CHAPTER 2とか3とか、もっともって後の章におもしろいところがあるんです。4もおもしろいかな、のあたりを訳せと言わないで、何でCHAPTER 1を訳せと言ってきたのか、よく分からないんですが、あれを見たら多分おもしろくないというようにお感じになると思うんですよ。

アメリカでは、あれはおもしろいかもしれませんが、日本ではあまりおもしろくないだろう。ですから、結論としましては、英語ですから大変だと思うんですが、ご興味のおありの方がいらっしゃいましたら、直接本をお読みになるか、3,800円ぐらいだと思います。99年12月の出版物、あるいはローレビューなんかもあっちこっちにたくさん書いていますから、簡単に見つけられます。あるいはウェブサイトでも、今、月1で「ザ・スタンダード」というところで、マンスリーでコラムみたいなものを執筆しています。特許の審査期間は8時間という話も多分そこからお引きになったんだと思うんですが、サイバースペース界では新鋭の学者と言っていると思います。私は、個人的には3本指に間違いなく入ると思っておりますが、名前は黒板に書いたほうがいいのか。

下に書いたのは、先ほど言いました単行本のほうです。これは3,800円のほうで、上が名前です。これはどう発音するのか、指宿先生といろいろ議論しまして、4種類ぐらい名

前がいろいろ挙がって、結局レシックとついたんですが。

コードの話をしなきゃいけないですね。コードというのは、指宿先生の話にも出てきますが、ソフトウェア及びハードウェアなんですけど、ネットワークのアーキテクチャを形づくるソフトウェア及びハードウェアという言い方をしています。コードという言葉から恐らくピンとくるのは、ソフトウェアのソースコードとか、オブジェクトコードとか、あのコードを連想なされると思うんです。ですから、圧倒的多数はソフトウェアだと思うんです。

ただ、ソフトウェアとハードウェアの線引きは難しいですから、Lessig自身はハードウェアも含めて議論していますけれども、ネットワークを形づくる、アーキテクチャを形づけるソフトウェア及びハードウェアを保護するという言い方をしています。私が午前中に触れたコードも同じ意味で使っていました。以上です。

〈司会〉私もちょっとその辺に関心があるので、司会があまりしゃべってもあれですが、私の理解では、日高先生のご発表の中にありましたように、コードというか、インターネットの世界では、例えば電子商取引をやるときに、BtoCで、私がお客の情報を保持してアクセスして、私のデータベース1回1分100円ですという形をやりましょう。そういうときに、私は契約条件をばっとう出して、皆さんは「はい」と言わなきゃアクセスができない。契約条件には一方的なことがある。そういう典型的な附合契約なんです。

契約の法律の問題もあるんですが、そういう私のホームページは、皆さんが「はい」と言わなきゃアクセスできない。そういうコードをつくり込むことによって、そういう世界にすることができる。ところが、私は本を売っていますので、例えば宣伝になりますが、「電子商取引とサイバー法」というNTT出版の拙本があります。そうすると、見たいときに皆さんは自由に本屋さんに行って、ペラペラと見て、これはつまらないよと一銭も払わないで帰ることができる。アクセスできることはできるわけですね。

前者のインターネットの世界では、コードということによって、日高先生のお話の中で問題視されていたアクセス規制ができてしまう。現実世界ではアクセスできるのに、インターネットではアクセスさえできないという問題。それから利用規制はどうなるかという話。これはどういうことかという、具体的な議論では、きょう日高先生がおっしゃっていたのは、まさにDMCAと言われる、Digital Millennium Copyright Actというアメリカの法律で、これは実は日本でも苗村先生がご発表なさっていたところで、日本も同じような、要するに回避的なものはいけないんですよという話になってくるわけです。

そうすると、そのときに私の理解では、まさにコード、Lessig先生はそういうふうに言っているんですが、そういう規格を勝手にソフトウェアをつくる人が、私の場合は今の例ですと、売主側がアクセスさえできないような規格をつくってしまう。これはもしかしたら、著作権法的に言えば、fair useというか、皆さんは本屋さんで勝手に見れるはずなのに、見えないようにオーバーライド、著作権法で認められているユーザーの権利を勝手に狭めることが機械的にできてしまうという世界がインターネットの世界、それはもしかしたら問題ではないのかということ提起なさっている。こういう理解で日高先生よろしいんでしょうね。

〈日高〉おおむね正しいと思いますが、ちょっと1点違うかなとひっかかった点は、アクセスを禁止されればまずいということではなくて、アクセス禁止はいいと思うんですよ。つまり、アクセス禁止がだめとなったら、コントロールができないことになって、むしろ無秩序になってしまいますから、アクセスのコントロールはいいよと。でも、それはアクセスの名のもとに、利用のもとにのみ込んじゃったら、それはまずいのではないかとということなんです。どこかで線を引いてということは、今、平野先生がおっしゃったとおりです。

〈司会〉そういう話がありました。私が日高先生にちょっとお伺いしたかったのは、Lessig

先生はそういうことを言っているんだけれども、規格というのは、コードという言葉を使いますが、ユーザーさんの権利を狭めていると、彼はそういうふうに書いているんですが、本当にそうだろうかというのが1つ。

つまり、私が知る限り、逆にコンテンツを持っている人から見れば、パイレートという著作権侵害がはびこっているのだからぬと思うわけであって、だから、規格をつくるべきだとか、法律をもっと厳しくするべきだという動きがあるんでしょうね。だから、ユーザーの権利を狭めているのではなくて、今、広い利用ができるようなものを、公正な状態に持ってきているんだという議論もあり得るんだと思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

〈日高〉平野先生がどれをお読みになったのか。Lessig が書いたのはめちゃくちゃ膨大にありますので、どれを念頭に置いていらっしゃるのかちょっとピンとこないんですが、間違っているかもしれませんが、私の理解では、権利を狭めているという言い方よりも、彼の英語は独特ですから、平野先生は読解力がおありですが、私はないので、英語が非常に難しいんですね。高尚な英語というんでしょうか、ぱっと読んで分かるような英語ではないということがあって、ああかな、こうかなと私は頭をひねりながら読むんですが、私の理解は、権利を狭めるということではなくて、今の利用かアクセスかという話で言えば、利用まで踏み込んだりしているのはまずいよという言い方だと思うんです。

もともと Lessig は憲法の先生ですから、すごく人権感覚が豊かですし、憲法史とか、法制史とかに非常に詳しいんです。聞いたことのないような話がぼんぼん出てきます。

〈司会〉もう一つ最後というか、日高先生にお伺いしたいのは、私、日高先生の発表の後に質問をさせていただいたんですが、DMCAというアメリカの著作権法に関する中で、コンテンツを持っている人側が、プロテクションですね、勝手にハッカーみたいな人がプロテクションを回避して破るような、そういう装置は違法であるだとか、それからそういう行為は違法なのかというのがもう一つの議論になる。日本でも似たような法律ができましたねということで、それがありますと。

ところが、本題は、それは逆に権利者側が自分の権利を保つために、先ほど申し上げたようにいろんな仕組みを使って、アクセスを制限する。プラス今の日高先生のご説明ですと、利用の内容も制限してしまう。特に後者が問題になるのではないかということがコードというものでできてしまう。それに対してそれがおかしいのであれば、コードでできてしまう、そういうコードをつくること自体を違法とするような法律をつくるべきじゃないか。

私が質問を午前中に日高先生に差し上げたところ、恐らく政治的にはそういう法律では難しいでしょう。なぜなら立法者に圧力かけるのはコンテンツを持っている人であって、ユーザーにはそういう力はないのだから、それはできないんじゃないか。そういったご回答をいただいたと思いますが、ところが、私、その後、きょうの渡邊先生のデータベースのお話を伺って、1つちょっと感銘を受けましたのは、データベースの法律がドイツでは *sui generis* という形でできました。できただけけれども、しかし、その中で規定が1つあって、私の理解ではユーザー側の権利を非常にオーバーライドするというか、非常に制限するような契約は無効である。そういった規定が入りました。ドイツでは *sui generis* をあげたんだから、代わりにあげたという前提で、勝手にそれ以上ユーザーの権利を契約でやるのは無効ですよということになったかもしれませんが、少なくともユーザーの権利が尊重されるような法律が1つできました。

だとすれば、もしかしたら、先ほどの日高先生のお話に戻りますが、コードというもので、例えばユーザーの利用まで制限するようなのは無効であるという法律も、何らかの形で可能なかもしれないとちょっと思うんですが、まず日高先生、次に渡邊先生にご意見を伺いたいんですが。

〈日高〉ちょっと質問ですが、そういう法律をつくるのが可能だというのは、アメリカでもポリティカルに可能だという意味ですか。

〈司会〉どう思いますか。可能だと思いますか。

〈日高〉ポリティカルにどうかというのは、私もよく分からないとしか申し上げようがないですが、そういう流れがあるかと言われると、それはないと言わざるを得ないと思います。

午前中に申し上げたかどうか覚えていませんが、午前中というよりか、DECSSのケースは、DMCAの中の1201、きょう私が取り上げた1201(a)の(1)ではなくて、(2)のほうで争いになったケースなんです。どこが違うのかと言いますと、(1)のほうは回避行為を禁止する。こういう禁止規定なんです。2項のほうは、そういう装置を製造等することを禁止する。製造等の禁止が2項なんです。

DECSSのケースは2項のほうでして、きょう私が触れたのは直接そのものずばりではないんですが、Lessigはこれを1つの例として取り上げまして、これはコード規整の例である。2項の回避装置の製造を禁止することは、コードの禁止の1つの例である。もう一つは、法律規制ですけれども、ということを取り上げて、ただ、あまり詳しい説明はしていませんで、それはできないだろうと。

それを私なりに理解しますと、結局、アクセスコントロールを回避する装置をつくってはいけない。ということは、結局コードの内容にまで法律が立ち入っているわけです。ですから、まさにコードの規制だということの理解だと思うんですが、それは私が午前中に申し上げた利用のコントロールがいけないから、利用のコントロールはしてはいけないよという法律をもしつくとしますと、それは今言った回避装置製造の禁止とは逆方向になりますね、という理解は可能でしょうし、そういう法律をつくってもいいのかもしれませんが、逆方向ですから、まさにポリティカルだよと言ったのはそこなんです。こっち方向はポリティカルに入ったわけですが、こっち方向ですから、ポリティカルには無理だろうという点、ドイツの例を挙げられて、ドイツが可能なんだから、アメリカでもいいんじゃないかという感じを受けるのではないかと言われれば、それはそうかもしれませんが、という点を私は午前中にポリティカルという意味で申し上げました。

あともう1点は、私が午前中わざわざ後書きの中で、コード規整の法律がないと書いたのは、もう一つは、そういう規制を入れた場合に、これはどちらにしても解釈の問題に行くんですよ。直接コードの中身について、こと細かに法律の中で規制できるわけではなくて、ただ、まさに今の回避をするような装置はいけませんよという書き方になりますから、では何が回避装置かということですね。どういう場合に回避したことになるのかという細かな解釈ができますから、それは結局裁判所にゆだねられるわけです。ですから、法規制の話に持っていっても、結局それは議会だけですむ話ではなくて、裁判所にも結局いかざるを得ない、ということもあると思うんです。

裁判所はその辺の認識があるかと言ったら、あのアメリカにすらない。現時点で先ほど挙げましたけれども、日本に期待するのは100年早いだろうという気はしています。

〈司会〉渡邊先生、ちょっとご意見を。

〈渡邊〉コンテンツについて、契約による著作権のオーバーライドの問題と、技術による著作権のオーバーライトの問題があると思うんですが、契約によるオーバーライドに対処する方法、これは国際高等研究所の上野さんがしばらく前にコピーライトで非常に簡単にコンパクトにまとめてくださったものがあるので、ぜひお読みいただきたいと思いますが、契約によるオーバーライドに対処する方法は2つあるだろう。

第1に、一般条項を使う方法、第2は強行法規を使う方法ですね。一般条項を使うという手段ですが、これはアメリカなんかはそういう方向にあるのかも分かりませんが、一般条項がさらに細かな情報に係る知的財産法にストレートに適用できるかということ、こ

れは非常に難しい問題があると思うんです。その前提として、情報公序というものがきっちり誰の目にも分かる形で明らかにしないとイケない。その作業がまだ前提問題としてあるわけです。

そうすると、そういう情報政策、あるいは情報の利用はどういうふうにあるべきなのかということ、広い視野を、普通の知的財産とか、プライバシーとか、そういったあらゆる情報にかかわる法律を横断した視点で研究してくださる先生ですね。例えば、まさに法情報学の教授でいらっしゃる夏井先生だとかに一生懸命頑張ってもらっていて、情報公序というものを誰の目にも分かる形で明らかにしていただかないことには、まず一般条項というのはあまりにも旧套過ぎて使えないと思うんです。

そこで2番目に問題になるのが、契約によるオーバーライドに対する規制で、しかも、問題になるのは強行法規だと思うんです。こっちのほうが私にははるかに使い勝手がいいだろうと思います。実際にヨーロッパの場合ですと、リバース・エンジニアリング、インターオペラビリティを確保するために、リバース・エンジニアリングは自由だとか、先ほど言ったデータベースについても、データベース製作者はいろいろな形でデータの利用を制限してくるわけです。

先ほどの例で言いますと、日本ではデータベースのプロデューサー等が不正利用を受けているあまり例はない。83社のうち11社である。そのうち契約のある人から権利侵害を受けたと言っているのが、11社の中の8社ですか、その8社のうちの七十数%は契約外の利用をされたというんですが、どういう契約内容をされたのかといった問題があって、本当にまともな契約であったのかどうかということが非常に大きな疑問としてあるわけです。

そういった問題に対処するためには、強行法規でもって、そういった契約はだめなんだという形で規制するのは非常に有効だと思います。ただ、日本の政策担当者、立法担当者がそこまでの認識があるかどうかというのは、非常に大きな問題だと思います。

「ジュリスト」でしばらく前に、著作権制度の100年記念の座談会があって、加戸守行とか、あるいは著作権課長とか、斉藤博とか、東大の中山先生とか、ああいった大御所が座談会をしたわけなんです。司会の斉藤先生が、著作権契約については、どういうふうに考えているのか。アメリカとかEUなんかでは情報取引の規制ということが問題になっているわけですから、そういう文脈を踏まえて、斉藤先生は水を向けたんでしょうが、それに対して加戸守行も、著作権課長も、規制緩和は時代の流れであるから、そういうことは考えていないということで、けんもほろろだったわけでありました。したがって、ポリテイクナルな面で言えば、日本ではどうも難しいのではないかなという気がいたします。

もう一つの技術によるオーバーライド、まさに日高先生の問題はこっちのほうだと思うんですが、これは非常に難しい問題であります。ただ、私は多少楽観しているのは、ユーザーの利便性を無視したようなコンテンツ流通、あるいはコンテンツは利用されないんじゃないのかという気がするわけです。先ほど平野先生が言われたように、本であれば立ち読みしてバラバラ、おもしろかったと帰るだろう。ところが、コンテンツの場合にはそういうことはできないということと言われましたが、本についても、例えばアメリカなんかの例では、1部1部ばらして試し読みができる。1部をダウンロードして試し読みができるという形で、その間のユーザーの利便性と、権利者保護のバランスを図っているということがございますし、また、コンピュータプログラムのような場合には、私はスーパーディストリビューションのサーバーなんです。まさに必要に応じて課金されるというシステムですね。使ってみてつまらないプログラムであれば、出費は最小限に抑えられるという形で、そういった形でユーザーの利便性が本当に確保される形で、技術開発は進むのではないのかなという気はします。

そもそもそういった電子的なコンテンツの流通をつくるのは技術者であります。特にインターネット中毒のエンジニアであれば、へそ曲がりの人が多いでしょうから、そうそう

変てこりんな契約を押しつけることはないのではないかというふうに、ある程度楽観しております。

〈司会〉ありがとうございます。非常に小さいところで、確かにこの世界がやってくると、テレビゲームを1日やったけど、つまらないから300円しか払わない。アメリカではそういう世界がもうやってくるんです。

ただ、渡邊先生に議論を向けるわけではないんですが、世の中を見ると、例えば電子透かしとか、日高先生のご紹介のあった **trusted system** とか、どういう方向で技術が進んでいくかというところ、コンテンツ側の権利を守るためにセキュリティを高めるような技術が、世の中放置していると、そっちばかりがどんどん発達していく。そうすると、まさに規制緩和だから、それに介入しないというところ、どちらかというところ、ユーザー側の権利は、利便性ももしかしたら促進されないのかなという懸念を、さっきの **Lessig** という人が言っているんですが、それに対してはどう思われますかね。やはり先生のご持論はユーザー側の利便性を考えるようなものがないのではないかと思いますか。

〈渡邊〉どういいますか、私は契約条件、つまり、私のコンテンツはこういう利用条件で使うことを許しますという、非常に細かく契約条件、利用条件を定めて、その利用条件をコンテンツに内在させて流通させる。そういうビジネスモデルを考えている会社があるわけなんです。私はそれは契約条件自己内在型コンテンツと呼んでいますが、そういったプラットフォームができれば、個々のユーザーが、私はある程度自由に利用させたいという形でコンテンツを提供する人も出てくるでしょうし、いや、私はがちがちに守りたいという形で利用条件を埋め込んで、自分のコンテンツをネットワークに流す人も出てくるだろうと思います。

ただ、そういった契約条件、自己内在型コンテンツは技術的には非常に難しいので、今のところはあまり詳細な契約条件を埋め込んで流されているコンテンツはないと思いますが、私はハッカー。

〈司会〉ありがとうございます。というのは、私もちょっと通産省のほうのある研究会で、契約のほうの話で、例えば今渡邊先生もお話でしたけれども、リバース・エンジニアリングは禁止するだとかいうので、データベースの **sui generis** の権利が埋め込まれるという話があったんですが、例えばソフトウェアライセンス等々では、常に私が実務上契約書を見ている限りでは、全部リバース・エンジニアリングはだめだと書いてありますし、全部バックアップ用のコピー以外はだめと書いてあるんです。

私の少ない経験では、交渉しても、ライセンサー側はそれを絶対譲渡しないですし、こっちも時間がむだなので、そんなものは交渉せずにそのままその下にいるサブライセンサーに同じ条件を押しつけて、こっちもサブライセンサーからの交渉には応じない(笑)。なぜならライセンス条件は決まってしまうから、という世界になると思うんです。

それはどういうことかと言うと、恐らく裁判で何かやったときには、リバース・エンジニアリングの禁止はいけないんじゃないかなと、最近アメリカでも何か判例が出たとかいう話もあります。そうすると、判例と違うことが契約実務で、それがデファクトで流れていく。考え方からすると、競争がもっと激しくなれば、契約条件のいいものが出てくるのではないかなという楽観論がある人がおっしゃっていたんですが、私は少なくとも実務を10年以上やっていますが、10年たっても出てこないんですね。そうすると、もしかしたらそういう競争とか何とか、ユーザー側とかライセンサー側の利益を考えたようなものが出てくるというのは、ちょっと私は個人的には、難しいと思うんですけれども、ゲームの世界とは違うんですが、岡村先生、何か。

〈岡村〉**Lessig** の議論を聞くたびに思うのですが、結局平たく言えば、契約法の領域では、ネット上ではコードを使ってユーザーが契約条件を一方的に押しつけられる構造になってしまう結果、コードが付合契約の世界を広く一般化することになります。だから、インテ

レクチュアルプロパティの領域だけに矮小化してしまうことなく、コンシューマープロテクション一般の問題として考えていかななくてはならないテーマだと思っています。

要するに情報を含めて一種の流通の問題ですので、付合契約に対する規制が契約法的にどこまで認められるかどうかについて、コンシューマープロテクションの観点から、強行法規による規制がどの程度必要か、あるいは許されるのか、規制方法としては行政的な取り締まりが適当なのか、それとも消費者個人に何らかの訴権を認めるという方法が妥当なのか、そういう整理をまず前提としたうえで、著作権やプライバシーとの調整を図る際の価値判断を考えていくほうが、有益だと思うのです。

〈司会〉確かに消費者保護法は成立したやに聞いていますが、この辺のことは全然入っていないような気もいたしまして、そういう意味では従来型の現実世界での契約の話は手当てではできたんでしょうけれども、裁判の世界ではまだかなという気がします。

先ほど渡邊先生のお話にもありました、横断的な、まさに夏井先生のような方が、どうあるべきかというサイバー法学的な視点から見る必要があるのではないかとのご指摘に関連しまして、苗村先生のご発表の中で、私も感銘を受けた部分の1つとして、付録というか、NRCの訓告というか、「Digital Dilemma」という報告がありましたけれども、これはぱっと見たところ、まさにそのとおりだなと思うんですが、私はこれはよく分からないんですが、ここの提案ですね、まさにいろんな利害があって、それを調整する、公共の利益もあるし、まさに著作権法を強化する立場もあるんだから、バランスをとって広く見るべきだとか、今、知財権の見直しをすべきじゃないだとか結構あるんですが、この団体の報告の影響力はどのぐらいあるのか、その辺のことでご存じであれば何か。こういうのは日本にもあるべきだとちょっと思ってお伺いしているんですけれども。

〈苗村〉私個人は、大いに影響力を持ってほしいと思っています。実はこれが存在したのは、もともと直接的には先ほど議論のあったデータベースの法制度の関係で、NRCに関してはいろいろ議論が出て、その流れでこういうことがあるということを知ったものですから、去年の暮れに議長をやっているRandallのところへ押しかけて行って、様子を聞いたんですが、アメリカの中でも当然産業界は著作権を初めとする知的財産権の保護強化を強く主張しているし、今まさにコンシューマー、あるいは先ほどお話のあった原住民はそれに対して全く逆の話をしている、なかなかおさまらない。

しかし、ホワイトハウス、あるいは連邦議会側は、まさに産業界からもプレッシャーを受けて動いているわけで、何かしなければならぬということから、いろいろな分野の学者が集まって、もちろん産業界の人たちにも参加してもらって議論したもので、結論はある意味では、今後もちゃんとみんなで議論しようという話になったようです。

それで私としては、これはぜひ追い続けるべきだし、日本も、ヨーロッパはもちろんですが、少なくとも先進国ではこういうことをよく議論すべきだということ、まさに彼もそう思うと。ついでにはその直後に、Ohio State Bar Associationでこれをもとにしたシンポジウムがあるので出ないかと言われて、私も出てきたんですけれども、その側の議論も、これは例のコピーライトレジストラも出てきましたし、主だった顔ぶれの人が出てきて、いろいろ議論していて、割に好意的に入れられているという印象でした。

ただ、何とんでも産業界は、今はまだその前の話で、現状はとにかく保護強化をしないとビジネスがうまくいかない。MP3が典型ですが、そういう認識が非常に強いので、すぐにこれに沿って動くということではないと思います。私は、これは今ヨーロッパも、日本も含めて、こういう方向について少し長期的に議論すべきだと思います。

とりあえずこれは日本語訳をするつもりでいるんですが、ただ、日本でこれがそのまま受け入れられるかどうかは別として、いろんな意味で真っ正面から議論をする場が要るのではないかと思います。

〈司会〉近々、苗村先生の訳がどちらかで。

〈苗村〉出すかは別として、内容はとにかく翻訳してもいいということは聞いているので、作業は今学生にやらせていますが、ただ、質が悪いので、何度か見直しをして出したいと思います。

〈司会〉ぜひとも拝見させていただきたいと思います。

それから今までビジネスモデル特許、それからデータベース、そしてコードの規制とか、もう一つの契約の話だとか、関連するサイバースペースでの問題を各論としてお話になりましたけれども、ここでもう既に総合的な関係は出ているんですが、もう一度おさらい的な話で先生方に質問を差し上げたんですが、実は著作権だけの話はまだしていませんので、そもそも著作権法の考え方は、私は全然素人でよく分からないんですが、アメリカで判例なんかを見る限りは、昔、**Sweat of brow** という、額に汗した努力に対して著作権という排他権をもらっているんだというのを認めるような判例の傾向が一時あったところ、大きな判例の流れを変えるようなアメリカの最高裁の判例が出て、そうじゃないんだと、**Sweat of brow**、つまり、額に汗した努力に対して著作権をあげるのではなくて、1つの創造性があるようなものに対してあげる。日本も著作権の規定がありますけれども、しかも、それは憲法に基づいて、日本では文化の交流とか、そういう公共的なものにも資するというのが前提としてあるので、その目的論が争いになるわけです。

データベースの議論も、恐らくその辺が絡んでいるというのが私の理解なんですが、いやいや、そうは言ってもデータベースをつくったり、金をかけたり、努力してつくった人から見れば、何らかのものに対して権利が欲しい。それを従来の著作権でやるのか、**sui generis** でやるのか、不正競争防止でやるのか、いろいろな方法があるけれども、そういうのがあっていいかと。

そういう視点と、それから経済として、そういうのは保護して、インセンティブを与えるべきじゃないかという議論があると思うんですが、それはさておいて、まず著作権法の考え方で、アメリカとヨーロッパともし違いがあれば、ヨーロッパでも国によって、イギリスとドイツとは違うと思うんですが、アメリカは、私が言ったようなことがもし正しければ、こういう方向だと思えますが、ヨーロッパ、例えば渡邊先生がもしご存じであれば、ドイツとか、その辺は **Sweat of brow** とか、そういう額に汗的なものは認められているのか、もしくはそうではないのかというのは。

〈渡邊〉ドイツ法とかフランスの大陸法系と、そしてまたアメリカとかイギリスの欧米系というのは全然考え方が違うわけです。大陸法の考え方で言えば、著作権というのは著作者の権利という、翻訳すると著作権は著作者の権利として確立されているわけです。ドイツ法で言えば、**Urheber** ですとか、著作者の権利なわけです。

これに対して、著作者の権利としてではなくて、むしろ複製禁止権、コピーライトとしてアメリカやイギリスの著作権は出てきたわけで、決して著作者の権利として出てきたわけじゃないわけです。したがって、イギリスの場合は **sui generis** が立法化されたわけですが、それ以前に **Sweat of brow** が、まさにコピーライトで保護されていたわけです。これは大陸法系の思考あたりに展開すると、なぜ額の汗が著作権法でコピーライトで保護されないといけなかったかと理解に苦しむところなんですが、少なくとも **sui generis** がイギリスで立法化されることによって、**Sweat of brow** をコピーライトで保護することはしなくてすむようになった。そういう意味でEUの著作権のハーモナイズが一層進んだんだ。そういう評価がありますが、英米系と大陸法系では考え方も発想も全然違うんだということです。

〈司会〉そうすると、大陸と全然違うところを、世界のハーモナイゼーション云々ということで、承知したということができないのは非常に難しいと思うし、しかも、既存の著作権で世界のハーモナイゼーションが難しいのに、そこにデータベースの権利という違うものをつくるのかという議論で、またまた難しい話になると思うんですが、ちょっと時間も

押ししてきましたので、この辺で質疑応答の時間をとらせていただきたいと思うんですが、何かご質問等がございましたら。

〈質問者〉1つは意見、1つは質問なんですけれども、さきほど平野先生がおっしゃっていた、ソフトウェアの契約条項は10年たっても変わらないよという話は、「伽藍とバザール」という有名な話があります。あの本みたいに、結局もう一方のほうは、コピーレフトに走ってしまって、その結果、コピーレフトに走った人、走らなかった人で二分化されてしまった結果、変わらないほうは変わらない、変わるほうは過激的になってしまって、このような実態で、リチャード・ストールマンまで来ている状態なんだと私は理解しています。

今、著作権のほうなんですけれども、著作権のほうで、今、日本の著作権団体としては、特に本関係なんですけれども、ビジネスモデルと関連があると思うんですが、新古本がいっぱい出るようになりました。今、著作者の方が問題にしているのは、権利の消尽が早い。今、漫画が売れない、本が売れない、著作者がみんな困っている。何で売れないのかというと、新古本がいっぱい出ている。旧来の著作権の権利の問題でも、消尽の話は出ていないんですけれども、どこで消尽しているのか。結局、利用の制限の話にもなるんですよ。これを他人に渡せるのかどうか。その辺の問題が今旧来のほうも変わり始めてきているような感じがするんですけれども、この辺とサイバーの関係で、デジタル化という面と、旧来の面で、今後、著作権のこのあたりの問題自体からどんどん変わってくるんだと思うんです。そちらについて何かご意見のございます方はいらっしゃいますか。

〈岡村〉まずご意見の部分でおっしゃった、ストールマンに関するお話ですが、私は、従来のフリーソフトウェア運動と、「伽藍とバザール」を書いたエリック・レイモンドたちの考え方は、似て非なる部分が多いのではなかろうかと考えています。

むしろ後者は一種のビジネスモデルとしてやっているわけであって、だから後者からすれば、政治運動くさいストールマンのやり方は嫌いだからと言っていますので、両者は今、分かれて別の道を歩んでいるのじゃないかという感じがしています。

〈質問者〉中古ソフトというより、中古本らしいんですけれども、中古ソフトのほうは、今、東京地裁で今まで判決が出て、判例が割れてもめたらしいんですけれども、ソフトは映像か映像じゃないかという判例が2つ出て、今ちょっともめて、もう一遍上上がっている最中らしいんですけれども、そちらのほうで結局旧来の著作権のほうも、旧来の著作権で保護されている旧来のメディアのほうも、もうそろそろ限界が来ているのではないかという意見が、著作権団体のほうから上がってきているようなんです。そういう動きがあるというのも知人から聞いて、文筆業の著作権団体、日本SF作家クラブかなんかが抗議をしているのか、勉強会を開いているのか、今しているんですよ。そちらのほうで旧来の著作権自体を変えてくれ、勘弁してくれと。1回売られてもいやだ。10年間はくれということを出そうかと言っている話を聞いたので、その辺の絡みも含み合わせて、結局、サイバー法のほうも旧来のベースの話が変わってしまえば、変わってしまうのかなと。

〈岡村〉中古ソフト訴訟で販売業者側の代理人弁護士をしておりますので、そういった立場からの意見として聞いて下さい（苦笑）。

私は、今おっしゃったような動向が、天下万民に認められているような普遍的な考え方なのか、疑問を持っています。例えば中古車であれば自由に売買ができて、ゲームソフトならば、あるいは中古本であれば、いつまでも消尽しないような頒布権が及ぶという立法をすべきかどうかというと、そうは思わないのです。

なぜなら、この両者に本質的な違いは存在しないと思っています。例えばプログラムであれば、デジタルなので幾らでもコピーできるし、デジタルは年月によって劣化しないから、デジタル情報以外のものとは性質が違うのだという意見もあります。

ただ、よく考えると机上の空論ではないでしょうか。例えば今、昔のファミコン用のゲー

ムソフトを買う人は多いでしょうか？ ソフトはハードとセットで初めて意味がありますが、ハードの販売は数年前終了して代替わりしています。

それから最近のゲームソフトはCD-ROMに載っているものが多いのですが、そこにはコピープロテクトがかかっています。CD-ROMは物理媒体ですから、アナログレコードと同じように簡単に傷付き潰れますので、その際、上に載ったソフトも運命を伴にするわけです。そういったことをいろいろ考えていくと、デジタルという神話を過度に強調すべきではないし、さらには著作権というものの存在は、公共の利益とのバランスを常に考慮しなければならないという性格を持っています。

だから私は、一面的に著作権がすべてであると主張したり、権利という名前がつけば、「保護しない人は人でなしだ」と言わんばかりの議論は、少し行き過ぎでアンバランスだと思います。著作権の保護も、例えば表現の自由やプライバシーなどの保護とのバランスを常に考えなければならないわけです。また例えば我々の文化は、常に先人の英知を継承して成り立っているという意味で、一種の模倣の上に成立しているわけですから、先人の英知をすべて囲い込むことが政策的に正しいわけでもありません。知的財産権分野で政策的にアメリカに追いつけ追い越せという意味では分かりますが、他方でアメリカが行き過ぎであれば常にチェックするという面も必要です。そういった意味で、知的財産権による独占は、もう少しミニマムにいくべきだと思っています。

〈司会〉すみません。渡邊先生からご意見を。

〈渡邊〉先ほどのご質問で漫画に関してでございますが、漫画というか本ですね、最近、漫画本が全然売れない。それで漫画家は人気落ちているのかと思ったら、全然そうじゃなくて漫画の人気はある。ただ、漫画が2次利用、3次利用されている。つまり、最近漫画を読ませることを目的にしたカフェがあって、非常にはやっているわけです。そういったところで、漫画が回し読みされているために、漫画の売り上げが非常に落ちているということでございます。

話を漫画に限りますが、漫画とか、本については、別に消尽という概念がないわけです。つまり、例えばほかの国、ドイツなんかであれば、著作物一般について頒布権を認める。広く頒布権を認めるかわりに広く消尽を認める。そういうのがほかの国の考え方ですね。

これに対して日本の場合には、映画の著作物にしか頒布権というのは認められておりませんので、したがって、本についてはそもそも頒布権がないから、頒布権が消尽するという話はないわけです。では、何で漫画の本は自由にそういった形でカフェならカフェで利用されているのかというと、貸し本については、たしか著作権法のほうに附則があって、貸し本は自由だというような条文があったと思います。何で貸し本は自由なのかというと、まず第1に慣習ですね。日本では貸し本屋というのがあって、これは昔からよくある本の利用形態である。そういった慣習を尊重する。

また第2に、貸し本屋というのは零細である。したがって、ほっておいてもいいだろう。しかも、数も少ないから、最近のソフトを考えればペイしない。したがって、貸し本は自由にさせましょうやというのが現在の著作権法制なわけであります。しかし、今、漫画カフェなんかはやってきて、本の売り上げも落ちているということで、漫画家の団体が、最近、使用料を徴収するシステムをつくるべきじゃないかという運動をしておりますので、ひょっとしたら、そういった現在の貸し本を自由に行っているような附則が改正されることもあるかもしれない。

〈岡村〉渡邊先生、貸し本屋との因果関係を示す基礎統計データは公表されているのでしょうか。それとも特定の業界関係者の一方的な主張で、売り上げが減っているという指摘があるだけなんでしょうか。それに、漫画は個人的には好きですが、例えばゲームソフトの進化とか、もっとおもしろいもの、例えばインターネットのようなものがあるから、漫画を見る時間が減っているということ、自分自身としては感じています。

〈渡邊〉私は、ゲームソフトの話じゃなくて漫画の話ですので、データについては持っておりません。

〈司会〉ということで、ほとんど時間がないんですね。こういうのは最後に一言ずつということなので。

〈司会〉では、日高先生。

〈日高〉30秒ですね。今のご質問にちょっと触れたいので、それに30秒使おうと思います。

きょうのお話の中で誰も触れていないとおっしゃったんですが、私はちょっと触れています。そこに突っ込むつもりはなかったんですが、一言だけ入れておきます。

きょう私が話をするのは、漫画の話ではなくて、新古本の話でもなくて、サイバースペースの話ですが、デジタル評価について、消尽的観念を入れられるかといったらば、私は入れていると思います。入れないと最後まで、どこまでも徹底的に追い詰めていくのがいいかといったらば、それは悪いに決まっているじゃないか。どこで線を引くかというのは確かに難しいですね。

線を引くのは、まさにアクセスか利用かで分けるならば、その境目で線が引かれるんだと思うんですよ。それは可能だと思いますから、まさに岡村先生がおっしゃったのと同じなのか、ちょっと違うのか、私も今頭の中で考えたんですが、同じという規制もできるし、違うという規制もできる。デジタルだから、それは今までのと違うよという規制の仕方もあるし、そうでないと。同じにするんだと言えばそれでもいい。それは立法政策の問題だと思います。以上です。

〈竹山〉今の本と全然関係ないんですが、先ほどのティータイムのときに話し合っていたんですけれども、ビジネスモデル特許とか、ビジネス・メソッド特許とかいうのは、今現在マスコミとかで加熱状態にあるわけです。何らかの形で、例えば今度運用指針で、少しは加熱状態に水を差すようなことであって、適正な状態で運用できればいいのではないかと考えております。以上です。

〈苗村〉繰り返しになるんですが、別の表現をすると、今、人類がまさにものすごい危機にぶつかっています。環境、人口、食料、そしてエネルギー、またその他の問題がある。それを破る。これはアメリカに課すのではなくて、まさに人類が存続するための最大のポイントがITとIPだということを私は言いたかったんですが、これも間違いなく大革命です。

ただ、革命は1度にぼっと起きるわけではなくて、かなり長い期間かかるんだと思いますが、その間に例えば先ほどの漫画家のように、何らかの被害を受ける人もいるだろうから、これは制度としては細かい微調整は必ず要るんだと思うんです。

それでいろんな対策をとりながら、しかし、次の時代に向けて、新しい制度設計、あるいは制度だけではない、先ほど来コードとかいろんな話もありましたが、システム設計をしていく必要がある。これについては私は率直に言って、日本の官僚は世界の中でもかなり頑張っていると思います。決してサボっているわけではない。しかし、官僚に任せられるわけにもいかないし、特定の利益団体が決めるわけにもいかない。まさにこれは国民的コンセンサスを得る。

一番頑張してほしいのは、まずは政党なんです。日本の政党がそれに頭を突っ込まない限り、存続意義がないと思います。それで夏井先生を中心としたこういうプロジェクトも、そういう意味でより広く注目されることを期待しております。

きょうはどうもありがとうございました。

〈司会〉先生方、本当にどうもありがとうございました。

司会が行き届かないところがあって、どうも申しわけございませんでした。

以上です。

〈岡村〉平野先生、どうもご苦労様でございました。(拍手)

そうしましたら、本日のプログラムはこれで終わりでございます。このあと夏井先生のほうから少しだけ連絡事項をお話いただきます。よろしくお祈いします。

〈夏井〉きょうは長い時間おつき合いをいただきまして、ありがとうございました。

きょうの話題で、データベースのお話が出てきましたけれども、1次ソースとはそもそも何かとかいう話も含めて、日本でどうしてデータベースがうまくいかないとか、うまくいきそうとか、どういうところにひっかかるかという問題を明日は特に集中してやりたいという感じでプランニングをいたしました。

本日、ご報告をいただいた方、またディスカッションをしていただいた方、どうもありがとうございました。(拍手)

第2部

SHIPプロジェクト+法情報学研究会「法情報データベース」

2000年5月21日（日曜日）

研究報告1

「SHIPプロジェクト初年度の成果と2000年度の方針」

明治大学法学部教授 夏井 高人

本日のプログラムは、お手元の資料にありますとおり、私の研究報告から始まっております。しかしながら、実質的には、9時半からの岡本さんのご報告が中身のある話で、私は前座ということで、SHIPプロジェクトの経過報告をしなければならないということになっておりますのでご報告致します。このプロジェクトは、予算の関係もありまして、実施経過について適切な報告を行わなければならないと思います。さらに、今年はどのような計画を立てて実施するのかという展望も明らかにするために、実際に、プロモーションも行いたいと考えております。

時間がなくなるであろうということをご予想しておりましたので、お手元の資料では、27頁から29頁あたりに、3月までの間に実施した事柄についてまとめておきました。そこで、本日は要点のみを簡潔にご説明いたしますが、詳しくはそちらをご覧ください。

A 1999年度における研究成果

このSHIPプロジェクトは、当初プランニングをいたしましたのが1998年の秋頃からであります。内部のコンペを経まして、文部省から大型プロジェクトの予算獲得のコンペをやりましたけれども、幾つかの提案と申し込みがあり、その中で勝ち残って予算を獲得できるということになりまして、1999年の4月から開始いたしました。

当初、研究施設を設置し、その中で研究を進めるということをしておったのですが、研究施設の建築のために9月までかかりましたし、また設備や機器などの編集のために若干時間を要しまして、そのために研究施設を事実上使えない状態が長く続きました。それでは少々まずいということで、去年の夏に合宿研修をいたしまして、合宿形式でディスカッションを行なったわけです。そのディスカッションの内容は、今回の予稿集には掲載されておきませんが、第2回のシンポジウムの「予稿集」、それからインターネットでダウンロードできる第2回のシンポジウムの「講演要旨集」の中に収録してあります。現在印刷中ですので、もしも印刷バージョンが必要だという方は、明治大学の社会科学研究所のほうにお申し込みいただければ入手することができます。その合宿研修での結果を踏まえまして、いろいろとさらに検討などを進めてまいりました。

このプロジェクトでは、法情報データベースだけではなくて、社会科学一般のデータベース、内容的にいろいろなタイプのもの、それからデータ形式としてもいろいろなタイプのもの、使っているオペレーティング・システムとか、あるいはプロトコルなどが

異なっている、そういうものをどうにかつなげて学術目的でやっていく方法はないかということ、究極的な研究目的にしているのではありませんけれども、とりあえずアプリケーションレベルで何かやっというこでやっているのは、目下のところ「法情報データベース」であります。法情報データベースの中でも現在、条文と判決のデータベースを構築中でありまして、できればXMLをベースにしたものでやっていきたいと思っておりますけれども、やっている間にいろいろとほかの問題も出てまいりました。

例えば、最近議論されているところでは、被害者の権利という概念がございます。強姦事件などで、判決そのものを読みますと、強姦の被害者である女性の名前などが判決文の中に出てまいります。そういうものをずっと永久に公開し続けると、その強姦の被害者にたまたまされてしまった女性が、ネットの上で何回も強姦されるのと同じようなことになってしまいかねません。ですから、そういう名前を伏せるべきか、伏せるべきでないか。判決自体も重要な文化財の一つでありますから、完全に全てのものを伏せてしまうということは、将来の我々の子孫たちのために許されないことだと思います。しかし、だからといって、現在生きている被害者にたまたまなってしまった方とか、その関係者の方などの名誉を守るということも大事なことです。それをどうにか調整するための方法が何かないかということを考えておりまして、本日、SHIP プロジェクトから弁護士の小松弘先生の報告で「個人情報保護とXSLT」とありますが、これはXMLの関連技術のうちでXSLTをうまく使ってどうにかそういうものを自動的に伏せたり出したりするということができないかと。簡単に言いますと、ある一定のアカウントに従って、伏せたものと、信頼できる研究者などには中身のものをそのまま見せる。そういうふうな形でどうにかコントロールできる方法はないか。そういうことを研究しております。

それから、法律条文にいたしましても、紙のデータベースや、あるいは午後のほうで各社のいろいろな製品を前提にディスカッションいたしますけれども、現在のデータベースですと、現行のものは分かります。それから特定の改正法も分かります。しかし、ある指定された西暦何年何月何日何時何分何秒時点の生きていた法律は何かということ、時間を指定して検索するという方法が、今のところ、もしかしたらあるのかもしれませんが、私の知っている限りでは、ないわけです。時間的な要素をかみ合わせて、特定の時点で有効であった法律。有効というのは2種類ありまして、成立はしていたけれども、まだ施行されてないもの。それから施行もされてちゃんと有効であったもの。それから経過措置で、その時点以降に起きた事件については適用されるけれども、その時点以前のものについては従前の法律による。そういうふうなものの場合、二重に生きていた法律というものが存在することになりますから、そういうものをとにかく何について有効かという要素も考えたうえで、特定の時点で適用される法律を時的要素から検索できるものをどうにか開発できないかということで研究しております。それがレジュメですと34頁にあります和田先生の研究テーマでありまして、これをXMLだけではもちろん作れないのですけれども、基本的にXMLで頑張るだけ頑張るとどこまでできるかということ、ちょっとチャレンジしているというところでもあります。

そのほか、今年の3月でありますけれども、29頁下のほうで、3月19日に大阪で「XML開発者の日」というものがございました。これはエンジニアの集会でありまして、主に技術的な事柄についてディスカッションする場です。参加者はほとんど全員XMLやJAVAなどの日本のトップレベルにある技術者が集まるお祭りなんですけれども、その中で非常に異色な存在として法律家として登場いたしました。XMLデータベースをつくった場合にどんな法律問題が起きるかとか、そのようなことを発表したわけです。

その中で、昨日の知的財産権関係の議論の中でもございましたが、TLOなどをどん

どん大学が導入して研究を進めた場合、あるいは企業からの寄付金あるいはその他の資金を導入して研究した場合、果してそれが非営利と完全に言えるかどうか若干問題になる場合が出てくるだろうと想定されます。実際にこれはアメリカ合衆国でも議論されているようであります、幾つか裁判例も出ているようです。何が営利で、何が非営利か。営利の場合には、特許侵害ということがストレートにいくわけですが、非営利の場合にはそうでない。じゃ、グレーゾーンみたいなところはいったいどうなるかというのが、今後の大きな議論になるだろうと思います。安易にTLOに同調して、日本国の特許法がよく分からない体制のまま安易にTLOに加担してしまうと、あとでひどい目にあうかもしれない。そういうふうな問題意識からやってみただけです。まして企業の中での研究者という場合には、完全に営利になりますから、特許侵害ということを常に意識しながら開発しなければいけない。

さて、XML関係の特許がどれくらいあるかという知識がなければ、侵害かどうか分からないわけですが、現在、私と小松弁護士と協力してやっているのは、XML関係も含めた、SGMLも含めてですが、論理文書などについてのパテントマップを作ろうということで、間に合わなければその隙間のところはどんどんパブリックドメインにしても、構築技術にしてしまうという、何というか、非常に企業さんにとってはひどいことをするというのもくろんでおりますし、間に合えば私たちのほうで防衛的に特許をとろうということを考えております。

現在、この資料の印刷の少し前の時点で収集した日本国における申請された特許というのは、36頁から40頁までのものであります、これら全てについて現在、私が内容を検討しております。もしも、将来これが間違っただけの特許化されていた場合に、無効を主張するためにはどうしたらいいかということも含めて、現在中身の検討を進めているところであります。全部読むのはしんどいのですが、それはもしかしたら来年か再来年あたり、その研究報告をできるかもしれません。

B 2000年度における研究予定

今年何をやりたいかということは、30頁のところに项目的にまとめております。4月に入りまして、研究施設が本格的に使えるようになりましたので、何度か会議も開きましたし、本日ご協力いただける各会社との打合せなどにも研究施設を利用いたしました。現在、研究施設内にあるサーバでプログラムの開発や、納入されたデータを加工するための下準備的なことを始めております。ウェブサーバも現在設定中ではありますが、皆様よくご存じのとおり、サーバを動かすというのも非常に大変な作業でありまして、デフォルトのままでは絶対動かないので、最初のチューニングに非常に時間がかかります。特にXML関係のもので、その開発ツール自体がまだ完全に確立されたものではなくて、むしろツール自体が実験途中のようなものが多くて、ある限られた環境のもとでなければ使えないものが多うございます。そのような環境を、ある部分で設定してしまうと、ほかのものが動かないとか、そういうことがどんどんできてしまうので、最終的には、我々でツールも全部つくらなければいけないだろう、パーサーなども全部つくらなければいけないだろうなどと思っているのですが、これ全部つくりなさいと言うと、和田さんがたぶん過労死してしまうので、どうにかそれをクリアするために頑張ろうということで、今検討しているところであります。

時間がきてしまいましたので簡単にご説明しますが、このようなシンポジウムをさらに今後も開催していきたいと思っております。シンポジウムを開催することを一つの目標にして、その中で区切りをつけながら、それぞれの個別のテーマについて各担当者が、協力して下さっている研究者に研究していただく。そこで発表された成果は、ウェブ

や印刷物を通じて広く公表して、さらに社会の多くの人に関心を持ってもらい、社会全体でいったい何が問題なのかということを広く議論していってほしいと考えております。

5年間で、社会科学系のデータベースをつくったり、あるいはネットワーク技術を工学教育、その他の教育に導入した場合の問題点などについて、総合的な研究成果が出来るとういふというふうにご期待しながら頑張っております。

皆様の支援とご支持を得られればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。(拍手)

〈司会〉ありがとうございました。

続きまして、2番目の研究報告に入りたいと思います。2番目の研究報告は「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」と題しまして、岡本信様、どうぞよろしくお願いいたします。

「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」

編集者・翻訳家 岡本 真

本日は、実際に幾つかのサイトを紹介しながら話をしていきたいと思います。私の個人サイトに、本日紹介するサイトのURLをあげてありますので、後日ご参照いただければと思います。

それでは、「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」について若干コメントさせていただきたいと思います。

1. 「ネット・コンテンツとしての法情報」とは

まず最初に、表題にある「ネット・コンテンツとしての法情報」について、この報告の中での定義を明らかにしておきたいと思います。

1.1 ネット・コンテンツとは

「ネット」「コンテンツ」という言葉はすっかりなじみのある言葉になっているのですが、その意味内容は往々に明らかではありません。そこで、ここではあくまで暫定的な定義として、CD-ROMのようなパッケージ型の電子出版は除外し、インターネット特にWorld Wide Webにおいて有料・無料を問わずに利用できる形態で公開されているデータ全てと考えます。但し、私自身の利用経験が非常に乏しいので、実際の議論の中では、有料の商用データベースは基本的に除外して、もっぱら無料のものを念頭において話をすることになります。

1.2 法情報とは

「法情報」とは何かということ自体まず非常に大きな問題です。私の中での位置づけを申し上げますと、これは夏井先生の表現をお借りしているのですが、意味付けされたデータ、いわば情報化されたデータのうち法にかかわるもの、とここでは考えたいと思います。つまり、ある一定の観点に基づいて無数のデータの中から意味があると判断されたものを選択して、分類して、配列したもの、さらにこのうえで、自分や他人の利用の便を考慮して個々の情報の検索の容易さを重視したもの、一般に「データベース」と呼ばれるものは、この典型だと思えます。

1.3 ネット・コンテンツとしての法情報の事例

この種の法情報は、数年前から個人の手で発信されてきています。リンク集の形のものを含めると、例えば次のようなものがあります。レジュメの1.3のところにも幾つか紹介してあります。有名なものが多いので、皆さんご覧になったことがあると思います。例えば「法林」、少し前に名前を変えたところですが、こちらは1996年から公開されています。あと、このシンポジウムでいろいろお世話になっております新保先生が公開されている「法源」、有名などころでは愛知大学が公開している「愛大六法」、そして

「愛大判例」。いずれのサイトも非常にアクセスが多く、このような情報に対する専門家もしくはアマチュアのニーズを窺い知ることができます。

他方、ここ1年ほどの間では、公的な機関もしくは民間企業によって、かなり大がかりな形で法情報が発信されるようになってきております。幾つか紹介いたしますと、新聞などでも大きなニュースとして扱われましたが「国会会議録検索システム」。これは第126回国会、1993年1月に始まった国会ですが、それ以降の本会議全ての委員会、公聴会、分科会の議事録を公開しています。検索ができるので非常に便利なサイトです。最近では都道府県議会によるサイトの開設も相次いでいまして、そのうちかなりのサイトが議事録の検索システムを公開しています。ほかには、1999年11月に大蔵省印刷局が始めた「官報」のインターネット配信があります。本紙と号外、政府調達などを原則として、その官報が発行された当日のお昼までにPDFファイルで公開しているものです。但し、掲載期間が1週間以内に限られているという点に、ちょっと難があります。もう1つ、昨年7月に公開された「全国条例データベース」。鹿児島大学法文学部法政策学科が開設しています。これには私のあとにご講演いただく指宿先生が関係されていると思います。これは全国の自治体の特徴的な条例、規則、要綱などを収集してデジタル化、データベース化したものです。もう1つ非常に有名なところですが、NTT-ME情報流通、いわゆるNTT-Xと第一法規出版が今年の2月に開設した「goo法律サーチ」。これは第一法規出版が発行している企業経営、企業活動に必要な法律を収録した「企業法務総覧」に登載されている法律およそ300件を収録しています。

2. 有益性と有害性

本報告では、これらの既存の法情報を念頭におきながら、最近、質・量ともに急速に進歩してきたネット・コンテンツとしての法情報が持つ有益性と有害性を検討します。

2.1 有益性と有害性の関係

「有益性と有害性」という話になりますが、これは改めて確認するまでもなく、有益性と有害性の関係というのは、すべからく有益である、あるいは逆にすべからく有害であるというゼロ・サムの問題ではありません。有益になる部分もあれば、有害となる部分もある。そして、この有益性と有害性は相互に密接に関連しているものだという捉え方が必要だと思います。

基本的な有益性と有害性は決して難しいものではなく、誰もが思いつくとこにありま。す。有益性と有害性それぞれについて幾つかのケースを想定してみます。

2.2 有益性

法情報の提供者の方針次第ではありますが、更新の容易さ、リソースの無制限さというのが、ネットの強みですので、利用者は常に最新の、そして詳細な情報、例えば前日に議会で成立した法令や、前日に出された判決、あるいは審議段階の法案や公判中の裁判記録が提供されるようになる可能性があります。これらは明らかに有益性と言えます。

2.3 有害性

逆に、公開された法情報が個人や社会に害悪をもたらす場合もあります。例えば、既に先ほど夏井先生が触れられていますが、判例や裁判記録を公開して流通する結果、事

件や事故の被害者、加害者の双方のプライバシーが無闇に暴かれてしまう、そういう可能性もあります。また、服役して既に罪を償ったにもかかわらず、ネットで公開されている判例と事件当時のメディア報道をマッチングすることで、いつどこで誰がどのような犯罪を犯したか、そしてどのような判決を受けているかということが分かってしまいます。それによって世間の注目を集めて、更生後の生活が満身に送れなくなる、そういう人が出てくる可能性は十分考えられます。更には、一部あるいは大部分の世論によって、二度目の裁きが行われる、これは可能性の話ではなく現実に我々の社会の中で起きていることだと思われまます。

また、直接の関係者が全員亡くなっているような近代あるいは近代以前の事件や事故であっても、その判例なりの法情報が公開されることで、新たな差別問題の発生にもつながり得ると思われまます。

2.4 有益性の度合いという問題

このような形での有益性と有害性というのは非常に自明のことですが、しかし、法情報における有益性と有害性という議論は、ここで終わるべきではないというのが、私の考えです。先ほども述べたように、有益性と有害性が相互に密接にかかわり合う部分にこそ、検討すべき課題があると思われまます。

すでに見ましたように、ネット・コンテンツとしての法情報の登場自体は、誰にとっても、万人にとって大きな有益性をもちまます。しかし、このとき法情報の有益性の度合いというものは、利用者の法全般に対する習熟度合い、親しみの度合いに比例する可能性が高いということは、忘れるべきではないと思われまます。むしろこれは今後緻密な検討を経る必要がありますが、情報の受け手自身の知識や経験、そして何よりも社会的な立場の相違は、実際に手にすることのできる法情報の質や量に大きく影響することは疑いがないと思われまます。

インターネットで公開される段階までは、情報そのものの質も量も基本的には万人に公平です。しかし、いざその情報を自分自身の身に取り込もう、活用しようと考えたときには、「富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなる」、いわゆるマタイ効果が生じかねないと思われまます。これは最近改めて注目を集めている、いわゆる「情報格差」(Digital divide)の問題とも考えられまます。

有益性が同時に有害性にもなるというこの状況は、先ほど見てきたような非常に一般的に考えられる有害性以上に有害なものではないかと思われまます。

3. 法情報の課題

さて、それでは何ができるかということですが、実際にアマチュアもエキスパートも含めて一人ひとりの一般の市民が、法情報に見いだすことができる有益性、その間にある差を縮めて、有益性が有害性になってしまうことを最大限おしとどめる、そのための対処を考えたいと思われまます。

3.1 技術的な障壁の排除

まず、非常に基本的な前提として、法情報のアクセスそのものに何らかの差を設けるべきではないということを確認しておきたいと思われまます。この意味では、法情報を提供する側は、特別のプラグインを必要とするといった技術的な障壁を設けるべきではありません。アクセシビリティを完全に保証する、保護することが求められると思われまます。

3.2 自己学習のシステム

法情報の万人への等しいアクセスを確保し、そのうえで、情報を知識へと転化して、さらには知性にまで高めるという一連のプロセスに大きな個人差をつくらないためには、いったいどのような工夫が必要でしょうか。これはサービスというニュアンスのものではありません。そうではなく、言うなれば利用者が何らかのきっかけで、法に関する情報を知識とし、その知識を知性にまで変える、そのようなプロセスを望んだときに、必要な事柄を自分の力で入手できる、自律的な自己学習を補完するようなシステムをつくるには、どのような工夫が必要かということを考えたいと思います。

実際に法情報を受け取る場合に差が生じ得るケースを考えてみます。法に関する特別の知識を持たない一般の市民、私もその一人ですが、そのような市民が、法情報に出会ったときに真先に困難を感じるもののいちばん卑近な例は難解な法律用語というものの存在でしょう。これはよく指摘されることです。また、法律や判例などの法に関する一次資料を、法に関する基礎的な素養を抜きに独力で読み取ることは、現実的には不可能です。結局のところ、法情報を法情報たらしめるには、ある法律とその背後にある複数の法律や通達をまとめて1つの法体系として把握する力、例えば適切な例かどうか分かりませんが、国旗国歌法と文部省の学習指導要領とをセットにして捉える力、これは力というよりは、むしろそのような諸々の法情報の間に存在する関係性というものに関する知識の有無が問題になってきます。

そうであれば、当然その知識の有無ですとか、知識の多寡は、個人個人の法情報理解に影響してきます。そのため、法情報を広く万人に向けて開かれた形で提供するに当たっては、これまでがおそらくこうであったと思うのですが、法そのものに対して予め利用者が一定程度の知識を持っている、知識体系を有しているという前提、今までであったこのような前提を成り立たせることはできません。そうではなくて、むしろ利用者の法に対する知識体系は全く混沌とした状況、カオスにあると、そのような前提に立つ必要があると思われまます。

そして、このような前提に立てば、エキスパートからアマチュアまで、共通して同等に法情報を使いこなすことができるだけの工夫が法情報の発信者の側に求められると思います。

3.3 データベースの種類と機能

この場合、例えば、専門的な用語辞典ですとか、注釈などを整備する、充実させるという解決策が考えられますが、ここでは特にデータベースの種類と機能という点から、私なりのひとつの法情報、発信者への課題というものを指摘したいと思います。一般にデータベースというのは、次のように構造化されて分類されます。レファレンス・データベースとファクト・データベースという2つに分かれて、レファレンス・データベースは書誌データベースとレフェラル・データベース、ファクト・データベースは全文、数値、画像データベースに分けられます。これは大学の図書館課程などで非常によく使われる例ですが、分類は幾つかありまして、これ以外にも『データベース白書』ではもう少し違う形の分類法をとってあります。また、学術審議会の分科会では、これ以外の分類が提案されています。

ともあれ具体的に説明していきましょう。レフェラル・データベースについて補っておきますと、これは第一東京弁護士会のホームページにあるような会員の検索システムが相当します。要するに、ある特定の資料なり特定の知識を有した専門家や機関がどこに存在するのかという、そういう所在情報をまとめたものを“レフェラル・データベー

ス”と一般的に申します。

書誌データベースというのは、皆さんよくご存じだと思うのですが、いわゆる大学の図書館などにある OPAC というようなものは、まさにその典型でして、書籍・雑誌・新聞などの記事情報、書誌情報をまとめたものです。法学関係で幾つか紹介しておきますと、同志社大学の馬場先生が作成されている「法学系紀要一覧」ですとか、広島大学の西谷先生が作られている「国際法文献検索システム」、おかだよしひろさんによる「熱烈判例 fun 判タのページ」等があります。

3.4 データベースの不均衡状態とその改善

冒頭で見たように、もちろんそれが全てではないのですけれども、先ほど紹介した「法庫」ですとか、「Web 六法」ですとか、「愛大六法」のような、既存の法情報のデータベースというのは、どちらかという法令や判例を電子化した全文データベースに偏っているように思われます。全文データベースというのは、非常に有効なもので、その有効さは高く評価されるべきですが、しかし上述のデータベースの類型から見ますと、法情報は全文データベースに偏った不均衡な状態で存在しているのではないかと思います。この不均衡状態は、私は十分改善の余地があるのではないかと考えるのです。

例えば、先ほど申し上げましたように、難解な法律用語に遭遇したとき、そもそもその言葉の意味をどこでどのように調べることができるのか、一般の市民、アマチュアにはこの判断すらつかないことが少なくありません。そのような情報源の情報を収集して、分類した、そのレフェラル・データベースですとか、参考となる資料の所在を示す書誌データベース、このようなものが今後よりいっそう整備されていく重要性があるのではないかと思います。

そして、このようなデータベースを、法令、判例に関する全文のデータベースと別個に存在させるのではなく、相互に参照可能なように、マージし、密接にその関連づけさせた形で提供することも検討されるべきであると思います。また、データベースをはじめさまざまな法情報、所在情報もしくは利用手順をまとめたサイトの整備も必要でしょう。例えば、本日もお越しになられていますが、いしかわまりこさんが作成されている「法情報資料室」ですとか、金沢大学法学部図書室のサイトですとか、北海道大学の齊藤正彰先生が作られている「判例評釈の調査方法」、この SHIP プロジェクトにも関係されていますが、大阪大学の門昇先生のホームページ、あと有名なところでは東北大学の芹澤英明先生の「アメリカ法の調べ方」、北海道大学の田村善之先生による「知的財産法の調べ方」等ですね。これ以外にも非常にたくさんこの種のサイトがありますが、紹介はこれくらいに留めておきます。なおこれは社会科学系の学問分野を見渡しても、この種のサイトの存在は法学で非常に顕著です。これは一つのニーズの現れがあるとも言えるでしょう。それだけにこのような法情報に関するその所在情報や利用手順をまとめた一種のポインターとなるようなサイト、このようなものも法情報のデータベースの整備と合わせて、それと並んで行わ

れていくべき課題ではないかと思います。

この指摘をもって私の報告を終えたいと思います。(拍手)

〈司会〉どうもありがとうございました。ただいまの岡本様の発表に関しまして、質問、コメント、その他、お受けしたいと思います。

録音しております関係上、お名前、所属などを発言の前に添えていただくとありがたいかと思います。コメント、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから一つ、SHIP プロジェクトとの関係ですね。例えば、自己学

習システムとか、レファレンス・データベース、ファクト・データベースのお話ありましたが、このうちのこういう部分は SHIP プロジェクトと関係するとか、しそうだとか、あるいは現実に計画があるとか、そういった関係がもしお分かりであれば、ちょっと添えていただきたいと思います。

〈岡本〉私も、いちおう法情報研究会のほうに加えさせていただいているのですが、SHIP プロジェクトのデータベースそのものについては、いろいろサイトのほうで公開される資料以外の知識というのは特にないので、具体的には分かりかねるのですが、ただ、いろいろ拝見してまして、SHIP プロジェクトで計画されているデータベースは、理念から、実際のプランニングに至るまで、非常に優れた素晴らしいものだと思いますので、それだけに、具体的に法情報を探して、何かの判例を探している、何かの法令を探しているというユーザーだけを対象とするのではなく、漠然とした疑問を持ったユーザーが訪れたときも、そこに秘められている法律、判例、その他諸々の法情報を十二分に活用できるような工夫がぜひ欲しいなということを、常々思っております。お答えになっておりませんが、以上です。

〈司会〉ありがとうございます。ただいまの件に関して、SHIP プロジェクトのほうから何かコメントがあったら嬉しいかと思うのですけれども。

〈質問者〉大阪大学の田中でございます。いまのお話で、私もずっとその点について、SHIP プロジェクト以外にもいろいろ考えるところがあるのですが、簡単に申しまして、データベースのインテリジェント性というのに対して、どのようにお考えか、逆に質問をさせていただきたいと思います。その点のレベル、もちろん完全な人工知能化とか、そういうことではなくて、I A 的な、サポートツールの意味でのインテリジェンス性という意味ですので、その点についてお教えいただければと思います。

〈岡本〉私も技術的なことにはほとんど疎いので、こんなことは可能なのではなからうかという非常に素朴な希望なのですが、今まで、どのようなデータベースを見渡しても、目的がはっきりと限定されていて、例えば、最近公開された国会図書館の Web-OPAC などでもいい例ですが、本を探すということに関しては非常に便利ですが、その目的がはっきりしている限りにおいてデータベースというのは有効であるという前提があるように思います。

しかし、複数のデータベースを統合することが可能であれば、例えば車の自損事故を起こしてしまった人が、それについて調べようと思ったときに、そもそもそこで自動車に関する法律を探してみようというのは、かなりの洗練された知識の持ち主だと思います。そこを法情報データベースというものが本当に可能であるならば、そのような曖昧な概念から検索をかけたときに、関連する法令、通達、そういう生の法情報、それに加えてアマチュアにとっても分かりやすい判例なり法令の解説、関連する書籍や雑誌の紹介といったものが、一回の検索で全て出てくる形に作り上げられないものかなと思います。これは法情報に限らず全てのデータベースを見ていて常々思う疑問なのですが、これをぜひ SHIP プロジェクトのこのデータベースの中で実現していければいいのではないかなと考えております。これもあまりお答えになっていないのですが、以上です。

〈司会〉ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと時間がまだありますので、もう一件お願いしましょう。

〈質問者〉山口大学の立山でございます。質問というよりは、むしろ私の意見なのですが、今の部分については、SHIP プロジェクトや法情報のデータベースをくさすつもりは全くないので、やはりこういう法情報のデータベースとかいうものについては、限定してかかるということが非常に重要なのではないのかということを、報告者に対して申し上げたいのです。

つまり、今ほど申し上げました、あいまいな事例、例えば自損事故の場合に、どのよ

うなことを知りたいかということですが、この場合、例えば自損事故を起こしたけど、どうしたらいいのだろうかという、その"どうしたらいいのだろうか"というのは、まず疑問を持った人が何を聞きたいのかということを理解しなければならないし、その中でもう一つ、どうしたらいいのだろうかということと言えますと、精神的なケアを求めているのか、それとも法的なケアが必要なのか、それともその人の単純に言うところのウツプンをどう晴らせばいいのとか、そういう部分まで、いろんなニーズがあるはずで、まずそのことを理解して、そして法情報で言うと、いわゆる法律の問題が持っておりますところの要件効果型の命題として、それを組み立て直す。この課程が第2番。そして、その次に、それに必要とされる要件および効果に関するさまざまな知識というものをどこかで得てくる。そうしたプロセスが少なくとも必要だということを考えるわけです。

そうすると、法情報データベースがもしそういうものに答えようとするならば、いま申し上げた少なくともそうした3通りのプロセスを含んだアルゴリズムを持たなければならぬということの意味は、これはこれまでデータベースというものを持っていたある種の夢の部分であっても、現実には極めて難しい。あるいは、今のところはまだ不可能だろう。今後、例えば長並列計算機であるとか、あるいはニューラル・ネットワークとか、そういったものが発達すれば、また話は違うかもしれません。しかし、少なくともそうした専門家が、いわゆる勘でもってそうやって理解していたという部分をまず明らかにすることが重要であるし、しかも、それをインプリメンテーションするということが必要になってくるわけですから、これは今のところは現実的な解とは言えないのではないだろうか。むしろ、それよりは、そうした法情報というものを、私も実は"Digital divide"という問題を真剣に考えているのですけれども、ある面においては、あらゆる人に対してそういうものがオープンであるということと同時に、少なくとも専門家との間でそれを共有してコンサルテーションができると、そういう人のシステムであるとか、制度的なシステムであるとか、むしろそちらのほうに現段階では向かうほうが得策ではないのだろうか。

その意味で、法情報データベースというものが持っている意味というものは、やはり射程を限定して捉えたほうがいいのではないかと考えているわけであり、

これは質問ではなくて、私の意見ということで。もちろん極めてそういうニーズが大きいというのは、私もよく理解しているつもりであります。簡単に言いますと、法律家の敷居が高いと。こちらに弁護士さんもおいでになるので、こんなこと言っちゃいけないかもしれませんが、そういうところからすると、いわばそういうところに行かずに何とかならないかという切実な思いは理解できるつもりですが、多少そういうときに、あまりあれもこれもというのは、如何かなという気がしたということ。むしろそうした人のシステムの問題とか、手続の問題とか、そういうところで現実的な解を求めるべきではないか。そういうメタシステムとでも言いますか、そういうところの中で、このデータベースがどういう役割を果たすかというもののほうが、むしろ有益ではないかという気がいたします。これは私の意見ですので、特にお答えは求めません。

〈司会〉ありがとうございます。コンピュータは人間のように賢くもないし、融通もきかないから、今のところ、少し技術的にはあまり高めを望まずに、人間も含めたシステムとして考えていったらどうかということだと思います。

ほかに、この件に関してご意見のある方ございますか。よろしゅうございますか。それでは、時間もまいりましたので、岡本様のご講演でございました。どうもありがとうございます。(拍手)

「法情報環境のいまと未来―壁を越えて―」

鹿児島大学法文学部教授 指 宿 信

おはようございます。お手元に簡単なレジメがあると思いますが、私のテーマは「法情報環境のいまと未来」ということで、事前に夏井先生のほうからテーマが設定されております。私は、技術者ではなくて、主にインターネットを中心とした法情報の提供について、かなり最初の時期というか、比較的早い時期から関わっていたものですから、ご存じの方もいるかと思いますが、啓蒙書を日本評論社のほうからこれまで3冊ほど出してあります。『法律学のためのインターネット』、『インターネットで外国法』、これは主に外国法の調査のためのインターネット利用について解説ですが、そして今年最初のものを改訂版したものを出しました。そういうことをやっているものですから、話をせよということで、「いまと未来」をどういうふうに捉えるか。お話の前半は「いま」について、後半は「未来」について。私の認識では、「いま」と「未来」この2つの間には大きな壁があるのではないかというふうに思っています。それで、サブタイトルを「壁を越えて」というふうな題にさせていただきました。

*はじめに ―インターネット時代における知的財産としての「法情報」―

本論に入ります前に、法情報環境の「法情報」とは何かということですが、先ほどの岡本さんの捉え方とはちょっと異なりますというか、より具体的に、きょうの私の話に即してみますと、法情報というのは、端的に言えば“法に関するさまざまな情報”ということになります。私は、実定法、特に刑事訴訟法の研究者として職をえておりますので、そういう立場から見ますと、法に関する情報としては、まず一次資料として、言うまでもなく「法令」ですね。法律、法令、それから「判例」、裁判例ですね。そして、先ほど鹿児島大学の条例データベースをご紹介いただきましたけれども、こういった条例、条約、通達、このような裁判所と立法府等が作成します一次資料、これが重要な法情報になるわけです。それに加えて、一次資料を解説したもの、注釈ですとか評釈、解説、それから一次資料を探すための資料、こういったものが二次的な法情報だということができると思います。また、もう少し広げていきますと、一次的な法情報を取り扱った論文等も広い意味での法情報に含まれるということが言えると思います。

先ほど冒頭に、私がインターネットを使って法情報を収集するそういう書物を書いているとご紹介しましたが、90年代に入って、法情報を提供する環境は劇的に変わりました。わが国でも、世界的な潮流からすると遅れた形ですが、岡本さんがご紹介されたように、かなり法情報がインターネットの上で提供されるようになってます。民間の商用のもの、それから私どもの条例データベースのように無料で大学等の研究機関が提供しているもの、さまざまございます。

基本的に私の捉え方というのは、法情報はいったいだれに帰属するかというと、これは市民に帰属するものというふうに思っております。もちろん論文等の著作権が留保されなければならないものは別として、一次資料は、基本的には民主主義国家であるかぎり、これは市民、国民のものであると思っております。

話の前提として、インターネット時代における知的財産、特にこれは「公共財」、公的な財としての法情報という見方でお話をさせていただきたいと思っております。

最初に3つほど、法情報の「生成プロセス」と「流通プロセス」と「編纂プロセス」という段階を追って現在の大きな流れを見ておきたいと思います。

1. 法情報の生成プロセス

関係の方々が多いので、このあたりは非常に短く端折っていきたいと思いますが、「法情報」の生成です。これについては言うまでもなく、法案が作成され、あるいは条例が作成され、議会に提出され、修正され、成立し、その後発布、そして公布されるわけですが、基本的には、わが国では、これら全て紙媒体で行われております。先ほど官報のPDFファイルが紹介されましたけれども、これが1週間で消滅するというのは、紙媒体を基本的な公布のツールとして考えているということがベースにあるから、そういう判断になるのではないかと思います。

「判例情報」の生成ですが、これは裁判官が起案し、裁判書を書き、署名押印したものが、通常は判決当日に渡されるものは少ないと思います。言い渡しのあと判決文が交付されるといいうこととなります。先日、新聞報道で接しましたが、例の不起訴で終わった交通事故を両親が再度の捜査を求めたケースがありましたが、先日、その判決日に裁判所は判決文を当事者（ご両親）に交付するという配慮がなされたという報道に接しました。通常は、記者クラブの関係者、弁護士、代理人等に渡されるだけです。

これはまた別の新聞報道で接しましたが、ある地方裁判所で、記者クラブに属していないジャーナリストが判決文の交付を、当日ですと要旨ですが、交付を求めたところ、裁判所に拒否された。記者クラブに入っていないメディアについては、提供義務はないのだということで拒否されたために、損害賠償請求訴訟を裁判所に対して起こすという報道に接しましたが、このように判決文の交付というものについては、非常に限定的な取り扱いがなされています。

これは、私ども研究者にとってもけっこう重要な問題です。新聞社がコメントが欲しいという場合には、専門家に対しても、新聞社を経由して当日配られた要旨がファックス等で届いて、それを見て「先生しゃべってください」という形でしゃべるわけですが、そういうことがないかぎり、我々は通常は新聞報道でしか接することができません。

2. 法情報の流通プロセス

それでは、公布あるいは発布されたものが、どのように流通していくかというのを見ていきたいと思います。「法令情報」の場合ですと、立法過程段階で一部報道がなされますし、条例等でも、記者クラブ等で、こういう条例を県議会で審議されるというようなことが、データが配られます。通常は、これはメディアを通して行われます。現在、Web等でも、後ほどご紹介しますが、立案の過程段階で参照することが可能にはなっています。そういう形で一般市民にも目に触れるということはあるかと思います。

しかし、これも話題になっているものとか国民の注目を集めるようなものに限定されています。これが成立後は、紙媒体のものであれば、官報販売所等で配られるということになります。わが国の官報データが、印刷もできないし、コピーもできない、ダウンロードできないというのは、紙媒体のものは売られるということになるから、デジタルなものの配付は止めたいというのが、あるのかもしれない。

他方、「判例情報」ですけれども、判決段階で、先ほど申し上げましたように記者クラブ、報道機関に配られますと、これがメディアに載ります。公式の判例集の場合ですと、裁判所がそれを選別して、何年度版というふうにして出す。

しばしば私の研究室に学生が来て「何年何月の裁判所の判決を読みたいのですけど、

どこにありますか」と。それで検索をかけるとない。「ないよ」と言うとキョトンとするわけですね。判例集というのは、裁判例は全て収められているものだと思います。我々がけっこう少なくない。それが選別されて収められているということを知らない。我々は、それがあたりまえですのでけれども、実は、その話は後ほどしますけれども、公式判例集にしても、私的判例集にしても、裁判例というのは全て収録されているわけではない。公式の場合は、裁判所が選別し刊行する。私的判例集については、公式判例集とは別のルートで各社収集されているようです。そして、それぞれの出版社の編集方針に見合った判例が搭載されるということになっています。

3. 法情報の編纂プロセス

続いて、それがどういうふうに編纂されていくかということです。これは一般には蓄積された場合にはアーカイブですし、これに解説等が付きますと **annotated**, すなわち、解説付きというものが一つの商品として出ていくわけですが、ご存じのように「法令」につきましては、わが国では、国から編纂された法令集というのは出ていません。何年何月に出たものというのは、ずっと蓄積されていくわけですが、これを分野ごとにまとめたものというのは、民間のもの、商用のものしかない。『現行日本法規』（ぎょうせい）と『現行法規総覧』（第一法規）という、この2つしかないわけです。

他方、「判例情報」のほうですが、先ほど申しましたように、公式判例集の場合は年ごとにまとめられるというものですけれども、最高裁を除いて、つまり高裁段階あるいは地裁段階についての下級審判例の公式判例というのは非常に乏しいわけですので、実際には私的判例集すなわち商業出版社による、あるいはそれぞれの機関や団体が自分の分野についてセレクトした判例を毎年、索引集とかいう形で累積したものを検索することができるようにしている。また、これがデジタルに変換されてCD-ROMやオンラインで見ることができるというのは、ご存じだと思います。

4. 法情報環境をめぐる3つの壁

このような生成・流通・編纂プロセスをたどったものに、我々市民が利用しようとする場合に、どのような障害があるかということを見ていきたいと思います。

そのお話をする前に、寓話的なものに触れたいのですが、カフカの『審判』という小説を読まれたことあるかと思うのですが、主人公は、自分は何か法的なトラブルに巻き込まれたということは分かるんですよね。ところが、いったい彼は、自分がどういう裁判に巻き込まれているのか。刑事訴訟法的に言いますと、訴因ですけれども、公訴事実と言ってもいいかもしれませんが、いったいそれは何なのかということには分からない。その裁判に臨むに当たってどうすればいいかということをめぐる、堂々巡りというか、右往左往するわけです。「審判」という名前が付いていますが、訴訟の場面は全然出てこない。主人公は、この裁判で有罪判決を受けないためにはどうすればいいかというアドバイス、助言を求めて、いわばパニック状態に陥っている。そういう不条理的な物語です。

ある意味で、わが国の法情報環境というのは、ヒステリックになるほどではないかも知れませんが、このカフカの主人公とかなり似たような状況ではないかというふうに私は思います。先ほど岡本さんが、法情報を探するときには、利用者のほうは特定の法が何かということ以前に漠然とした問題を抱えている、というふうに触れておられましたけれども、よく似たようなものではないかと思えます。

私の考えでは、それは一つのバリア（壁）なんですね。幾つも考えられるわけですが

れども、きょうは3つの観点から、この壁についてお話したいと思います。1つは「アクセシビリティ」、第2番目が「ユーザビリティ」、3番目は「リライアビリティ」。日本語に直しますと、アクセシビリティというのは、法情報に到達することの困難さというふうに言えるかと思います。ユーザビリティは、その利用の困難さ。それからリライアビリティというのは、情報の信頼性の問題と解していただいてもいいと思います。

昨年、シドニーで「Law via the Internet」という国際会議があって、日本のインターネットにおける法情報の現状報告をしてほしいということで出掛けてきました。出席は200人ぐらいで、半分ぐらいはオーストラリアとニュージーランドで、あと半分は世界中から集まってきていたのですが、この基調講演で、オーストラリア最高裁の判事、マイケル・カービーという方がこういうスピーチをされました。「どこで法を手に入ればいいのかを知ることは、経験豊かな法律家にとってすら気が滅入る挑戦である。それは社会の一メンバーにとっては---これは素人という意味だと思いますが---、事実上不可能なことである」と。彼の講演のタイトルは「free the law」。私流に訳すと「法を解き放て」というタイトルだと思うのですが、まさにこれこそが、Australasian Legal Information Institution（オーストラリアン法情報研究所）、オーストラリアとニュージーランドに関する世界で最大のインターネット上の法情報データベースといわれていますが、の挑戦なわけです。これは第三セクターといいますが、アカデミックサイトで商用ではありません。ご覧になった方あるかと思います。後ほどサイトについてはご紹介いたします。

一般市民がそれぐらいに困難さを覚える現状というものを、もう少し敷衍してお話したいと思います。

4-1 アクセシビリティ（アクセスのための障害）

最初に「アクセシビリティ」についてですけれども、「法令」と「判例」について分けてみたいと思います。現状については、先ほどお話しましたが、これは参院の法制局で、参院で通過した法案について紹介するということができる。但し、これは法案については今国会まで全部カバーされていますが、通過したものは142会期しかここでは出ていません。また、検索機能がありません。

これは第一法規出版の Web 上で法案審議状況が見られるというものですけれども、これも全文が見れるものは限定されています。成立した法律が見られるのは、144、145、146ですが、やはり法案の内容までは見ることはできません。概要だけとなっています。

これは去年の朝日新聞の記事です。「郵政省高率の印税稼ぎ」。これを取り上げたのは朝日だけです。朝日の一連のスcoop記事と言われる類のもので、これは官公庁が当該所轄の六法を出版して、それに官公庁が自ら監修を行った。その印税が全部監修者である官公庁にフィードバックされて、それが飲食代等に使われているという記事です。朝日の主旨は、印税が裏金づくりに使われているのじゃないかというものです。一連の報道は、最終的に印税の取り扱いについて検討するというような報道がなされて、それで終了しているわけですが、私は、これについては全く別の問題意識を持っているわけです。もちろん報道内容が誤っているというわけではありません。

例えば、いまの記事になった郵政省でどれぐらいの条例、法令が Web 上で公開されているかというのを見ますと、郵政省にはクリアリングシステムというのがあって、検索はできるわけです。いまご覧いただいているように、これは「通信事業者」で検索をかけると76件ヒットしたというふうに出てきます。ところが、これはこういう文書が郵政省から出ている、あるいはここだと『通信情報六法』というのが郵政省大臣官房総務課で監修されて出版されているという情報があるだけで、資料そのものは見ることがで

きない。じゃ、いったい何が見れるかという、「郵政行政六法」というのがあります、放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法、電波法、日本電信電話株式会社法というのが全文データで公開されている。ちょっと笑ってしまうのは、「郵政行政六法」と言いながら5つしか法律がない。せめて6つあれば語呂合わせでもよかったのと思うのですけれども、この程度しか所轄の法情報の資料が出ていない。

では、Web上で全然見れないのかというと、そういうわけではなくて、これは官公庁そのものではなくて、先ほど岡本さんの紹介にもありましたけど、gooから法令が全文提供されています。一般の民間のWebでも出ています。ご存じだと思いますけど、「法庫」は非常に収録法令数が多いわけですが、去年から新しいものについては有料になっています。

先ほどちょっとご紹介した **Australasian Legal Information Institution** ですが、あちらですと連邦と州になりますけれども、州の判例と法令についてのテキストの提供を、官公庁自身から経て、それをこのサイトで一括して検索できるようにしてある。“オーストリー”と略して言いますが、オーストリーのプロジェクトは、ニューサウスウェールズ大学とシドニー工科大学のジョイントプロジェクトで、だいたい10人ぐらいのスタッフで運営されています。非営利です。運営資金は国の援助と、資金提供する企業等から集められています。行ってみられると分かりますが、非常に膨大です。すべてHTMLで提供されています。

こちらは、合衆国のUSC (United States Code) 合衆国法令を提供しているサイトです。これは先ほどちょっと触れました蓄積された法令が国から適用されていないということに対する一つの改善例ということが言えるかもしれません。編年体でデータされている官報を、わが国の場合は法令分野ごとに読むように商業出版で提供されているわけですが、合衆国の場合には、タイトルと第何編という形で分類されています。それから、セクションは条文ですね。これから検索がかけられるようになっていきます。

先ほど鹿児島大学の条例データベースの話をしましたけど、条例の公開をしているサイトは少なくないわけですが、編集されたもので公開しているところは、ほとんどありません。そういう意味では、法令も県レベルの条例も、わが国では同じような状態だということ言えると思います。

それでは、「判例」はいったいどうでしょうか。ご存じの最高裁判所のサイトですけど、ここで判例が公開されています。最高裁判例だけではなくて、去年からですが、知的財産権の判決速報は、下級審裁判所もカバーするようになっていきます。ところが、これは2か月すると消えてしまう。それから、最高裁の判決については、何か月したら消えるというわけではないのですが、どういう仕組みになっているのか分からないのですけれども、新しいのが入ってくると、古いのがどんどんコロテン式に落ちていく。ディスク容量の関係なのか何だか分からないのですが、だいたい1年分ぐらいしか入っていません。というわけで、アーカイブ、蓄積されたデータはないという状況です。

じゃ、蓄積されたデータはどこにあるのかといいますと、最高裁判所の場合には、法律家ゴマという人のサイトで、「裁判所時報」が提供されています。「裁判所時報」というのはちょっと馴染みがないと思いますけれども、裁判所内部の内部資料ですかね。こういう判例が出たという資料として配付されているものです。

去年始まった愛知大学の「愛大判例」ですが、ここに六法ですね、憲・民・商法・民訴・刑法・刑訴法、合わせて千個ぐらいの著名な判決が提供されています。全文テキストで出ています。基本的には法学部の講義レベルで取り扱う判例なら、この「愛大判例」でだいたい間に合うのではないかと、私は感じています。

ところが、こういった現状に対してどういう反応が現れているかということ、少し見ていきたいと思っています。

1つは、きょうもお見えになっているかもしれませんが、藤田先生が関与されている日弁連コンピュータ研究委員会が96年におこなった訪米調査の報告書が、第一法規から98年に出ています。その中で、司法情報の公開という意味で「判例情報などを公衆が迅速かつ簡易に入手できるような体制を考えるべきであると思われる」とあります。これはアメリカを視察して、既に96年の時点で、もちろん合衆国の最高裁判決は既にインターネットで公開されていましたし、州の最高裁も公開が進んでいたのを見ての政策提言だというふうに理解します。

それから、これはつい最近、5月8日付けの日本経済新聞の記事です。通産の経済活動と司法制度に関する企業法制研究会というところを出された提言に、画面では見づらいかと思うのですが、「インターネットの利用」というところに、「全判例を公開しよう」とあります。あるいは「訴状、準備書面の電子提出を許容するようにしたらどうか」という提言がまとめられています。座長は松下満雄先生がされているということですが、この中で「判例については、裁判所の判断例についてインターネット等による全件開示を行うとともに、データベースを構築し、広く開放することを検討すべきである」と。言ってみれば、最初のほうは、司法界の中でも弁護士サイドからの裁判情報の全面公開を求める意見であり、後者のものは、産業界の要請ということが言えるかと思います。

このように判例情報についてのインターネット上での公開というのが、時代の流れになってきているのではないかと思います。そういう方向で、ひとつアクセスのバリアを越えることができるのではないかと。インターネットはそのための有効なツールとなり得ると思います。

4-2 ユーザビリティ (利用の困難さ)

2番目の「ユーザビリティ」。これも「法令」と「判例」について見たいと思います。利用を困難にしている事情は幾つかあるかと思いますが、1つの問題は、言うまでもなく現時点では「コスト」です。2番目は「様式性」の問題だと思います。

冒頭に申し上げたように、一次法情報というのは知的公共財ですから、やはり無料でサポートされるべきだと思います。また、現時点では範囲も限定されていますが、これも基本的に全て公開されるべきだと思います。

2番目の「様式性」についてですけれども、現状では紙のものが主流ですが、公共財とすれば著作権は留保されるべきではありませんので、官公庁が提供するものについては、コピー、複写が容易なデジタルなものへと移るべきだと思います。

それからもう一つ、前回の SHIP プロジェクトの合同のシンポジウムでも私、報告しましたけれども、引用の問題があります。わが国ではそれほど論じられてないのですが、公式判例集以外の商業出版社が判例情報の提供の多くを担っているわが国では、実際の下級審の判例を引用するに当たっては、判例時報何号何頁、略して「判時何号何頁」とか、判例タイムズの場合は「判タ何号何頁」というふうに言うわけですが、これは特定の出版社の出版物に依拠するという事になって、その出版物を持っていない人には、その判例情報にアクセスすることを疎外してしまうことになっている。あるいは、特定の商業出版社の判例集を使うことを間接的に助長してしまうことになっている。これは中立性、公平性の観点からいって望ましくない。こうした議論が、わが国ではほとんどないわけですが、諸外国では、現在これは非常に大きな問題になっています。特にアメリカでは、ウエスト社とレクス社という2つの巨大データベース産業が、判例情報を独占的に配付していますが、こういったベンダーに限定された法情報の引用というのは、結局そのツールを持たない人には、いくら所在が分かってもアクセスできないということですから、これをベンダー・ニュートラルな方式、中立的な判例の所在情報表記

の仕方に改めるべきではないかという議論があります。

例を少し見ていきたいと思います。これはアメリカでは、先ほどUSCの話をしたけど、その下位にあたる規則ですね。CFR (Code of Regulation) というのがあります。これは一次情報は政府から提供されています。ところが、CFRというのは非常に使いづらいものになっている。これはあとでちょっとお話をします。

もう一つ、州判例ですけれども、コロラドのこれは裁判所の判例です。公式のサイトではキーワード検索しかできないんです。こういうふうになっています。これがアメリカでもひとつの公共サイトからの法情報提供の限界であると。だからこそ、第三者的な商業出版ではない、あるいは公共の元データ発信者でない第三者的な法情報サイトが必要だと言われているゆえんです。

ベンダーの話をしましたけれども、これがベンダー・ニュートラルな判例集の表記の仕方です。これは去年お話しましたが、ケース名があって、年があって、ウイソコンシンの中間上訴裁判所から出ている235番目の判決で、最後はパラグラフナンバーで、ページに代わるものを入れる。これがベンダー・ニュートラルです。アメリカ法をされた方は分かると思いますが、通常は、ここにウエスト社のナショナルレポーターズシステムの判例集の名前と頁数が出ます。その後ろに公式判例集がある場合には、それがくっつく。最高裁の場合だったら、さらにロイヤーズ社の判例集の名が付くというようなことがあります。そういった商業出版社に依拠しない、全くベンダー・ニュートラルなサイテーションシステムを導入したらどうかというのが、アメリカの議論になっています。

4-3 リライアビリティ (情報の信頼性)

次に、「リライアビリティ」、情報に対する信頼性の問題をお話したいと思います。信頼性には、大きく分けて「正確性」と「正当性」の問題があると思います。正確性は、技術的なもので解決できるのではないかと思いますけれども、そのサイトから出されている法情報が、特に一次資料ですね、判例なら判例が、裁判例を見たとして、その裁判例が本当に内容が正しいのか。誤字、脱字はないのか。法令などの場合は、点の打ち方一つで意味が変わってきますから、そういった情報に対する信頼性を保証されなければならないと思うわけですが、現時点でどこまで保証されるかは、サイトにも明記されていません。どこからそのデータを手に入れたかということも、必ずしも明記されているわけではないです。元データを提供する公的機関が、基本的なデータの内容にオーソライズすれば、それをコピーするという形で回避できるのかもしれませんが、現時点では、正確性が担保されているとは言いがたい。

これは諸外国のサイトでも一緒に、例えばアメリカの最高裁の判決を提供している非常に有名なコーネル大学のLIIというサイトがありますが、ここでは「引用するに当たっては紙媒体に依存すべきである」というふうにはっきり書かれています。自分のサイトにあるデジタルなHTMLの文章には依存しないでほしいということを目指します。それから、先ほどのオーストリーにおいても「引用に当たっては紙に当たってほしい。もしデータに誤りがあれば、すぐに我々に知らせしてほしい」とはっきり書かれています。

これは情報の正確性に関する問題です。これが今後どのように保証されていくかということがひとつあると思います。

それから「正当性」の問題ですけれども、これもまたあまり日本でも議論になっていない部分ですので、触れておきたいと思うのです。冒頭、判例の流通と編纂のところで触れましたけれども、全ての判例がわが国で公開されているわけではないし、判例集に

収録されているわけではないんですね。それはそれぞれの判例集を編纂する立場から、重要なものがピックアップされ、その方針に合ったものがピックアップされていけばいいというふうに言えるかもしれないのですが、私は、これについては非常に大きな疑問を持っているわけです。その例を1つだけ紹介したいと思います。

これは、1996年10月20日付けの朝日新聞で、最高裁が覚醒剤所持事件についておとり捜査が使われた事案で、2判事が少数意見を付けた。結論から言うと3対2のスプリットの判決が出たという報道が発生しました。ところが、これは公式判例集に搭載されなかった。最高裁判例集「刑事」というものに。先ほどチラッと出てきましたゴマさんがデジタル化している「裁判所時報」にすら、この少数意見付きの最高裁のものは収録されていない。最高裁内部の資料として判例集、これは外部向けではなくて内部向けの判例集ですが、「最高裁裁判集」というのがございますが、これは一般の目に触れることはないわけですが、これにも収録されてない。私は、刑訴でメシを食っている人間ですから、こういうのは非常に重要だというふうに考えるわけです。多くの方がそういうふうに思うわけですが、この判例情報が手に入れないということになります。もちろん私的判例集にも載っていない。

じゃ、どれぐらい最高裁の裁判例が公開されているのかというのを、平成8年をとって見てみたわけです。司法統計年報によると、平成8年は最高裁の既済件数が6,390件でした。最も収録件数が多い判例データベース、私はべつにLEX/DBをここでひききする意味で出しているわけではないと他の会社の方に一言おことわりしておきますが、ヒット件数がいちばん多かったのが、こちらのデータベースで163件。これは全既済件数の2.55%です。裁判所時報に掲載された件数は63件ですので0.98%。1%を切っています。公式の判例集、最高裁判例集に掲載されている件数は48件、0.75%です。つまり、ここに先ほどの少数意見付きのおとり捜査事案は入っていないのです。少数意見が付いているのが何でそんなに大事かという話をしだすと、刑訴の講義になるのですが、結論から言ってしまうと非常に重要なんです。

米国の搭載率を比較してみますと、米国の最高裁判決については全て公開されることになっていますので、比較のしようがないので、米国の連邦の中間上訴裁判所、日本の高裁に当たるサーキットコートですが、この判決の搭載率を見ますと、1981年で51%、1995年で27%が公開されているというか、公刊されています。それでも非常に少なくなっているということで、アメリカでは問題になっているんです。

べつに編集方針で重要だと思われなかったのだからいいじゃないかという議論もあるかもしれませんが、大きく分けて、判例が公刊されないことによってもたらされる問題点は四つあります。実務的な観点からすると、重要な判例が発見されず見過ごされたままになってしまう。後に、自分たちが参照しようと思っても見ることができないということがある。法的な予見可能性もなくなる。先ほどの判例は3対2でしたけど、少数意見というのは、将来多数意見に変わる可能性がある。特に3対2のようにスプリットの場合には、1人入れ代わるだけで結論が変わるわけです。ある法律分野に非常に重要な判例があるにもかかわらず、その数が限られているということは、専門家の立場からいうと、ある事件が起こった場合に、裁判所がどういう判断をするかという法的予見可能性を低下させてしまう。低下させるということは結局、訴訟率を押し上げることになりますから、社会全体のコストを押し上げる。訴訟が増えるということになります。それから、法の整合性、継続性という問題もございまして。判決を書く場合に、裁判官自身が先例の数が少ないために、自分の判決にそれを活かすことができない。先に同じ法律問題を扱った裁判例を参照することができないということになります。

それから大きな2番目ですが、学術的な観点として、判例研究が非常に疎外されてしまうと思います。

3番目に、政治的な観点。司法部、特に最高裁ですけれども、アカンタビリティが全うされない。2人の少数意見が付いた判決が公開されないということは、最高裁内部でどういう議論があったかということが知られないままになる。それはひいては司法部の密室性の増大につながるのではない。

4番目、法情報へのアクセス権あるいは上訴権の侵害になる。先ほどの最高裁判決でしたが、もしこれが高等裁判所の判決で重要なものが公開されないということになると、被告人あるいは裁判を受けている人の上訴権を侵害する。こういう判例があるのに、どうして自分の裁判の判断はこうなのかということで争う道が閉ざされてしまう。

詳しくお話す時間がありませんが、こういったさまざまな問題がある。これが私が言った「正当性」の問題です。

判決は全体として司法部の責任ある国民に対する行為なのに、その一部しか公開されないということは、こういった問題に陥るといことになります。

では、これらのバリアを乗り越えるにはどうしたらいいか。考えられるのは3つ。フリーアクセスを保証すること。アーカイブ化すること。できることは全てインフォメーション・テクノロジー、技術によって解決していくということです。

先ほどのCFR, 合衆国自身によっては、全文テキスト検索しかできないわけですが、これをコーネル大学LIIは、タイトルやセクションから検索できるようにしています。つまり、元データは官公庁や裁判所から提供されたものを、それを第三者が、多くはアカデミック・サイトですけれども、検索の便宜を提供しています。

これは第三上訴裁判所ですけれども、これは元データがやはりテキスト検索しかできないようになっているのですが、これをファインド・ローという非常に有名なアメリカの法律系のポータルサイトが検索サービスを提供している。ここでロケットナンバーというのは、これは事件番号ですね。それからパーティナンバー＝当事者名、フルテキストの検索、この3種類でデータを検索させ、さらに年月によって判決文を検索するようなサービスを提供し、もちろんこれは無料ですが、公的機関の情報提供の限界というのをサポートしている。

*おわりに 一壁を越えてー

全体的な話を最後に俯瞰しますけれども、これまでは、生成過程にしても、流通過程にしても、編纂過程にしても、作ったものを手渡し、それを流通させる人というふうにプロセスで動いてきていると思うのです。出版社がそれを印刷して配付する。これを私は“プロセスとしての法情報インフラストラクチャー”と呼んでいます。今後は、インターネットを使って Web 上で“ネットワークとしての法情報インフラストラクチャー”というのを構築していかないとイケない。これは決して従来の法律出版社を駆逐するということを言っているわけではありません。

古典的などいうか、現時点の法情報の流れというのは、公的機関が法情報を生成したものを商用データベースあるいは商用出版会社が何らかの形で入手し、それを専門家に提供する。基本的にはこのベース、マーケットというのはこれしかないわけです。市民、非法律家には、ほとんど情報の流れというのは乏しかった。これが90年代に入って今、急速にインターネットの登場によって変わりつつある。商業出版に代わるアカデミックサイト等が、あるいは無料サイトが、法情報の提供を受けて、あるいは収集して、これを無料で提供するようになってきた。

ユーザーのほうも、先ほど「市民」と「専門家」というふうに分けてしまいましたが、私に言わせるとヘビーなユーザーが登場しているのではないかと。例えば、NGOであるとかです。法律問題に非常に関心を持つ層、そういう人たちは、この間ぐらい

に位置しているのではないか。特に公的機関からの情報公開条例の制定などについて、各都道府県団体で活躍しているようなNGOは、こういうふうに関心を持って情報を入手しようという流れが出てきている。これは90年代の状況だと思うのです。

これを広く Web 上で結ぶ。そういう時代になっているんじゃないか。公的機関は、だれにこれを渡すということではなくて、とにかく一次情報を Web 上で公開する。それをだれがどういうふうに加工作るかというのは、一つは市場原理に任せられる部分もあるし、それをパブリックな非営利団体として、アカデミックでも何でもいいのですけれども、が Web に発信していく。さらにそれを受けたヘビーユーザーが、さらにまた加工する形で、先ほどの岡本さんの質問に答えるわけではないですけれども、例えば、環境問題をやっている団体であれば、その環境の条例に基づいて、環境問題の紛争を解決していくときにはどういうふうな手段で、さらにどういうふうなリソースが役に立つかというような情報を、またさらに発信していく。これも Web 上でやる。こういう流れになりつつあるし、なっていくのではないかとこのように思います。

先ほど紹介したカフカの一節なんですけれども、これは岩波の文庫本の訳ですが、「掟というものは、だれでも、いつでも、なんどきでも、近づくことのできるものであるべきだ」という文が最後のほうになって出てくるんです。印象的な部分です。彼が教会のようなところで走り回って、僧とかお坊さんに出会って、抗議を一生懸命するのだけれども、そのときにしゃべっているフレーズだったと思うのです。これは英語版では「The law should be accessible to every man that all times」という。ドイツ語版は分かりません。The law、掟というのは法と同じですね。カフカの時代には、コンピュータ・ネットワークはなかったわけですけれども、コンピュータ・ネットワーク、インターネットのある時代、「法」というのは、インターネットを通じて全ての人に、いつ、なんどきでも、世界のどこからでもアクセスできるような、そういう環境が、これからは構築されなければならないと思います。

ちょっと急ぎ足になりましたけれども、これで私の話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

〈司会〉ありがとうございました。指宿先生のご講演でございましたけれども、ただいまのご講演に関しまして、質問、コメント、その他ございますでしょうか。

それでしたら、私のほうから非常に素朴な質問をさせていただきたいと思います。私、所属が文学部なもので、事情がよく分からないことを、きょう初めて聞いたところも多かったのですが、最高裁の判例がほんの数パーセントしか公開されていないというのは、非常にショッキングだったんですね。文学系ですと、「青空文庫」というのが最近インターネットで盛んで、著作権期限切れ、死後50年以後たっている著作物を、ボランティアで非常に多くの方が、それぞれ分担して入力して、それをまた別の方がチェックして、公開する。というのが進められていますけれども、判例も、ある程度のところは市民運動に頼るところもあるんじゃないかと思うのですが、最高裁の判例が公開されないというところの実態、いちばん根本原因というのは、やはり「隠している」というようなところがあるのでしょうか。そのへんがよく分からなかったのですけど。

〈指宿〉最高裁規則の中にあるのですが、最高裁判所と高等裁判所には判例委員会というのが設けられていて、裁判官によって構成されているのですが、そこがどういう判決を判例集に載せるかということを決定的にしているのです。最高裁の場合には、それぞれの小法廷と大法廷で判決を出すわけですが、皆さんご存じのように、大多数は上告棄却、三行半というので中身がほとんどない。理由は書かれてない。我々の世界で言うと、参照する価値がないのがほとんどです。しかし、理由がきちんと書かれている中でも、最高裁判例集に載せるべきかどうかというのをチェックする。そういう委員会

があって、そこで検討に付されたものが判例集に載るというふうになっている。そういうシステムがあるようです。それにもランクが2つあって、「判例集」に載せるものと、「裁判所時報」、即ち部内の資料にする判例と、2つにランクを分けて現在出版している。そういうのがあるんです。

〈司会〉そうしますと、まずそのへんのシステム変更が必要だということになるのでしょうかね。

〈指宿〉そうだと思います。

〈司会〉ありがとうございます。その他、ご質問、コメントございませんでしょうか。

〈質問者〉中央大学市ヶ谷キャンパス図書館の者です。一つお伺いします。我々図書館の側で、利用者からの、研究者からの要求で、刑事判決の入手をいろんなケースで受けましたときに、特に国内は、最近では確立した形で制限をかけてきているような、特に地裁、高裁のへんは、統一的な回答が来ています。閲覧もかなり難しい。これは個人情報保護という観点で社会で強くなってきたのだということですが、これと関係して、紙ベースのものよりも、きょうのテーマであるインターネット上での公開ということで、この問題が拡大するというように、いろんな意味でですね、と思います。ここについてはどうでしょうか。

〈指宿〉先ほど岡本さんの「有益性と有害性」の中でも触れられていましたけれども、民事についてもその必要があると思うのですが、刑事については、既に商業出版物の場合には匿名に置き換えられています。被害者や被告人の名前は。ですから、デジタルなものについても同じ配慮をすればいいのではないかと。もちろん、原本は原本でそれは保存しておくものですから、それを変えるわけにはいかないと思うのです。

ご指摘のは、謄写の入手ですよ。デジタルなものではなくて。それが統一的な態度をとっているというのは、私も知らなかったのですけれども、その場合は当然、被害者や被告人の名前というのはそのまま出てきますので、利用目的にかなり制限をかけるのではないかなと。

私たち研究者はどうするかというと、結局それは弁護士か代理人に接触するんですよ。これは非常に、何というか邪道なやり方だと思うのですが、研究者だから研究目的でやるということ伝えて、それで判決文を入手する。

いちばん正当なやり方は何かと申しますと、確定判決訴訟記録を開示させる法というのがありまして、判決が確定した場合については、原本と訴訟記録にアクセスする権利が一応法的に認められています。訴訟記録は検察庁で保存しますので、検察庁に対してこれを請求する。これは閲覧請求ではなくて、開示と謄写の請求になります。これがねられた場合は、裁判で争うことができます。いちばん正攻法だと思うのです。ただ、これは非常に労力を要するというのが現実であります。

〈質問者〉いまのような、検察庁にあるものを閲覧させてもらって、それをコピーもしたとして、そこの個人名等を消して、例えばインターネット上でかってに公開した場合は、これはどういう規制がかかりますでしょうか。

〈指宿〉現時点では、べつに何らの規制もかからないと思います。それについては。ただ、民事訴訟、名誉棄損の対象になる可能性はあると思います。

〈司会〉ありがとうございます。時間がまいりましたので、このへんで打ち切らせていただきます。ありがとうございます。

指宿先生のご講演でございました。ありがとうございます。(拍手)

「改正法律とXMLによる法律データベース」

明治大学政治経済学部講師 和田 悟

お手元の資料は、概要になっております。大まかな項目だけになっていますが、ご容赦ください。今、仕様を再検討している真っ最中でありまして、流動的な部分もあります。とりあえず、これまで進めてきた仕様に基づいて説明させていただきたいと思いません。

1. システムの概要

システムの概要--わたしたちが、どのようなものを作り上げようとしているのか、ということから話を始めさせていただきます。

まず、目標とするのは以下の3点になります。第一に、いずれそのうち法令に関する情報が公的な機関から電子的な形で入手できるということを想定しつつ、テキストデータからデータベースへの入力として適切なタグ付けを自動的に行うことです。テキストデータは、官報掲載時の体裁（配字）のルールにしたがったテキストになっています。第二に、日々国会で制定されている一部改正法律も、一個の法律としてデータ化するとともに、これを法令データの保守のために利用するということです。これが実現すれば、一部改正法律をみながら、改正後の法律条文を編集する作業を軽減することができます。

第三に、改正にともなう法令データの変更履歴を、データとして保持しておき、利用者が指定した時点で法令がどのような内容であったかを出力することです。利用者は法令の最新のテキストばかりでなく、過去の任意の時点の条文テキストを得ることができます。ただし、これらを実現するためには、かなり複雑な仕掛けが必要となります。特に、「利用者が指定した時点で有効な法律」を知ることにはいくつかの問題点がありそうです。現在、挙げられているものだけでも、効果が遡及する場合など効力の発生の方について特殊な場合がありますし、効力の発生時期が他の法律に委ねられ明記されていない場合があります。これらの情報は多くの場合附則に記載されているわけですが、これらが正確にデータベースに反映されているかをどのように保証してゆけるかが問題です。誤字や脱字などの校正作業はもちろんですが、こうした効力の発生時期の入念なチェックといった作業は、おそらく人手による作業として残されますから、結構大変な労力となりそうです。これをどれだけ自動化し軽減できるかが今後の重要な検討課題です。少々、話が先走りすぎました。

次に、われわれのデータベースで扱われる法令データの表現形式です。資料では「マーク付け」と表現していますが、ここでは、現在インターネットのウェブ技術で注目を浴びているXMLを用いています。XMLは文書に応じて、その構成要素の意味や構造を表現しておくことができますから、その強みを生かして、これまでの法令データベースにないような機能を提供してゆけるのではないかと、いうわけです。

さて、法情報といっても広い範囲にわたります。その中で手始めに法令データベースを取り上げたのは、他の法情報データベースから参照される基礎情報だと思われるからです。具体的には、私たちのプロジェクトの開発項目として「判例データベース」が挙げられていますが、このデータベースのためには判例中で参照される条文にリンクを張ることができれば、より便利なものとなるでしょう。この目的からしても、過去の判例で参照される条文は、必ずしも現行の条文とは限りませんから、改正以前の状態を遡

て調べることができなければなりません。

今回、出発点としているデータのサンプルをお見せします(図 2)。これは冒頭で言いましたように、「官報」の掲載の情報に基づいて作成してもらったテキストファイルです。ご承知の方も多いでしょうが、官報に掲載される法令は、項目の出現順序や字下げなどについて一定の規則にしたがっています。こうした規則性を利用することで、条・項・号といった法令内の構造を識別でき、その構造に基づいて、かなりの程度マーク付けを自動的に行えそうです。今後、政府から法令情報が何らかの形で電子的に提供されてくると思われます。それが、どのようなデータ形式になるかわかりませんが、構造に従ったマーク付けが行われているならば、変換の手だてはありますし、体裁に基づくマーク付けが行われる場合にも、ここで利用したように配字情報を活用してデータを整備してゆくことができるだろうと思われます。

そろそろマーク付けしたものの例(図 3)が出てきてもよいはずなのですが……。資料準備に手違いがあったかもしれません。うまく表示できないようです。時間の都合上、ここでは説明を先に進めさせていただきます。後で、時間に余裕があるようでしたら、お見せするというにさせていただきます。

マーク付けに関しては、いま言いましたように書式情報を手がかりにすることができまから、配字のルールに気をつけたデータを手に入ればデータの拡充は容易です。次に、一部改正法律によるデータ保守の観点でデータ形式をみてゆくことにします。一定の表現が使われている部分については、パターン照合によって必要な情報を抽出することができます。たとえば、一部改正法律では、「〇〇の一部を次のように改正する」という表現が使われますから、改正対象となる法律がどの法律かを機械で読みとることが可能になります。さらに、一部改正法律中で、どのような改正が行われるかを記述する文言は、限られた語彙と文法が使われていますから、改正のためのデータの編集方法を機械で解析可能になっています。

少々、小さいですが、紙の資料を映して説明します。改正法律の表現の規則性に関してですが、法令の文言の改正の部分もまた一定の語彙と文法にしたがっています。「第〇条第〇項中「A」を「B」に改める」「第条中「X」の下に「Y」を加える」といった具合です(図 4)。われわれが読むと「」内の表現が多様であるため、文法の規則の見通しが悪くなり、特に、「」内が長くなると、何を言っているのか分りにくくなってしまいます。そのため、人間の読みやすさのために臨機応変に表現を変えるようなことがありません。そのため、かえって機械による処理が可能になります。何をどう削って、どう置き換えればよいのかということを出して処理することが可能になるのです。

一部改正法律も、一般の法律と同様に、テキストデータから条・項の構造にしたがってマーク付けされていますが、そこから一つ一つ改正指示文を取り出し、一旦、より機械可読性の高い中間的な表現に置き換えています。これが、その一例です(図 5)。

この表現について細かい説明は割愛させていただきますが、こうした表現は、ある種、エディタの編集スクリプトのようなものであるわけです。これを改正処理のプログラムにかけてやって、もともとを編集し、改正情報を反映させてやるわけです。これがその元々の法律の例です(図 2)。

それでは、一部改正法律から得られた編集スクリプトでどのようにデータが変更されるかをみてみましょう(図 6)。改正を受けた法律の内部では、改正対象となった部分が多重化されます。例えば、第一条が改正された場合、第一条が複数できることになります。データを生でみると同じ条が複数ある場合でも、それぞれが有効期間に関する情報もっていて、ある時点が指定されたときには、そのいずれか適切なものが選択されて出力されるようにします。

ここで、改正にともなう条文の有効期間についてみておこうと思います。多くの法令

では、附則に施行期日や適用期日が記載されています。今のシステムでは、このあたりの記載をみて、手作業で法令の構成要素に日付属性を加えてゆきます。附則中のこうした期日に関する記述にはバリエーションが多いので、まだ、自動的に有効期日を拾い出すまでにはなっておりません。現在われわれのデータベースで扱っている「国会議員の歳費・旅費および手当に関する法律」に即してみても、実は、ご覧のように「この法律は国会法施行の日からこれを施行する」というようになっていて、この法律自身には施行期日とかそういった情報がありません。結局、他の法令の情報を調べなければ分からないことになります。こうした場合、現状では手作業で、日付情報をセットしてせざるを得ないのですが、この例のように単純なものであれば、「国会法」のデータを探しだし、そこから施行期日を得ることは十分可能でしょう。こうした期日に関する処理については、可能なものから徐々に自動化できる範囲を広げてゆこうとしています。

日付関係で残る問題としては、遡って適用されるといった場合ですが、こうした場合にどのような形で利用者にどの条文を選択し提示するかといったことについては、検討中の段階です。

利用者からみたイメージとしては、このデータベースはウェブサーバー上で動くようになっております。利用者が指定した時点と、データ中のそれぞれの要素の有効期間とを比べて、適切なものが出力されます。このとき、もとのデータは XML で記述されるといっても、そのままユーザーの手元に届けられるわけではありません。サーバーは、XML データを HTM に HTML の形式でユーザーのもとに出力されるようになります。したがって、通常のブラウザを使って閲覧可能です。今後 XML が一般的になるにしたがって、ブラウザがどのように変化してゆくかわかりませんが、データベース中に蓄えられる XML 形式のデータをそのまま生かして提供できるようになるかもしれません。

2. 法令 DTD の設計について

XML を使って情報を記述する利点の一つとして、データの妥当性を検証可能という点が挙げられます。これによって、XML データを扱うシステムは入力ミスに関するプログラム作成上の負担が減ります。特に、私たちのシステムでは、条文の有効性について日付の情報が必要であるわけですが、これが欠けているなどのデータの不備を検出できる点で役に立ちます。

妥当性の検証のためには、文書の構造定義というのを行い、データ中の項目の出現位置や出現可能な値などを、定義しておきます。

文書定義については、官報掲載の形式を基本として、おおよそ、このような構成で考えていこうと思っています。

まず、「官報」などで掲載される全体の内容を大きく 2 つに分けて、公布に関わる部分と、法令が記載されている部分とになります。公布部分は「〇〇の法律を公布する」という文言から始まり、御名御璽の部分があって、大臣等の署名が続くことになります。法令が記載されている部分は、法律番号、タイトル等から始まります。さらに、法令部分は法令の本則、附則、それぞれの章・節構造、条・項・号といった構造が階層構造をなしているとみることができます。戦後の法律では、さらに法令内容の末尾に大臣等の署名が付されています。以上のような点をふまえて作成したのが次の DTD です (図: DTD)。

この DTD は実験用の仮仕様になっていまして、章節構造など、当面の実験対象では使われない構造を省くなど簡略化したものを使っています。みなさんが見ると、要素名などで不適切なものがあるかもしれません。今後、ご意見をうかがって、DTD についても整備してゆくつもりです。

現在の DTD の作成上の方針としては、まず、基本構成要素として一応「条」のレベルを想定しました。項を基本単位と考えるべきだとの意見もありますが、多くの法令の場合「第〇条」というかたちで参照することが多いので、基本要素として「条」を選択しています。条・項のいずれを基本に据えた方が処理しやすいかということに関しても、今後、システムの実験を進めてゆくなかで検討してゆくつもりです。

この他、法令中の何を要素として取り扱い、何を要素に付随する属性と取り扱うかについて考えなければなりません。テキストの自動マークアップの時点では、配字などの体裁情報を手がかりとしたのですが、その結果得たデータからは体裁に関する情報は極力排除する方針としています。古い条文では「条」という字が旧字体（「條」）が使われていること、列挙項目の記号…「あいう」あるいは「いろは」…に、何が使われているかということについては、データとして記述しておくようにしておくつもりです。

また、要素と属性の切り分けに関しては、まず、改正を受ける要素は、多重化の必要性からみて要素とすることとしています。この観点からすると、「条」「項」の見出しはときおり改正されるので、属性ではなく要素としておくとか、改正規定において「後段中」「但し書き中」などの表現がでできますから、これらの参照指定に対応するように「文」を要素としておくというように考えてゆきます。このように、改正規定や他の法令や判決文などから参照される構文的な要素を検討しながら最終的な文書定義に整理してゆこうと思っています。

当初、この文書定義の構成は、様々な国にも通じる一般的なものにしようと考えていたのですが、ここでデータ中に加えた公布部分…すなわち、法律自身の効力の妥当性を宣言する部分…については、国の事情により異なるだろうと考えられます。したがって、私たちが整理している文書構造の定義も、カバーする範囲を日本国内の法律と考えています。当面、国際的な汎用性は気にかけずに進めてゆこうと思っています。

3. 主な XML 標準との関わり

このデータベースに登録するデータは XML に基づいていますが、データの記述以外でも考慮しておかなければならない XML 関連の標準があります。とくに特定の条文へのリンクに関するものです。W3C では、現在の HTML のリンクの機能を実現するための XLink や、XML 文書・データ内の特定の情報の所在を指定するための XPath の策定が進められています。XPath では、要素につけられた ID や文書中の一、親子関係などによって文書中の要素を特定するようになっています。

われわれが用意するデータベースは、内部で閉じたリンクや参照関係を実現すればよいのではなく、判例や論文などから適切な条文にリンクが張れるようにしておきたいわけですから、その記述方法は標準的なものに準拠したいわけです。

ここで問題となるのは、まず、XPath で考えられている要素指定は、文書が固定化し頻繁に改訂されるようなものの記述には適用が難しいという点です。私たちの法令データは、「5 番目の「条」要素」といっても、改正処理に伴う要素の多重化が行われるせいで、このような位置指定では、文書作成時にリンクした先と、閲覧時にリンクする先がズレてしまう可能性があります。要素に固有の ID を割り振ってズレを防ぐということも考えられますが、そうすると、今度は、改正を受けても常に最新の内容にリンクさせたいといったことができなくなります。これらの情報をどう組み合わせたら、リンクしやすいものになるのが検討課題となってきます。

また、XPath の記述は、「〇〇法第〇条」といった法律かが通常使う指定方法と異なるため、法律家にとっては面倒なものかもしれません。法律家があまり違和感をもたない記述方式から標準のリンク表現へ変換する仕組みが必要となってくるのかもしれません。

4. XMLとデータベース・コンテンツの保護

最後に、データベース・コンテンツの保護について述べさせていただきます。レジュメ

には「網羅的なデータ取得の回避」と書いておきました。これは何のことかといいますと、従来ウェブ上で提供されてきた法令情報は、右側のスクリーンの方にも出ていますが、何々に関する法律」ということと、「いつの法律によって改正された状態」という改正時点を選択するようになっていきます。書籍の改版と同じようなやり方です。この場合の問題点は、法律の改正が、書籍が改版とは異なり、法律のテキストがある時期に一齐に書き換えられるわけではないということです。効力の発生時期が条文ごと異なる場合があります。先ほどデモ会場で見せていただいたのですが、CDROMなどによる商用データベースの場合には、現行法を中心として、未施行のものについて特別に注記をつけて区別する…例えば、第一条を改正する法律が出たけれども、まだ施行されていないという場合には、改正前後の条文を併記したうえで、改正後の条文が未施行であることを示すようにする…などと工夫なさっているようです。こうした書籍の改版に似たやり方ですと、改正にあわせてデータをダウンロードすることで、利用者に網羅的にデータをコピーされてしまうこととなります。これはデータベースで利益をあげようとすると問題になってくることかもしれません。

ところが、今回のデータベースで、時間を指定することによってリンク先がある程度一意に決まるようにしておきますと、時間の指定は、いろいろな指定が可能で、どういう情報が返ってくるかは、日付の指定の仕方によって変わってくる可能性があります。全ての法律の状態を時系列的に引き出そうとすることは、無駄でもあるし、困難になります。

もう一つ、こうしたXMLによってデータベースを作っていくことの利点について述べておきます。今回は、構文的な要素でタグ付けをして、それ以上の深い意味や解釈に基づいてタグ付けするのは控えようと思っています。というのは、改正法律によるメンテナンス処理の上で、意味の情報までは、改正情報から得られませんので、意味や解釈に基づくタグ付けを改正処理後も維持することが難しくなるという問題があります。改正前の法令データにせっかくタグ付けしておいても、そのタグ付けした部分が改正されてしまうと、タグ付けが失われてしまう可能性があるということです。一部改正法律において、どの部分の字句の修正するかの指示は、修正箇所を他と混同がないように特定できるように字句が選ばれます。これが構文的な区切りに整合的に選ばれる保証はありません。構文的区切りを横断する場合があります。その結果、タグ付けされた要素を分断したり、開始タグ・要素タグの一方を消してしまったりすることがあります。また、このほか、へたに基本的な情報として与えるものが色付けをすると、他の研究者などが、二次的に意味付け、タグ付けを行おうと思ったときに、かえって邪魔になるだろうということが挙げられます。むしろ構文的な要素に限ってやっていったほうが、あとでいろんな二次利用が可能になるだろうと思います。

このデータベースですが、そうですね、今年9月を目処にSHIPのサーバーにおいて、デモというか、プロトタイプ走らせて、皆さんにご覧いただけるようにしたいと思います。実際の様子はそのときに見ていただくことにして、私の報告はこれで終わりにさせていただきます。

<司会> ありがとうございます。和田悟先生でございました。

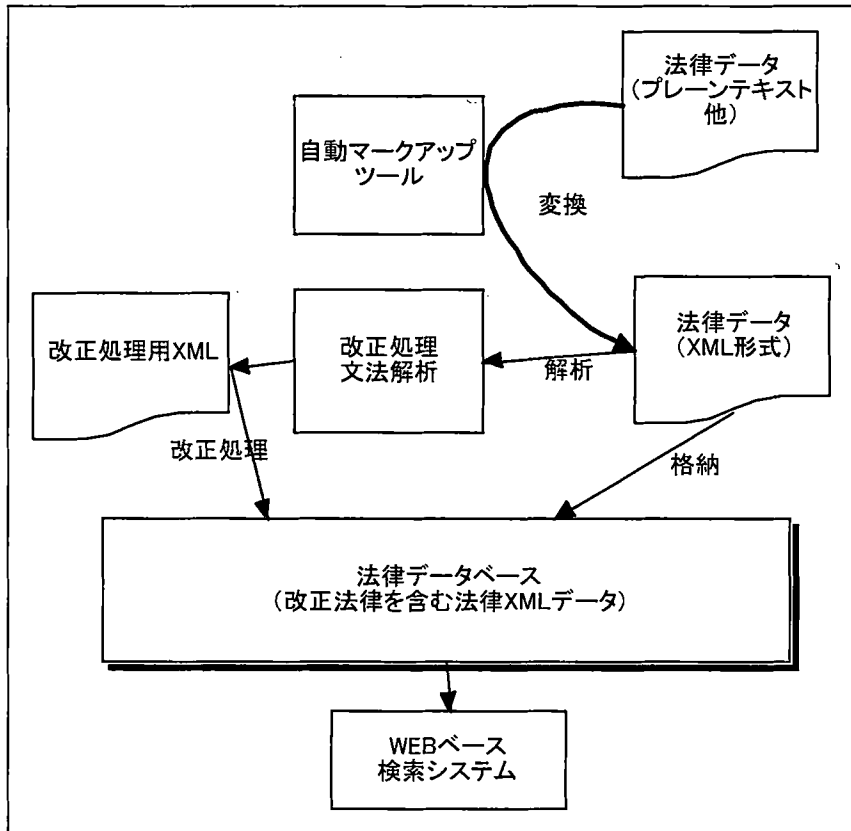


図1 システムの概要とデータの流れ

朕は、帝國議会の協賛を経た国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月二十八日

内閣総理大臣兼
外務大臣 吉田 茂
(以下署名略)

法律第八十号

第一條 各議院の議長は歳費として月額七千円、副議長は五千円、議員は三千五百円を受ける。

第二條 議長及び副議長は、その選挙された当月分から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された前月分までの歳費を受ける。

(中略)

第十三條 この法律に定めるものを除く外、歳費、旅費及び手当等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附 則

この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。

昭和二十一年法律第二十号は、これを廃止する。

図 2 入力用テキストの例 (抜粋)

```
<?xml version="1.0" encoding="EUC-JP"?>
<!DOCTYPE statute SYSTEM './statute-jp.dtd'>
<?xml:stylesheet href='./statute.html.xsl' type="text/xsl"?>
<?cocoon-process type="xslt"?>
<!-- marked up with 'MakeUppApp' -->
<statute idnumber="1947-S22/0080">
  <promulgation_info>
    <promulgation_sentence>朕は、帝國議会の協賛を経た国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。</promulgation_sentence>
    <gyomei_gyoji />
    <promulgation_date date="1947/04/28">昭和二十二年四月二十八日</promulgation_date>
    <sign_list>
      (中略)
    </sign_list>
  </promulgation_info>
  <idnumber type="statute" no="0080">法律第八十号</idnumber>
  <body id="statute.1947-S22.0080.0000">
    <article id="statute.1947-S22.0080.0001" name="第一條" no="1">
      <paragraph id="statute.1947-S22.0080.0002" no="">
        <sentence id="statute.1947-S22.0080.0003">各議院の議長は歳費として月額七千円、副議長は五千円、議員は三千五百円を受ける。</sentence>
      </paragraph>
    </article>
    (中略)
    <article id="statute.1947-S22.0080.0040" name="第十三條" no="13">
      <paragraph id="statute.1947-S22.0080.0041" no="">
        <sentence id="statute.1947-S22.0080.0042">この法律に定めるものを除く外、歳費、旅費及び手当等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議してこれを定める。</sentence>
      </paragraph>
    </article>
  </body>
  <supplement id="statute.1947-S22.0080.0043">
    (中略)
  </supplement>
</statute>
```

図 3 マーク付けされたデータの例 (抜粋)

昭和二十二年法律第八十号（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律）の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年十二月十日
内閣総理大臣 片山 哲

法律第六十一号
昭和二十二年法律第八十号の一部を次のように改正する。
この法律に左の題名を附する。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
第十條中「千百五十円」を「二千三百円」に改める。

附 則
この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。
大藏大臣 栗栖 赳夫
内閣総理大臣 片山 哲

図 4 一部改正法律の例

```

<?xml version="1.0" encoding="EUC-JP"?>
<!-- made with AmendmentProcessor 1.0 -->
<amendment-procedure effective_from="N/A" applied_from="">
  <select_target target_id="1947-S22/0080" />
  <!-- この法律に左の題名を附する。 -->
  <edit_instruction id="statute.1947-S22.0161.0004">
    <insert_object type="title">
      <quote>
        <title id="statute.1947-S22.0161.0005">国会議員の歳費、旅
        費及び手当等に関する法律</title>
      </quote>
    </insert_object>
  </edit_instruction>
  <!-- 第十條中「千百五十円」を「二千三百円」に改める。 -->
  <edit_instruction id="statute.1947-S22.0161.0006">
    <path_list>
      <path>article[@no='10']</path>
    </path_list>
    <replace_str>
      <arg>
        <object>千百五十円</object>
        <with>二千三百円</with>
      </arg>
    </replace_str>
  </edit_instruction>
  <supplement id="statute.1947-S22.0161.0007">
    <article id="statute.1947-S22.0161.0008">
      <paragraph id="statute.1947-S22.0161.0009">
        <sentence id="statute.1947-S22.0161.0010"
        type="enforcement">この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適
        用する。</sentence>
      </paragraph>
    </article>
  </supplement>

```

図 5 一部改正法律の例

```
(前略)
<article id="statute.1947-S22.0080.0031" name="第十條" no="10" modified_by =
"statute.1947-S22.0161.0006" applied_from="1947/09/01">
  <paragraph id="statute.1947-S22.0080.0032" no="">
    <sentence id="statute.1947-S22.0080.0033">各議院の議長、副議長及び議員の事務補助
員は、給料として月額二千三百円を受ける。</sentence>
  </paragraph>
</article>
<article id="statute.1947-S22.0080.0031" name="第十條" no="10">
  <paragraph id="statute.1947-S22.0080.0032" no="">
    <sentence id="statute.1947-S22.0080.0033">各議院の議長、副議長及び議員の事務補助
員は、給料として月額千五百五十円を受ける。</sentence>
  </paragraph>
</article>
(後略)
```

図 6 改正処理後のデータの様子 (一部)

「個人情報保護とXSLT」

弁護士 小松 弘

ご紹介にあずかりました弁護士の小松でございます。

お手元のレジメに即して若干ご説明申し上げたあとで、システムのデモをお目にかけることができると思います。和田先生のシステムと違って大変単純なシステムです。

まず、刑事判決の地裁レベルの判決を素材にいたしまして、これにXMLのマークアップをします。XMLの特徴として、文書の論理的な構造、いわゆる文書構造とスタイル情報というものを分離することができるので、原本に近いデータを持っておいて、アクセスレベルによって異なる出力を出していくということが可能になるわけです。

「裁判書」については、例えば刑事判決ですと、刑事訴訟法の第335条で裁判書には何を書かなければいけないということが規定されておりまして、それに基づいて慣例的に判決書の書式というのが決まっています。

このシステムは、サーバーの側で判決書に含まれる個人情報を表示したりしなかったりという制御をすることによってプライバシーを保護しようというものです。

先ほど、個人情報保護というのがひとつのネックになって文書公開が進まないというお話もありましたが、これは確かに自治体レベルなどでも、公開したいのだけど、個人情報があるのでなかなか公開できないというようなものが多々あるわけです。こうしたネックを技術的に回避するための手段として、XMLあるいはXSLといったものを使っていこうということです。

大きな画面に出ないかもしれないので、興味のある方にはお昼休みにノートパソコンの端末でお見せできると思います。そこいらへんで、あとで公開させていただきたいと思います。

まず、XMLでやった場合にHTMLとかPDFでやった場合とどこが違うかといいますと、HTMLでは記述力が弱いということがありまして、1つの原本に対して異なるアピアランスを持つHTMLをつくるというのは、大変手間がかかります。1つの原本に対して、例えば研究目的の完全な原本、それから一般の商業誌に公開されるような個人情報を仮名に伏せたもの、さらに刑事判決で公然猥褻とか、そっちの関係になりますと、18歳未満の方にはお見せできないような部分というのを伏せ字にする。そういったアクセスレベルによって異なるアピアランスを出していくことをやろうとすると、データのメンテも大変です。HTMLだけではちょっと力不足になります。

他方、PDFというのは、大変きれいな出力が出るのですが、これは情報の加工性という点では、むしろ加工を妨げるほうの機能、つまり、コピーを禁止したり、印刷を禁止したり、加工を禁止したりという、著作権保護の機能が大変優れているのですが、その分加工性は劣るということになります。加工性という点にXMLの有利性があると思います。

刑事判決については、法学部の方はご存じだと思いますが、当事者の名前、それから場合によっては罪となるべき事実の中に、被害者の名前というのが当然出てくるわけです。その他の参考人とか共犯者の名前も出てきますし、全然関係のない第三者の方が、たまたま事件の場所のそばにいたとか、目撃証言とか、そういった形で非常に機微な個人情報が含まれてまいります。こうしたものについて、予めXMLの段階で、どの程度のレベルの情報であるというタグ付けをしておくことによって、あとはサーバーサイドで自動的にユーザーの認証に応じた出力をしていくことができるようになります。

現在のところ、こうしたものをサーバーサイドで行う場合、日本語の処理というのが大変ネックになっています。これはコンピュータの登場とともにずっと問題になってきていながら、未だに全面的に解決していないという大問題で、例えばユニコードを使えば全部解決するかというと、やはりユニコードでもページ分けの問題があります。日本のユニコードでは、円マークで金額を表示するということを行いますけれども、これが韓国語のページになると、ウォンマークに化けてしまうというようなことがあります。

それから、サーバーサイドの処理速度の問題があります。あとでノートパソコン上でお目にかけることができると思いますが、かなり速いんですけども、ものによってはだいぶ待たされる。インターネットですと10秒以上は利用者が待ってくれないという問題があるため、システムの的に解決しなければなりません。

そのほか、XMLの場合、細かいタグ付けをしていって、そのタグの構造をコンピュータで処理可能な形に直します。これに非常に大きなCPUパワーがとられます。予めパースをした状態でデータベースに格納するための技術というのが、現在商用システムで幾つかあるのですが、まだそれほど一般的ではありません。今後もう少し開発していかなければいけなくなるだろうと思います。作業的には、テキストにタグを付けるというのがいちばん厄介なんですけれども、「判決書」の場合は書式がきれいに確立していますので、テキストファイルがあれば非常に高い確率で自動的なタグ付けができるようになります。

これからお見せするシステムは、サーバーのほうでは大変簡単なJ A V Aのサーブレットを使っておりまして、試験的にインターネット上で、ごく限られた方々に公開したことがあります。こちらは単純なシステムなので、近い将来 SHIP のサーバーでご自由にお使いいただけるようになると思います。

今日は Windows NT が立ち上がっているのですが、立ち上がると同時にサーブレットが起動します。そのサーブレットに対して、ローカルのループバックモードでインターネット・エクスプローラーからアクセスするという仕掛けになっています。

こちらの図は、サーバーの簡単な仕組みです。データベースにテキストデータ、あるいはXMLでタグ付けしたものが入る予定です。今1つしか入っていませんけれど、1つしか入らないわけではないのです。ユーザーのアクセスレベルに応じたスタイルシートという書式設定のプログラムのようなものも入っています。ワープロのマクロや通常のプログラムに比べると、大変簡単で、これとこれをこういうふうに表示しろみたいな、簡単な指示で書くことができます。

D T D というのがありますが、これはタグの付け方に関する取り決めです。D T D の中に、どういうタグを、どういう構造で使いなさい、ということを決めておいて、これを参照しながら作っていきます。出来上がったものが、ちゃんと規約に則したものかどうかというのは、コンピュータで自動的に判別することができます。

1つの判決の原本的なデータに対して、X S L T というんですが、これをかけて文書のアピランスを変換してやる。これはかなりドラスティックな変換ができます。

まず、判決書のXMLがどうなっているかというのをお見せします。これは有名なF L マスク事件というわいせつ物公然陳列事件の正犯の方の地裁判決です。裁判書について、まず頭のほうに、HTMLでいえばヘッダーの部分のメタ情報ですね、書誌的な情報を入れていく。それから、本体がいわゆる判決文になります。この判決文については、刑事訴訟法第335条と規則の第56条などに書かなければいけないことというのが挙げられておりますので、記載要件とほぼ1対1に対応したタグ付けをします。例えば、判決書ですと、まず事件番号が来まして、それから表題で、これが判決ですということ。「判決」と書いてあるわけですね。それから被告人を表示しないと話にならないということで、被告人はどうやって特定するかというと、本籍、住所、職業、氏名、年齢、

これは刑事訴訟法規則では「年齢」となっているのですが、実際の判決書では、「何年何月何日生」という表示になっています。

こうした判決書の書き方については、今のところは司法研修所というのがまだあるので、そちらに行くと、手引きというのがあるって、何か月かこればかりやらされて書式を頭にたたき込むということになるのですが、XMLを使えば、エディターにマクロでも仕込んでおけば、司法研修所もいらなくなっちゃうみたいな面が、ちょっと極端なお話ですけど、なくはないわけです。

さて、判決書原本をデータベースに置いておくと、どういうまづいことがあるかというところ、まず、被告人を特定するに足る情報が入っていますから、この方の個人情報が入るインターネットでばら蒔かれる。特にこういう恥づかしい犯罪ですと、ご親戚の方にも迷惑がかかったりとか、プライバシーとか、基本的人権の問題とか、多々出るわけです。ただ、研究者レベルでは、ほかに出さないというような、あるいはモラルというのが高い方であれば、問題ないということで、こういうものをご提供申し上げるべき必要があるということがあります。

これに対して、XSLTというのはかなり技術的なものなので、ちょっとだけお見せすることにしますが、ワープロの書式設定とプログラムの間の子みたいなものです。これ自体もXMLの一種であるということで、こういうカギ括弧で囲ったややこしい書式になるわけです。

XMLでマークアップした判決を見てください。事件番号、表題、被告人、それから前文が来て、判決ですから、当然主文が来ます。被告人は懲役何年に処すというようないちばん大事なところが主文です。主文を言い忘れた、なんていう例がときどき新聞に出たりして笑い話になるのですが、主文があって、あと理由がなくてはいけません。罪刑法定主義ですから、法律に基づいた判決でなければいけないということです。理由の中には、罪となるべき事実というのがあって、それから証拠の標目というのがあります。さらに適用された法律というのがあって、法律に書いてない罪刑が適用されることはない、ということを保証するために、こうしたものが作られています。

それでは、研究者レベルで、先ほどのXMLに含まれていた文字情報全部を原本に近い形で、しかも通常の判決の体裁で出すということをやってみます。これは予め作っておいたわけではなくて、先ほどのXMLに、このXSLTというプログラムを噛ませて、今処理しています。どのぐらいのスピードでできるかというと、普通のHTMLをサーバーから呼び出すのとほぼ同じ、リアルタイムに近い形で処理ができています。色を付けたところは個人情報であるから取り扱いに注意してくださいという意味で色を付けてあります。

さらに事件が事件だけに、18歳未満の方にはなかなかお見せできないような部分というのがあって、今日ここにおられるとまずいのですが、赤で囲ってあります。こういったものは予めリストを作っておいて、自動的にマークアップしていくことができます。

特に個人情報が集中する部分というのは、被告人の特定と関係当事者ですね。共犯者の名前とか、ここではすでに仮名になっていますから、特に問題ないのですが、実際に検察庁などから原本を取り寄せて打ち込んだ場合には、こういったところに本当の名前が入っちゃうということになります。

本当の名前を入れておきつつ、一般のユーザーにはどういうふうにお見せするかというと、次です。これは同じXMLの文書データに対して、XSLTという先ほどの書式設定のプログラムをちょっと変えるだけで、アビランスの違うものをお見せできます。例えば、本籍、住所は省略。これは通常の判例集に載っているような書式で伏せ字を使っています。ただ、罪となるべき事実のところは、18歳未満の方に本来お見せできな

い部分もそのまま入っています。あるいは証拠ですね。供述調書をとられた方についてはイニシャルにするというような形に変換できます。

18歳未満の人がこういうものを見るというのは、あまりないとは思いますが、一応こういうこともできるということで、デモですからお見せします。先ほどの“男女の何とか及び何とか場面”みたいなところは、ちゃんとこうやって教育上よろしくない部分に墨を塗ることができます。

さらに、この程度でしたら丹念に人手をかけていけばできるのですけれども、もっとドラスティックなことはできないかということで、この判決文テキスト、かなり量がありますけど、この中に登場する人間とその役割、仮名にした場合のイニシャルなどのリストを作ってみます。このへんになるとプログラムを書くのは大変ですし、ワープロのマクロでやろうなどということを考えると、とんでもないことになるのですが、XMLを使うと非常に簡単なプログラムでできてしまいます。そのかわり、ちょっと処理に時間がかかります。10秒ぐらい待っていただく必要があると思います。

出ましたね。先ほどの判決書のテキストデータにマークアップしたものをサーバーサイドでオン・ザ・フライで処理してやれば、こうしたリストが簡単にできます。

これ以外のリストも多々できます。たとえば、有価証券報告書という企業の証券取引法に基づく企業データというのが、今現在、大蔵省で電子化を進めておられるようですが、その場合、特定の業種の企業について特定の関係データを横断的に抽出するなどということも、XMLを使うと非常に簡単にできるわけです。加工性が格段に良くなったということをご覧いただけたと思います。

時間も過ぎておりますので、きょうはこれで終わらせていただきたいと思います。(拍手)

「法情報データベース～開発の考え方と今後の課題～」

第一法規出版株式会社

第一法規出版の石丸でございます。私どもの商品についてご紹介させていただくような場をいただきまして、ありがとうございます。

画面には「法情報データベース～開発の考え方と今後の課題～」と題しておりますが、時間も限られておりますので、私どものデータベース商品の基本的なものをご紹介させていただき、特色といいますか、開発にあたってどういうところに配慮をしたかというところを簡単にご説明して、そのうえでいちばんご覧になっていただきたいところを具体的にご紹介させていただきます。そして最後に、今後どのように進めていきたいか考えているところを簡単にお話させていただきたいと思います。

1. 第一法規の法情報関係DB商品

まず、私どもの法情報関係データベース商品ですが、CD-ROMが中心です。まず、法律関係のデータベースとして「電子版現行法規」、これは法律の総合的なデータベースです。次に判例関係のデータベースとして「判例体系CD-ROM」、それから文献そのものではないのですが、文献の書誌情報、所在情報を整理いたしました「法律文献判例情報CD-ROM」がございます。この3つが総合的な、法律・判例・文献をトータルに捉えて整理したデータベース商品です。

そのほかに、それらを基にしながら各分野ごとにデータベース商品を開発しているところですが、「工業所有権法CD-ROM」がございます。あと以下の分野につきましては開発中というところではございます。

そのほかにインターネットを通じまして、法情報をご提供しております。まず、私どもの会社のホームページで、現行の法律に限りまして、条文まで見られるような状況をつくっております。残念ながらご利用いただける方を、私どもの商品をご利用いただいている方に限っております。

そのほかに周辺の情報として、国会にどのような法案が提案されるのか、されているのか、そしてどのように審議されているのかなどについて整理した「法案審議状況」というものを提供しております。

ただ、これの足らざるところは、午前中、指宿先生等にもご指摘いただいているところでありますが、緒についたところということでご理解いただければと思います。

これも午前中にご紹介いただいたところですが、gooの上で「ビジネス六法」と称しまして、ビジネス関係の約400件の法律ですが、その条文が簡単に検索ができるようになっております。

これが私どもの基本的なデータベース商品ですが、その他に、地方公共団体、県や市町村の条例や規則等を、各市町村ごとにデータベース化した、例規データベースというものがございますが、カタログでのご紹介だけにさせていただきます。

それでは個別のものについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

2. 法律DB「現行法規総覧」

まず、法律関係のデータベースです。先ほど「電子版現行法規」と申しましたが、私

どもには、現在、法として効力のある法令（現行法）を網羅して収録した出版物がございます。その「現行法規総覧」をCD-ROM化したものです。

私どもは法律出版社でございまして、法令集や判例集を発行しておりますが、これらは、言うなれば紙のデータベースだと考えております。それらを基にデータの磁気化を進め、社内データベースを構築し、CD-ROMを制作してきております。

簡単にどのようなものが収録されているのかと申し上げますと、"法律扱い"と書いてありますが、「太政官布告」等、法律として扱われているものを含めますと、法律が1,900件余。政令、省令等——残念ながら告示は除いておりますけれども——を合わせ、約8,000件の法令を収録しております。

午前中のお話にもありましたが、法令集の編纂は、わが国では民間に委ねられておりまして、この「現行法規総覧」は日本の法典であると自負しているところであり、法令として効力を有するものはすべて収録しております。

特色を挙げますと、書籍の分類をもとにしていろいろな検索ができるようにしております。基本的には、法分野、行政の部門別の分類にしておりますが、それを本の目次と同じような感覚で検索できるようにしております。当然ながらキーワードで検索できますが、ただ今の時点では、検索エンジンの機能に頼ったフリーワード検索です。

また、特色というよりも当然の工夫というべきだと思いますが、法令間のリンクあるいは参照条文や改正の注記等が見られます。

特に申し上げたいのは、判例との相互リンクです。先ほど、当社は法令、判例、文献等、総合的に法情報を保有しておることを申しましたが、有機的に結びつけて利用していただく機能の1つです。後ほど具体的にご覧いただきたいと思っております。

3. 判例DB「判例体系」

続きまして「判例体系CD-ROM」。「判例体系」は、日本の判例を総合的に編集した、わが国の唯一最大の判例集と思っておりますが、これをCD-ROM化したものです。明治以来の公刊された判例を網羅しており、12万件が収録されております。そして、判決理由の中にいろいろな法律判断が出てまいります。これらを法学者、裁判官の方々に独自に執筆、整理をしていただいております。いわゆる判例要旨ですが、これが27万件あります。

これらの情報が、「体系検索」「キーワード検索」と書誌事項によって検索できます。「判例体系」では、その名前のおり、法条別の体系を設け、法律から判例が引けるように整理しておりますが、その体系をもとにした、本の目次と同じような検索が「体系検索」です。

続いてキーワード検索。これは先ほど法律のほうでフリーワードによる検索と申しましたが、これを私どもは、はっきり意識して分けております。今の検索エンジンは、検索者が自由に語を指定すると、データの中に指定した語があるものを引いてくる。それがフリーワード検索です。このフリーワード検索には、それゆえの長所と短所がありますが、それを人間の判断で補うものとしてキーワードというものを考えております。

これらの検索方法と、先ほど法律のほうで申しましたが、法律とのリンク、そして網羅し、独自に整理、収録した判例と判例要旨が、「判例体系」の特色と言えると思っております。

4. 文献DB「法律判例文献情報」

続きまして「法律判例文献情報」です。これも研究者の先生方にはよくお使いいただいているのではないかと思います。法律関係の論文について、単行本、紀要、雑誌等を

網羅して、その書誌情報、所在情報を整理しているものです。

スタートが1981年で、それを遡ることが残念ながらまだ余力がなくてできておりませんが、それ以降の法律文献28万件を収録しております。年に1万3,000件ずつくらい追加して蓄積していております。

これらについて、法分野別の分類を基にした検索と、国立国会図書館や法学者の方々にご協力いただいて付けているキーワードによる検索ができるようにいたしております。

5. DB商品開発のポイント

私どもの商品開発を考えていくうえでは、「法律」「判例」「文献」、これで法情報全般が一応カバーできると考えておりますけれども、これをトータルに捉えた商品化ということ、第1に考えております。国会、行政庁、裁判所でも法情報のデータベース化等が始まっておりますし、その提供もなされておりますが、トータルかつ横断的な法情報の整理、提供を行うことが、これらとの違いを出せるところだと思っております。

次に、小さな技術的なところはともかくとしまして、やはり「検索語」というものを意識しております。先ほどフリーワードゆえの問題と申しました。例えば、フリーワードによる法律データベースを「平和主義」と検索してみますと、憲法の前文も9条もヒットせず、検索結果0となってしまいます。

また一方で、検索語が存しさえすれば引いてきます。有意であろうとなかろうと引いてきます。漏れはないけれども、不要な情報が多く存する可能性があります。

知識、経験に照らしてご利用される方が使いこなせば使いこなせるものだと思いますが、このような問題点に着目して、人間の判断を織り込んだキーワードを整備していきたいと考えております。

判例のほうでは、ある部分実現できてはいるのですが、さらにそれをもっと高めて本来の意味でのシソーラス——概念（語）間の上位・下位の関係、類義・同義語の関係等を整理したキーワード——の整備を考えてながら、これからの開発に取り組んでおります。

〔実演〕

前置きが長くなりましたが、具体的な、基本的な検索の流れをご紹介させていただきます。まず「判例」のほうから。判例につきましては、画面にございますが、「キーワード検索」と「体系検索」です。キーワードには要旨を中心にして整理したキーワードと、本文のほうを中心にしたキーワードがございますが、ここでは、要旨キーワード検索を中心にしたキーワード検索をご紹介したいと思います。

書誌情報については、普通に考えられるものは付けておりまして、それらを組み合わせて検索することができます。まずキーワードとして、あまりここでは関係ないかもしれませんが、株主総会も近いので、こういう語を選んでみました。「決議取消」。そして単に「決議取消」だけですと、自治体の議会の問題とかが出てまいりますので、これにさらに「株主」を足してみます。

上のほうに301件と出てきています。これでもまだ内容を調べていくのには件数が多すぎると思いますので、「最高裁」と、こうしますと、そのキーワードが付され、かつ最高裁の判例が出てまいります。ここに出てまいりますのが「検索結果一覧」ですが、判例ごとに法的な論点・争点を整理した要旨の一部が出てまいります。幾つかの中で、例えば、——これは打合せしたとおりなんです、——4番目を選びますと、要旨情報詳細が出てまいります。これで、要旨を中心にした判例の書誌情報が出てまいります。最後のほうなんです「判例評釈」。これ以外の論文もあるのですが、まだ整理が十

分ではありませんので、判例評釈だけを文献の情報として付けております。

この中には、各要旨ごとに同一の論点の要旨はどういうものがあるのかという関連要旨、あるいはその判決の一審、二審、上下審関係、あるいは参照法令など、いろいろな関連情報を整理して付けてあります。

時間の関係でこのあと本文のほうに飛んでみます。判決書の内容が見られるようになっています。

これが基本の流れで、細かいところにつきましては、お手元のパンフレットをご覧くださいただければと思います。また個別の商品につきましては、外のほうでご紹介しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に「法律」のほう、「電子版現行法規」をご覧くださいと思います。検索は「用語検索」「題名検索」「目次検索」と大きく3つに分けていますが、基本的には「用語検索」と「目次検索」がよく使われると思います。

まず「用語検索」。用語検索につきましては、先ほどと同じで「決議」と「取消」を入れて、具体的に検索する前に、その下の「法令区分」というところをご覧ください。この法令区分により、法律の種類を限定して検索することができます。

次に「法令構造」。内容がわかりにくいかもしれませんが、法令の構成です。題名に始まりまして、本則、附則、別表等、法令の構成要素に分けて検索することもできます。

あと「分野」です。憲法、国会に始まりまして、これは「現行法規総覧」の分野です。また、その下の「公布年月日」により、法令の公布の時期を限定して検索することもできます。これらは当然に組み合わせは可能です。

では、「決議」と「取消」で検索をします。下のほうに「検索結果」が出てまいりまして、この件数が満足のいくものであれば、それでよし。ダメであれば条件をさらに追加する。あるいは、その結果同士を組み合わせたり絞込んでいくことができます。まずこれで見ますと、参議院規則に始まりまして200数件出てきております。先ほどと同じように商法を選んでみます。

ここで「検索結果」の件数に関してなんですが、話が前後して申し訳ありませんが、私どもでは、法律のデータベースでは、データを、1法令の中の1文、内部では「段落」と称しておりますが、段落ごとに管理しております。ですから、検索も段落ごとにできるのですが、この商品の上では項単位または法令単位で検索ができるようにしております。これは項単位の検索結果であります。

商法の247条1項。こうしますと左側に法律の目次が、右側にそれに該当する条文が出てまいります。247条1項という形で、こういうふうになります。ちなみに、法律と判例のリンクと申しましたが、特に有用なのは、法律を検索しながら判例を見られることではないか。例えば、ここで商法247条のところで、これを参照条文とする判例がありますと、右上のほうのアイコンが光る。これをクリックいたしますと、商法247条で検索をした検索結果の一覧が出てまいります。これによりまして247条の判例はどういうものがあつたのか。先ほどの作為的に選んだ判例などを含んだものが出てまいります。

これで先ほどの判例の流れと同じように、判決の要旨を見、本文を見たあと、また法律のほうに戻ることになりますが、法律の条文と判例の両方を対比しながら見ることは、もちろんできます。

続いて「目次検索」を簡単にご紹介します。

目次を開きますと、左側に大きな「編」が出てまいります。憲法、国会から、外事、条約という「現行法規総覧」の目次をもったきたものですが、特にキーワードで調べなくても、法律の分類が分かれば、すぐこれで見ることができます。

先ほどの商法ですと「民法編」を開きますと、民法法の中の構成がツリー状に見ら

れるようになっていきます。2章の「商法」を見ますと、商法以下それに登載されている法令が出てまいります。後の流れは、先ほどと同じです。商法の目次が左で、右側に題名以下、沿革、目次、本則等が出てきます。

もう一つ、同じ「目次検索」ですが、前後して申し訳ないのですが、「判例」のほうもぜひご覧いただきたいので…。「判例体系」の書籍をご利用いただいている方はご存じかと思いますが、36の法編に分かれております。商法の判例をお探しになりたい場合は「商法」を選んでいただきます。そういたしますと、法条をもとにした分類体系が出てまいります。そして、その左のほうを見ていきますと…、例えば247条を見ますと、247条の株主総会の決議取消に関する具体的な分類項目が出てまいります。そして、分類項目を参考にしながら必要な判例をご覧いただくというような形です。

以上であります。お話が前後したりいたしましたけれども、基本的には、「法律」「判例」、まだ「文献」については十分ではないのですが、この3つを、総合というのでしょうか、統合というのでしょうか、一元的に検索ができる商品の開発を目指したいと思っております。そして、その鍵は、キーワードの総合的な整備、シソーラス化であると考えております。

あとのパネルディスカッションの話につながるかもしれませんが、お手元に配ったものに書いておりますので、ちょっとお話をさせていただきます。現在、インターネットを通じて国から法情報が提供されてきておりますけれども、旧来、紙が中心だったときの法情報の提供の仕組みの中で実現してきたことをそのまま実現しようとしているのが現状ではないかと思っております。提供の仕組みが変わってきているわけですから、提供内容・方式を変える、そういうところに踏み込んで考えるべきではないかと、そんなふうに思っています。

一例を挙げますと、いま法律の改正は「一部改正方式」であり、改正文が「官報」で公布されるだけあります。ですから、元の法令が分かってなければ、一部改正法を見ても、改正内容や改正後の条文が分かるということは、ほとんどないと思っております。一部改正方式というのは、ドイツ、フランスですか、そちらの制度を取り込んできて現在に至っているもので、内閣法制局の方々にお伺いしても、それを前提にいろいろなことのお考えでありますし、地方自治体の方々も同様であります。実際の法令の改正作業を伺いますと、改正前の条文と改正後の条文を作ったあとで、一部改正の改正文を作るというようなお話であります。これを変えるなど考えたこともないとお話です。

一部改正方式の利点はあると思うのですが、改正方式を変え、改正後文を公布するということも考えていってもいいのではないかと。そうなりますと、私どもの法令集の編集のあり様に影響してまいります。そういうようなことを考えております。そういうことを含めまして、こういう法情報の提供の多くの部分が民間に委ねられているのが現状であります。改めて官・民、そして学の先生方が一体となって検討にとりくんでもいいのではないのではないのでしょうか。

これは当たってないかもしれませんが、官の間は縦割りで、なかなか共同してできない。学の中も、そうなんではないかというような気もいたします。午前中のお話を伺いしております。それぞれご研究をしておられますけど、共同してできれば、よりよい法情報の提供が実現できるのではないのでしょうか。

官・学と申しましたが、それより難しいのは、営利を中心に考えておる民、我々出版社ではないかと思っております。ですから、民同士の共同。単に競争ではなくて、共同する部分と競争する部分、そんなことを考えなければいけないのではないかと。そんなふうに思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。(拍手)

「判例master」

新日本法規株式会社

始めさせていただきます。本日は、弊社をお招きいただきまして誠にありがとうございます。ご紹介いただきました「判例MASTER」のご説明をいたします。

まず、判例MASTERの特徴についてご説明いたします。収録内容では、30種類以上に及ぶ国内の主要な法律雑誌に掲載されております判例をデータベース化しております。全分野、全審級の10万件以上の判例の要約と詳細な書誌情報を1枚のCD-ROMに収めております。最高裁判例を中心に重要判例につきましては、主文と理由全文の収録をしております。今後、さらに充実を図ってまいります。

対応機種といたしましては、判例検索システムとしては初めて Windows 版と Macintosh 版両用のハイブリット版を採用しております。CD-ROMの中に両方のソフトが入っておりますので、事務所に Windows、ご自宅に Macintosh 等がある場合、一枚の「判例MASTER」のCD-ROMをセットするだけで、両方ご利用いただけるということになっております。

検索機能といたしましては、検索された判例の審級関係や、関係判例、引用判例など、幅広く判例を追跡できる機能を装備いたしました。上告審や下級審の判例等の参照が可能になります。これにより類似判例を調べるため、今までいろいろな法律雑誌を当たっていたいております作業が半減いたします。

最後に、ユーザーの利便性を最優先に考え、判例要旨、書誌情報、全文等のダウンロードが無制限にできるようになっております。準備書文や論文などにそのままご利用いただくことができます。また、和数字に変換して保存できますので、ワープロソフト等で縦書きで見栄えよく印刷させることもできます。

次に、キーワードの構造について説明いたします。

検索キーワードとしては、法律用語から一般用語まで約8万語をご用意しております。キーワードは「抽出キーワード」と「仮想キーワード」を用意しております。判例要旨、事件名、参照条文、出典、評釈、評釈者などの用語を、抽出キーワードとして採用しております。また、仮想キーワードにつきましては、抽出キーワードにない用語を、その各々の判例に付加させております。参照キーワード、分類キーワード、同意語処理、シソーラス機能が挙げられます。

それでは、その中でシソーラス機能についてご説明いたします。シソーラス機能とは、同意語、類義語、関連語から、用語の上位関係、下位関係を関連づけたものです。上位概念の「疾病」という言葉を入力すれば、下位概念の心身障害、言語障害や、その下位概念であります身体障害、失語症等のキーワードが全て自動的に検索の対象となります。下位概念のキーワードを追加して検索結果を広げて検索していただくという必要はございません。

〔実演〕

それでは、具体的に「判例MASTER」のデモンストレーションをさせていただきます。

実際に今ご覧いただいておりますのは「複合検索画面」と呼ばれるものになっております。判決年月日、法令名、キーワードから検索できます。入力欄が縦と横に並んでおります。縦にキーワード、あるいは法令名を入れていただきますと、自動的に「AND

条件」が設定されます。横に並べますと「OR条件」が設定されます。また、キーワード欄と法令名の左横にありますチェックボックスをクリックいたしますと、そのキーワード、法令名を外すという「NOT条件」の設定ができます。

例えば、こちらで医療過誤の判例で、看護婦が注射をした際の事例といったものご説明をいたします。「医療過誤」と入力いたしまして **Enter** を押すことによりまして、漢字に変換いたします。判例MASTERは、独自の漢字辞書を持っております。ここで漢字に変換されなければ、その用語はキーワードとして登録されていないということになります。つまり、この時点で、そのキーワードの判例があるかどうか分かる仕組みになっております。「医療過誤」の下に「看護婦」、あるいはその下の「注射」と入れてみます。「チュウシャ」の場合は、同音異義語がこのように出てまいりまして、上の注射器の「注射」を選択していただくということになります。これで「医療過誤」「看護婦」「注射」という条件が設定されます。ここで検索アイコンをクリックいたしますと、検索結果が18件と出てまいります。この時点で「一覧」というアイコンをクリックいたしますと、判決年月日、裁判所名、判示事項といったものが一覧でご覧いただけます。この時点で「要旨」へというアイコンがございますので、これをクリックいたしますと、今一覧でご覧いただいた内容を具体的に一件ずつ見ていただくということになります。内容といたしましては、裁判所名、判決日付、事件番号、事件名、参照条文、出典、評釈情報等が出てまいります。

判例MASTERは、基本的に判例の要約情報を収録しておりますが、最高裁判例及び重要判例につきましては、全文を登載しております。上のほうに「全文」というアイコンがございますので、ここをクリックいたしますと、「主文」「理由」というものがご覧いただけます。

次に、「全文」の横に「キーノート」というアイコンがございます。ここをクリックいたしますと、裁判結果ですとか、関連判例、裁判官名が参照できます。こちらにあります裁判官名もキーワードになっておりますので、裁判官名で検索をしていただくことができますようになっております。

次に、類似判例というのが出てまいりますが、これを見てみたいという場合、「全文」の横に「関連」というアイコンがございます。ここをクリックいたしますと、一覧形式で関連判例がご覧いただけます。同じように「要旨」というアイコンをクリックいたしますと、その関連判例の具体的な内容がご覧いただけるということになります。

次に、検索をしていただきまして、その内容をフロッピーディスク、ハードディスク等に保存していただく、あるいはプリントアウトをしていただくことができます。こちらのフロッピーディスクのアイコンをクリックいたしますと、ドライブとかファイル名を指定いただきまして、このように保存していただくことができます。最初に述べましたように、保存形式というのが右の中程にございますが、漢数字の変換をすると、ここをチェックをかけますと、数字を漢数字に変換して保存させることができます。縦書きで見栄えよく印刷していただけるということになります。

次に、判例MASTERの機能で、キーワードの参照機能についてご説明いたします。ストレス障害でありますPTSDについての判例を調べたいという場合です。ご覧いただいでわかりますように、「P」と入れていただきまして、下のほうに「参照8番」とございますが、「参照」を押していただきますと、頭に「P」の付くキーワードの一覧がこのように出てまいります。こちらのほうから「PTSD」という用語を拾いまして検索をいたしましたすと、このように2件出てくるという形になります。

次に、先ほど述べましたシソーラス機能について実際に見ていただこうと思います。例えば、「スポーツ」と「死亡」という用語を入れます。これで検索をいたしますと149件出てまいりますが、実際見ていただきますと、こちらの判例は、スキーヤーがスキ

一場合で転倒した際に死亡してしまった事例。こちらの文中には「スポーツ」という言葉は使われておりませんが、私どものシソーラス機能を使いまして、このような形で検索をしていくという形になります。

最後に、判例MASTERは、判例要旨を中心にしたデータベース・ソフトですが、判例の全文が収録されていない場合、全文をファックス及び郵送でお送りするコピーサービスもしております。また、判例MASTERは、年2回更新版が発行されます。次の更新版までのタイムラグを埋めるために、NIFTY-Serve上で毎週1回、最新の判例の速報情報を流しております。併せてご覧いただくということもできるようになっております。

短いですが、これで終了させていただきます。本日は、どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

「判例タイムズDVD－電子復刻版」

株式会社判例タイムズ社（株式会社EOC）

EOCの菅原と申します。よろしくお願ひいたします。
セッティングのほうにもう少し時間がかかりそうですので、お待ちいただければと思います。
その前に、このあとお手元のレジメに沿ってまずご案内させていただきたいと思っております。「判例タイムズDVD」というクリーム色の封筒です。こちらに入っているレジメでご説明させていただきたいと思っておりますので、もしお手元になの方いらっしゃいましたら、いま当社スタッフのほう回っておりますので、ぜひお受け取りいただければと思います。

お待たせいたしました。改めまして、EOCの菅原と申します。本日は、「判例タイムズDVD－電子復刻版」の説明の場を設けていただきまして、ありがとうございます。
当社、EOCという会社ですけれども、このタイムズの電子復刻版に関しましてはソフトウェアの開発及び販売のほうをやらせていただいておりますので、本日は、当社のほうからご説明のほうをさせていただきます。

ご説明のほうは、お手元にごございます「判例タイムズDVD」の資料に中の白いレジメに沿いましてさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますがお手元のほうにご用意いただければと思います。

「判例タイムズDVD－電子復刻版」ということで、こちらのソフトウェアは創刊号から1,000号までの全頁、約25万頁、広告を除く全頁になりますけれども、こちらのほうをDVD-ROMのほうへ全て収録させていただきました。データのほうは、DVD-ROMで6枚組という形になっております。

次の頁、1頁目をめくっていただければと思います。判例タイムズのほうは、もちろん判例だけ登載しておるわけではございませんので、判例、解説、論文、記事、これ約10万件をDVDのほうに収録させていただいております。もちろん必要な情報を簡単に素早く検索していただけるようにさせていただいているだけではございませんで、書籍では不可能だった複数号にまたがる関連情報へのアクセスといったものも実現可能な形にさせていただきました。

2頁目です。本製品の「特徴」ということで、先ほどもお話しましたように創刊号から1,000号まで、こちらの全頁をDVDのほうに収録させていただいております。

画面のほうは、PDFファイルを採用させていただいておりますので、書面のとおり、本のとおり100%ご覧いただける形になっております。PDFファイルですので、印刷していただいたものは、もちろん本のまま、本のコピーがそのまま出てくる感覚という形でご利用いただけます。単に1,000号までの頁を収録したということではございませんで、独自の高速全文検索を実現しております。画像データのほかに、裏側にはテキストデータベース全部動いておりますので、判例の本文及び最初の囲み、解説の部分です、こちらのほうを全文検索して漏れのない検索を実現しております。検索のほうも、検索用のCD-ROMというのをご用意させていただいておりますので、1,000冊まとめて串刺し検索していただける。それから、情報追跡機能といたしまして、審級関係、論文ですとか引用判例、こういったものも簡単にボタン1つでご覧いただけるようになっております。

3 頁目ですけれども、「こんな方におすすめします」と書いてございますけれども、もちろん2 番目にありますような省スペースということはございますけれども、今までの判例のデータベース等ですと、どうしてもテキストベースのデータベース、しかも判例が収録されているということで、たとえ判例タイムズの登載判例が全件入っていたとしても、タイムズのほうはもちろん記事、論文入っておりますし、解説もございます。それから交通事故ですとか登録商標の問題などでしたら図表関係が入っております。そういったものが今までのものですと、ご覧いただけなかった。そうしますと、本を捨てるとか、どこかにやるということも難しかったわけですけれども、今度の「電子復刻版」のほうに関しましては、全頁収録させていただいておりますので、もう本がいらないという形でご利用いただけるようになっております。

次に4 頁目です。「フリーキーワードによる漏れない検索を実現」ということで、判例の本文、それから解説の部分、こちらのほうは固定キーワードの方式ではございません。全文フルテキストから自動的に検索するという形をとらせていただいております。

次に5 頁目ですけれども、検索結果の一覧表示の画面で、判例の概要をご覧いただけますように、「判示事項」が簡単にご覧いただける形になりました。そのことによって、まだまだ確かに法情報をコンピュータで探すということは便利だけれども、実際に中身を見る場合にはディスプレイ上ではなくて、紙ベースでご覧になりたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、判示事項がご覧いただけることによって、この一覧の画面から直接本文の印刷といった機能も付けさせていただいておりますので、短時間で本文を入手して中身をご覧いただくということもできるようになっております。

6 頁目です。PDF ファイルの採用によりまして、紙面と全く同様の詳細画面を実現しています。もちろん判例タイムズの判例のほうの最初の囲みの部分、こちらもご覧いただけますし、本文のほうに傍線がふられていることもございます。それから、先ほどもちょっとお話しました図表関係ですね。登録商標の問題などでしたら、図表がないと中身が何だか分からないということがございますけれども、こちらのほうも全部そのままご覧いただけるという形になります。

7 頁目ですが、こちらのほうが最大の今回の「復刻版」の特徴になります。複数号にまたがった関連情報を瞬時に表示できるということで、判例のほうを検索していただいて、判例の本文もちろんご覧いただけます。そこから審級関係、上告審、下級審の判例をボタン一つで中身をご覧いただけます。それに関する論文、もちろんこれはタイムズの復刻版ですから、タイムズの中でその判例に関係する論文があれば、その論文に簡単に飛べるようになっております。さらに、その文論の中で引用されている判例に関しても全部紐付けをさせていただきましたので、論文から引用の判例のほうにもご覧いただけるという形になっております。

8 頁目のほうは、「便利な機能満載」ということで、デジタル情報に全部してしまいますと、検索できて便利な部分もございますけれども、本の感覚ですね、アナログの感覚でご覧いただいたほうが便利なことも多いということで、アナログ感覚も付けさせていただきました。1 つは、何号の本が見たいということであれば、その号の表紙が出てまいります。そして1 頁ずつべらべらめくってご覧いただくこともできますし、本を普通ご覧いただく場合は、おそらく目次をご覧いただいて、その目次の中で、この判例を見てみようとか、この論文を見てみようということになると思いますけれども、その目次も収録させていただいております。目次からご覧になりたい判例、論文に即飛びますので、それをご覧いただいて、その関係判例ですとか、引用判例のほうにまた飛んでいただくという形でご利用いただけるようになっております。

特徴といたしましては、そういったところになりますので、あとは実物のほうでご覧いただければと思います。

〔実演〕

画面のほうは、判例タイムズの電子復刻版の「検索条件」入力画面というのが出ておりますけれども、この画面が「判例」を探していただくときの画面になります。もちろん、タイムズのほうは、判例の収録だけではございませんので、「記事」「論文」を探したいという場合には、記事、論文の検索画面をご用意させていただいております。記事に関しては、タイトルから探すか、号、頁とか、著者の方のお名前・肩書、それから何年ぐらいの論文が見たいといったような角度から探していただけます。

では、サンプルとしてワンパターンを試させていただければと思います。例えば、交通事故関係の判例で、自動車保険に関係するような判例はないだろうかと入れていただいている、検索とやっただけであれば、これで該当の判例のタイトルの一覧がご覧いただけます。マウスのカーソルを「判例」のタイトルに合わせていただきますと、画面のいちばん下をご注目いただければと思います。その判例の「判示事項」がご覧いただけるようになっております。これで、どの判例を見たいかというのを選んでいただければけっこうです。

例えば、このへんの判例を見てみようということであれば、選択して「詳細」とやっただけいただきますと、これで本のまま該当の頁全体がまず表示されるようになっております。もちろんこれでは中身を読んでいただくわけにいかないものですから、こちらに「読む」というボタンがございますので、これを押していただきますと、画面が拡大されます。これで判例の中身のほうをそのままご覧いただけるようになっております。ご覧いただいているように、紙面がそのまま表示されておりますので、いま出ている解説の部分ですとか、傍線等もそのままご覧いただけるようになっております。

あとは、この判例をご覧いただいて、この情報追跡をしよう。例えばこれに審級がないだろうか、関係の論文はないだろうかということになりますけれども、その場合は、右上の「目次」というボタンを押していただければけっこうです。現在表示している号の目次が出てまいります。いま表示しているのは、いちばん下の判例になりまして、その左側へ「審級」と「論文」というボタンが表示されております。ボタンがあれば、該当のデータがあるということで、例えば「審級」のほうですと、この判例。いまご覧いただいているのは最高裁の判例でしたけれども、神戸地裁から大阪高裁、それで最高裁へ行ったと。じゃ、この判例の中身を実際見てみよう。これで一番ですかね、神戸地裁の判例の該当の頁へ飛んでまいります。先ほどの最高裁の判例が890号ぐらいだったと思いますけれども、いまご覧いただいているのが768号に搭載されている判例ということで、号をまたがって中身をご覧いただけます。

この判例に関して関係の論文はないだろうかということになりますと、「目次」というボタンから、今度は「論文」というほうを選んでいただきますと、論文が2件あるよと。その論文の中身を出してくれとすると、今度は919号に搭載されております論文の中身がご覧いただけるようになっております。

さらにまた「目次」とやっただけいただきますと、いまこの論文が出ているよと。その論文の左に「判例」というボタンが今度ございますので、「判例」というのを押していただくと、今度は、その論文の中に引用されている判例の一覧が出てまいります。その判例の中身を出せとすると、また中身が出てくる。ちょうどたまたまこれはぐるっと一周していちばん最初の最高裁の判例へ戻ってきておりますけれども、こういった形で、一つの判例から論文や審級をたどって、法情報のサーフィンをやっただけという形になっております。

「判例タイムズ」の電子復刻版のソフトの機能として主だったところは、いまご案内させていただいた形です。確かに創刊号から1,000号まで全部搭載させていただきましたが、単に搭載した、本を集めたというのとは違ひまして、万が一本を1,000千

冊集めてもできないこと。こういった情報のリンクということは、本ではできない部分になりますので、そのへん便利にご利用いただけるようにさせていただきました。

今回の一つのテーマにもなってます、私どものように商業ベースのデータベースがこれからどういう方向へ行かなければいけないかというものの一つの方向として、こういった判例そのものの提供ではなくて、それに論文等の付加情報、付加価値を付けて提供していきたいというふうには考えております。「判例タイムズ」の電子復刻版を核にさらに付加価値、付加情報を追加していったら、皆様に便利にご利用いただけるシステムにしていきたいと考えております。

その一つの現れとしまして、今回こちらの「補足版」のDVDというものを新しくリリースさせていただきます。こちらのほうは、私どもEOCという会社のほうで作らせていただいているソフトでございまして、主要法律雑誌の判例時報さんですとか、商事ホームズさん、商事ホーム時報さん、金融商事さん、そういったところに掲載されて、なおかつ判例タイムズのほうに掲載されなかった判例、そちらのほうを「補足版-DVD」ということで別のDVD-ROMでご提供のほうさせていただきます。そうなりますと、それと判例タイムズの電子復刻版と両方使っていただければ、主要法律雑誌に載っている判例は全てケアできるという形になります。

実際はどういう形になっているかと申しますと、判例タイムズの電子復刻版と一体となってご利用いただくようになっております。これは先ほどの検索結果の一覧でございますけれども、この上のところに「補足版」というボタンがございます。その右隣に36件と件数が出ておりますけれども、これは補足版のDVD-ROMのほうにも同時に検索をしております、そちらのほうには該当の判例が36件あるよという形になります。ですから判例タイムズのほうではなくて、「補足版」の情報を見たいという場合には、このまま「補足版」というボタンを押していただきますと、今度は補足版の検索結果の一覧に切り替わります。見たいものを選んでいただいて「詳細」とやっていただきますと、こちらPDFファイルを使った4段組の表示になるようになっております。

ただ、この「補足版」のほうの4段組に関しましては、当社のほうで独自に段組みをしたものです。あくまでも主要法律雑誌に掲載された判例、そちらのほうを収録させていただいたという形になります。

この判例にはなくて残念なんですけれども、左上の「図表」というボタンがグレーになってます。分かりにくく申し訳ございません。各判例の、先ほどもお話している交通事故とか、登録商標、知的財産権の問題ですね、ああいう判例に関しては必ず図がないと本文だけでは理解できないということで、補足版に関しましても図表に関しては掲載させていただいておりますので、はこのボタンを押していただくとそちらのほうもご覧いただけるようになっております。

こういった形で『判例タイムズ』の電子復刻版。ちょっと判例のデータベースとはイメージが違いますけれども、これを核にいろいろ付加価値を付けていきたいと考えております。

ご説明のほうは以上で終わらせていただきます。(拍手)

〈司会〉どうもありがとうございました。

質問を1件よろしいでしょうか。冊子版の『判例タイムズ』は、今後電子媒体とどういふふうにリンクしていくのでしょうか。本体のほうですね。本のほうです。

〈菅原〉あくまでも判例のデータベースという感覚よりは、復刻版の感覚ですので、今回のもので1,000号まで入っています。そのあとのリリースに関しては、今のところ3年後に「追録版」を予定してまして、それまでは基本的には本を買ってくださいという話です。

〈司会〉ありがとうございました。

「LEX/DB」

株式会社TKC

TKCの老友でございます。本日は、レジュメと資料を用意しております。最初に、パワーポイントで説明させていただき、その後で、TKC法律情報データベース「LEX/DBインターネット」のご紹介をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず初めに、「LEX/DBインターネット」を説明する前に、TKCはどのような業務分野の仕事をしているか、若干ご紹介申し上げたいと思います。

私どもは、会計事務所と地方公共団体の二つの分野に専門特化した情報サービスを行っております。会計事務所の分野では会員制のサービスを行っており、現在の会員数は、全国で8,000事務所がございまして、会員事務所を経由して関与先企業約55万社の財務計算、税務申告、給料計算等のASP業務を行っております。

もう一つの分野であります、地方公共団体事業分野では、全国約400団体から、情報処理と情報提供サービス、そして、クライアントサーバシステムを提供させていただいております。現在全国で約3000の地方公共団体がございまして、その数からしますと、約1割強の団体のサービスをさせていただいていることとなります。

このように、TKCは二つの分野に専門特化しているわけですが、この二つの分野とも法律に深く関わっているサービスです。会計事務所については、法人税、消費税といった税法、地方公共団体は、法律に基づく行政事務ですので、このバックボーンとして、法律的な面をしっかり押さえるため、また、実務家が的確な業務を行うことができるようにするためのデータベースを開発しようということで、昭和60年4月に、TKC法律情報データベース「LEX/DB」が誕生したわけです。

私どものTKCの特徴的なマーケティングは、ユーザと当社が一体となって、システムやサービスを開発し、推進すると言う点でございます。ここが、非常に特徴的な点でございます。会計事務所分野につきましては、TKC全国会というユーザ会を組織しております。全国20ブロックに分けた地域会で構成されています。この会員の組織で専門委員会を設け、システム開発や研修、業務開発、普及促進等の活動しております。法律情報データベースを担当する私くしどもの部門は、まだこのような会員組織はございませんが、将来そういう方向を実現したいと願っているところでございます。

ここで、このTKC全国会の最近の活動について、若干ご紹介申し上げたいことがあります。それは、「TKCふるさと求人情報」でございます。今、大学生4年生の皆さんは就職活動が大変でありまして、現時点では、大手企業の採用活動が、だいたい終わったように思います。これからは、中堅企業に向けた活動や、故郷に戻り就職したいという学生も出てくるかと思いますが、この就職活動をTKC全国会が支援しようとするものです。特に中小企業にとりましては、いま優秀な人材をとるチャンスですので、学生と中小企業の仲立ちをするWebサイトを立ち上げたものです。これは無料でございます。掲載も利用も仲介も一切無料で提供するというので、来月から正式にスタートします。今月は、テストを開始しております。現在3千企業ほどが載っております。来月まで、10,000企業を目標に掲載するよう、TKC全国会の会員会計事務所が、ボランティアで推進しております。先生方が大学に戻りまして、学生さんから相談がありましたら、是非ともこのサイトを見るようにアドバイスしていただきますよう、よろしくお願い致します。

さて、前置きが長くなりましたが、「LEX/DBインターネット」につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。はじめに、TKC法律情報データベース「LEX/DB」誕生の経緯をご紹介します。「LEX/DB」の開発は、さきほど少し説明させていただきましたように、TKC全国会活動の中で、昭和49年頃に、税務会計業務のバックボーンとして情報を蓄積したデータバンクを作りたい、という声が高まりました。当時は、データバンクという呼び方で、非常に期待を込めた呼び方をしていたもので、そのサービスの実現のため、様々な調査を行っていました。昭和50年後半頃に、やっとコンピュータも日本語処理が開発され、漢字での出力が可能になってきました。そのときから、まずデータベースの検索システムを開発するとともに、昭和59年7月に、第一法規さんと提携させていただきまして、判例情報、書誌情報などの基礎情報を提供いただくということになり、税務判決データの制作を開始しました。そして、昭和60年の4月より、まず税務に関するデータベースからサービスを開始しました。その後、第一法規さんとは、今日までお付き合いが続いております。

そして昭和60年4月、ちょうど第二種電気通信事業の自由化がありまして、VANサービス「付加価値通信網サービス」が可能になりました。私どもでは、独自のTKC-VIPネットというネットワークを立ち上げて、オンラインサービスを開始したものです。サービスの開始時は、税法だけでしたが、会計事務所の業務は多岐にわたりますので、全てはカバーしきれません。当然、会社法とか民法であるとかが関連しますので、民事・行政事件判例のすべてを収録する方針で、データの収録範囲を広げたわけです。現在では、全法律分野の収録を行っています。その後、平成2年10月に、日経テレコンにゲートウェイをし、平成3年7月にCD-ROMパッケージサービスを開始しました。それから、平成3年10月に、今日発表あるかと思えますけれど、G-Searchさんにもゲートウェイさせていただきました。平成5年には、税務判決と国税不服審判所の裁決事例を収録したCD-ROM版のサービスを開始しました。それから、今年サービスを中止し撤退の方向でありますけれども、平成6年にPC-VANに接続を開始し、そして、昨年10月に「LEX/DBインターネット」サービスを開始したということでもあります。

それでは「LEX/DB」の開発ポリシーをご紹介します。5点ございます。まず最初は、フルテキスト型のデータベースということでもあります。データベースの開発を検討した当時、各国のデータベース事情を調査しました。ドイツにDATEV（データフ）という世界最大の情報センターがあるのですが、TKCはここと業務提携をしまして、データベースシステムとサービスの状況を調査しました。この結果、欧米でのデータベースはフルテキスト型が主流でしたので、開発コストは掛かりますが、将来を見据えて、フルテキストでデータを収録する方針としました。書誌情報としては、審級関係、判旨事項、上訴等。判例全文では図表も含めた情報を、完全なフルテキストでデータベースにしたということです。

2番目は、情報の網羅性についてです。明治8年から直近月まで120年間に公開された判例と関連情報を収録しようということです。まだ100パーセントではありませんが、ほぼ当初の計画は収録しています。さらに、現在も努力しているところです。

そして、3番目は速報性の確保ということです。判例は毎日出ているわけですので、毎週データを追加登録しております。現在では公表されてから、1ヶ月で収録しているのが現状です。また、新聞報道された判例につきましては、事件の当事者に直接当たって入手しています。最近では当事者も協力的です。こうして入手した判例データは話題性がありますので、特急で処理してまして、入手してから1週間ぐらいでデータアップしております。

4番目は、プライバシーの保護に関してでございます。これは、昨日からのシンポジ

ウムのテーマに出ていましたが、「LEX/DB」では、当事者の名前は入っていますが、当事者名での検索はできないようにしています。最初からこの方針で行っております。ただし、知的財産権判例につきましては、プライバシー問題は少ないと判断し、今年の7月中旬頃をめぐりに、会社名と商品名について、検索が可能にするよう現在準備しているところです。また、特に、刑事判例、税務関係の刑事判例につきましては、当事者名の匿名化が完了しております。この辺のプライバシーへの配慮をしていきませんと、さきほどの午前中の講演にありましたけれども、自分の身内が当事者となっていた場合など、知られたくない情報が、他人に知れてしまうことになったら、問題が生じるわけです。また、データベース業者自身が損害賠償の対象になりかねないという危惧がありますので、これを匿名化しております。この匿名化の作業は、大変なコストがかかるのですが、行っております。

5番目は、学術研究、社会的資産的な判例も収録する方針ということですが。旧憲法下の大審院判例についても収録しています。これにつきましては、私どもの企業だけでは、なかなか難しい点がございまして。この辺につきましても、諸先生方のご協力をいただければ、大変ありがたいと考えているところです。

次に、文献の収録についてです。現在90種類の文献、2万2千冊の刊行された出版物から収録しております。お手元の資料の一番目に、それぞれの判例集の出典を書いてあります。これは、データベースを構築するのに大変お金のかかる作業です。今回のシンポジウムの大きなテーマ、一次ソースの入手の問題でもあります。この収録について、私どもは、早く判例を収録したいのですが、直接裁判所から原本を入手することはできません。このため、公的判例集や、法律専門誌が発行した雑誌などから収録しなければならないのですが、出版社の編集方針により、原文が一部省略されていることが多くございまして。また、同じ判例でも出版社によってだいたい編集が違っていて、一部欠けたりしております。それから、出版社が解説や判例評釈などを付ける文献の場合、執筆者の都合で、公開されるまで1年から1年半かかることがあります。したがって、遅く世に出てきた判例を入力しなければならないという問題があります。

それから、出版物の誤植をそのまま受け入れなければならないことがあります。私どもは原点がわかりませんので、その辺の確認が隘路です。つい最近もあったのですが、違法と適法の「違」と「適」が、どう見ても違うんですね。違法と適法では、判決がまったくひっくり返りますから。それを出版物に書いてある以上、そのまま載せなければならず、印刷物の誤植を、そのままデータベースに載せなければならないという問題もあります。

さていよいよ、「LEX/DBインターネット」の概要に移りたいと思います。まず、一番目は、収録内容についてでございます。お手元の資料の二番目2頁をご覧くださいと思いますが、私どもの、情報の内容をコピーで紹介させて頂いております。左側には書誌情報、右に全文、そして、図表と、これは、ざっと見ていただければお分かりいただけますが、判決については書誌情報、上訴等、審級関係、そして判例評釈の所在情報、参照法令等を情報として収録しています。

それから、二番目に、キーワード数は現在200万語になっております。このサービスは、インターネットですので検索エンジンを使っております。なぜ200万語のキーワードを用いているのかと、奇異に思われるかもしれません。今まで、検索エンジンが出る前までは、私ども独自に開発した検索システムでサービスをしておりました。「LEX/DBインターネット」は、昨年6月にサービスを開始しましたが、完成したのはその1年前でした。いろいろとテストしてみましたら、検索エンジンではどうもうまくいきません。と申しますのは、日本語の中でも、特に判決文は難解な文章です。否定の否定の否定、二重否定など特殊な表現があります。また、長い文章で、全部「，」が

続いていて、最後に「。」が1個という文書があります。検索エンジンが非常に悩んで、適切な判決をヒットしてくれません。これは、4、5ヶ月間テストをしてわかったことです。このため、テキストデータを直接検索エンジンを使って検索させるのはやめることにしました。従来のサービスの「LEX/DB」では、文中の名詞をすべて、キーワードとして検索することができるように、キーワードの辞書ファイルを持っています。そこで、この辞書ファイルに対して検索エンジンをかけるよう、設計を変更しました。これをもとに、パイロットユーザにテストをお願いし、1年後にリリースしたという経緯がございます。そういう意味では、検索エンジンについては、今でも各メーカさんの協力を得て実データに基づいて、シミュレーションをしておりますが、なかなか思った通りにはならないというのが現状です。このため、TKCでは補助的なシステムを開発し、利用しやすい検索を実現でしています。

次にデータベースサービスの種類と収録件数についてでございます。後でもご覧いただけますが、収録文献数は、5月18日現在247,000件収録しております。このうち判例は、156,673件。この中に、戦前の大審院判例は21,594件収録しております。データベースサービス種類は、総合データベース、個別データベース、要旨データベース、Q&Aデータベースと大きく4つ分野に分かれています。個別データベースは、総合データベースの判例から分野別に編集しており、「税務判決(裁決)」「知的財産権判例」「交通事故判例」「医療判例」となっており、知的財産権の判決を調べたいといった時には、ここから入ると、もれなく検索が可能です。現在は10,718件の判例が収録されています。

検索の方法については、7つの検索方式を用意しております。これは、CD-ROMの検索と同じですが、今後は利用者の要望を入れまして、ユーザフレンドリーなインターフェイスにしていきたいと思っております。

次は、「LEX/DBインターネット」の特徴の一つをご紹介します。SDIサービスである、新着判例自動配信サービス「LEXニュース・レター」という名前の、クリッピング・サービスを開始しております。これは、必要なキーワード等の配信条件を事前に予約し、新着判例が収録される都度、自動的にeメールとホームページにて、新着案内するサービスです。例えば、著作権というキーワードを事前登録します。毎週、判例が50から100件判例が登録されますので、その中に、著作権の判例がありましたら、eメールでそのリストをお送りします。そうしますと、先生方が研究されているテーマについて、もれなく判例が確認できることとなります。このサービスは、無料で提供させていただいており、大変好評を得ております。

次に、サービス形態ですが、お手元のパンフレットにございますが、当社のWebサイトからご利用いただく方法。2番目に、インターネット・プロバイダでの利用です。G-Searchさんでご利用いただけます。Nifty, Biglob, Peopleについては、すべてG-Searchさん経由でご利用いただけるようになっております。

続きまして、サービスの提供方法ですが、時間制をとっています。これも、ちょっと奇異に思われるかもしれません。有料の他のインターネットサービスでは、だいたいが件数課金というのがほとんどだと思います。これをあえて時間課金にしております。これは、後のパネルディスカッションで、紹介できればいいのですが。私どもは、検索された件数のお金を気にして、検索のプレーキとならないようにしようと考え、時間制をとっています。この時間内であれば、どのデータベースを使ってもいいという形にしています。利用契約は、従量契約と固定契約があります。従量契約は基本料金と従量料金で構成されています。固定契約は、予算上利用可能な金額が決められている場合のために、この契約を用意しています。

それから、企業や弁護士事務所等の一般サービスにつきましては、従量契約と固定契

約とも4コースを設けていまして、アカデミック・サービスにつきましては、この2つのサービスを提供しております。研究室向けサービスは、月1万円で月間20時間まで利用できます。従量契約、固定契約、年一括契約の3とおりのサービスを用意させていただいております。

私どもが今後力を入れたいサービスは、IP接続サービスです。現在各大学のほとんどネットワーク化されていると思いますが、当社のLEX/DBサーバーと大学とがIP接続をしまして、研究者や学生さんが自分のID、パスワードで利用できるようにしたい。この場合は無制限に利用できる環境にしたいと思っています。それと、法情報学の演習等にご利用いただけるよう、同時に、IDを100ID程度提供し、授業の中で使用できる環境を整えています。

次に、サービス時間と問い合わせ窓口についてですが、インターネットですので、24時間利用できます。ただ、毎月第2日曜日だけ保守日とさせていただきます。インターネットの良さは、24時間、自宅でも出張先でも自由に利用できることです。また、「LEX/DBインターネット」では、問い合わせも、フリーダイヤルでホットラインを設けています。

次に、法情報学に対する当社の姿勢について、次の4点について考えております。まず第1点としては、先ほど、私どもの企業ポリシーを説明させていただきましたが、研究者、または専門家と一体になったサービスを指向したいと考えています。インターネットの世界は双方向ですので、今までとは違うサービスとの認識を持っていますから、ユーザと一体となったサービスを指向していきたいと考えます。

特にここに書いてある、4つについては、私どもが最も期待したいことです。まず、判例の収録です。眠っている判例がたくさんあるかと思しますので、もしありましたら、是非ご紹介いただきたいと思います。次にユーザーインターフェイスの設計、機能の改善です。これにつきましても、私どもが考えているだけでなく、先生方、それから利用される皆様方、ユーザの方の声を聞いたサービスをしていきたいと思っております。実は、インターネットサービスを開始してから、ユーザを訪問してご意見を聞いております。Webサービスで、ユーザを訪問することは、あまり聞いたことがないと思っております。この結果、多くの参考となる声を聞くことができました。我々と違う発想があり、今後のサービスに生かしていきたいと思っております。

それから、解説などの付加情報を、先生方や専門家の協力を仰ぎ、サービスしていきたいと考えます。さらに、最新テクノロジーも研究したいと考えます。

3番目に、学術論文等の発表の場も提供できるようなことができないかと考えています。4番目には、会員間相互のコミュニケーションのための、掲示板を開設できたらと思っております。実は、今回、ここでお話をさせていただくために、メーリングリストで主催者の先生と会話をさせていただきました。大変私も勉強になりましたので、そういう仕掛けを、実務家、研究者間で相互交流できる場ができればいいと思っております。

ちょっと時間がなくなりましたが、これから実際に、「LEX/DBインターネット」をご覧いただきたいと思っております。

これが、ホームページのトップページです。左の所に、入り口のボタンがあります。ここで、最初にご覧いただきたいのは、今インターネットを利用しようとしたときに、この、ポップアップが出てきます。ちょっと暗いので見えないかもしれませんが、指定されたキーワードに該当する情報が登録されました。ご注文の文献一覧を表示しますかと表示されています。

これは先ほど説明したSDIサービスである「LEXニュースレター」のことです。今週は115件の情報が新たに収録したということで、その検索一覧が表示されます。これと同じものが、eメールでもご利用の方に届いています。ここから、判例全文を見

にいくこともできます。これが今注目のサービスでございます。

では、1件表示しましょう。これは、平成12年3月9日の判例ですが、今5月ですから、2ヶ月以上経っています。これが、すぐに収録できればいいのですが。

次に、検索メニューですが、左側に総合データベース、そして、個別データベースが並んでいます。そこで、今回、知的財産権のシンポジウムですので、知的財産権の個別データベースに入っていきたいと思います。検索の方法が、法条、フリーキーワード、判決年月日、裁判所名、事件番号というような、いろいろな検索式がありますが、今回は、フリーキーワード検索で検索してみます。例としまして、「インターネット」と「ホームページ」をOR条件で、「商標」をAND条件で入力します

今、この知的財産権判例には、10,713件の判例が収録されています。検索実行をしますと、それぞれのキーワードごとの件数が出ました。インターネットについては13件、ホームページについては16件の判決があります。商標につきましては、2,281件ですので、これをAND条件で掛け合わせたのが下に12件と出ております。次に、検索結果一覧にいけます。

検索結果一覧には、12件、このように一覧で表示されております。では、下から二番目にある判例を表示してみましょう。順に事件番号、判決年月日、商標、差止事件と出ています。下段には、判例全文中のキーワードが出現頻度の高い順に並んでいます。商標、登録、表記、登録商標、カタカナ、コカ、カタカナ表記、缶、図柄ということが出ていますので、自分が今知りたい判例かどうか、これでだいたい当たりがつくようになっていきます。全文表示ボタンをクリックすると、全文が表示されます。設定したキーワードについては、赤で表示されています。ここで、全文が非常に長いため、理由ボタンをクリックするとジャンプして見ることができる機能がございます。これで、理由に飛びました。また、図表があれば、上の右のところに図表のボタンが表示されますので、そこをクリックすると図表がでます。この判例は図表がありません。こういう方法で検索をします。

書誌情報では、審級関係をクリックすると、控訴審のデータに飛べるようになっております。逆に控訴審のデータから戻ることもできます。このように判例を検索することができます。

最後にトップページに戻りますが、ここで、私どもと利用者とのコミュニケーションの場としたいなと考えています。話題判例であるとか、新聞で報道された判例が収録されると、ここから見ていただきます。新たに収録された判例は、一か月間くらい判決の概要もつけ載せています。毎週、50から100件ほど掲載されます。それから、これはコラムです。今後は、このコラムも増やしたいと考えています。

以上、私どものサービスを紹介させていただきましたが、今後とも先生方のご協力を得ながら、「LEX/DBインターネット」を拡充させていきたいと考えております。ありがとうございました。

「インターネット時代の情報サービス」

Lexis-Nexis-Japan

レクシス・ネクシス社のコンサルタント、マイケル・ハデルソンと申します。弊社は、もとは1970年代初期にある弁護士団体が始めた情報サービスに端を発しています。この弁護士団体の本部は米国オハイオ州のデイトンにあり、コンピュータに関する知識も備えていました。当初は、UBIX という独自のコンピュータシステムによってオハイオ州判例情報を提供しており、アクセスできる端末も限られていました。その後サービス形態は大きく変貌し、DOS をベースにしたソフトウェアを利用するようになり、データベースの種類も増大しました。現在ではオンラインで提供するドキュメントは10億を超え、ウェブに比較してざっと5倍程のデータを保有しております。1990年代初期にはWindows ベースのインターフェースを採用し、数年前からはインターネット上でウェブ・システムを提供しております。

こちらが当社がオンラインで提供している情報の一例です。政府系（ガバメント）情報は政府筋から入手している情報で、非政府系（ノン・ガバメント）情報は民間筋からの情報です。政府系情報には、例えば知的所有権などあらゆる法律分野における、判例、制定法、諸規則などが含まれます。知的所有権の分野では、日・米・欧の特許情報、および米国登録商標、米国登録著作権などの情報をオンラインで提供しています。非政府系情報としては、新聞、雑誌、各種ジャーナルなど数千に及ぶニュース情報、Dun & Bradstreet など各種の企業情報、また知的所有権に関する Chisum on Patents に代表されるような分析・解説などをオンラインで検索することができます。

サーチエンジンは大変パワフルであり、2種類の検索メソッドを提供しています。一つはブーリアン検索と呼ばれる方法で、複数の検索語をコネクターと呼ばれる結合子で論理的に組み合わせる検索方法です。各種のコネクターがありますので、複数の単語やフレーズを用いてAND 演算、OR 演算、近接演算などを実行できます。またオンライン上のドキュメントはセグメントと呼ばれる項目に分割されており、各項目に検索を限定して行うことができます。例えば、特許公報のドキュメントでは、発明者、クレーム、要約などのセグメントを指定した検索が可能です。全文検索ではドキュメント全体を検索対象にします。また全文とセグメントを組み合わせた検索も可能です。もう一つは自然語検索で、我々のシステムではフリースタイル検索と呼んでいます。質問文などあらゆる形式の検索要求が可能で、サーチエンジンの側で検索要求を解釈し、関連度の高いものから検索結果をリストアップします。

次に、無料情報サービスとの競合について述べたいと思います。今日ではインターネット技術の発展によって市場参入が容易になり、競争が非常に激しくなっております。米国では、例えばThomas, Lois, USPTO (米国特許商標庁)など公的機関によるウェブサイトがありまして、大変洗練された検索機能を有しています。しかし、一般的には我々のサーチエンジンはこれらに比べより強力なものです。ここで私が申し上げたいのは、レクシス・ネクシスを利用すれば大量の検索を短時間で実行できるということです。無料の検索サイトでも、もちろん検索をすることはできますが、様々な情報を入手するには幾つものサイトを訪れてそれぞれ検索をしなければならず、大変時間がかかります。よく、無料の情報サービスとどのように競争していくのかと問われますが、一つの答えとしてレクシス・ネクシスのサービスでは時間効率が低いという点が挙げられます。

次にレクシス・ネクシスの戦略について述べたいと思います。今後無料の情報サービス

が増える中で、どのように顧客を維持していくかという点につきまして、付加価値を高める、コンテンツの獲得と管理、適切な保護を求めるという三つが主要ポイントとして挙げられます。付加価値を高めるために、我々はハイパーテキストによるリンク、強力なサーチエンジン、個々の顧客のニーズに合わせたソースセレクションや検索フォームのカスタマイズ、24時間のカスタマーサービスなどを提供しております。適切な保護とは法律及び司法の分野を通じた保護という意味ですが、当社が著作権を保有する情報を不当に利用している者に対して差止め請求などを行っていきます。例えば、当社のCD-ROMの内容をウェブサイトで提供しているJurislineという会社に対して現在訴訟を起こしております。また、ほかの情報提供者とともにデータベース・プロテクション・アクトなどを通じた保護を求めておまして、我々が著作権を有するデータを不当にコピーし、無償で利用している者に対する適切な措置を求めています。

競争が激しくなるほどユーザーに対するサービスの質は向上します。無料のウェブサイトが増加しておりますので、我々は継続的にビジネスの革新に努めなければなりません。政府や学術団体による無料サイトはコスト的な優位性を持っており、ともすればこのような革新を妨げかねません。我々が創業した時代にすでに無料サイトが存在していたならば我々の方向性は異なっていたかもしれません。しかし現実には政府や学術団体の無料サイトと競合していかなければなりません。私は、政府と商用サービスとの協力によって、長期的にはユーザーにとって最良のモデルが形成できると信じております。例えば、投資や知的所有権を法的に保護していくということ。データベース・プロテクション・アクトは、データベースの著作権保護に関する初めての法律ですが、この法律のもとで公平な競争が保たれます。私は、将来的にはベーシックな検索は政府や学術団体による無料のデータベースで行われることが主流になると考えております。これらは情報をウェブ上で公開し、ベーシックなサーチエンジンを提供します。一方、レクシス・ネクシスなどの商用情報サービス業者は、e-mail 配信や検索システムのカスタマイズなど、検索機能をより拡充する方向に進んでいくでしょう。検索の自動更新・配信を行うカスタマイズ・デリバリー機能など、今後も当社の技術を駆使したサービスを充実していきます。以上のように、ベーシックな調査は無料のデータベース、ハイレベルで洗練された調査は商用データベースでという住み分けが進んでいくと思います。

時間がありますので、商用データベースの現状についてお話したいと思います。米国では商用データベースが発展しておりまして、レクシス・ネクシスの親会社であるリード・エルゼビアとトムソンの2大グループを中心に競争が激しくなっています。先ほど述べたコンテンツの獲得と管理に関連しますが、コンテンツプロバイダーの買収なども積極的に行われております。特定のコンテンツの提供者を買収すれば、そのコンテンツを求めるユーザーを獲得することができます。また、我々はユーザーから料金をいただいておりますので、それに見合う内容のサービスを提供しなければなりません。カスタマイズ・サービスの充実、検索ツールの向上、よりハイレベルなテクノロジーなどを我々商用業者は求めていくでしょう。無料のデータベースと比較して我々が提供するサービスの違いを、テクノロジー、ノウハウ、データマイニングなど様々な観点で示せなければ、競争に打ち勝つことはできません。商用サービスは今後競争力を高めるためにも、このような付加価値の拡充を求めていくと考えております。

ありがとうございました。

海外知的所有権データベースのご紹介

株式会社 ジー・サーチ

株式会社ジー・サーチが提供する「海外知的所有権データベース」について皆様にご紹介したいと思います。

まず、私ども株式会社ジー・サーチの自己紹介をいたします。株式会社ジー・サーチは、富士通グループのインターネットビジネス・カンパニーとしてコンテンツ事業とサポートサービス事業を中心に展開しております。サポートサービス事業のほうは、国内最大級のインターネット・プロバイダーである@nifty のユーザーサポート業務を中心に行っております。それに対しまして、コンテンツ事業のほうといたしましては、従来のジー・サーチとして国内の主要の約150のデータベースを提供しているほかに、本年2月から海外最大級のオンライン・データベース検索システムである Dialog のサービスを開始いたしまして、Dialog 社が持つ数百に及ぶ豊富な海外のデータベース・コンテンツも併せて提供を始めました。

* Dialog (ダイアログ) とは

ここで、Dialog についてご紹介したいと思います。Dialog とは、1972 年という、今から約30年ほど前からサービスが始まったオンライン情報検索システムのことでありまして、アメリカのカリフォルニア州にデータセンターがあります。そして、世界じゅうの幅広くかつ多種類の情報源を収録しております。例えば、学術論文、業界誌、特許、商標、新聞、化学物質の詳細データ、人口統計、企業情報など、非常に広範囲のデータベースを有しております。

また、Dialog の大きな特徴といたしましては、柔軟性に富んだ検索機能が挙げられます。Dialog に登録されている全てのデータベースを同じ操作性で検索ができ、一度に最大60ものデータベースを一括して検索することができます。

このように、Dialog は世界でも最大規模の商用オンラインデータベースシステムとして世界各国でご利用されております。

* Dialog の代表的な特許データベース

Dialog の代表的な特許データベースについて簡単にご紹介したいと思います。現在 Dialog は17種類もの特許データベースを提供しておりまして、その中でも中心的な存在がこちら Derwent World Patents Index (DWT I) と呼ばれているデータベースですが、こちらは技術内容のみならず対応特許の調査ができるという最もポピュラーな特許のデータベースです。

それに対しまして、ファミリー調査の対象国を広げたい場合、インパドク (INPADOC) というデータベースがあります。こちらのデータベースは、DWT I のデータベースよりも収量国が20数か国多いので、ファミリー調査の対象国を広げるときに、こちらのほうがご利用いただけます。

また、法的状況の確認をしたいときは、こちらの INPADOC というデータベースや、Claims Current Patents Legal Status (CLAIMS/C.P.L.S.) というアメリカの特許

の法的状況を収録したデータベースや、European Patents Fulltext (EP PAT.FULLTEXT)というヨーロッパ特許の法的状況を収録したデータベースがあります。

また、詳細な抄録以上の情報がほしいときには、このようなデータベースがありまして、こちら CLAIMS/U.S.PAT.は、アメリカ特許の抄録、フロントページ、もしくは全クレームの情報を収録しております。その下にあります U.S.PAT.FULLTEXT は、アメリカ特許の明細書の全文を収録したデータベースになります。EP PAT.FULLTEXT は、文字どおりヨーロッパ特許の全文を収録しているデータベースになります。最後の PCT PAT.FULLTEXT は、PCT 公開特許の全文を収録したデータベースになります。

また、専門分野ですね、特定の技術分野の特許について調査したいとき、これらのデータベースがご利用いただけます。まず、CA SEARCH というデータベースは科学関連特許、CLAIMS/UNITERM もアメリカの科学関連特許の調査にご利用いただけます。また、IMSWORLD PAT.INTERNATIONAL は医薬関係の特許を収録しております。また、APIPAT というデータベースは石油化学の特許を中心に収録したデータベースになります。

* 海外特許の重要性

海外特許の重要性については、ここで改めてご説明するまでもないと思いますが、一応触れさせていただきますと、日本の特許のみならず海外の特許まで調査の対象を広げますと、分野における世界的な最新の技術情報を得ることができます。そして、その技術情報を自らの研究開発に生かすことができます。

具体的にはどのような研究開発が行われ、どのような特許出願がされているかが、世界的なレベルで把握できますので、重複した研究開発、重複した特許出願を回避でき、無駄な投資を防ぐことができます。

また、異議申し立てや無効審判などの特許係争資料の調査の場合も、より多くの資料から調査を行ったほうが、有効な資料が発見できる確立は高くなるといえます。

* Derwent World Patents Index

それでは、Dialog の個々の特許データベースについて簡単にご紹介したいと思います。

まず、こちらの Derwent World Patents Index というデータベースですが、こちらはイギリスにあるダーウエント社という会社がデータベースを作成しております。こちらのデータベースは、世界の40の国およびヨーロッパ特許庁やPCTなどの特許発行機関の特許情報を収録して、ある1つの発明について、どの国で権利を主張したかを、1つのレコードの中で見ることができます。つまり、1つのレコードには、同じ出願人で、同じ発明者で、同じ発明内容の特許情報がまとめられていますので、特許のファミリー調査ができる対応特許のデータベースと呼ばれております。

また、各レコードには、クレームを加味した詳細な抄録やタイトルが付与されて、また図面の情報なども付与されておりますので、技術内容調査にも非常に有効なデータベースです。

* Derwent World Patents Index サンプルコード

こちらが、Derwent World Patents Index のサンプルレコードです。こちらレコードの冒頭部分なのですが、太字になっているところが発明の名称です。そして、特許出願

に発明者などの情報と続きまして、こちらの四角で囲まれている部分がパテントファミリーを示す部分です。この特許の例を見ますと、アメリカ、ヨーロッパ、シンガポール、日本、台湾、韓国で、それぞれ特許が公開もしくは登録になっていることが、一目で分かることができます。

また、このように **Abstract** という抄録や、図面の情報を出力できますので、技術内容の詳細を調べることができます。

* INPADOC

こちらのインパドク (INPADOC) というデータベースですが、ヨーロッパの特許庁が作成しているデータベースです。INPADOCは現在68か国の国および特許発行機関の発行する1968年以降の特許情報を収録している対応特許のデータベースです。

また、こちらは26の国および特許発行機関におきましては、法的状況も収録されておりますので、そちらのほうでも調査していただけます。こちらは、先ほどご紹介しました **Derwent World Patents Index** よりもカバーしている国が多いので、対応特許の調査には欠かせないデータベースの1つになっております。

* INPADOC サンプルレコード

こちらはINPADOCのサンプルレコードになるのですが、このようにINPADOCが各国のカントリーファミリーごとにデータが収録されております。こちらの例では、日本、マレーシア、ポーランド、アメリカということです。

これが法的情報を示すサンプルレコードになります。こちらの例ですと、ヨーロッパ特許の法的状況を示すレコードになるのですが、上から順番に優先権のデータとか、ヨーロッパ特許の出願データとか、公開情報や審査請求などの情報といったものが、こちら法的状況のほうには詳細に収録されております。

* データベース紹介-1

次に、データベースについて紹介いたしますと、こちらは特許の明細書の全文を収録しているデータベースになります。

まず最初にあります **U.S. Patents Fulltext** は、文字通りアメリカ特許の全文を収録しているデータベースになります。こちらのデータベースなんですが、アメリカの特許というのは、毎週火曜日に発行されているのですが、こちらの **U.S. Patents Fulltext** のデータベースは、特許発行日の即日にデータが更新されておりますので、最新の特許調査に非常に有効なデータベースです。

次にあります **European Patents Fulltext** ですが、こちらは欧州特許の全文を収録しているデータベースになります。法的情報も収録されております。

3番目にあります **WIPO/PCT Patents Fulltext** は、PCT公開特許の全文を収録しているデータベースです。全文データベースなので、明細書中の単語をキーワードにして検索もできますし、オンラインで明細書全文を出力させることが可能になります。

* データベース紹介-2

そのほかにある **Dialog** の主な特許データベースといたしましては、このようなデー

データベースがあります。まず、CLAIMS/U.S.Patents というデータベースですが、こちらは 1950 年以降というかなり古くからの米国特許を収録しているデータベースになります。各特許について、抄録や全クレームと全フロントページの情報を収録しているデータベースになります。

次にあります Derwent Patents Citation Index というデータベースですが、これは審査官が引用した特許および文献などの特許の引用資料に関する情報を収録しているデータベースです。こちらは特許の引用資料を調査することで技術開発の流れを知ることができます。

最後にあります LitAlert というデータベースですが、こちらは米国特許商標庁に報告された特許および商標訴訟に関する情報を提訴段階で収集できるデータベースになっています。

以上のように Dialog には、ここでご紹介してないデータベースを含め現在 17 種類もの豊富な特許データベースをご提供しております。

* Dialog へのアクセス方法

続きまして、Dialog へのアクセス方法について簡単にご説明いたします。

Dialog には専用回線を使う方法がありまして、こちらは KMKNET と呼ばれているものです。それに対しましてこちらは、専用回線のほかにインターネット経由で接続することもできます。こちらは赤字で示してあるのが情報検索者、いわゆるサーチャー向けの検索システムで、現在 Dialog というシステムと Dialog Classic もしくは Dialog ウェブ という検索システムを提供しております。また、青字で示してあるのが情報検索を専門としない一般のエンドユーザーを対象とした検索システムになります。こちら Dialog Select といわれるシステムと、Dialog Intranet Toolkit というシステムがあります。Dialog Intranet Toolkit というのは、組織内のマネジメントの一環として Dialog のデータベースを利用するシステムのことになります。こちら Dialog Select と Dialog Intranet Toolkit につきましては、後ほどオンラインデモンストレーションを皆さんにお見せしたいと思います。

* その他

その他、弊社の提供している知的所有権サービスについて簡単にご紹介したいと思います。

Source One サービスという Dialog を通じてオンラインで世界各国の特許明細書を取り寄せすることができるサービスになります。また、米国の特許包袋、ファイルラッパといわれるのですが、そのコピーサービスもやっております。

そのほか国内主要の約 150 のデータベースを提供する G-Search データベースサービスでは、先ほど T K C さんにご紹介いたしました T K C 法律情報総合データベースや、国内の知的所有権に基づく判例情報を収録したインテレクトや国内特許および実用新案公報の検索サービスである A T M S などのサービスを提供しております。

* オンラインデモ

それでは、実際に Dialog のオンラインデモンストレーションを皆さまにご紹介したいと思います。

まず、Dialog Select という初心者の方でも簡単に利用できるデータベースについて、

皆さんにデモンストレーションをお見せしたいと思います。

いま準備しておりますので、もう少々お待ちいただきたいと思います。

ちょっと画面がおかしい部分がありますが、これが Dialog Select のオープニングの画面になります。画面の左側のほうに大きく分野分けにされたカテゴリーのメニューがあります。今回の例では、知的所有権に関する情報ということで、Dialog IP ですね、Intellectual Property ということで、そちらのほうを選択いたしますと、それがまた細分化されて、左のほうにメニューが出まして、patents もしくは trademark とか、copyrights とかありまして、本日は「patents」ということで、「特許」を選びたいと思います。特許を選びますと、All-Countries, Europe, U.S. というふうに、それぞれ国の範囲を選ぶことができます。本日は「All-Countries」を選びたいと思います。All-Countries の中もそれぞれ細分化、カテゴリー分けされておりますので、All-patents というので、本日はこちらの例でやりたいと思います。

最終的にこのような検索メニューが現れます。こちらにボックスがありますので、こちらに検索したいキーワードを入れて検索することになります。その上にソースということで、検索に使うデータベースも自分で個々に選ぶこともできますし、オールということで全部のデータベースを一括して指定することもできます。それでは、メイン・サブジェクトのところ特定のキーワードですね。本日は、パーソナルエリア・ネットワークということで検索してみたいと思います。言葉を入れてサーチボタンを押すと検索が実行されます。ここで初めて ID とパスワードの入力をこの時点で求められますので、ここで ID とパスワードを入力いたします。ID とパスワードを入力いたしますと、その検索した結果のタイトルの一覧が表示されます。

こちらの Dialog Select という商品は、入会金なしで年会費も無料ということで、出力料金だけの課金体系になっております。検索が終了しますと、このようにタイトルの一覧が表示されます。タイトルをクリックするか、もしくは左端にチェックボックスがありますので、そのように指定して、自分の出力したいレコードを選ぶことができます。それでは何か 1 件そのタイトルをクリックしてレコードを出力したいと思います。

このように初めてレコードの内容を出力した時点で料金が発生いたします。こちらはアメリカ特許ということで、全文ですので非常にたくさんの情報がダウンロードされてしまいます。このように Dialog Select では、いわゆる検索コマンドというものを用いなくて検索を簡単にすることができます。

それでは、Dialog Intranet Toolkit というものも簡単にご紹介したいと思います。

このようにユーザーが自分の任意に検索の画面をつくることができます。例えば、日常業務で電気通信技術関係の開発をしているという場合ですと、このような検索ホームをカスタマイズすることができます。また、検索ホームの下に「解説」ということで、それぞれ資料もこのように任意で付けることができます。また、検索のヒントというものもカスタマイズして作ることができますので、組織のナレッジマネジメントのツールとして、こちらご利用いただける検索システムになっております。

こちらのほうでは実際にキーワードを入れて検索をしてみたいと思います。このように検索も入れて検索をすれば、Dialog 社のホスト・コンピュータのほうで検索がされて、その結果が返ってくるというふうなことになります。この時点で ID とパスワードの入力が求められますので、ID とパスワードを入力すれば、その結果の一覧が表示されることになります。いま検索中なんですけど、もうちょっとしたら結果のタイトルの一覧が表示されるかと思えます。

ちょっと出ないですねえ。もうちょっとお待ちいただきたいと思います。

このようにタイトル一覧が表示されて、タイトルをクリックするか、チェックボックスをチェックしてやれば、レコードを表示させることができます。

今まで、特許に関するデータベースを中心にご紹介したわけですが、Dialog では、商標に関するデータベースも豊富にございまして、現在17の国につきまして、商標のデータベースを検索することができます。

以上で、本日の発表を終わるのですが、本日ご紹介した内容につきまして、ご質問やご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

第2部 パネルディスカッション

〈司会：藤田康幸（弁護士）〉これから第2部の「パネルディスカッション」に移りたいと思います。

最初に簡単にご紹介をお願いして、あわせて現状の法情報データベースについて最大の問題点あるいは改善すべき点はどういう点にあると考えておられるか、ということについてコメントをいただければと思っております。そのあと中心的には、法令データベースの現状と問題点、それから判例データベースの現状と問題点についてご議論いただいて、最後に、法情報一般といいますか、データベースの展望について議論できればいいかなというふうに思っております。そういう形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうから最初に簡単にご紹介しますが、弁護士の藤田です。午前中に指宿先生からもご紹介いただきましたけれども、わりと長く日本弁護士連合会のコンピュータ研究委員会の委員をしておりまして、外国の法律関係のインフォメーション・テクノロジーの調査に行ったりとか、データベース業者の方々との様々な共同作業や研究なども行なつて参りました。

本日は、パネリストの方が多く、しかも非常に多彩な顔ぶれなものですから、ものすごく難しいパネルディスカッションになるのではないかなと思つているのですけれども、皆さんのご協力をいただいて、何とか中身のある議論ができればと思つております。よろしくお願ひします。

〈指宿〉午前中の話に加えまして、問題提起をしたいと思つてのですが、全文のデータが出てくる時代になれば、商用のデータベースはどのようにそれに関与するのか。すでに Lexis-Nexis の Hudelson さんから、基本的なサービスと、付加価値の付いたサービスの棲み分けができるのではないかという展望が示されましたので、そういう形をもう少し具体的に日本ではどのような展望をもたれているのかというのを伺つて、それを受けて SHIP プロジェクトをはじめとする研究において、どのような形でのデータの提供があり得るのかという議論をしたいと思つております。

〈岡本〉岡本です。私も午前中に話をさせていただいたので、とりたてて付け加えることはないのですが、基本的には、公開されていく法情報データベースを、一般の市民がどうしたらより効果的に活用できるかということについて考えていきたいと思つております。

〈小松〉弁護士の小松です。午前中は、SHIP プロジェクトのエンジニアとして発表させていただいたので、パネルにおいては、一応弁護士でございまして、法律事務所というのは、基本的に法律情報あるいは法律データというものを消費して付加価値を付けたサービスを皆さんに提供するという位置づけになると思ひますので、主としてそういう観点から考えさせていただきたいと思ひます。

〈第一法規〉第一法規出版の石丸です。現在の課題と申しますか、考えておりますことは、先ほどもお話いたしましたけれども、もともと私どもが取り組んできた法情報の提供は、国がやるべき、あるいは外国によれば国がやっているようなことを、国に代わつてやってくるということがあります。現在、国も法情報の提供に積極的に取り組み始めました。国がやろうとしていることとの差別化をどうするのか。そう考えたとき、法令、判例、文献等総合的な法情報を持っておりますので、それを統合した商品を考える、それを課題として考えております。

〈新日本法規〉新日本法規出版の中村と申します。私の簡単なプロフィールですけれども、先ほど紹介させていただきました「判例master」というCD-ROMが発売された直後から約5年間、CD-ROMの制作の担当で、データベースを管理する作業と、ソフ

トウェアを管理する作業等に係わっていました。その後、これは皆さんにまだ外向けに公開しているものはないのですけれども、社内の書籍を作るために必要な判例・法令の情報をデータベース化して管理していく仕事をしておりまして、その延長線上で、本日こちらのほうにお招きいただいています。

法情報についての目下の関心事は、やはり急速なインターネットの普及で無料のサービスがたくさん出てきていることです。特にこれまで法令情報で生業を立てておりました会社は、これからどうなっていくのかなというところと、国及び学術的な機関、それから民間の会社それぞれで、XML等で法の構造等化に関する研究が今行われているというところ。民間がやっていたら、もちろん競争という面では非常にいいのですけれども、このままそれぞれが全く方向性のないまま、各社の方針だけでやっていっていいのかなというところが、考えさせられるところです。よろしく願いいたします。

〈EOC〉EOCの菅原と申します。今回は、私どものほうで開発させていただいた『判例タイムズ』の電子複製版のご説明ということでやらせていただきました。現状、法情報と法体系というか、考えている部分ということになりますと、今までの問題点としては、商用のデータベースをつくる上では、データの入力ということを各社がしなければいけない。それにコストがどうしても非常にかかってしまう。それを私ども、商用ということになりますので、商品の価格のほうに反映してしまうという部分は、どうしてもございました。今後、官公庁とか最高裁判所も含め、無償で一次情報を提供していただけると。それが商用の我々にも利用ができるという形になってくれば、判例の一次情報に関してのコストというものは、もうユーザーの方々には負担していただかなくて、それに付加価値を付けていく。

私どもの会社としては、一つの考え方として、判例なら判例だけの情報、オリジナルであっても、全て事足りるかということ、なかなかそういうわけにいかない。やはり各方面の著名な方の論文とか記事なども一緒に見て、トータル的な判断をしていくというのが、実務の方ですとか、大学の研究の方ですとか、お勉強される方にとっても、プラスになる。ただ、記事・論文等を収録するという部分には、一つには著作権の問題と、あとは原稿料とかお金のほうの部分にもかかわってきってしまうということで、そのへんうまく付加価値が付けていけるようになればとは考えております。よろしく願いします。

〈TKC〉TKCの犬友でございます。今、国民の権利意識の高まりということがよく言われておりまして、実際に訴訟も多くなってきています。今後、今まで以上にインターネットが普及してきますと、法律に関するデータベースのニーズが高まってくると思いますし、分かりやすい、国民が理解できるデータベースが望まれてくるのではないかと思います。私ども法律情報のデータベース業者としても、そういうニーズに対応しなければならぬと考えます。

また、今まで法律情報データベースは、データベース業者が、検索エンジンやインターフェイスを研究開発するとともに、判例データを作成しデータベースを作ってきたわけですが、先ほどお話させてもらいましたが、我々業者サイドで考えたサービスだけで果していいのかと考えているところです。これからは、利用者である研究者や実務家が要望する機能をどれだけデータベースに反映させられるかが、重要ではないかと考えます。このためには、プロデューサー、ディストリビューターも含め、関係する業者がユーザーと協力して役立つデータベースサービスをつくっていく姿勢が必要と考えます。

さらに、私どもデータベース業者は、単なるデータベースサービスを提供するだけではなく、法律に関する関連サービス、例えば弁護士事務所であれば事務所経営にプラスとなるサービス、大学研究者に対しては研究の支援となるシステムやサービスを提供するなど、提案していかなければならないのではと考えております。

〈Lexis-Nexis〉Lexis-NexisのMichael J. Hudelsonです。Lexis-Nexisは25年前から

電子的に情報を提供してまいりました。その間、データベースに関しては、様々に発展してまいりまして、特に近年、無料のサイトが多々進出してきて競争もかなり激化するようになってきました。これから数年間を考えた場合、既存のデータベース会社は淘汰されいくだろうと考えられますが、依然として競争は残るであろうと思われます。生き残る為にデータベース企業は投資をしていくでしょうし、その場合には特化したサービス、例えばどのような付加価値を付けていくかというところでアピールしていかなければ生き残っていけないのではないかと思います。

〈ジー・サーチ〉ジー・サーチの業務内容としましては、先ほど説明をしましたように、大きくは、日本語のデータベースと、Dialog という世界各国の英語の情報を提供している。この2つが大きな柱になるわけですけれども、この2月に、ジー・サーチと Dialog の販売が一緒になって、日本最大のコンテンツを提供する会社になったわけですけれども、約1,000近くの日本語・英語のコンテンツを提供する会社が出来上がったのですけれども、コンテンツが揃って、これからどうやってお客さんのほうに適切な情報を流していくのか。そのへんのところを日本語と英語と組み合わせ、縦文字も横文字も、統一のインターベースの中で検索できるようなことができないだろうかとか、今考えているところです。

それとバンダーとして、今回のテーマの一つになるかと思えますけれども、商用データベースとインターネット上の無料の情報、これが今後どのような形で共存共栄していくのか。そのへんのところが興味深いところかなと思っております。

また、法情報にかかわらず、大学でどれだけ多くの学生さんがこれからオンライン・データベースにかかわっていけるのか。特に横文字を検索して、それで一定の判断ができるような経験を、ぜひ大学自体に経験を積んでいけるようなことを、私どものほうで、これから料金面でもお手伝いできないか。それから検索のインターベースでもお手伝いできないか。そんなことを考えております。

〈司会〉どうもありがとうございました。それでは、まずは法令データベースの問題ということで、「法令データベースの現状あるいは問題点と課題」というようなテーマでご議論いただければと思うのです。

まず最初に問題になるのは、第一次情報の入手の問題かなと思うのです。以前に比べると、政府関係から無料で提供されやすくなっているとは思いますが、まだいろいろ不便な点が現在たくさんあるのではないかなという気もします。そのあたりの法令データベースを販売されている第一法規の石丸さんあたりは、いかがお考えでしょうか。

〈第一法規〉ちょっと長くなるかもしれませんが、一次情報そのものにも問題があると思います。法令の公布は、官報によっている。ところが、官報によっている根拠となる規定はありません。戦前は、公式令という勅令によっていましたが、新憲法が公布、施行されて、それとともに効力を失いました。その後、公布について争われた裁判の中で、特に変える意味がなければ今までの方式でいいのだということで、特に根拠法規もないまま官報で法令の公布がされている。これが現状であります。

また、法令は、一部改正法がほとんどですが、この一部改正法がそのまま官報で公布されます。ところが、一般国民から見ますと、一部改正法では、現在の法令の内容がどうなっているか分からない。これが実状です。法令の公布の仕方が一次情報のあり様を象徴していると思います。国民の立場から改めて考え直してみるべきではないでしょうか。

法的な問題点はあるかとは思いますが、一部改正方式を変えとか、そういうところにまで踏み込んで、法情報に国民が馴染みやすいような状況をつくること。それがイコール入手のし易さとか、そういうことにもかかわってくると思います。

先ほど申し上げたことの繰り返しですけれども、改正前の条文と改正後の条文を基にして、改正文が作られる。これが、一部改正法として官報に載ります。これらは、すべて磁気化データとして保有されているわけですから、大きな負荷が生じるわけではありません。

そう単純なことではないとは思いますが、法改正の方式を変える、そうすると公布の方式も変わる。そして、結果として得やすいコストで国民が入手できる。そんなふうになっています。

〈司会〉一部改正方式をやめさせることができるかどうか。あるいはやめさせる必要性があるとしたら、我々国民は何をどうすれば、そういう条件がつくれていくのかとか、そのへんについて、指宿先生や小松先生、ご意見いただけますか。

〈指宿〉一部改正方式を必ずしもやめないと国民に法令データが提供できないということではないというふうに思います。いま触れられたように、改正後条文の完全版がデジタルであるのであれば、そちらを提供してもらうようにすればいいと思います。現に、総務庁が持っている現行法令データベースが、持っているというか製作しているのは、改正後の条文の形でストックされているわけですから、これが有料で民間プロバイダーを通じて提供しているわけですので、これを無料化すれば済むのではないかなと思います。

〈小松〉私も、一部改正方式自体を否定する必要はないのではないかなと思うのです。技術的にどこをどう変えたかという情報は、それでそれなりに必要になるわけですから、でき上りのものを官庁側あるいは国会で提供するかどうかという問題であろうと思います。現に、最近の日経新聞などにも報道されたのですが、そういった改正後の法律情報とか、どこを変えればどこが変わるか。法律あっちこっち関連性が強いものですから、一か所変えると技術的に方々の法律を変えなければいけないというようなことがあるのですが、それに使えるデータベースというのが、これは民間に開放されてない部分が非常に多い。国会議員ですら使えない。行政庁が独占しているという、こちらの状況のほうが、むしろ深刻なのではないかなと思います。

〈司会〉EOCの菅原さんは、法令データベースの販売もやっておられると思うのですが、総務庁のルートから入手されてデータベースを作っておられるのでしょうか。ちょっとそのへんご説明いただけますか。

〈EOC〉データベースの法令化のほうは、総務庁のほうから、憲法、法律、政令、勅令までですか、そのへんまでは有償になりますけれどもテープでいただいて入れております。それから規則、省令等細かいところは転入力で入力して入れているという状態です。そういった意味では、入力の方法としては、CD-ROMをリリースする時点での法律をそのまま載せているという形になります。

〈司会〉更新の際はどうかされるのですか。法令の変更があった場合、まるごと総取り替えなんですか。それとも官報その他を参考にしながら変更部分を変更していくのかどうか。

〈EOC〉細かいところは、アップデートに関しては、うちの会社でやっている作業ではないものですから、明確なところは分らないです。総務庁からいただいているデータの総取り替えをしていると思います。

〈司会〉有償ということですが、その料金についてご意見ありますか。

〈EOC〉料金のほうは、金額のほうはちょっと私も存じあげないので分らないです。申し訳ございません。

〈司会〉新日本法規の中村さんは、そのへんご存じですか。総務庁の情報に関して。

〈新日本法規〉総務庁の情報が提供されていることはもちろん知っておりますけれども、当社は今のところは社内で、第一法規さんやぎょうせいさんのような総合的な法規は持ってませんが、分野別にたくさんの法令を持っていますので、独自にデータベースを構築しています。先ほどの総務庁さんのデータは年2回発行されると思うのですけれども、私どもは逐次改正を加えて1～2週間で本に利用できる状態にまでしております。

〈司会〉それは官報をもとに訂正しているのですか。

〈新日本法規〉私どもは、官報を基にしてすべての改正作業を行っています。

〈司会〉法令情報の第一情報の入手の方法に関して、ご意見のある方いらっしゃいますか。

それでは、法令データベースのユーザー側として、使い勝手あるいは付加価値としてどのようなものを期待するかというあたりについて、ご意見をいただければと思うのですが、ユーザー側として、小松先生、現在の法令データベースについて注文したいことと言いますか、付加価値としてもっとこういう点を付けたほうがいいのではないかとか、要望というか、そういうことがありましたらよろしくお願いします。

〈小松〉ユーザーの立場からは、常にいろいろ文句が出るのだらうと思います。いわゆる各社さん各様のものをお作りになっていて、かつこれは著作権の問題もあるのですが、論文とか判例評釈のレベルになると、紙ベースのものに頼らざるを得ないということがありまして、実際に我々実務では、複数の会社のデータベースを取っ替え引っ替え検索して、それで書誌情報を頼りに芋づる式に最後は結局、図書館でコピーするとか、紙ベースのところまでたどり着かざるを得ないということで、このへんが例えば、電車ですと地下鉄に乗っているといったの間にかJRの常磐線になっちゃうとか、そういうことがあるわけですから、ネットワーク上でつないでいただいて、ワンストップショッピングみたいなことを実現していただけると、たいへん嬉しいなと思います。

〈司会〉例えば、収録の範囲ですけれども、法令ということで、政令、省令までは当然として、通達類とか、告示類とかは、必ずしも十分でない面もあろうかなという気もするのですが、そのへんは指宿先生、いかががでしょうか。

〈指宿〉法情報の範囲の問題、どこまでを一次情報とすべきかということから、まず議論があると思うのです。「法令」といった場合、先ほども告示までカバーしたいけれどもできてないというお話があったと思うのですが、これは国がどこまで国民に周知するかという基本的な姿勢を、今のところ持っていないというのが、いちばん大きいのではないかとと思うのです。省庁内の内部文書なのか、それが国民に対してどういう影響を持つものかという判断によって、その範囲がおそらく決定するのだらうと思います。最も重要なのは、例えばアメリカで何であれだけネットに、ウェブに法情報が流れてくるかということ、1996年に「電子情報自由法」というのができて、法律でキャビネットの中にあるもので市民の生活に関係する情報は、キャビネットと同じものをオープンにしなければいけない。たまたまインターネットの時代だったから、それはインターネットになっている。そういう状況があるわけです。ところが、日本では、そもそも政府や公的機関にそれを義務づけるものはない。現在、規制緩和のムードの中で、そういう情報を表に出すべきだという政策的な観点からそれが論じられているわけですけれども、いったんそういう熱が冷めてしまうと、それは通りすぎてしまうと思うのです。

ですので、法情報公開指針のようなもので、どこのレベルまで公開すべきだという「べき論」をもって、その中ですべてをインターネットにしなくてもいいのかもしれないですが、ネットではどこまでやるかというふうな。あるいは、あとは個別請求でやったほうがコスト的に安いというのであれば、個別請求でリクエストを受けてやらすとかいうふうな対応はできるのではないかと思います。

〈司会〉いまアメリカの話が出たのですけれども、LexisのHudelsonさんに伺いたいのですけれども、アメリカでは、今のところ法令中心ですけれども、法令、その他、各州のルール類ですけど、電子的に入手することに全く苦勞されてませんか。

〈Lexis-Nexis〉いまお話がありましたように、アメリカにはさまざまな公的なサイトがありまして、そこにいろいろ載っておりますので、そういう意味では、制定法や判決など入手するのは問題ないと思います。

〈司会〉ユーザー側からということで、岡本さん、きょう法令データベース、あれをご覧になって、市民として感じた感想とか、こういう点はどうだとか、こういうほうがいいんじゃないかとか、そういうご感想がありましたら、よろしくお願ひいたします。

〈岡本〉個人的な感想なのですが、やはり非常に使いづらさそうだというのが、僕はいろ

いろ拝見しての率直な感想です。簡単に言うと、フィールドが多くて、何をどこに入れたらいいのか、これはとても分からないというのが、感じられたのですが、実際使ってみないと、シソーラスとかさまざまな工夫がどういうふうに行っているのか分からないので、あれこれは言えないのですが、本日拝見したものと、例えば、インターネット上の検索エンジンなどの検索スタイルに慣れている一般のユーザーにとって、非常に使いづらさをおぼえるのではないかなという印象を持ちました。

〈司会〉どうしたらいいのでしょうか。

〈第一法規〉利用者の方々にご意見を伺いながら改良していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ただ、あまり一般のお話を申し上げても意味がないかもしれませんが、いわゆる「法情報」は、先ほどからもご意見出ていると思うのですが、現在においては、法律の専門家の方々のために作らざるを得ない。これは商用であるかぎりにはしょうがないと思うのですが、——これから先もこれでいいとか、そういうつもりはありませんが——そういう考え方でスタートしました。ことに法律の専門家の中でも特に高度な方々を念頭に置いて、あれこれ工夫をしたのですが、結果として重たくなっている、そして一般の方々には、馴染みにくい部分が出てきたのかということも考えています。

〈司会〉法令データベースの場合、判例情報とのリンクというのは後の問題として、例えば普通の「六法全書」だと、参照条文とかが後ろに書いてあったりするわけですよね。きょうデモンストレーションされた法令データベースの場合は、改正の注記ですか、というような項目はあったかと思うのですが、普通の「六法全書」のような注釈みたいなものはないですよね。それはどういう考え方でそうされているのでしょうか。

〈第一法規〉注釈のような付加情報につきましては、比較的軽度の作業で付けられるものと、法律的な判断や解釈をしながら付けられるものとあります。段階的に整備していくこととしておりまして、現在は、法令の委任関係を中心とした参照情報の段階です。今後、さらに実務家や法学者の方々をお願いしてデータを整備して、順次追加していくことにいたしております。

〈司会〉あと、例えばきょう午前中、岡本さんから指摘ありましたけれども、法律の条文には難解な用語がたくさんあったりするわけですが、そういうのも法律用語辞書といいますか、辞典みたいなものを付けるとか、そういう要望があったわけですが、そういう点についてはいかがでしょうか。きょうは、法令データベースをデモンストレーションされたのが第一法規さんだけだから、第一法規さんへの質問になっちゃいますけれども。

〈第一法規〉直接応えることにはならないかもしれませんが、私どもはキーワードでカバーをしようとしております。実際、実務上、講学上では法律とは別の用語で使うとか、また一般社会の中では特に法律的な表現をしないとか、いろいろな場面があると思います。そのような語をキーワードとして整理して付けていく。そのような作業に取りかかっております。そういう形で法律の表現が難解であるとか、必ずしも一般とは同じような表現をしてない、分かりにくい表現になっているということに対応していこうと思っておりますが、これは我々整理する側の問題ではなくて、むしろ立法の側で考えていくべき問題ではないかと思っておりますけれども。

〈司会〉まだまだいろいろな論点があり得ると思っておりますけれども、そろそろ判例データベースのほうの問題に即して議論するようにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、判例データベースについても、やはり最初に問題になるのは、一次情報の入手をどうやって迅速かつスムーズに行うかという問題が大きく立ちはだかっていると思うのです。いろいろ苦労されているというお話もTKCの友さんからありましたけれども、先ほど拝見すると、情報提供「第一法規」と書かれているのもありましたが、いろんなルートで判例情報入手されているということでしょうか。実際のところをもう少しお話し

やっただけですか。

〈TKC〉判例情報の入手はもっとも苦勞しているところです。第一法規さんにご協力いただいております、大変感謝しているところでございます。判例の入手はTKC独自で可能ですが、書誌情報、判示事項につきましては、専門家に書いていただかなければなりません。第一法規さんは多くの執筆陣と過去の判例情報の蓄積がございますので、そういう面で協力いただいているということでございます。

今回の、一次情報の入手というテーマでございますけれども、最高裁の判例公開は、私どもは非常に期待しているところです。先ほども話をさせてもらいましたけど、判例の収集とデータ入力力は仕事で、大変お金がかかります。判例の収集は、約90種ほどの法律関係の専門雑誌を常に目を通し収集します。注目される判例は、判例集や専門雑誌にも掲載されます。このため、一回収録した判例をもう一回入力するという無駄なことはできませんので、新しい判例だということを、まずチェックいたします。そしてデータの入力、校正作業を行います。その後、フリーキーワード検索のためのキーワード辞書を作成するため、判例全文データ中からキーワードを抽出します。そしてはじめてサーバに登録されます。いちばん金がかかっているのは、こういうところです。いまOCRが進歩しており、安くデータが作成できるのではないかとお考えの方も多いと思いますが、OCRでは、まだ精度ができません。キーツエントリーとベリファイで入力すると、精度が99.97%くらいですが、OCRにしましたら、80%から良くて99.5%くらい、という状況だと思います。私どもは、それではデータベースの商品になり得ないと思ってまして、99.998%くらいの精度を持ちたい。そのために入力したデータを専属の校正業者に校正してもらいます。この結果、データベースはどうしても高くなるということで、ご理解いただきたいという思いがあります。それが一次情報として、裁判所から公表されることになれば本当に歓迎です。

ただ、これはTKCにとっては裏腹でございます、一次情報が無料で入手できることは、私どもの入力コストが下がります。と同時に、判例全文のデータベースを売り物にインターネットでサービスしているのは私どもだけですので、サービスの価値が薄くなってしまいます。競合の方には良い状況といえますけど。そういう裏腹の面もあるのですけれども、それはそれで今後、サービス内容で競争をしながら切磋琢磨してアメリカみたいにデータベース産業が、今後広がるようにすべきだと思います。

ただ、ここで一次情報の公開の中でちょっと懸念している面もございます。というのは、一次情報のデータが果してデータベースサービスに耐えうるデータなのかということ、私どもは注目しております。最高裁判例のホームページの中で「知的財産権判決速報」が公開されておりますけど、いまは本文のテキストデータだけです。テキストデータの中でも文字化けしているというケースもあります。それから図面はありません。図面のない知的財産権判例は、内容的に充分ではないだろうという面があります。

もう一つは、知的財産権判例については、商標名、会社名は表示して問題はないと思いますが、刑事事件はもちろんのこと、民事事件でもストレートに当事者名が出ると問題が生じないかということです。たぶん最高裁でも検討されていると思いますが、匿名化をしなければならぬということになりますと、非常に高いコストがかかります。匿名化対象の基準にもよりますが、例えば原告が10人いて、被告が20人いたなどの場合は、判例を読んでいて途中で訳がわからなくなり、文脈から登場人物をイメージすることは難しくなります。原告甲1と甲7が被告乙16と言うことになっちゃいますね。匿名化する方も読む方も大変ということになります。判例の事件名は個人名で覚えているという専門家が多いということで、そのへんの利便性が、どういうことになりますか。

それからもう一点ですが、果して判決の全部が公開されるのかな、ということです。私どもでの収録は裁判所から出されている公的判例集、法律専門雑誌、それから直接入手の

方法で、年間約 3500 件ぐらいですけど、今後全部の判決が公開されると、毎年約 45 万件になります。これを匿名化するのも大変ですが、出てきたものを、業者がそれをどういうふうにセレクションするのか。これはちょっと大変だろうなと思っています。

従いまして、判例の公開について、大変期待しているのですが、反面、データベースサービスとしてすぐ使えるか、我々が非常に苦勞しているだけに、期待と不安、そして関心があるというところです。

〈司会〉新日本法規の中村さんはいかがでしょうか。一次情報の入手という面ですけど。

〈新日本法規〉TKCさんとほぼ同じ意見です。判例を入手するというと、判例雑誌等を出版している会社以外では入手は容易ではありませんから、これがすべて生の形で出てきたら、今度はそれを各社がそれぞれのやり方で付加価値を付けて提供して、お客様はその中で使いやすいものを選択してご利用いただくという形で競争していくというのがいいのではないかと思います。

〈司会〉第一法規の石丸さんは、判例情報の入手は苦勞されてないのですか。

〈第一法規〉そのことについて、実状は後でお話したいと思います。まず一番は、インターネット等で今は入手されるようになりましたけど、先ほどの知的財産権関係の例でいいますと、知的財産権関係判例集の印刷物は廃刊になると聞いております。そうしたとき、インターネットに載っている情報が本当に正確なのか、そういう点がどのように保証されるのかということが気になっています。法令についても同様です。行政情報システム研究所から総務庁の法令データが提供されていますが、これは遡って校正はされてない。ですから、誤字誤植があるようです。本当に信頼できると言えるのか、それを保証してくれるのか。そういう手当てや保証をやっていただければ、我々の入手コストが下がりますから、あとは競争の問題です。付加価値を付ける競争をすればいい。そんなふうに考えております。

判例情報の入手の件ですが、直接裁判所から判決文を、東京関係ではいただいておりますが、そのほかは必要に応じてその都度裁判所に伺ってお願いをする、あるいは、他の出版物をもとにして情報を入手しているのが現状です。ただ、裁判所によって対応に違いがあります。ですから、全部出していただければ有り難いと思います。あとは各社が利用者のために整理をすればいいと思います。

〈司会〉小松先生、いままでのお話で、全部出してほしいという発言と、でも全部出されたらちょっと大変だというふうな意見も一部ありましたが、そのへんについていかがでしょうか。

〈小松〉基本的に、先ほど指宿先生がご指摘されたような、アメリカでは情報公開法があって、全部出さなければいかんという法律があるわけですね。日本も情報公開、法律もありますし、徐々にですが公開の方向に向かっておりますので、本来、法治主義の根幹というのは法律を誰もが知り得る状態にあるということが前提としてあるわけですから、それは弊害は弊害として個人情報保護とか、それは当然考えなくてはいけませんけど、公開すること自体あるべき姿ではないかと思っています。

〈司会〉指宿先生、判例にしても、法律にしても、原本の信頼性といいますか、の問題も含めてコメントいただけませんか。

〈指宿〉原本の信頼性は後回しにして、先に全判例公開の問題ですけれども、先ほど私のプレゼンテーションの中で、最高裁は全部公開されているので比較にならないと申し上げました。アメリカで今議論になっているのは、中間上訴裁判所の判例の提供の仕方なんです。それでも先ほどの数字で 20 数%に達していますから、4分の1ぐらいなんです。アメリカに 12 の中間上訴裁判所があって、それぞれ公式判例を公開するか否かを判定する委員会があります。それがどうして始まったかという、1970 年代までは全部の判決文を公開する、公開するというようになっていたのですが、破綻してしまっただけです。訴訟の

数が増えすぎて、それに対応できないということで。そこで、全判例公開から選択的の公開というふうに変ったわけですね。そのポリシーを変えたときに、どういう判決文を公開する、公開しなければならないかという基準を各サーキットコートずつに定めていったわけですね。例えば「少数意見が付いている判決文については必ず公開すること」というふうなポリシーが出てくる。

そういうポリシーが出てきたのですが、これはちょっと触れておきたいのですが、ポリシーがあっても落ちてくるものがどうしてもあるわけですね。多数意見で、あまり裁判所が重要じゃないと思ったものは落ちるわけですね。シカゴ大学のロースクールの教授で合衆国連邦第7上訴裁判所の判事であるリチャード・ポズナーという人がいるのですが、彼の本である Richard A. Posner, *THE FEDERAL COURTS: CHALLENGE AND REFORM* (Harvard U.P. 1999)においては、このように書いてあるのです。「政府機関、保険会社、大きな立法に関与している法律事務所は、未公開判例を組織的にチェックしている。そして、彼らにメリットのある判例の公開を要請する」。この手続が定められたときに、自分が当事者であったりした人は、判決が公開されなかった場合には不服申立を裁判所にすることができるわけですね。これを利用して、政府機関や保険会社は自分たちの訴訟に有利になった判決を集中的に公開するよう一種のロビングを裁判所に対してかけてきました。この結果、つまり判例が公開されるのが非常に操作されているということが明らかになってきたのです。これに対して、Lexis社とか West-Law といった大きなデータベース会社は公式の判例集に登載されないものもどんどんデジタルなデータベースに載せていくようになりました。で、非常に重宝されるようになったわけですね。ですから、公式な判例集で公開されているものと商用との落差がそこで生まれてきたわけですね。

私が先ほどの話で「正当性」というふうに申し上げましたけれども、アメリカは27%ぐらい公開されているところですから、判決の公開あるいは公開について、正当性の疑問が出されているわけですね。私は、一つだけ最高裁の少数意見が付いたのを例に挙げたわけですね。情報というのは、何を出すか、出さないかによって、ある種のメッセージがそこに生まれる。政治的なメッセージが、あるいは経済的なメリットを誰にもたらずかというメッセージを持っているということに注意しなければならないと思います。

そういう意味では、全てを公開し、それを誰がどういった形で伝えるかというのは、マーケットあるいはそのベンダーさんの知恵とか、技術とか、考え方に基づいて自由に競争でやればいいのか。私は、それが最も安全な情報社会ではないのかなというふうに思っています。

〈司会〉その点、せっかくですからレクシスの Hudelson さんに伺っておきたいと思いますが、サーキットコートの判例の公開率が95年で約27%だったというご指摘とか、あるいは公開されなかった判例について一種のロビングによって判例データベースに収録されることになって、正当性といいますか、判例データベースの構築の仕方に一定のバイアスがかかってないかどうかというそのへん、ちょっと難しい問題ですけども、ご意見を伺えたらと思います。

〈Lexis-Nexis〉確かに先生方のおっしゃるような問題がございます。ここ最近アメリカでも訴訟の数が増えすぎておまして、全ての収録ができないという事情があります。しかし、Lexis-Nexis のデータベースのほうには、そういったケースでも掲載がされておまして、Lexis-Nexis のケースのうち25%は公開されていないものであると認識しています。こういったものが確かに一般の個人に利用ができないということは問題があり、バランスを欠いているかと認識しております。但し、場合によったら、個人が弁護士事務所などに相談に行きまして、そこから Lexis-Nexis のほうに問い合わせ、そういった経路で入手をするということもあります。但し、裁判が増えすぎたために入手が難しいという問題は問題であると考えております。

最後におっしゃった点がどれだけ認識できたのか分からなかったのですが、裁判所によって公刊していないケースの入手方法についてもかかわってきます。公刊してなくても、それをサポートするためにこういうものがあるから使ってもいいという裁判所と、そうでない裁判所があるということをおっしゃっていたのでしょうか。そのあたりをちょっと。

〈指宿〉最後の問題は、サイテーションルール、アppealコートの問題だと思うのですが、そのことを言っているのはないですか。

〈Lexis-Nexis〉いまの発言についてご説明します。先ほどの裁判所によって開示のルールが違うということ、まず統一する必要があるかと思えます。何を公刊して、何を公刊しないかというルールを統一することがまず重要であろうと考えています。アメリカにはご存じのように11の連邦中間上訴裁判所がございまして、そういったところを統一していくということが重要であろうと思えます。なお最近、アメリカの連邦最高裁判所自身のウェブサイトでも判決について全て載せています。そういった形でこれから入手していくことが望まれるだろうと考えています。

〈指宿〉正当性の問題でもう一つ、彼が僕に質問したところで非常に重要な部分があるのです。というのは、各サーキットコートのルールの中に、公刊されていない判例を法廷で引用してはいけないというノーサイテーションルールというのがあります。これは非常に問題があると、今アメリカで大きな議論になっている。というのは、公刊されなかった判例にある当事者が自分に有利な判断が含まれているというのを発見したにもかかわらず、法廷ではそれが使えないということが出てきているからです。結局、裁判所は、判決したことではなくて、判例集を公刊したことによって、多数説あるいはある特定の法に対する考え方を社会に対してコントロールすることができるということなんですね。ポズナーはこういうふうに言ってます。「多数説ではない判例の公刊を招くことも可能だし、先例の引用にバイヤスをもたらしかねない」というふうに言ってます。私が午前中紹介した最高裁の少数意見は、いかなる商用判例集、判タにも判時にも掲載されていないのです。にもかかわらず、固有名詞を出して申し訳ないのですが、そのあとおとり捜査に関する高等裁判所の判例が出たときの判決文の冒頭にあるコメントがありますよね、コメントの中に「平成8年に最高裁は少数意見付きのこれこれこういう判決をしている。判例集には未掲載」というふうに書いてあるわけです。これは非常に転倒した状況が日本でも生まれていると思うのです。おとり捜査で少数意見を足掛かりに争おうと思う当事者が、その判決文を公的には発見できないですね。そういう状況が日本でも生まれているということを指摘しておきます。

〈司会〉あと、原本の信頼性の問題がありますけれども、そのへん小松先生ご意見ありませんか。法令にしても、判例にしても、原本の確認方法をどうやって確保するのかというのですけど、難しい問題かもしれませんが。

〈小松〉法令のほうは大変難しいですね。最近の法律になりますと、法案の段階で官庁がPDFファイルを作ってウェブで公開するという場合が多くなっておりまして、比較的チェックは容易だろうと思えますが、結局、官報の改正法を積み上げていくしか検証方法がないのですが、それが間違っている例というのが実際ある。判例ですと、判決原本を入手すれば、それでオーソリティの問題は解決するかのごときですが、SHIPプロジェクトで入力を進めております大昔の判決書などは、紙の上に墨で書いてあるわけですね。毛筆で書いてあって、我々が読んでも全く判読できない。オーソリティ以前に文字の解読という問題も実は判例としてはある。という程度でご勘弁いただきたいと思えます。

〈司会〉判決については、例えば、その判決に更正決定などがあつたりしますけれども、判例データベースを作っておられる会社の方は、収集した判決について、更正決定などが出てないことなどは確認されたりはしているのでしょうかね。そのへんいかがですか。第

一法規の石丸さん。

〈第一法規〉更正決定の問題は別にしまして、それなりに読み込んで判例集に登載しますが、明らかにおかしいなどという場合があります。そういうときどうするのかということをおし上げてお答えにしたいのですが、その他の幾つかの判例集に登載されますから、それを確認して登載します。判断に迷う場合は、注記を付して登載します。

〈司会〉TKCの大友さん、独自に収集された判例について、疑問を感じたら裁判所に問い合わせたりしますか。

〈TKC〉今まではしていません。というのは、判例の掲載誌の所在を明記していますので、公表された出典をもとに忠実にデータを作成しているというスタンスです。多少逃げていられるかもしれませんが。どう見ても間違いと思われるものがありますが、判例は多いので、今のところしょうがないと判断しています。ただし、税務判決に関しては、私どもの専門分野ですので、TKC税務研究所という機関を持ってまして、専門家が目を通し、要旨の作成段階で全部チェックしています。それから、法改正の整合性についても全部チェックしています。

〈司会〉独自ルートでも、当事者等にアプローチしたり収集されてるわけですね。

〈TKC〉どちらかというとなった当事者にアプローチするのですが、いずれ原文は出てきますので、先にいただけないかと。地方公共団体では、負けても親切に出してくれるところが多くなりました。

〈司会〉それでは、判例情報について十分裁判所から提供が得られたとして、付加価値をどう付けるべきか、付けてほしいか、という点についてご意見いかがでしょうか。今の状況だと、判例評釈が表示されていたり、参照条文が表示されていたり、審級関係が簡単に検索できたりというのが、今のところの付加価値、付加情報の主なものでしょうかね。小松先生、実務からの要望みたいなものはありますか。

〈小松〉先ほど申し上げたように、判例評釈とかそういったアカデミックペーパーもワンクリックで取れるようにしていただきたいということは切に願っておりますが、これ実現するとすると、例えば音楽の場合、ネット配信という問題が入ってくることによって著作権の枠組み自体が大きく変わろうとしている。そういった動きの中で、アカデミックペーパーの著作権の考え方というのも当然影響を受けてござるを得ないのではないかと思うのですが、そこから先は私、アカデミックペーパーの側の供給者ではないので、ちょっとコメントいたしかねます。

〈司会〉判例評釈がクリックするだけで、あまり高いと困りますけれども、100円か200円ぐらいで供給されると、そんないいことはないという感じがしますが、例えば今回、『判例タイムズ』をDVD化されたわけですが、各論文の執筆者には、DVD化に伴って何らかの費用の支払いというのはあったんですかね。なかったんでしょうか。

〈EOC〉判例タイムズDVDの復刻版の論文等に関しての著作権料といいますか、原稿料といいますか、そのへんの話ということですが、そのへんは重要に私どもも考えております。一つは、今回のDVD化というのは、非常に新しい電子出版という形になりましたので、現状は、今後同じような電子出版の形というのがどんどん増えていくだろうというところで、出版業界さんとしても、方向性を今決めていただいている。例えば、各社の編集長会議等で議論のほうをいただいているというのが正直なところでは。

判例タイムズとして現状どうしているかということにおいては、先ほどご覧いただいたように、PDFファイルを使いまして、紙面をそのまま、何の改ざんもなくやらせていただいているというところで、増刷扱いになるだろう。今のところ現状、きょうの段階で何かの対価を過去の方にお支払いしているということではございません。ただ、絶対払わないということではもちろんござりませんが、出版業界のほうの指針が決まればすぐお支払いできるように、そのへんの資金のプールのことはやらせていただいております。

一つの話として、判例タイムズ社のほうには、過去いろいろご論文を書いていただいた大学の先生や弁護士の方から、非常にいいものを作ってもらったと。どうしても本に単に書いていただけでは、自分の論文もそのまま埋もれてしまう。たとえ 1,000 冊本を揃えてもらったりしても、要は利用していただけない。それが今回こういった電子化をして、単に電子化をしただけではなくて、判例からいろいろ飛べて利用してもらえる。広く見ていただけるというのは非常に嬉しい、というお話はたくさんいただいております。

〈司会〉Hudelson さんに伺いたいのですが、Lexis-Nexis の場合、いろんな法律関係の論文などは、論文ごとにチャージして申し込めるといふか、受け取れるような形になっているのですか。

〈Lexis-Nexis〉課金の方法ですが、時間制、定金額制、検索ベースによるもの等さまざまな契約形態で利用していただいています。いまの問題点にからむコピーライトの件につきましては、特に最近問題になってきましたのは、マシューベンダーという有名な出版社を傘下におさめましたので、そこが有していますボリューム数の多い本などですね。特定な分野とおっしゃってましたけれども、おそらく特許や著作権など書かれた本はかなり大きなものがあるかと思えます。そういったものが既存の出版業の間ではセット数なのでロイヤリティを計算しているわけですが、そういったことがオンラインですとできなくなります。ですから、どれぐらいの割合でオンラインで使われているかを推測しなければならなくなるわけですが、それについては非常に難しい問題だと思えます。

〈司会〉ジー・サーチの Dialog はいろんなデータベースの中で、公的文書というか、のぞいて学問的な論文の電子的な販売みたいな形というものはあるのでしょうか。つまり、その論文をいまダウンロードしたら幾ら払うとかいうような形式で、論文が実質上販売されるような形式はあるのでしょうか。

〈ジー・サーチ〉一般的には電子ジャーナルと言われているものに類するかなと思えますけれども、一般的にされているのは、雑誌を予約しているユーザーが見る場合には、予約者がその一論文が見ることができるといふ契約形態になっていて、購読者以外の人が、一論文ずつ対価を払って購入できるというのは非常に稀なケースじゃないかなというふうに思えます。

〈指宿〉アメリカには、カールというノンプロフィットのドキュメントデリバリーの機関があって、そこにアンカバーという論文速報サービスがありますが、そこは 1 オダーごとにだいたい 10 ドルぐらいかな、徴収して、著作権の費用については向こうが処理してくれるというふうになっています。

〈ジー・サーチ〉アメリカなどの場合は、もともと印刷された雑誌からコピーをして FAX で提供するとか、郵送で送るとかいうふうなドキュメントデリバリーの形態になっています。その場合には、アメリカのほとんどがコピーライトクリアランスセンターに著作権料を支払うような、そういった業者がまとめてコピーライト料を払うというふうな形式になっております。先ほど私が申ししたのは、そうではなくて、電子媒体で流通している一論文の記述がどうなっているかというようなことでお話をさせていただきました。

〈司会〉いまのお話は、出版社と利用者との関係のお話だと思うのですが、著作権者との関係のお話というものは、どんなふうになっているのか。著作権者はどなたであって、著作権者と例えば出版社との関係はどのような関係なのでしょう。

〈ジー・サーチ〉私のほうで答えたほうがよろしいのでしょうか。私もよく分かりません。分からないところがあるのですが、米国のコピーライトクリアランスセンターというところが各出版社と契約しておりまして、1 ログ当たり幾らとコピーライト費を決めているんです。ですから、出版社が著作権者のほうにどれだけのコピーライト料を支払っているかというものは、出版社ごとによって異なってくると思えます。ですから、コピーライトの徴収自体は、コピーライト・クリアランスセンターのほうで出版社との間で決められ

ている率の中で収められている。それが出版社と著作権者の間でどういうふう決められているかということになるのではないかとこのように思います。

〈司会〉時間も来てますので、法令あるいは判例にとどまらない、より広く「法情報」のデータベースのあり方についての期待とか、学術系のサイトその他、商用データベース会社のそれぞれの機能みたいなことについて、お話をいただけたらなというふうに思います。岡本さん、主にきょうは無償のサイトその他、ご紹介いただいて、そのあと午後に有償のデータベースをご覧いただいたことになると思うのですけれども、無償のデータベースと有償のデータベースのそれぞれの役割あるいは機能といいますか、について一般ユーザーとしての立場からご意見ありますか。

〈岡本〉これは指宿先生が研究されているテーマだと思うのですが、一番必要性を感じるのは、無償のいろいろなオンラインで、日本だけでも公開されているデータベースの質の問題をもっと問われたほうがいいのかということだと思います。数多くの非常に優れたお仕事だとは思っていますが、一般の市民がそれを本当にどこまで信じて利用できるのか。だいたい個人がやっているものが多いですから、些細な基本的な校正の誤りなどもありますし、それが非常に大きな誤解を招くのではないかとこのことも十分考えられると思います。ですから、現在ウェブ上で公開されている特に個人主体で作られている法令のデータベースが、専門家、弁護士や法学の研究者もしくは商用のオンラインデータベース作成業者から見て、どの程度評価できるのかということは、もっと公開されていっていい情報ではないかなと思います。有償のオンラインデータベースがもっと今後一般の市民に活用されるようになるためにも、べつに私はその意義は全く否定しないのですが、今一般市民が無償で使っているものは、費用対効果という点から見て、有償のデータベースと比べてどうなのか。そういう点が無償のものと有償のものと並べて比較されて利用者の前に突き出されてもいいのじゃないかなと思います。

〈司会〉先ほどのプレゼンテーションの中で、第一法規の石丸さんが、今後の課題の中で、官民学の共同というようなことをおっしゃったわけですが、学の側からはユーザーとしての要望というのはあり得るのでしょうか、そうではないデータベース構築に向けての共同という面でしょうか、そういう官民学の共同ということの可能性について、指宿先生いかがでしょうか。

〈指宿〉せっかく商用の方が多いので、フリーな話は午前中に十分致しましたので、もう少し、じゃどういう商品が、一次資料が無料化した場合に載っていくかということで、やはり海外の商用データベースをもっと研究してもらいたいと思うのです。一次情報が無料になったときに、それをどういうコンテンツと組み合わせっていくかというのが、これからの課題だと思うのです。レクシスの方がいて申し訳ないのだけど、例えば、ウエスト社のデータベースもありますけど、ウエストが2年前から始めたサービスとして、各ロースクールの先生が自分の教科書をウエスト社のインターネット上のサイトに送ると、その先生がピックアップした法令とか判例をダイレクトにそのテキストから結びつけていくような、そういうのがあるんです。それを講読するのは、その先生のクラス。これは非常にいい。というのは、出版会社の人がいるので申し訳ないのですが、今ご存じのように出版コストは非常に高いんですね。教科書を毎年作っていたら、それを生徒がコストを払わなければいけない。教科書代というのはものすごくかかる。それをもうインターネットをプラットフォームにして、教室あるいは教室外でもいいんですが、テキストを読み、判例や法令にもネットでアクセスする。これは社会的にインフラがあるからといってしまえばそれまでなんですけれども、先ほど論文とかもアクセスできるようにしたほうがいと小松先生おっしゃいましたが、まず基本的には日本の教育現場では教科書ですから、そういうものと組み合わせっていく商品ができるのじゃないか。いまロースクールの盛んな議論になっていますから、そういうテキストと結びつけていくのはできるのではないかと。

こういう試みというのは、世界じゅうの法学教育機関でやっているんですね。6月だったらアメリカでキャリアという法学教育と法情報産業を結び付けるような、そういうコンソーシアムがあって、シカゴで毎年そういうのを開催しています。でも、日本の企業の方はそこで見かけたことは一度もありません。そういうところにぜひ来られて、世界じゅうの法情報産業がどういう商品を開発しているかというのを見てほしいと、僕は強く希望します。そうすれば、一次情報が出てきたときに、どういう付加価値を付けていけるかというのがまた発見できるのではないかなというふうに思います。

〈司会〉ぜひ各企業の方々へ世界に向けて頑張ってもらいたいと思います。

せっかく石丸さんが見えになっているのですけれども、「民の間での共同と競争」というふうにお書きになっているのですが、競争はよく分かるのですが、民の間での共同って可能ですか。

〈第一法規〉全く個人的な考えを書いたのですが、各社それぞれ特色を持っておりますし、各社でしか持っていない情報があるわけですが、それをどう組み合わせるか、提供する側ではなく、法情報を利用する側に立って考えることだと思います。単独で提供するより組み合わせの方が利用者に評価されるものを考える。それが、結果として共同する各社にも利するということに考えるということだと思います。そうすると、後は共同する条件を考えればいいということになります。これが難しいのかもしれませんが、私は楽観的です。今まで存しないのは、そのような発想が一般的でなかったかもしれません。

例えば、法律学辞典に法律・判例を付けるとか、教科書に法律・判例を付けてみるとか、そんなところから始めていけばどうでしょうか。社会のいろいろな事象の背後には法があるわけですから、出版社同士でなくても、法情報同士でなくても、組み合わせることができるのではないのでしょうか。具体的な企画を思いついているわけではありませんけれども、そういう方向でいろいろなことを考えたいと、個人的にはそう思っています。

〈司会〉新日本法規の中村さん、民の間の協力について、どういうふうにお考えですか。

〈新日本法規〉大学関係の方いろいろ日本全国メーリングリストを使って運用されている。民間はどうかというと、なかなか今までは、こういうようなシンポジウムというよりも、いろんなショー、展示会でお会いして顔を拝見しておりますが、踏み込んだ話などはしたことはたぶんないと思うのです。少ないとは思いますが、お互いに公開できるところは公開して勉強していったらいいと思います。

それから、先生方のことですが、きょう午前中も発表にありましたXMLについて、インターネットはここ数年で、おそらくデジタル放送とかわってくるんじゃないかなと思うのですが、そのときに使われる技術がXMLというふうに決まっていますので、そちらに法律情報の構造化の重きを置いて、あとは各社が自分のところでコンテンツをどう組み合わせていくのかということ、それぞれ考えていくのじゃないかなと思います。

〈司会〉時間を大幅に超過しているのですが、夏井先生に、最後のご挨拶の段階で高評をいただけるのだらうと思いますので、最後に、今後の展望といいますか、夢というか、あるいは方向性というか、法情報データベースがどんどん進んでいけばどうなりそうかとかいうことも含めてお話いただいて、本日のパネルディスカッションを終わらせていただきたいと思います。(拍手)

〈夏井〉どうも熱心なご討議ありがとうございました。「ありがとうございました」で挨拶を終わろうと思ったのですが、何かしゃべらなければいけないような雰囲気になりましたので、ちょっとだけ感想めいたことを述べさせていただきます。

その前に、私のほうの準備不足で、もう少したくさん来ていただければよかったのですが、ご覧のとおり、同じ建物の中でもたくさん学会をやっています。また、関西のほうでもたくさん、きのう、きょうと学会をやっております。指宿先生には非常に大きな学会のほうの合間をぬってこちらのほうへわざわざ出掛けていただきました。ほかにもそ

うという方がたくさんおられます。そういう状況の中で、どうにかこうにか開催できたことについては感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今回の総括みたいな感じになりますが、昨日も「グローバル化」というのはどういうことかというふうな話がありました。賛成意見、反対意見あろうかと思えますけれども、やはり日本全体の中でマキシマムにしようとしても、たかが1億人の世界です。法情報を必要としているのは、日本の中の1億人だけではありません。それはどの国でもお互い同じことで、情報は欲しいわけです。

私のサイトには、日々数千件のアクセスがあります。4月から数えてほしい30万件近いアクセスがありますけれども、私のサイトにあるものは、日本語がほとんどすべてです。いろいろロゴを見てみますと、海外からアクセスされているのがかなりあります。おそらく日本語を必死になって読んでおられるのだらうと思います。また、企業などで翻訳して送り込んでいるということもあるかもしれません。私自身も、トーマスまで使ってアメリカの情報を手に入れるわけですから全部英語です。それを私は、英語はほとんど使えないのですけれども、必死になって辞書を見ながら読みます。翻訳というのは、一種の改定作業でもあるから、その時点で閲覧ロスができてしまいますね。やはりリソースが大事だと思います。それぞれの国でお互い言葉が違っておりますので、リソースの違って人がたくさんいると思うし、それは学者だけではなくて、ビジネスの世界でもっとそうだらうと思います。そういうものをもっと融合しやすくするためにはどうやるかということを考えるのが、法情報学の目的でありますし、またそういう学問が発達することによって、ビジネス全体がダメになってしまえば意味がないので、どうにかそれがビジネスにもつながって、みんながハッピーになれるような、そういうことになればいいと思うのです。

先ほど指宿先生が、日本の法情報は、もっとアメリカに行って見てきたらいいんじゃないかとか、そういうご発言がありました。私も同感です。アメリカだけではなくて、オーストラリアでも、ヨーロッパでも、いろいろなところではたくさん行われておりますし、それは単に学術的に面白いからというのではなくて、まさにニーズがあるからだというふうに、私は思います。

今後、この SHIP プロジェクトでさらに研究してまいりますけれども、目指している方向というのは、法情報に対するアクセスということがどういう意味があるかということを広く理解してもらおう。単に国民の基本的な人権である参政権とか、知る権利の確保のために必要であるというだけではなくて、ビジネスの面でも、自分が取引をしたい国の法律はどうなっているかという正確な情報がなければ、正しい戦略を作ることはできません。ですから、わが国あるいは他の国の正しいビジネスのあり方のためにも、法情報へきちんとアクセスできる。アクセスした法情報が信頼性の高いものであり、鑑定して提供されるものであり、そして一定の何か認証が与えられるものである。そういうふうな状況まで持っていかなければならないと思っております。

但し、そういう法情報へのアクセスをするためには、一定の技術とか、一定の知識とか、トレーニングも必要だと思います。そういうものを身につけさせるのも、大学の一つの役割であろうと思いますし、そのための基本的な技法を考えことも必要だと思います。その場合に、単なるビジネス上に置かれたようなフィーではダメで、もっと安いものでなければいけないだらうと思います。その場合の知的財産権も含めた棲み分けというものをきちんとやっていかなければいけない。

それやこれやいろいろ考えて、SHIP プロジェクトでは、データベースとは全然関係ないような知的財産権の話も研究したり、パテントの話なども特に研究しているわけですがけれども、それは早い話が、特にネット上の中では、いろんな形に見えるけれども、結局は1つしかないわけで、非常に単調な世界ですから、それをどう捉えるかという問題に帰着し

てくるだろうと思います。昨日の話の中でも、コートという話が出てまいりましたけれども、たぶん詰まるどころそういう話なんだろうと、私は思っております。

こういう我々の基本的人権の根幹に係わる、何が法であるか、知る権利というものをきちんと突き詰めて考えることによって、ネットが普及した世界で、我々はいったい我々が残るためのルールをどのように構築し、どのように運営し、何か悪いところがあったらどのように変えていくのか。そういう基本的な方法をさらに見出していくことができるのではないかと。そういうふうなことを考えながらやっていかなければ、21世紀の人類が非常に辛い世界で生きていかなければならないというふうな感じを持っております。

あと4年もあるという言い方もあるし、たった4年しかないという言い方もできると思います。今回参加していただいた研究者の方あるいは事業者の方々から、さらに協力を得て、またシンポジウムを予定しておりますので、できれば今回参加していただいたLexis-Nexisだけではなくて、ウエスト社、その他、あるいはオーストラリアのオーストリーとか、その他いろいろな研究者に集まっていただいて、大事な問題について議論し、それで私たち自身の刺激にもしていけたら非常にいいことではないかと。また、そういうふうなものをウェブでも議論し、考えていける場を公開して、広くそういう問題を認識してもらおう。それをビジネスのサイドではさらに利用して新しいビジネスはどうあるべきかということ、経営を考えていくうえでも使っていただくというふうな形にしていけたらいいのではないかと思います。

今後ともひとつよろしくご支援ご協力をお願いいたします。長時間に渡りありがとうございます。(拍手)

<資料>

法情報データベース・法情報検索パテントマップ

Compiled by: 弁護士 小松 弘

Rev.0.1 Last modified: Monday, January 10, 2000 13:10:25

<<http://homepage1.nifty.com/e-law/xml/pmap0.html>>

【XML & SGML】

001. [特開平 11 - 353312] 文書管理方法及び装置ならびに記録媒体
002. [特開平 11 - 338861] 構造化文書処理方法
003. [特開平 11 - 316764] 構造化文書の検索方法および装置および構造化文書検索プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
004. [特開平 11 - 306205] 文書ファイル検索装置及びプログラムを記録した機械読み取り可能な記録媒体 (引用者注:XML に明示的に言及している)
005. [特開平 11 - 306168] 構造化文書作成方法及び構造化文書作成装置並びに構造化文書作成プログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体
006. [特開平 11 - 296525] データベースの作成方法及びデータベース作成装置及びそのデータベースを利用した情報検索方法及び情報検索装置
007. [特開平 11 - 288412] 文書作成方法及びシステム及び文書作成プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
008. [特開平 11 - 282835] 構造化文書のレイアウト表示システム
009. [特開平 11 - 272694] 文書型検索装置
010. [特開平 11 - 272667] 構造化文書作成方法, 構造化文書作成装置及び構造化文書作成用プログラムを格納した記憶媒体
011. [特開平 11 - 259460] 文書処理装置
012. [特開平 11 - 259299] 構造化文書作成支援方法, 構造化文書作成支援システム, プログラムを格納する記憶媒体, 記憶装置及びオブジェクト指向構造化文書作成支援システム
013. [特開平 11 - 250055] 構造化文書編集方法及び構造化文書編集装置並びに構造化文書編集プログラムを記録した記録媒体
014. [特開平 11 - 242676] 構造化文書登録方法, 検索方法, およびそれに用いられる可搬型媒体
015. [特開平 11 - 203283] 構造化文書処理装置及び構造化文書処理プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
016. [特開平 11 - 154149] 構造化文書の表示方法
017. [特開平 11 - 143906] 個人用情報管理方法及び装置及び個人用情報管理プログラムを格納した記憶媒体
018. [特開平 11 - 143874] 構造化文書の体裁定義支援装置
019. [特開平 11 - 120175] 構造化文書表示システム及びコンピュータを構造化文書表示システムとして機能させるためのプログラムを記録した記録媒体
020. [特開平 11 - 120068] 構造化情報ファイル検査装置およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体
021. [特開平 11 - 110391] 文書管理方法
022. [特開平 11 - 110384] 構造化文書検索表示方法及び装置
023. [特開平 11 - 096161] 文書変換装置

- 024. [特開平 11 - 085750] 構造化文書処理方法および装置および構造化文書処理プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
- 025. [特開平 11 - 053400] 構造化文書検索装置及びプログラムを記録した機械読み取り可能な記録媒体
- 026. [特開平 11 - 025076] 文書管理装置および文書管理プログラム記憶媒体
- 027. [特開平 10 - 326230] 分散ネットワークコンピューティングシステム, 同システムに用いられる情報交換装置, 情報交換方法, 及び記憶媒体
- 028. [特開平 10 - 320412] 文書作成装置
- 029. [特開平 10 - 307816] 構造化文書処理装置, 構造化文書処理方法およびその方法をコンピュータに実行させるプログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
- 030. [特開平 10 - 293764] 構造化文書データベース検索方法, 構造化文書データベース検索システム及び記録媒体
- 031. [特開平 10 - 269160] データ配信表示装置
- 032. [特開平 10 - 240752] 構造化文書の登録方法, 検索方法, およびそれに用いられる可搬型媒体
- 033. [特開平 10 - 240731] 文字認識を利用した構造化文書作成装置
- 034. [特開平 10 - 214265] 構造化文書処理装置
- 035. [特開平 10 - 207895] ネットワーク情報受信端末装置
- 036. [特開平 10 - 198697] 構造化文書検索装置
- 037. [特開平 10 - 187726] 構造化文書編集システム
- 038. [特開平 10 - 187725] 文書編集方式
- 039. [特開平 10 - 187720] 文書要約合成装置
- 040. [特開平 10 - 187680] 単語, 文, 部分の粒度で管理するドキュメントリポジトリ装置
- 041. [特開平 10 - 171809] 文書処理方法および装置
- 042. [特開平 10 - 171794] 動的部品化機能付き構造化文書データベースシステム
- 043. [特開平 10 - 143510] 文書処理装置及びその方法
- 044. [特開平 10 - 134037] 文書編集装置及び方法
- 045. [特開平 10 - 116284] 文書処理装置
- 046. [特開平 10 - 116281] 文書処理方法及びその装置
- 047. [特開平 10 - 116279] 文書処理装置
- 048. [特開平 10 - 116276] 文書処理方法および装置
- 049. [特開平 10 - 116275] 文書スタイル編集装置
- 050. [特開平 10 - 116270] 文書処理方法及びその装置
- 051. [特開平 10 - 116269] スタイルデータの構造変換方法および装置
- 052. [特開平 10 - 116221] WWW上の構造化文書
- 053. [特開平 10 - 111866] ハイパーテキスト作成装置及び方法並びにハイパーテキスト作成プログラムを記録したコンピュータで読み取り可能な記録媒体
- 054. [特開平 10 - 100484] コンピュータベースの文書処理方法
- 055. [特開平 10 - 097608] イメージ情報の構造化文書作成装置
- 056. [特開平 10 - 049530] データ処理方法
- 057. [特開平 10 - 021249] キーワード抽出ルール生成方法
- 058. [特開平 09 - 330315] 構造化文書の処理装置
- 059. [特開平 09 - 319632] 構造化文書の版管理方法および装置
- 060. [特開平 09 - 305603] 構造化文書処理装置, 構造化文書処理方法, データベースシステム
- 061. [特開平 09 - 297768] 文書データベース管理装置及び文書データベース検索方法
- 062. [特開平 09 - 251457] 文書変換装置

063. [特開平 09 - 245057] 構造化文書処理方法及び装置
064. [特開平 09 - 245052] 構造化文書処理装置
065. [特開平 09 - 223127] 文書処理方法及びその装置
066. [特開平 09 - 218874] 文書処理装置
067. [特開平 09 - 212508] 文書処理装置
068. [特開平 09 - 185625] 構造化文書編集システム
069. [特開平 09 - 179863] 構造化文書処理装置及びその処理方法
070. [特開平 09 - 171510] 構造化データ処理装置
071. [特開平 09 - 167160] 情報処理装置および方法, 情報記憶媒体
072. [特開平 09 - 128400] 構造化文書生成装置
073. [特開平 09 - 101959] 構造化文書生成装置
074. [特開平 09 - 083715] ファクシミリ通信サーバとのインタフェース装置
075. [特開平 09 - 069101] 構造化文書生成方法および装置
076. [特開平 09 - 044493] 文書処理装置及びその方法
077. [特開平 09 - 006803] 文書データベース管理装置
078. [特開平 09 - 006794] データ検索指示装置
079. [特開平 08 - 339369] 文書表示装置および文書表示方法
080. [特開平 08 - 329116] 構造化文書検索方法
081. [特開平 08 - 329079] 構造化文書差分抽出方法および装置
082. [特開平 08 - 314933] 構造化文書の処理装置
083. [特開平 08 - 292945] 構造化文書編集方式
084. [特開平 08 - 235184] 文書編集装置
085. [特開平 08 - 221417] 構造化文書の新旧対照編集装置
086. [特開平 08 - 221399] 構造化文書作成方法および装置
087. [特開平 08 - 202688] 共同文書作成装置
088. [特開平 08 - 194706] 構造化文章作成装置
089. [特開平 08 - 194705] 文書処理装置およびその構造化文書編集方法
090. [特開平 08 - 190560] 構造テスト装置
091. [特開平 08 - 185403] 構造化文書のレイアウト・表示方法および文書処理システム
092. [特開平 08 - 171565] 文書構造変換装置
093. [特開平 08 - 147311] 構造化文書検索方法及び装置
094. [特開平 08 - 129543] 文書処理装置および文書処理装置の文書処理方法
095. [特開平 08 - 095975] 論理構造化文書の生成方法
096. [特開平 08 - 036579] 構造化文書処理装置
097. [特開平 08 - 030619] 構造化文書編集装置
098. [特開平 08 - 016600] 構造化文書検索方法
099. [特開平 08 - 016590] 構造化文書作成装置
100. [特開平 08 - 016589] 構造化文書処理装置
101. [特開平 08 - 016583] 文書処理装置
102. [特開平 08 - 016576] 構造化文書編集装置
103. [特開平 08 - 016567] 文書型定義作成支援装置
104. [特開平 07 - 334525] 版管理を伴う構造化文書処理装置
105. [特開平 07 - 319918] 文書検索対象指示装置
106. [特開平 07 - 319874] 文書処理装置
107. [特開平 07 - 319857] 構造化文書処理装置
108. [特開平 07 - 282041] 文書変換装置

109. [特開平 07 - 262192] 構造化文書検査装置
110. [特開平 07 - 262179] 構造化文書作成におけるテキストエディタのマクロ自動選択装置
111. [特開平 07 - 239850] 構造化文書作成支援システム
112. [特開平 07 - 225771] 検索式作成支援システム
113. [特開平 07 - 219945] 文書処理装置
114. [特開平 07 - 200370] 文書処理装置及び方法
115. [特開平 07 - 191989] 文書処理方法及び装置
116. [特開平 07 - 182340] 構造化文書の最適レイアウト構造決定方法及び最適レイアウトツリーの決定方法
117. [特開平 07 - 175811] 電子文書管理装置
118. [特開平 07 - 168721] 辞書操作装置及び辞書サーチ順操作装置
119. [特開平 07 - 121534] 構造化文書論理構造設計支援装置
120. [特開平 07 - 121533] 文書型作成装置
121. [特開平 07 - 098707] 文書処理装置
122. [特開平 07 - 065035] 構造化文書検索装置
123. [特開平 07 - 056920] 構造化文書処理装置
124. [特開平 07 - 056786] 構造化文書処理装置
125. [特開平 07 - 044563] 多重文書処理システム及び方法
126. [特開平 07 - 036895] 構造化文書処理装置
127. [特開平 07 - 036894] 文書処理分析支援装置
128. [特開平 07 - 036893] 文書編集装置
129. [特開平 07 - 028928] 物理ファイルおよび当該物理ファイルを処理する画像処理装置
130. [特開平 07 - 021160] 表内データ抽出装置
131. [特開平 07 - 013966] 文書の編集方法
132. [特開平 06 - 348756] 索引作成装置及び索引利用装置
133. [特開平 06 - 325087] 構造化文書のブラウズ装置
134. [特開平 06 - 314281] 文書編集装置
135. [特開平 06 - 259421] 文書処理装置
136. [特開平 06 - 223072] ファイル変換装置
137. [特開平 06 - 214983] 文書画像の論理構造化文書への変換方法および装置
138. [特開平 06 - 208557] 構造化文書処理装置
139. [特開平 06 - 203013] 構造化文書に複数の変更可能な読み文字列および漢字文字列を記憶する方法およびシステム
140. [特開平 06 - 168267] 構造化文書作成方法及び構造化文書作成支援装置
141. [特開平 06 - 131343] 多重文書処理システム
142. [特開平 06 - 131340] 構造化文書の文書部品管理装置
143. [特開平 06 - 131339] 文書処理装置
144. [特開平 06 - 119335] 構造化文書処理装置
145. [特開平 06 - 119332] 構造化文書の文書部品管理装置
146. [特開平 06 - 119331] 構造化文書の文書部品管理装置
147. [特開平 06 - 110886] 論理構造を有する文書のコピーペースト処理装置
148. [特開平 06 - 110883] 文書処理装置
149. [特開平 06 - 110882] 文書編集装置および方法
150. [特開平 06 - 103286] 構造化文書複製管理方法, 構造化文書複製管理装置及び構造化文書複製管理プログラム
151. [特開平 06 - 060067] 文書処理装置

152. [特開平 06 - 052163] 構造化文書処理装置
153. [特開平 06 - 044237] 文書整形装置
154. [特開平 06 - 035914] 文書作成システム
155. [特開平 06 - 035907] 構造化文書編集装置
156. [特開平 06 - 028351] 文書処理装置
157. [特開平 06 - 028350] 文書編集装置
158. [特開平 06 - 019908] 文書処理システム
159. [特開平 06 - 019893] 文書処理装置
160. [特開平 05 - 334291] 文書処理装置
161. [特開平 05 - 225240] 文書データベース装置
162. [特開平 05 - 210667] 構造化文書のレイアウト方法
163. [特開平 05 - 189430] 索引語管理装置
164. [特開平 05 - 128107] 構造化文書編集装置
165. [特開平 05 - 108631] 文書処理装置
166. [特開平 05 - 101053] 構造化文書編集方法
167. [特開平 05 - 089173] 構造化文書分類装置
168. [特開平 05 - 046608] 文書処理装置

このシンポジウムの開催費用，この講演要旨集その他の関連資料等の印刷・出版費用は，明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」における研究の一部として，文部省及び学校法人明治大学から支援を受けています。

この講演要旨集に収録されている講演要旨及び資料等の著作物の著作権は，各著作物において著作者として表示されている者に帰属し，日本国及び関連各国の著作権法によって保護されています。

名 称：SHIP プロジェクト・サイバー法研究会・法情報学研究会第3回共同シンポジウム講演要旨集

発 行：2001年3月20日

編 集：夏井高人，新保史生

執 筆：福島力洋，上野達弘，渡邊 修，苗村憲司，竹山宏明，夏井高人
岡本 真，指宿 信，和田 悟，小松 弘，平野 普，藤田康幸

協 力：Lexis-Nexis Japan，第一法規出版株式会社，新日本法規出版株式会社，株式会社ジーサーチ，株式会社 TKC，株式会社判例タイムズ社（株式会社 EOC），久野敦司

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト（SHIP プロジェクト）」，サイバー法研究会，法情報学研究会